

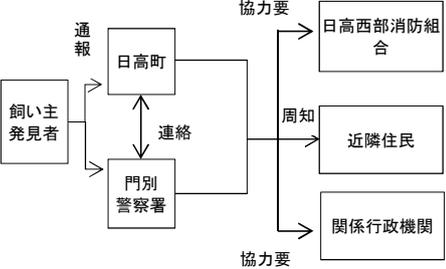
参考2 防災計画等における動物愛護管理の記載状況

平成26年4月1日現在

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 北海道 | <p>北海道地域防災計画 第5章 災害応急対策計画 第28節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 1 北海道 (1) 総合振興局長又は振興局長は、市町村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2) 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市町村 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 岩見沢市 (北海道) | <p>岩見沢市地域防災計画 第5章 災害応急対策計画 第12節 飼養動物対策計画</p> <p>災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任 (1) 北海道 ア 空知総合振興局長は、市が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 イ 道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 (2) 岩見沢市 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>2 飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 美唄市 (北海道) | <p>美唄市地域防災計画 第14節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任者 市長(衛生部市民衛生班) 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>2 飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、飼い主が自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 三笠市 (北海道) | <p>三笠市地域防災計画 第6章 災害応急対策計画 第11節</p> <p>1 実施責任者 市長(市民対策部避難防疫班) 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>2 飼育動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、放浪犬等を捕獲・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 南幌町 (北海道) | <p>南幌町地域防災計画 第2編 風水害等対策計画 第3章 災害応急対策計画 第16節 飼養動物対策計画</p> <p>災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>1. 実施責任者 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで逸走犬等の保護・収容等の処置が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材のあっせん等応援を要請する。</p> <p>2. 飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 (3) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の取用について周知を図る。</p> |
| 栗山町 (北海道) | <p>栗山町地域防災計画本編第5章 災害応急対策 第16節 飼育動物対策計画</p> <p>1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号)に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を維持して適正に取り扱うものとする 2 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、北海道及び町は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について、周知を図るものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 砂川市 (北海道) | <p>砂川市地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第11節廃棄物処理等計画</p> <p>3 廃棄物等の処理の方法 (6) 飼養動物の取り扱い ア 動物の管理は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 イ 災害発生時における動物の非難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 ウ 災害時において道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲及び収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 歌志内市 (北海道) | <p>歌志内市防災計画 第14節 飼育動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任者 市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>2 飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 浦臼町 (北海道) | <p>浦臼町地域防災計画書 第5章 災害応急対策計画 第15節 使用動物対策計画</p> <p>第1 実施責任者 町長 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>第2 使用動物の取扱 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号尾の規定により動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 新十津川町 (北海道) | <p>・新十津川町地域防災計画(一般災害対策編) 第5章災害応急対策計画 第19節 飼養動物対策計画 ・新十津川町地域防災計画(地震災害対策編) 第3章災害応急対策計画 第20節 飼養動物対策計画</p> <p>災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 町は、地域における逸走犬、放浪犬等の管理を行うものとする。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 千歳市 (北海道) | <p>○千歳市地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第15節保健衛生・防疫対策 第7動物対策 災害時には飼い主の被災、避難所への収容不能、飼育施設の破損等により放浪動物が多数発生する。 放浪犬等による事故や感染症予防と動物愛護の観点から、一時的な保護や治療等を実施する。 また、飼い主からの問い合わせに対応できるよう収容施設等の広報を行う。 災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣畜処理場に運搬処理する。</p> |
| 二セコ町 (北海道) | <p>二セコ町地域防災計画 第5章 災害応急対策計画 第8節 避難対策計画</p> <p>4 飼養動物の取扱 (1) 動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 留寿都村 (北海道) | <p>◇留寿都村民保護計画 第4章警報及び避難の指示等 第2避難住民の誘導等 3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 留寿都村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> <p>◇留寿都村地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第16節飼養動物対策計画 第1 実施責任 1 村 村は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、本村のみで保護・収容が困難な場合には、道に必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援要請を求め実施するものとする。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い 1 飼い主 (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>2 村 災害発生時において、村は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 倶知安町 (北海道) | 倶知安町地域防災計画 第3章応急対策編 第5節住民生活の安定 1 災害発生における動物の避難は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 2 災害発生時において、町（保健衛生班）は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなどの適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3 放浪犬を収容したときは、町（企画広報班）は、その旨を町民等に周知するとともに、放浪犬の里親探し等をボランティア等に依頼する。 |
| 共和町 (北海道) | 共和町地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第13節飼養動物対策計画 共和町長（本部長）は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで逸走犬等の保護・収容等の処置が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材のあっせん等応援を要請する。 （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 （2）災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 （3）災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等について周知を図る。 |
| 積丹町 (北海道) | 積丹町地域防災計画 一般対策編 第18節 飼育動物対策計画 第1 目的 災害時における被災地の飼育動物の取り扱いについて定め、被災地における飼育動物対策の総合的な推進を図る。 第2 基本方針 飼育動物については、動物愛護等の観点から、適切な取扱を行う。 第3 飼育動物の取り扱い 1 動物の適切な管理 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「動物愛護条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適切な管理を行う。 2 動物の避難 災害発生時における動物の避難は、動物愛護条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行う。 3 逸走犬等の保護 災害発生時において、町及び北海道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずる。また、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 |
| 赤井川村 (北海道) | 赤井川村地域防災計画本編 第4章災害応急対策計画 第4節避難救出計画 第4項避難の方法 7. 飼養動物の取扱い 1) 災害発生における動物の避難は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 2) 災害発生時において、村（総務班）は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなどの適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 |
| 室蘭市 (北海道) | ○室蘭市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 ○室蘭市地域防災計画 第2編 風水害防災計画 第4章 災害応急対策計画 第14節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1 実施責任者 市（担当—生活環境部）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2 飼養動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、市は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3編 地震・津波防災計画 第1章 地震・津波の想定 第14節 飼養動物対策計画 地震・津波災害が発生したときの、被災地の飼養動物の取扱に関する計画は、第2編風水害防災計画 第4章災害応急対策計画 第14節飼養動物対策計画（P95）の規定に準じる。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 日高町 (北海道) | <p>日高町地域防災計画 第3章風水害対策 第2節災害応急対策 第2.2飼育動物対策 災害時の被災地における飼育動物の対応策については、次のとおりとする。</p> <p>1 飼育動物の取扱い (実施担当等 民生部) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号)に基づき、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うとともに、民生部は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、周知又は指導を行うものとする。</p> <p>2 逸走犬等の確保、保護及び収容 (実施担当等 民生部) 民生部は、関係機関等の協力を得て、逸走犬等を確保するとともに、保護・収容をするなど適切な措置を講ずるものとする。又、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。なお、保護・収容に関して、町は必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、道への応援を要請することが出来る。</p> <p>3 特定動物の逸走に伴う措置 (実施担当等 各担当部) 特定動物の逸走により、飼い主等から通報を受けた場合は、直ちに関係行政機関に通報するとともに、近隣住民に周知するものとする。</p>  |
| 松前町 (北海道) | <p>松前町地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第2.1節飼養動物対策計画 ペットの飼育、保護は、所有者の責任において行うことを原則とする。避難活動時には、避難者自らがペット救護所等にペットを預けるように広報する。</p> <p>1 ペット救護所等の開設 町長(福祉対策班)は、ペットの保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、北海道及び北海道獣医師会にペットの救護及び飼育管理について応援を要請する。 町長は、北海道及び北海道獣医師会と連携して、ペットの種類、頭数を把握したうえで、救護所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救護動物保護センターと救護動物治療センターの開設を図る。</p> <p>2 飼養動物の取扱い (1) 動物の管理者(飼い主)は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」)に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、道条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者(飼い主)が自己責任で行うものとする。 (3) 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲、収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 江差町 (北海道) | <p>江差町地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第1.7節飼養動物対策計画</p> <p>1. 実施責任及び飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する法律(平成13年北海道条例第3号)に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、北海道及び町は関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して放浪犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 中川町 (北海道) | <p>中川町地域防災計画 ー基本編ー 第5章災害応急対策計画 第18節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては本計画に定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じた上川支庁からの指導のもと、町が行うこととし、担当は現地対策班、住民対策班が当たるものとする。 なお、被災地の逸走犬等の保護・収容に関しては、町は必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、道への応援を要請できるものとする。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い 1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2. 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 3. 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 富良野市 (北海道) | <p>富良野市地域防災計画本編 第4章災害応急対策計画 第22節飼養動物対策計画</p> <p>この計画は、災害時における動物等の適切な管理について、必要な事項を定める。</p> <p>1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号)に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行なうものとする。 2. 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3. 災害発生時において、北海道及び市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して放浪犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 上富良野町 (北海道) | <p>上富良野町地域防災計画(平成26年3月策定 火山災害対策編 第3章 災害応急対策)</p> <p>2 ペットの避難対策 (1) ペットの避難 ペットの避難は、原則として所有者が実施することを原則とする。民生対策部は、避難準備等の段階で広報により住民に周知する。所有者が自力では避難させることができない場合は、北海道、北海道獣医師会等と協議する。 (1) ペット避難所の設置 民生対策部は、動物救護センターが設置される場合は、北海道及び北海道獣医師会等と連携して富原地区・東中地区の公共用地を設置場所として確保する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 | | | | | | |
|----------------|--|----------------------|-----|---------|-------|-----|----------------------|
| 中富良野町 (北海道) | <p>中富良野町地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第14節清掃計画 第6飼養動物の取扱い</p> <p>(1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。</p> <p>(2) 災害発生時における動物の避難は、道条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。</p> | | | | | | |
| 占冠村 (北海道) | <p>〇占冠村地域防災計画一般災害対策編 第5章災害応急対策計画 第20節飼養動物対策計画</p> <p>災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 占冠村 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に支援を求め実施するものとする。</p> <p>2 北海道 (1) 上川総合振興局長は、村が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2) 道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する支援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い</p> <p>1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>2 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>3 災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> | | | | | | |
| 当麻町 (北海道) | <p>当麻町地域防災計画 一般災害対策編</p> <p>第20節 飼養動物対策計画</p> <p>災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 当麻町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、当該町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に支援を求め実施するものとする。</p> <p>2 北海道 (1) 上川総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する支援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い</p> <p>1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>2 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> <p>当麻町地域防災計画 地震災害対策編</p> <p>第20節 飼養動物対策計画</p> <p>本節については、一般災害対策編「第5章 第20節 飼養動物対策計画」を準用する。</p> | | | | | | |
| 比布町 (北海道) | <p>比布町防災計画 第5章災害応急対策計画 第12節廃棄物処理等計画 6 飼養動物の取り扱い</p> <p>(1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。</p> <p>(2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) 災害発生時において、町は、関係団体と協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> | | | | | | |
| 愛別町 (北海道) | <p>愛別町地域防災計画 第17節飼養動物対策計画 第2 飼養動物の取扱い</p> <p>1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>2 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> | | | | | | |
| 上川町 (北海道) | <p>上川町地域防災計画（第2章）</p> <p>3. 任務分担</p> <table border="1" data-bbox="284 1809 965 1868"> <tr> <td>部 名</td> <td>班 名</td> <td>事 務 分 掌</td> </tr> <tr> <td>民生対策部</td> <td>衛生班</td> <td>9. 放浪動物の捕獲及び収容に関すること</td> </tr> </table> | 部 名 | 班 名 | 事 務 分 掌 | 民生対策部 | 衛生班 | 9. 放浪動物の捕獲及び収容に関すること |
| 部 名 | 班 名 | 事 務 分 掌 | | | | | |
| 民生対策部 | 衛生班 | 9. 放浪動物の捕獲及び収容に関すること | | | | | |
| 美瑛町 (北海道) | <p>美瑛町地域防災計画本編 第二編風水害等対策 第三章災害応急対策計画 第十七節農畜産・動物 第三飼養・放浪動物対策</p> <p>一 (一) 避難時のペットの保護及び飼養は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。総務渉外対策部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。</p> <p>一 (二) 民生文教対策部は、避難生活が長期化し、避難場所において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、北海道及び北海道獣医師会等とその取扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、ペットフードを確保する。</p> <p>二 (一) 民生文教対策部は、北海道、関係団体等と協力して放浪犬や放浪家畜の捕獲、収容を行う。また、住民等に放浪犬等への注意や収容について広報する。</p> <p>二 (二) 死亡した動物は、しらかば清掃センター等で処理する。</p> | | | | | | |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 小平町 (北海道) | <p>小平町地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第12節清掃計画 5飼養動物の取り扱い</p> <p>(1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。</p> <p>(2) 災害発生時における動物の避難は、動物の管理者が、自己の責任において行うものとする。</p> <p>(3) 災害発生時において、町は関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 苫前町 (北海道) | <p>苫前町地域防災計画(風水害等災害対策編) 第5章災害応急対策計画 第20節飼育動物対策計画 第2飼育動物の取扱い</p> <p>1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p> <p>2 災害発生における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。</p> <p>3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> |
| 天塩町 (北海道) | <p>・天塩町地域防災計画 第3編風水害応急対策計画 第21節飼養動物対策計画</p> <p>大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、不詳動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、道や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。</p> <p>1 飼養動物の扱い</p> <p>(1) 動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。</p> <p>(2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) 町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> <p>2 被災地域における動物の保護</p> <p>飼い主のわからない不詳又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等と協力し、動物の保護を行う</p> <p>3 避難所における動物の適正な飼育</p> <p>町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1) 各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援要請</p> <p>(2) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整</p> <p>・天塩町地域防災計画 第4編地震災害応急対策計画 第21節飼養動物対策計画</p> <p>大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、不詳動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、道や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。</p> <p>1 飼養動物の扱い</p> <p>(1) 動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。</p> <p>(2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) 町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> <p>2 被災地域における動物の保護</p> <p>飼い主のわからない不詳又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等と協力し、動物の保護を行う</p> <p>3 避難所における動物の適正な飼育</p> <p>町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1) 各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援要請</p> <p>(2) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整・天塩町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難への支持等 第2避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮</p> <p>天塩町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省精算局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 |
| 猿払村 (北海道) | <p>猿払村地域防災計画(一般災害対策編)「第5章 第20節 飼養動物対策計画」</p> <p>災害時における被災地の飼養動物の取扱いについての計画は、次のとおりである。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 猿払村</p> <p>村長は、地域における逸走犬、放浪犬等の管理及び保護を行う。</p> <p>なお、村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道をはじめ、動物愛護ボランティア等に応援を求め、実施する。</p> <p>2 北海道</p> <p>(1) 宗谷総合振興局長は、村が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。</p> <p>(2) 道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い</p> <p>1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p> <p>2 災害発生における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。</p> <p>3 災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図る。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 枝幸町 (北海道) | <p>枝幸町地域防災計画 第3編風水害応急対策計画第2 1節飼養動物対策計画、第4編地震・津波災害応急対策計画第2 1節飼養動物対策計画</p> <p>1 飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> <p>2 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。</p> <p>3 避難所における動物の適正な飼育 町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援要請 (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整</p> |
| 幌延町 (北海道) | <p>幌延町地域防災計画 第5章 災害応急対策計画 第18節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼育動物の取扱いに関する計画は、次のとおりとする。</p> <p>第1 実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて宗谷総合振興局からの指導のもと、町が行うこととし、家畜は経済部、家畜以外の死亡獣畜は町民部が担当するものとする。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及幌延町地域防災計画 81び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 大空町 (北海道) | <p>大空町地域防災計画 一般対策編 第5部 災害応急対策計画</p> <p>第19章 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いに関する計画は、次のとおりである。</p> <p>第1節 実施責任者 町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。</p> <p>第2節 飼養動物の取扱い 1 動物の健康及び安全保持 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2 動物の避難 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3 逸走犬等の収容 災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をする等適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> |
| 北見市 (北海道) | <p>北見市防災計画 第20節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任者 市長(環境班)は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、市のみで逸走犬等の保護・収容等の処置が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資器材のあっせん等応援を要請する。</p> <p>2 飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 (3) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> |
| 遠軽町 (北海道) | <p>遠軽町地域防災計画全編 第5章 災害応急対策計画 第14節 廃棄物処理等計画 第1-3 実施責任 第3 飼養動物の取扱い</p> <p>○ 遠軽町地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び遠軽町防災会議条例第2条の規定に基づき、遠軽町防災会議が作成する計画であり、町の区域の防災に関する業務や対策などを定めた総合的かつ基本的な計画です。 この計画では、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、災害の未然防止に、北海道をはじめとする各防災関係機関、公共的団体、住民が連携し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため平常時から行う予防対策や、災害時の応急対策、復旧計画などを定めています。</p> <p>第1 実施責任 3飼養動物 被災地における逸走犬等の管理は、町(民生対策部衛生班及び地域対策部地域住民班)が行う。</p> <p>第3 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和45年法律105号)及び遠軽町犬又はねこの愛護及び管理に関する条例(平成17年遠軽町条例第112号)に基づき災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 逸走犬等を発見した場合は、保護して、住民に対してその旨を周知するものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 滝上町 (北海道) | <p>滝上町地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第20節飼養動物対策計画</p> <p>1 実施責任者 町長は、逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>2 飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任においても行うものとする。 (3) 災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 遠軽町 (北海道) | <p>遠軽町地域防災計画全編 第5章 災害応急対策計画 第14節 廃棄物処理等計画 第1-3 実施責任 第3 飼養動物の取扱い</p> <p>○ 遠軽町地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び遠軽町防災会議条例第2条の規定に基づき、遠軽町防災会議が作成する計画であり、町の区域の防災に関する業務や対策などを定めた総合的かつ基本的な計画です。 この計画では、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、災害の未然防止に、北海道をはじめとする各防災関係機関、公共的団体、住民が連携し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため平時から行う予防対策や、災害時の応急対策、復旧計画などを定めています。 第1 実施責任 3飼養動物 被災地における逸走犬等の管理は、町(民生対策部衛生班及び地域対策部地域住民班)が行う。 第3 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和45年法律105号)及び遠軽町犬又はねこの愛護及び管理に関する条例(平成17年遠軽町条例第112号)に基づき災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 逸走犬等を発見した場合は、保護して、住民に対してその旨を周知するものとする。</p> |
| 音更町 (北海道) | <p>音更町地域防災計画本編 第5章災害応急対策計画 第16節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任 (1) 北海道 ア 十勝総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 イ 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 (2) 音更町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>2 飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 士幌町 (北海道) | <p>士幌町地域防災計画 ～ 第12節 飼養動物対策計画</p> <p>災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任 1 北海道 (1)十勝総合振興局長は、本町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2)道は、被災地の本町から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2 町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>2 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の逃避は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 帯広市 (北海道) | <p>避難所に持ち込まれたペットの取り扱いについて、「帯広市避難所運営マニュアル」に定めている。</p> |
| 大樹町 (北海道) | <p>大樹町地域防災計画 第4章 災害応急対策計画 第16節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1 実施責任者 (1)被災地における逸走犬等の管理は町長(担当：避難対策・衛生部)が行うものとする。 (2)町長は、災害による被害が甚大で町のみで逸走犬等の捕獲、収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。</p> <p>2 飼養動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規程により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護、収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 池田町 (北海道) | <p>池田町地域防災計画本編 第5章災害応急対策計画 第4節避難対策計画 1 避難実施責任者 脚注3 及び 池田町地域防災計画地震防災計画編 第3章災害応急対策計画 第5節避難対策計画 1 避難実施責任者 脚注2</p> <p>警察官職務執行法第4条：警察官は、人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめたるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。</p> <p>池田町地域防災計画本編 第5章災害応急対策計画 第19節飼養動物対策計画 及び 池田町地域防災計画地震防災計画編 第3章災害応急対策計画 第33節 飼養動物対策計画</p> <p>災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>(2) 町長は、被災地の逸走犬等の保護及び収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 飼養動物の取扱い</p> <p>(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）並びに北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。</p> <p>(2) 災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護及び収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 陸別町 (北海道) | <p>第18節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いに関する計画は、次の定めによる。</p> <p>第1 実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて十勝支庁からの指導のもと、町が行うこととし、家畜は調査対策班、家畜以外の死亡獣畜は町民対策班が担当するものとする。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い</p> <p>(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。</p> <p>(2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 鹿追町 (北海道) | <p>鹿追町地域防災計画 第5章 災害応急対策計画 第17節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱は、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び家庭動物等の取扱に関しては、現地の状況に応じて十勝総合振興局からの指導のもと、町が行うものとする。</p> <p>2 家庭動物等の取扱</p> <p>(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>(2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) 災害時において町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるものとする。町民等に対して、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 幕別町 (北海道) | <p>幕別町地域防災計画本編 第5章災害応急対策計画 第18節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>(2) 町長は、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 飼養動物の取扱い</p> <p>(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。</p> <p>(2) 災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</p> <p>(3) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 釧路町 (北海道) | <p>釧路町地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第26節 飼育動物対策計画 災害時における被災地の飼育動物の取扱については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 1 釧路町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2 釧路総合振興局 (1) 釧路総合振興局長は、町が行う被災地における飼育動物の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第2 飼育動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 4 避難所等における飼育動物の取扱については、これに定めるほか、別途「（仮称）釧路町避難所開設・運営マニュアル」を整備するものとする。</p> <p>釧路町地域防災計画 第3編 地震対策編 第20節 飼養動物対策計画地震・津波災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 1 町被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2 釧路総合振興局 (1) 釧路総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 4 避難所等における飼育動物の取扱については、これに定めるほか、別途「（仮称）釧路町避難所開設・運営マニュアル」を整備するものとする。</p> |
| 弟子屈町 (北海道) | <p>弟子屈町地域防災計画 第4章 災害応急対策計画 第15節 廃棄物等処理計画</p> <p>第5 飼養動物の取り扱い (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、道条例の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 白糠町 (北海道) | <p>白糠町地域防災計画(抜粋)</p> <p>第11節 清掃計画</p> <p>(5)飼養動物の取扱い ア飼養動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）、以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 イ災害発生時における、飼養動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。 ウ災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、一般住民等への危害が及ばないよう、逸走犬の捕獲・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、住民に対し、危険防止及び逸走犬の収容内容等について周知を図り、住民の協力を得るものとする</p> |
| 浜中町 (北海道) | <p>浜中町地域防災計画（第5章 災害応急対策計画 第11節 清掃計画） 飼養動物の取扱 ア飼養動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）、以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 イ災害発生時における、飼養動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。 ウ災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、一般住民等への危害が及ばないよう、放浪犬の捕獲・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、住民に対し、危険防止及び放浪犬の収容内容等について周知を図り、住民の協力を得るものとする。</p> |
| 根室市 (北海道) | <p>根室市地域防災計画 一般防災計画編 第4章 災害応急対策計画 第20節 飼養動物対策計画</p> <p>1 実施責任 市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。</p> <p>2 飼養動物の取扱 (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 別海町 (北海道) | <p>別海町地域防災計画 第20節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定めるところによる。</p> <p>1. 実施責任者 (1) 災害時における放浪犬等の管理は町長が行うものとする。 (2) 町長は、災害による被害が甚大で町のみで放浪犬等の捕獲・収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。</p> <p>2. 飼養動物の取扱 (1) 動物の管理者は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適正な管理を行うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規程により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、町は機関の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど、適切な処置を講ずるとともに、町民に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 標津町 (北海道) | <p>標津町地域防災計画</p> <p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>本編119 2 避難場所等の開設・運営管理 (3) 町は、避難場所等における生活環境に注意を払い、食事共有の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、常に良好なよう必要な対策を講じる。 また、避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 また、必要に応じ、避難場所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>本編124 第9 被災動物等救護対策 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、根室振興局保健環境部中標津地域保健室等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。</p> <p>1 被災地における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼いの動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、根室振興局保健環境部中標津地域保健室、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。</p> <p>2 避難場所等における動物の適正な飼育 町は、避難場所等を設置した場合、関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受け入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 (1) 各地域の被害状況、避難場所等での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、道及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 (2) 動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあつせん、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う。 (3) 動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 (4) 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。</p> |
| 標津町 (北海道) | <p>標津町地域防災計画</p> <p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>本編165 第19節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。</p> <p>第1 実施責任 1 町 町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2 道 (1) 根室振興局町は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあつせん等所要の措置を講ずる。</p> <p>第2 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2 災害発生時における動物の避難は、条例の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> <p>標津町地域防災計画</p> <p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>本編171 (9) 運営管理 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。</p> <p>本編198 第32節 防災ボランティアとの連携計画 第4 ボランティアの主な活動内容 15 被災動物の保護・救助活動</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 羅臼町 (北海道) | <p>羅臼町地域防災計画 第5章災害応急対策実施計画 第14節飼養動物対策計画</p> <p>災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。</p> <p>1 実施責任者 1) 被災地における逸走犬等の管理は町長が行うものとする。 2) 町長は、災害による被害が甚大で町のみで逸走犬等の捕獲・収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施する。</p> <p>2 飼養動物の取扱い 1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律および北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 3) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</p> |
| 青森県 | <p>○青森県地域防災計画―風水害等編― 第4章災害応急対策計画 第16節被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 実施責任者 県(健康福祉部)</p> <p>2 実施内容 (1)避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する 助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 (2)特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 (3)動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防措置及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物の保護・収容等必要な措置を講じる。 3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。</p> <p>○青森県地域防災計画―地震編― 第4章災害応急対策計画 第16節被災動物対策 (内容は風水害等編と同様であることから、記載を省略)</p> |
| 弘前市 (青森県) | <p>弘前市地域防災計画 風水害等編、地震編 第4章 災害応急対策計画 第16節 被災動物対策</p> <p>災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 実施責任者 災害時における被災動物対策は、市や獣医師会の協力を得て県(健康福祉部)が行う。</p> <p>2 実施内容 ①避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 ②危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。 ③動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症の蔓延防止のため、飼い主に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容を行う。</p> <p>3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> |
| むつ市 (青森県) | <p>むつ市地域防災計画 地震編、風水害等編 第4章 災害応急対策計画 第16節 被災動物対策</p> <p>災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 実施責任者 災害時における被災動物対策は、市や獣医師会の協力を得て県(健康福祉部)が行う。</p> <p>2 実施内容 ①避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 ②危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。 ③動物由来感染症予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防措置及び負傷動物の保護を行う。</p> <p>3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> <p>むつ市国民保護計画 第3章 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処 第4節 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3. 避難住民の誘導 (9)動物の保護に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月3日付け環境省自然環境局総務課物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア. 危険動物等の逸走対策 市は、武力攻撃事態又は緊急対処事態において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知を図るとともに、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。 イ. 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 市は、所有者等が行う要避難地域等において飼養され又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 三沢市 (青森県) | <p>三沢市地域防災計画 地震編・風水害編 第16節 被災動物対策</p> <p>災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 実施責任者 災害時における被災動物対策は、市や獣医師会の協力を得て県(健康福祉部)が行う。</p> <p>2 実施内容</p> <p>①避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。</p> <p>②危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。</p> <p>③動物由来感染症予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症の蔓延防止のため、飼い主に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容を行う。</p> <p>3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> |
| 深浦町 (青森県) | <p>深浦町地域防災計画 風水害等編 第4章 災害応急対策計画 第16節 被災動物対策</p> <p>災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県(健康福祉部)が行う。</p> <p>2 実施内容</p> <p>①避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。</p> <p>②危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。</p> <p>③動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防措置及び動物感染症の蔓延防止のため、飼い主に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容を行う。</p> <p>3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> |
| 平内町 (青森県) | <p>平内町地域防災計画 風水害等編、地震編 第4章 災害応急対策計画 第16節 被災動物対策</p> <p>災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県(健康福祉部)が行う。</p> <p>2 実施内容</p> <p>①避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。</p> <p>②危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。</p> <p>③動物由来感染症予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防措置及び負傷動物の保護を行う。</p> <p>3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> |
| 今別町 (青森県) | <p>今別町地域防災計画 風水害等編、地震編 第4章 災害応急対策計画 第16節 被災動物対策</p> <p>災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県(健康福祉部)が行う。</p> <p>2 実施内容</p> <p>①避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。</p> <p>②危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。</p> <p>③動物由来感染症予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防措置及び負傷動物の保護を行う。</p> <p>3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> |
| 六戸町 (青森県) | <p>六戸町地域防災計画 風水害等編、地震編 第4章 災害応急対策計画 第16節 被災動物対策</p> <p>災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。</p> <p>1 実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県(健康福祉部)が行う。</p> <p>2 実施内容</p> <p>①避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。</p> <p>②危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。</p> <p>③動物由来感染症予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防措置及び負傷動物の保護を行う。</p> <p>3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 岩手県 | <p>「岩手県地域防災計画」第16節 医療・保健計画 第9 愛玩動物の救護対策 ○ 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。</p> |
| 宮城県 | <p>宮城県地域防災計画 第19節 愛玩動物の収容対策(県環境生活部) 第1 目的 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多少生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。県は動物愛護の観点からこれら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 第2 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 第3 避難所における動物の適正な飼育 県は避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3 他縣市への連絡調整及び要請</p> |
| 秋田県 | <p>○秋田県地域防災計画 第23節 動物管理計画 第1 特定動物・飼養管理の管理 1 実施機関 (1)特定動物(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第26条に基づく特定動物) 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市町村及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 (2)飼養動物 原則、飼養者とするが、市町村及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2 実施方法 (1)特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2)負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 (3)被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分についての対策を講ずる。 (4)動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医師を確保する。 第2 避難所等の飼育動物対策 1 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 2 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。</p> |
| 山形県 | <p>山形県地域防災計画 震災対策編 第3編災害応急計画 第14章生活支援関係 第4節保健衛生計画 7被災動物対策 津波災害対策編 第3編災害応急計画 第13章生活支援関係 第4節保健衛生計画 7被災動物対策 風水害対策編 第1編風水害等共通対策編 第3章災害応急計画 第13節生活支援関係 4保健衛生計画 7被災動物対策 7 被災動物対策 県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する (1) 避難動物の適正飼養等 保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに収容避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2) 危険な動物の緊急措置等の確認 保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3) 被災地域における動物の保護、収容等 保健所は、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。</p> |
| 山形市 (山形県) | <p>市避難所マニュアルにおいて避難スペースの確保としてペット管理スペースの確保に努めるようにしている。</p> |
| 鶴岡市 (山形県) | <p>鶴岡市地域防災計画—風水害・雪害対策編— 第3章 災害応急対策 第15節 ペットの保護対策 3 各主体の役割 (県の役割) ア 避難所において動物が適正に飼育されるよう指導助言を行う。 イ 危険動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 ウ 負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容に関し必要な措置を行う。</p> |
| 米沢市 (山形県) | <p>米沢市地域防災計画 第2編 第2章 被災動物対策 市は、動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会等関係団体と協力体制を確立する。 ア 市の役割 市は、県と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援する。</p> |
| 東根市 (山形県) | <p>東根市地域防災計画 第2編 震災対策編 第2章 災害応急計画 第13節 生活支援関係 第4款 保健・防疫計画 6. 被災動物対策 動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 (1) 飼い主とともに避難した動物の適正飼養等について、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市は県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2) 危険な動物の緊急措置等の確認 災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置の確認について保健所に要請する。 (3) 被災地域における動物の保護要請 市は県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を保健所へ要請する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 新庄市 (山形県) | <p>新庄市地域防災計画 第3篇災害応急計画 第3章応急対策関係 被災動物対策</p> <p>市は、最上保健所及び県獣医師会等関係団体と協力関係を確立し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) 避難動物の適正飼養等 動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 被災地域に置ける動物の保護、収容等 負傷動物又は放し飼いの状態にある動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。</p> |
| 白鷹町 (山形県) | <p>白鷹町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第3 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町長は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課 動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部企画課通知)」を踏まえ、以下の事項について、所要の措置を講ずるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 <p>白鷹町地域防災計画 第2編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第12節 避難所の運営 4 避難所運営に係る留意点 (1)町のとるべき措置 ⑥避難所におけるペットの取扱い ・避難者と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)については、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、生活する避難者の同意のもと、飼養できることとする。また、必要に応じ避難所又はその近隣に、避難者の愛玩動物の飼育が可能なスペースを確保するよう努めるとともに、受け入れにあたっては飼育管理ルールを作成するなど円滑な管理に努めるものとする。</p> |
| 飯豊町 (山形県) | <p>飯豊町地域防災計画 第2編風水害等対策編 第1章災害予防計画 第25節防疫・保健衛生対策 3保健衛生対策の実施 (7)被災動物対策 災害時には負傷又は放し飼いの状態の動物が多数生じ、飼い主と一緒に動物が避難所に避難することが予想される。そのため、これらの動物の保護や飼育に関して、県に対して支援要請を行う。</p> |
| 福島県 | <p>福島県地域防災計画一般災害対策編</p> <p>第2章 災害予防計画 第10節 避難対策 第1 避難計画の策定 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 7 指定避難所の整備に関する事項 (6) ペット等の保管施設</p> <p>第3章災害応急対策計画 第15節防疫及び保健衛生 第7動物(ペット)救護対策 1 県(保健福祉部)の業務 (1)災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国(環境省)、市長村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 (2)保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。</p> |
| 福島市 (福島県) | <p>福島市地域防災計画 第2章 災害予防計画 第3節 安全避難の環境整備 第1 避難計画の策定 7 避難所の整備に関する事項 ⑤ペット等の保管施設 第4 避難所の開設 2 避難所における措置 (6)被災者に同行した動物(ペット)に対する救護措置 第7 動物(ペット)の救護対策 環境課長は、災害時の被災状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国(環境省)、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。また、県(県北保健福祉事務所長)は、放置動物の保護、負傷動物の治療、ペットフードの提供等、被災動物の救護を行うとともに、状況に応じて、ペット動物救護対策班を編成して救護対策を実施することから、環境課長は、必要に応じて県に支援を要請する。</p> |
| 二本松市 (福島県) | <p>二本松市地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第1部 災害予防計画 第2章 災害に強いまちづくり 第6節 危険施設の保安対策 4 猛獣対策 (1)防災体制の確立 (2)災害予防対策 (3)防災資機材等の整備 (4)猛獣脱出等の措置 第6章 第2節 避難の誘導 4 避難順位及び携行品の制限 (1)避難順位は概ね次の順位による。ア 傷病者 イ 障がい者 ウ 高齢者 エ 乳幼児 オ 児童・生徒 カ 上記以外の一般住民 キ 災害応急対策従事者 ク ペット 第4編 震災対策編 第2部 災害応急対策計画 第16章 ボランティアとの連携 第2節 ボランティア団体等の活動 11 被災ペットの救護活動</p> |
| 伊達市 (福島県) | <p>本宮市地域防災計画 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第14節 防疫及び保健衛生 第7 動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼いの状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、市(環境防災課)は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国(環境省)、福島県県北保健福祉事務所、獣医師会等の関係機関・団体に対して、支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。</p> <p>震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第15節 防疫及び保健衛生 第7 動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼いの状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、市(環境防災課)は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国(環境省)、福島県県北保健福祉事務所、獣医師会等の関係機関・団体に対して、支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。</p> |
| 本宮市 (福島県) | <p>伊達市地域防災計画 第2章 災害応急対策計画 第13節 防疫及び保健衛生 第7 動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼いの状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、県北保健所、県獣医師会等の関係機関・団体に対して、支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 桑折町 (福島県) | 桑折町地域防災計画 第2章 災害予防計画 第8節 避難対策(総務部) 第1 避難計画の策定 6 避難所開設に伴う被災者の救済措置に関する事項 (6)ペットとの同行避難のための措置 桑折町国民保護計画 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 5 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して痴呆公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等 |
| 国見町 (福島県) | 国見町地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第14節 防疫及び保健衛生 第7 動物(ペット)救護対策 町は、県で実施する災害時における動物の保護や適正飼育に関する必要な対策について支援要請があった場合、協力するものとする。 第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第15節 防疫及び保健衛生 第7 動物(ペット)救護対策 町は、県で実施する災害時における動物の保護や適正飼育に関する必要な対策について支援要請があった場合、協力するものとする。 |
| 川俣町 (福島県) | 川俣町国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 5 避難住民の誘導 (8)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して痴呆公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等 |
| 大玉村 (福島県) | 大玉村地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第13節 防疫及び保健衛生 第6 動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して、支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第14節 防疫及び保健衛生 第6 動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して、支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 |
| 玉川村 (福島県) | 玉川村地域防災計画(平成25年3月修正) 第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第15節防疫及び保健衛生 第7動物(ペット)救護対策 村は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適性飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 |
| 浅川町 (福島県) | 浅川町地域防災計画 第2章 災害応急対策計画 第15節 防疫及び保健衛生 第4 動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、国、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努めるものとする。 |
| 白河市 (福島県) | 白河市地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第15節防疫及び保健衛生 第6章動物(ペット)救護 災害時には、ペット等が負傷し、多くが放し飼いの状態となるほか、避難所に飼い主と共に避難することが予想されるため、動物愛護の観点から、これらの保護、適正飼育に関して、県、獣医師会、ボランティア団体等の関係機関団体に支援要請を行うものとする。 |
| 棚倉町 (福島県) | 棚倉町地域防災計画計画編 第3章災害応急対策計画 第16節防疫及び保健衛生 第4動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに連絡調整に努める。 |
| 喜多方市 (福島県) | 喜多方市地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第14節防疫及び保健衛生(救援班) 第4動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が、飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため市は動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。 |
| 会津坂下町 (福島県) | 会津坂下町地域防災計画 計画編 第3章災害応急対策計画 第14節防疫及び保健衛生 第4動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため町は動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。 |
| 湯川村 (福島県) | 湯川村地域防災計画 計画編 第3章災害応急対策計画 第14節防疫及び保健衛生 第4動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。 |
| 会津美里町 (福島県) | 会津美里町地域防災計画 一般災害対策編 第3章災害応急対策計画 第14節防疫及び保健衛生 第7動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 南相馬市 (福島県) | <p>・南相馬市地域防災計画 一般災害対策 災害応急対策計画 第12章 防疫及び保健衛生 第2節 保健衛生活動 第7 動物(ペット)救護対策</p> <p>災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難施設に避難してくることが想定される。そのため、健康福祉部健康福祉班は、動物愛護の観点から、動物愛護団体等に支援を求めるとともに、県に対応策の実施等について要請する。</p> <p>・南相馬市地域防災計画 震災対策 災害応急対策計画 第12章 防疫及び保健衛生 第2節 保健衛生活動 第7 動物(ペット) 救護対策</p> <p>災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難施設に避難してくることが想定される。そのため、健康福祉部健康福祉班は、動物愛護の観点から、動物愛護団体等に支援を求めるとともに、県に対応策の実施等について要請する。</p> |
| 双葉町 (福島県) | <p>双葉町地域防災計画 第1編 第3章 災害応急対策計画 第13節 防疫及び保健衛生 (P312)</p> <p>4 動物(ペット)救護対策</p> <p>災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適性飼育に関し、県(保健福祉部)、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。</p> |
| 川内村 (福島県) | <p>災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国(環境省)、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。</p> |
| 茨城県 | <p>茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 第3章地震災害応急対策計画 第5節被害者生活支援 第10愛玩動物の保護対策</p> <p>基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1)愛玩動物の保護及び適正飼養</p> <p>災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう市町村等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。</p> <p>(2)協力体制の確立</p> <p>県は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1)飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護</p> <p>(2)避難所における動物の適正飼養に係る措置</p> <p>■ 対策</p> <p>1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護</p> <p>【県(保健福祉部)】</p> <p>県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養に係る措置</p> <p>【県(保健福祉部)、市町村】</p> <p>市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。</p> |
| 水戸市 (茨城県) | <p>水戸市地域防災計画 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第37節 愛玩動物の保護計画</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県及び市は、動物愛護の観点から、県獣医師会や水戸市獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、県の策定する「災害時における愛玩動物救護マニュアル」に基づき、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。</p> <p>第1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護</p> <p>県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努める。</p> <p>市は、水戸市獣医師会等との連携のもと、愛玩動物の保護等に努めるとともに、愛玩動物保護施設の確保に努める。</p> <p>第2 避難所における動物の適正飼養に係る措置</p> <p>市は、指定の避難所の施設に近接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。</p> <p>また、飼い主は、避難に必要となる愛玩動物のケージ、キャリーバッグ、非常食等を備える。</p> |
| 日立市 (茨城県) | <p>日立市地域防災計画 地震災害対策計画編 第3章災害応急対策計画 第16節災害時要援護者等対策 第7愛玩動物の保護対策</p> <p>津波災害対策計画編 第3章災害応急対策計画 第16節災害時要援護者等対策 第7愛玩動物の保護対策</p> <p>風水害対策計画編 第3章災害応急対策計画 第19節災害時要援護者等対策 第7愛玩動物の保護対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるとともに、飼主不明の動物や負傷動物が多数生じる。このため、市は、動物愛護の観点から、県、県獣医師会等の関係機関、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養に係る措置等</p> <p>災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずる。</p> <p>また、避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。</p> <p>住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護や飼い主の発見については、県や関係機関等に協力するものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 土浦市 (茨城県) | <p>土浦市地域防災計画 第2部風水害対策計画 第3章災害応急対策計画 第23節環境保全・動物対策 2. 動物対策</p> <p>災害時には飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、県等関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、ペットの保護及び適正飼養について支援する。</p> <p>(1)死亡獣畜の処理 家畜の死亡が確認された場合は、県家畜保健衛生所の指導により、民間の死亡獣畜取扱所及び化製場で処理する。大規模災害により大量の獣畜の死体の発生や、処理施設が被災した場合は、必要に応じて県及び協定自治体に対し協力を要請する。</p> <p>(2)放浪動物への対応 飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、県動物指導センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。</p> <p>(3)ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。避難所を開設した際には、避難所の隣接した場所にペットを受け入れる場所を設ける。避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。なお、関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。</p> |
| 石岡市 (茨城県) | <p>石岡市地域防災計画 第2編 震災対策編 第1章 震災予防計画 第4節 防災教育・訓練</p> <p>1 愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。</p> |
| 結城市 (茨城県) | <p>結城市地域防災計画 第3章 第5節 第12愛玩動物の保護対策</p> <p>1 愛玩動物の保護、及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、動物指導センター等と協力して必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、動物愛護の観点から、市や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、適正飼養の支援に努める。</p> |
| 龍ヶ崎市 (茨城県) | <p>第11 愛玩動物の保護対策 災害時には、飼主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は動物愛護の観点から関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。</p> <p>1 愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。 2 動物救護本部の設置 市は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。 3 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 市は、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。 4 飼い主の責務 飼い主は、動物の飼育のために備蓄品・消耗品を少なくとも、5日分を準備しておくものとする。</p> |
| 高萩市 (茨城県) | <p>高萩市地域防災計画(H25. 3月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における愛玩動物(ペット)の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主による管理が原則とする。 ・避難所における人の収容スペースへのペットの同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し原則禁止(ただし、身体障害者補助犬は例外)とする。 ・大規模災害発生時は、避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、避難所屋外等へのペット用スペースの確保を検討する。 ・ペットを収容する場合、ペットの飼育及び飼育スペースの清掃は飼い主の責任で管理とする。 |
| 取手市 (茨城県) | <p>取手市地域防災計画 第6 愛玩動物の保護対策</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は動物愛護の観点から、県や関係機関、獣医師会、動物愛護関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。</p> <p>□内容</p> <p>1 愛玩動物対策(飼い主の役割) 動物の飼い主は、日頃から動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品(ゲージ等)を準備するよう努める。また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札や迷子札(マイクロチップ)などで所有者明示(戸別識別)を実施するよう努める。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養対策 市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災市民に対し、保護動物に係る情報提供を行う。市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難所を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努めております。</p> |
| 牛久市 (茨城県) | <p>○牛久市地域防災計画 震災対策計画編</p> <p>第9節 飼育動物対策</p> <p>1、飼い主責務の原則 2、同行避難 3、動物の救護 4、動物救護所の設置</p> <p>○牛久市動物の愛護及び管理に関する条例</p> <p>第11条 災害時の飼育動物の保護</p> <p>市長は、大規模な地震が発生した場合(次項において「災害時」という。)は、飼養する動物の保護について可能な限りの措置を講ずるものとする。</p> <p>2 飼い主は、災害時の動物の飼養に備えた準備をし、災害時には責任を持った飼養に備えた準備をし、責任を持った飼養に努めるものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------------------|--|
| つくば市 (茨城県) | <p>つくば市地域防災計画 第1部震災対策計画 第3章 震災応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第1節 被災者の生活の安定化 第4 清掃・防疫・障害物の除去・環境保全対策・動物対策</p> <p>(1) 放浪動物・死亡獣畜の処理 環境生活部は、経済部等関係各部と連携し、放浪動物・死亡獣畜の処理を以下のとおり行う。 ① 飼い主の被災による廃棄または逃げ出したペット等が発生した場合、県動物指導センターと協力して保護する。 ② 危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 ③ 死亡した家畜は、県南家畜保健衛生所の指導により、民間の死亡獣畜取扱所及び化製場で処理する。</p> <p>(2) ペットの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者・管理者が行う。避難所へはペットの持ち込みを禁止し、避難所の開設時に、その旨を広報する。 市(環境生活部)は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。</p> |
| ひたちなか市 (茨城県) | <p>ひたちなか市地域防災計画【風水害対策計画編】 第3章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 5 避難所の設置 (2) 避難所の管理運営 エ. 愛玩動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、県等と協力して、(避難所の隣接した場所に受け入れるように配慮するなど)必要な措置を講じる。</p> |
| 常陸大宮市 (茨城県) | <p>常陸大宮市地域防災計画 第2編震災対策計画 第2章 災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第2避難生活の確保、健康管理 2避難所の運営 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市が設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮に努める。</p> |
| 那珂市 (茨城県) | <p>那珂市地域防災計画 自然災害等対策編 第2章 災害予防計画 第3節 災害による被害軽減へのそなえ ◆対策 2 避難所の整備 (5) ペット対策 避難所におけるペットの存在は、鳴き声、臭い、アレルギー、衛生面等の問題があり、飼い主以外の者にとっては多大なストレスとなるケースがある。一方、飼い主にとっては家族の一員として精神的な支えともなることから、ペットの同行避難が望まれる。したがって、双方にとって望ましい対応方法を検討する。</p> |
| 筑西市 (茨城県) | <p>筑西市地域防災計画 第3編 第2章 第5節 第10 愛玩動物の保護対策 1 基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 市は、県が動物指導センターを中心として行う、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護に協力するとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。 3 愛玩動物の保護及び適正飼養 市は、自らが設置する避難所に隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう、必要に応じて教室や校庭等のスペースを確保し、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。</p> |
| 稲敷市 (茨城県) | <p>稲敷市地域防災計画(平成26年3月策定) 第9 愛玩動物の保護対策 ■基本事項 1 趣旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、県、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 留意点 (1) 愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県や関係機関と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 (2) 協力体制の確立 県では、愛玩動物の保護や適正飼養に関して県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。市は、必要に応じて動物救護本部の協力を得るものとする。 ■対策 1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 【市民生活班】 避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護は、県動物指導センターを中心として行われる。市は、愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見の協力を努めるものとする。 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 【市民生活班】 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、トラブル等が起きないようルール作成に努める。また、県や関係機関等と協働して適正飼養の啓発に努める。</p> |
| かすみがうら市 (茨城県) | <p>【かすみがうら市地域防災計画 第2編風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第15節 災害時要援護者安全確保対策計画 8. 愛玩動物の保護対策】 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 1) 愛玩動物受け入れのための配慮 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。</p> <p>【かすみがうら市国民保護計画 第3編第4章第2-3(9)動物の保護等に関する配慮】 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-----------------------|---|
| <p>神栖市 (茨城県)</p> | <p>神栖市地域防災計画 第2編 予防計画 第3章 被災者支援のための備え 4 避難所の設備 (4) 愛玩動物の同行避難環境の整備 市は、平常時より愛玩動物の登録及び狂犬病予防注射を推進するとともに、災害時における愛玩動物救護対策の周知及び適正飼養等の啓発に努めるものとする。また、避難所に同行避難した愛玩動物の保管施設設置場所をあらかじめ検討・確認し、同行避難環境の整備に努める。</p> <p>神栖市地域防災計画 第3編 応急対策計画 第4章 避難生活の確保・被災者支援 10 愛玩動物の適正飼養 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。また、茨城県動物指導センター、獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会、動物愛護関係NPO法人、動物愛護推進員及び動物関係団体などで構成される茨城県災害時動物救護本部は、動物用医薬品・ペットフードとの支援物資を調達するとともに、負傷動物や救護動物を収容する一時保管施設を被災地に近い場所に設置し、愛護動物の救護に努める。</p> |
| <p>城里町 (茨城県)</p> | <p>城里町地域防災計画 第5節 被災者生活支援 5 その他 (1) 愛玩動物の保護対策 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難を希望した場合は、設置する避難所の近隣に受け入れられるよう配慮に努めるとともに、動物愛護の観点から、県や、県獣医師会、動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援を行う。また、飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護については、県及び県動物指導センターと連携し、関係機関や団体と協議して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見、応急手当に努める。</p> |
| <p>東海村 (茨城県)</p> | <p>東海村地域防災計画【地震災害対策計画編】 第3章地震災害応急対策計画 第5節被災者生活支援 第8ペットの保護対策 ■基本事項 1 趣旨 災害時には、飼い主不明のペットや負傷動物が多数生じると同時に、多くのペットが飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、村は動物愛護の観点から、県、県獣医師会、動物愛護団体等と協力体制を確立し、人の生活に潤いを与えるために飼育されるペットの保護及び適正飼養について支援する。 2 留意点 災害時におけるペットの避難等は原則として飼い主が責任をもって行うが、村は、飼い主が避難所にペットと同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講じるとともに、被災したペットの保護に努める。 ■対策 1 飼い主不明及び負傷したペットの保護 村は県動物指導センターを中心として、住民避難の際に被災地域に残されたペットを保護するとともに、関係機関等と協働してペットの一時預かりや、飼い主の発見に努める。 2 避難所におけるペットの適正飼養に係る措置 村は、自らが設置する避難所の隣接した場所にペットを受け入れられるよう配慮して、適正な飼養に努める。</p> <p>東海村地域防災計画【風水害対策計画編】 第3章風水害応急対策計画 第10節避難生活の確保 5避難所におけるペットの適正飼養に係る措置 村は避難所の隣接した場所にペットを受け入れられるよう配慮する。</p> |
| <p>阿見町 (茨城県)</p> | <p>阿見町地域防災計画【地震災害編】第5節 被害者生活支援 -第9 愛玩動物の保護対象</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。《大規模地震発生時の町の方針・目標》 ◎災害時も飼い主は責任を持って所有動物を救護するものとするが、被災のため責務を果たすことが困難な場合は町が必要な支援を行う。</p> <p>《大規模地震発生時の町の方針・目標》 ◎災害時も飼い主は責任を持って所有動物を救護するものとするが、被災のため責務を果たすことが困難な場合は町が必要な支援を行う。 実施担当：環境班、避難班、県、阿見町動物愛護協議会</p> <p>県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見に努める。 町(環境班)は、避難所運営職員、県、町動物愛護協議会等と協力して、飼い主不明の動物やペットや同伴避難者の動物等の保護を支援する。その他、避難所における対策は、第2・2「(9) ペット同伴者対策」(地震-79)による。</p> |
| <p>八千代町 (茨城県)</p> | <p>八千代町地域防災計画 第2編地震災害対策計画編 第3章地震災害応急対策計画 第10 愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、町は県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。</p> <p>1 避難所における動物の適正飼養に係る措置 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関と協働して適性飼養の支援に努める。</p> |
| <p>五霞町 (茨城県)</p> | <p>五霞町防災計画 地震災害対策計画編-第3章 地震災害応急対策計画-第5節 被災者生活支援 第10 愛玩動物の保護対策 【趣旨】 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多く生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、町は県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 【留意点】 愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、町は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講じるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 【活動項目リスト】 避難所における動物の適正飼養に係る措置 ■対策 避難所における動物の適正飼養に係る措置 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられる配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適性飼養の支援に努める。</p> |
| <p>利根町 (茨城県)</p> | <p>利根町地域防災計画本編 第3篇地震災害応急対策計画 第5章被災者生活支援 第10節愛玩動物の保護対策 第2対策 1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護【環境対策部、各施設管理者】 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置【環境対策部、避難教育対策部、消防対策部】</p> <p>利根町地域防災計画本編 第4篇風水害応急対策計画 第5章被災者生活支援 第10節愛玩動物の保護対策 第2対策 1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護【環境対策部、各施設管理者】 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置【環境対策部、避難教育対策部、消防対策部】</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 栃木県 | <p>栃木県地域防災計画(震災対策編)第3章応急対策 第13節保健衛生活動 第3動物取扱対策</p> <p>1 動物保護管理対策 (1)実施体制 県(保健福祉部)、市町、獣医師会等関係機関は連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 (2)実施方法 ア 市町が実施する対策 (ア)動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 (イ)県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 (ウ)感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 (エ)飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 (オ)保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 (カ)実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 イ 県(保健福祉部)が実施する対策 (ア)収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。 (イ)被災動物の救助、搬送、治療等は栃木県動物愛護指導センター(以下「動愛センター」という。)が主体となって支援する。 (ウ)被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。 (エ)救助、治療については、状況により獣医師会へ応援を要請する。 (オ)感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 (カ)飼料(餌)の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連携してこれを協議する。 (キ)飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、相談窓口を設置し、犬の登録管理システムの活用等により、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 (ク)保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。 ウ 獣医師会が実施する対策 (ア)県や市町等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。 (イ)被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。</p> |
| 足利市 (栃木県) | <p>足利市地域防災計画 震災編 第2章災害応急対策計画 第7節避難対策 第5避難所の運営</p> <p>○愛がん動物対策 ペット同伴避難者のため、ペットが苦手な避難者に配慮しつつ、ペット保護スペースの確保に努める。 ペット保護スペースは、別棟の倉庫の利用、避難者が合意した場合にはペット同伴者専用の居室の指定等により確保する。また、ペットの飼養は飼い主が行うものとする。 避難生活が長期化し、避難所において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、支援班を通じて県及び動物関連団体等に対策を要請し、ペット救護所等が設置される場合は、公共用地を提供する等の支援を行う。</p> |
| 栃木市 (栃木県) | <p>栃木市地域防災計画 第13節 保健衛生活動 第1保健衛生対策 4ペット動物の保護対策</p> <p>市は、避難所にペットを同伴してきた避難者がいた場合は、次の措置を行い、避難所の衛生環境の維持に努める。 (1) 市は、避難所において、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生を維持 (2) 市は、必要に応じて、屋外にペットの飼育スペースを設けるなどして、居住部分へのペットの持ち込みを禁止 (3) 市は、ペット飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者へ周知を徹底 (4) 身体障害者補助犬法(平成14年法律49号)に基づく「身体障害者補助犬」(盲導犬、聴導犬、介助犬)については同伴・使用を容認</p> |
| 鹿沼市 (栃木県) | <p>鹿沼市地域防災計画 第3章 地震応急対策計画 第13節 保健衛生、遺体の埋火葬等 第3 飼養動物等対策 第4章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画 第13節 保健衛生、遺体の埋火葬等 第3 飼養動物等対策</p> <p>実施担当:市民班、衛生救護班、鹿沼警察署、県獣医師会上都賀支部 市は、動物関係機関と協力して、飼養動物等の保護、指導に努める。</p> <p>1 避難者の飼養動物対策 飼養動物の避難、保護、飼養は、飼い主が行うことを原則とする。また、飼い主が避難所に避難する場合でも、避難所内への愛がん動物の持ち込みは禁止するものとし、市(市民班)は、避難所の開設時に、その旨を広報する。 避難所生活の長期化等により、避難所運営の障害となる飼養動物の問題が生じた場合は、県(県西健康福祉センターを通じて動物愛護指導センター)及び獣医師会等に、動物救護所の開設・運営等の協力を要請する。なお、動物救護所を設置する場合は、市有施設の提供に努める。</p> <p>2 放浪動物、被災動物対策 市(衛生救護班)は、飼養動物が逃走した場合、飼い主、警察署等に保護を要請する。また、危険動物の場合には、周辺住民等に避難等の注意を呼びかける。 災害により、飼い主が保護動物を管理、救護できない場合は、県(動物愛護指導センター)や獣医師会等に協力を要請する。 災害相談窓口等で飼養動物の捜索依頼を受けた場合は、県(動物愛護指導センター)に報告するとともに、県が有する保護動物等の情報を依頼者に提供する。</p> |
| 小山市 (栃木県) | <p>小山市地域防災計画(暫定版) 第2編風水害対策 第2章災害応急対策計画 第17節保健衛生活動 第4動物の保護・管理対策</p> <p>市は、県及び獣医師会等関係機関と連携し、愛がん動物の被災状況等について情報を収集するとともに、避難所における適切な飼育について、必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>1 飼い主不明等の動物の把握 市は、可能な限り、飼い主不明となった動物の情報の収集・提供に努める。</p> <p>2 避難所におけるペット同伴者への配慮 市は、飼い主とともに避難所に避難した動物について、受け入れ場所を確保するなど、他の避難者が避難生活を営む上で支障とならないよう、可能な限り、必要な措置を講ずるよう努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 真岡市 (栃木県) | <p>真岡市地域防災計画 風水害等対策編 第3章応急対策 第15節保健衛生活動 第5動物取扱対策</p> <p>1 動物保護管理対策</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>市は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く)の被災状況、救助・搬送に関する状況、被災動物の受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講じる。</p> <p>(2) 応急対策の実施</p> <p>市は、次の応急対策を実施する。</p> <p>ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。</p> <p>イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。</p> <p>ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。</p> <p>エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。</p> <p>オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。</p> <p>カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、獣医師会や関係機関に応援を求めて実施する。</p> |
| 大田原市 (栃木県) | <p>大田原市地域防災計画本編 風水害対策編 第3章応急対策 第13節保健衛生活動 第3動物取扱対策 第3 動物取扱対策</p> <p>大田原市地域防災計画本編 風水害対策編 第3章応急対策 第13節保健衛生活動 第3動物取扱対策 第3 動物取扱対策</p> <p>1 動物保護管理対策</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>市(市民生活部)、県及び獣医師会等関係機関は連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 市が実施する対策</p> <p>ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。</p> <p>イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。</p> <p>ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。</p> <p>エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。</p> <p>オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。</p> <p>カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> |
| 矢坂市 (栃木県) | <p>矢坂市地域防災計画 第3動物取扱対策</p> <p>1 動物保護管理対策</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>本市は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>ア 動物の被災状況について県と連携して情報を収集する。</p> <p>イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。</p> <p>ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。</p> <p>エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。</p> <p>オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。</p> <p>カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> |
| 那須塩原市 (栃木県) | <p>那須塩原市地域防災計画 風水害等対策編(震災対策編) 第2章 災害応急対策 第13節保健衛生活動 第3動物取扱対策</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>市(生活環境部・各支所)は、県(保健福祉部)、獣医師会等関係機関と連携の上、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。以下この節において同じ。)の被災状況、被災動物受入れに関する状況などの情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>ア 市(生活環境部・各支所)が実施する対策</p> <p>⑦ 県と連携して動物の被災状況等に関する情報を収集する。</p> <p>⑧ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送をする。</p> <p>⑨ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。</p> <p>⑩ 保護した犬の飼い主や行方不明となった犬の捜索については、県及び獣医師会等と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やファックスを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。</p> <p>⑪ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。</p> <p>⑫ 動物保護の実施に当たっては、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> <p>イ 県(保健福祉部)が実施する対策</p> <p>⑦ 総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター(以下この節において「動愛センター」という。)に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。</p> <p>① 被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援する。</p> <p>② 被災動物について、必要に応じ動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。</p> <p>③ 被災動物の救助、治療については、状況により獣医師会へ応援を要請する。</p> <p>④ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。</p> <p>⑤ 飼料(餌)の確保や被災動物を保護収容するための施設の措置については、関係機関が連携してこれを協議する。</p> <p>⑥ 保護した犬の飼い主や行方不明となった犬の捜索については、総合相談窓口を活用し、市(生活環境部)と連携して情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やファックスを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。</p> <p>⑦ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。</p> <p>ウ 獣医師会が実施する対策</p> <p>⑦ 県や市等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支所と協力してこれに応ずる。</p> <p>① 被災動物の健康管理等に関する問合せ、相談窓口を設置する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| さくら市 (栃木県) | <p>さくら市地域防災計画 第2編震災対策編 第2章震災応急対策 第12節保健衛生活動 第3動物取扱対策</p> <p>1 動物保護管理対策 (1)実施体制 市は、県及び獣医師会等関係機関との連携の上、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握すると共に、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2)実施方法 ① 市が実施する対策 ・動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 ・県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ・感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ・飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 ・保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 ・実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> <p>② 県が実施する対策 ・総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター(以下「動愛センター」という。)に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。 ・被災動物の救助・搬送・治療等は動愛センターが主体となって支援する。 ・被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療を行う。 ・救助、治療については、状況により獣医師会へ応援を要請する。 ・感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ・飼料(餌)の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連携してこれを協議する。 ・飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、相談窓口を設置し、犬の登録管理システムの活用等により、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 ・保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。</p> <p>③ 獣医師会が実施する対策 ・市及び県、関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。 ・被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。</p> |
| 那須烏山市 (栃木県) | <p>那須烏山市地域防災計画 ○ 風水害等対策編 第13節保健衛生活動 第3 動物取扱対策 ○ 震災対策編 第2章 応急対策 第12節保健衛生活動 第3 動物取扱対策</p> <p>1 動物保護管理対策 (1)実施体制 市は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2)実施対策 ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> |
| 上三川町 (栃木県) | <p>上三川町地域防災計画 第3章応急対策 第13節保健衛生活動 第3動物取扱対策</p> <p>1 動物保護管理対策 (1)実施体制 町は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2)実施対策 ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> |
| 市貝町 (栃木県) | <p>市貝町地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第15節保健衛生計画 第5動物取扱対策</p> <p>町は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く)の被災状況、救助・搬送に関する状況、被災動物の受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>(1) 実施体制 被災地における予防対策は、町が実施する。</p> <p>(2) 応急対策の実施 町は、次の応急対策を実施する。 ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 なお、その方法は、電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、獣医師会や関係機関に応援を求めて実施する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 芳賀町 (栃木県) | <p>芳賀町地域防災計画 第3章応急対策 第12節保健衛生活動 第3動物取扱対策 動物保護管理対策</p> <p>(1)実施体制 町は、県、獣医師会等関係機関と連携の上、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2)実施方法 ア 動物の被災状況等について、県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜査については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示板等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。カ実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> |
| 壬生町 (栃木県) | <p>壬生町地域防災計画 第2章災害応急対策計画 第14節保健衛生活動計画 第3動物取扱対策</p> <p>1 動物保護管理対策</p> <p>(1)実施体制 町は、県及び獣医師会等関係機関と連携し、動物(家畜農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2)実施方法 ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じて搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置を講ずる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜査については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> |
| 野木町 (栃木県) | <p>野木町地域防災計画(改訂) 水害・台風、竜巻等風害対策編 第3章応急対策 第14節保健衛生活動 震災対策編 第3章応急対策 第13節保健衛生活動 第3動物取扱対策</p> <p>1 動物保護管理対策</p> <p>(1)実施体制 町は、県、獣医師会等関係機関と連携の上、動物(家畜農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助及び搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2)実施方法 ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜査については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> |
| 岩舟町 (栃木県) | <p>岩舟町地域防災計画風水害等対策編 第3章応急対策 第13節保健衛生活動 第3動物取扱対策 1動物保護管理対策</p> <p>(1)実施体制 町は、県及び獣医師会等関係機関と連絡のうえ、動物(家畜農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2)実施対策 ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜査については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> |
| 高根沢町 (栃木県) | <p>高根沢町地域防災計画本編(震災対策編) 第2章震災応急対策 第18節保健衛生活動第4動物取扱対策【環境課】</p> <p>1 実施体制 町、県(保健福祉部)、獣医師会等関係機関は連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 実施方法 町が実施する対策 ①動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 ②県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ③感染症の拡大防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ④飼い主及び行方不明となった動物の捜査については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 ⑤保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 ⑥実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> <p>3 避難所における動物の適切な飼養 (1)県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養を行うなど、動物の愛護及び環境衛生を図る。 (2)避難者とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、避難所で様々な価値観を持つ者が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設け使用させることとする。 (3)動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 那珂川町 (栃木県) | <p>那珂川町地域防災計画 第3章応急対策 第13節保健衛生活動 第3動物取扱対策</p> <p>(1)実施体制 町は、県及び獣医師会等関係機関と連絡のうえ、動物(家畜農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講じる。</p> <p>(2)実施対策 ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。</p> |
| 群馬県 | <p>I 群馬県地域防災計画 震災対策編 第3部 災害応急対策 第14章 その他の災害応急対策 第7節 動物愛護 (「風水害・雪害対策編 第2部 災害応急対策 第15章 その他の災害応急対策 第8節 動物愛護」も同内容) 県(健康福祉部、動物管理センター)、市町村 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。</p> <p>1 動物愛護の実施 (1)実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の收容対策を実施することとする。 (2)実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア 飼養されている動物に対する餌の配布 イ 負傷した動物の收容・治療・保管 ウ 放浪動物の收容・保管 エ 飼養困難な動物の一時保管 オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ 動物に関する相談の実施等 (3)各地方部(保健福祉事務所)は、次の事項について動物救護本部を支援することとする。 ア 被災動物救護体制の整備 イ 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 ウ 動物の応急保護收容施設設置のための調整等 2 市町村は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供することとする。 3 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。</p> <p>II 国民の保護に関する群馬県計画 第3編 武力攻撃やテロへの対処 第4章 警報や避難の指示 第3節 避難の指示及び避難住民等の誘導 8 動物の保護等 県防災計画に準じて、市町村や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力し、動物の保護などに努めます。</p> |
| 埼玉県 | <p>埼玉県地域防災計画(震災対策編) 第2章施策ごとの具体的計画 第11県民生活の早期再建<応急対策> 5動物愛護</p> <p>1 目標 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。</p> <p>2 動物救援本部 県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部は、次の事項を実施する。 (1) 動物保護施設の設置 (2) 所有者不明の動物の保護收容及び飼養管理 (3) 負傷動物の保護收容、治療及び飼養管理 (4) 使用困難動物の一時保管 (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 (6) 動物に関する相談等の実施 3 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、市町村、獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送する。 4 避難所における動物の適正な飼養 (1) 県は、避難所を設置する市町村に協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) 避難者と併に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど收容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 5 情報の交換 県は、市町村、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請 (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 (4) 他都県市への連絡調整及び応援要請 6 その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物(危険な動物)等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て收容、管理する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-----------|---|
| 千葉県 | <p>千葉県国民保護計画 第2編武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処 第2章武力攻撃事態及び予測事態への対処 コ 動物の保護等に関する配慮 県は、国(環境省、農林水産省)が別途示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> <p>千葉県地域防災計画 第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画/第3編 風水害等編 第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 5 避難所の開設 (5)市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策(健康福祉部) 健康福祉センター(保健所)及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。</p> |
| 習志野市(千葉県) | <p>習志野市地域防災計画(震災編) ・飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、習志野健康福祉センター及び動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼い主、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 ・避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。避難所施設内へのペットの持ち込みは禁止する。避難所開設時には避難所の敷地内にペット収容場所を確保し、飼い主の責任においてペットを避難させる。避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、避難所運営委員会や千葉県及び獣医師会等と取扱について協議する。関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公有地を提供するとともに、その旨を飼い主に周知する。</p> |
| 八千代市(千葉県) | <p>八千代市地域防災計画(震災編) 第3章 災害応急対策計画 ・市は、ペット同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないように建物内への同行の禁止、餌・ケージの確保や飼養は飼養者の責任とする等ルールの作成に努める。 なお、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、適正な飼養の指導を行うなど動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ・飼い主等の被災により愛玩動物が遺棄された、又は逃げ出した場合には習志野健康福祉センター及び動物愛護センターの行う救助、保護対策に可能な限り協力する。また、危険動物が施設等から逃亡した場合は、飼養者、警察官、習志野健康福祉センター、その他関係機関との連携の下に状況を把握し、人への危害を防止するための必要な措置を講ずる。 第5章 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画 ・県の危険な動物の逃走防止対策強化の指示に対し、市は飼育者に周知するための広報等に協力する。</p> |
| 鎌ヶ谷市(千葉県) | <p>鎌ヶ谷市地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 避難所運営体制において、避難所におけるペット対策(同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成)が挙げられている。ペット対策としては、ペットの受け入れは避難所運営マニュアルに基づき実施する。 また、各避難所のニーズを把握したうえで、必要に応じて災害時のペット対策を専門とするNPO団体等に支援を要請する。 なお、要支援者を支援する補助犬については、受け入れを前提として、避難所での生活環境に配慮する。 ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。</p> |
| 市川市(千葉県) | <p>市川市地域防災計画 第2章 震災予防計画 第4節 防災体制の整備 14 ペット対策の整備 (1) 飼い主責任の原則 自分の体に危険が迫るなどの緊急事態を除き、災害時にペットを放置したり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないことが飼い主の責務として求められる。例えば、災害時に、犬の飼い主と一緒に避難し、避難場所のエリア内で暮すには「ムダ吠えをしない」「待て」などの基本的なしつけ、「糞便の後始末」、「犬をつなぐ場合の耐久性のあるリードの使用」、「一定量の餌の用意」など、飼い主に求められる基本的なマナーを守ることが必要であり、本市はこの「飼い主責任の原則」の周知に努める。 (2) 同行避難の周知 市はペットの飼い主に対し、大規模地震が発生し、地域に火災や倒壊などの危険があるとき又は自分の家が倒壊し避難所へ避難しなければならぬ場合には、飼い主責任の原則の下、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、避難場所となる施設においては、ペットの受け入れ体制についての検討を進める。 また、避難所へ同行避難する場合は、避難場所の建物内へは衛生面、感染症などの問題があることから、持ち込まないことを原則とし、自宅や避難所グラウンド等に飼い主が備えるケージ等で保管し、給餌も自己責任で行う。犬や猫については、ケージやハウスにストレスなく入ってられるように普段からしつけ(ハウストレーニング)に努めることが望ましい。 (3) 動物の救助及び保護体制の整備 市は、ペットが逃げ出したり遺棄されたペットが発生した場合に備え、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。 また平常時から飼い主が特定できる鑑札、名札等のペットへの装着について、周知に努める。 (4) ペットに対する備蓄 市は、飼い主責任の原則から、避難所に同行避難してくるペットについて、必要な物は飼い主で用意することを前提に、被災動物に対し、ペット用品の備蓄を検討していく。</p> |
| 松戸市(千葉県) | <p>松戸市地域防災計画(震災編)(風水害編) 第3章 災害応急対策計画 第8節 防疫・清掃・障害物の除去 7 動物対策 (1) 死亡獣畜の処理 環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、県松戸健康福祉センターの指導により、死亡した家畜等を処理する。 (2) 放浪動物への対応 環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、県松戸健康福祉センター、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止し、避難者への十分な配慮を行う。 避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、県松戸健康福祉センター及び(社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。</p> |
| 流山市(千葉県) | <p>流山市地域防災計画第2章 災害予防計画第5節 避難対策第3節 避難所の開設・運営体制の整備3 ペット対策 飼い主にとっては家族の一員であるため、ペットとの同行非難ができるよう、対応方法を検討し、避難所運営マニュアルに位置付けるものとする。さらに、愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、松戸健康福祉センター、千葉県獣医師会、動物愛護センター等の関係機関に相談しながら、対策の整備に努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 我孫子市 (千葉県) | <p>我孫子市地域防災計画 第2章 災害予防計画 第8節 被災者支援体制の整備 2. 動物対策の整備 健康づくり支援課は、ペットと一緒に避難する同行避難に備えて、ペットを所有する市民等に対し、以下の「飼い主責任の原則」の周知を図る。 ペットの所有者は、同行避難に備えて、ケージ、給餌用資機材、餌、飲料水等のペット用品を備蓄する。 〈飼い主責任の原則〉 動物の飼い主は、災害時に動物を放置したり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないこと、避難所屋内には入れないこと、スペースには所有する 動物の対応は自己完結で行うことが、飼い主の責務として求められる。 災害時に、飼い主と一緒に避難し避難場所のエリア内で暮らすには、飼い主として遵守すべき基本的マナーである。 アマダ吠えをしない、待てなどの基本的なしつけ イ 糞便の後始末 ウ 犬をつなぐ場合の耐久性のあるリードの使用 エ ケージの準備 オ 一定量の餌、飲料水、給餌用資機材の用意など</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第14節 防疫・清掃・廃棄物対策 5. 危険な動物の逃走防止 県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第14節 防疫・清掃・廃棄物対策 第6 動物対策 1. 放浪動物への対応 松戸健康福祉センター及び動物愛護センター東葛飾支所は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 2. ペットへの対応 医療班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンド等へのペットスペースを指定し、飼育ルールづくりについて支援する。 なお、原則として、ペットは建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任とする。 医療班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議し、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき千葉県動物救護本部及び動物救護センターが設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨の広報や相談等に対応する。</p> |
| 野田市 (千葉県) | <p>野田市地域防災計画 動物への対応 野田健康福祉センター、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、市、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。 ペット同行避難への対応 環境衛生班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンドにペットのスペースを確保する。 また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。環境衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。</p> |
| 佐倉市 (千葉県) | <p>佐倉市地域防災計画及び佐倉市避難所運営マニュアルで以下のとおり定められている。 ・避難所では、介助犬以外のペットは原則として屋内の共有空間には入れない ・避難所では、避難スペースからある程度離れた場所で、雨風をしのげる場所に飼育場所を設ける ・ペットのあらゆる管理は飼い主が全責任を負い、餌等の必要なものも飼い主が用意する ・避難所では、ペット飼育者の情報を管理するため、飼育者の名簿を作成する必要がある</p> |
| 四街道市 (千葉県) | <p>四街道市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画 第5節 防疫・保健衛生 4動物対策 市は、飼い主の被害等により愛玩動物が遺棄された場合には、県衛生指導課、印旛健康福祉センター(印旛保健所)、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護する。</p> |
| 八街市 (千葉県) | <p>八街市地域防災計画 震災編 第3章第11節 第4動物対策 2. 放浪動物への対応 清掃班は、飼い主の被災等により廃棄又は逃げ出したペットが発生した場合印旛健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的害を防止め飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 3. ペット同行避難への対応 清掃班は、ペット同行避難に備えて所のグラウンドスペースを確保する。 ただし、原則としてペットの建物内へ持ち込みは禁止飼養所有者自己責任で行うようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき千葉本部及びセンターを設置し救護活動実施する。清掃班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。</p> |
| 印西市 (千葉県) | <p>印西市地域防災計画 第2章-災害予防計画 第5節-避難体制整備計画 4 ペット対策 ペットについては、避難所への持ち込み希望が強い場合、各避難所において、場所や設備の確保、飼育管理ルールの作成など、受け入れ前の準備が必要となる。これに対し、ペットの受け入れは避難所の大きさや避難者の数、避難者の状況などにより受け入れできる場合とできない場合があるため、事前に受け入れできる避難所の選定や条件について確認しておくとともに、町内会・自治会等や自主防災組織と協議してペットの受け入れについて災害前に合意形成を図る。また、災害時におけるペット対策の方向性に対応の仕方を共有できるよう、「ペット対策マニュアル」を作成する。</p> <p>第3章-災害応急対策計画 第8節-防疫・清掃・障害物の除去 7 動物対策 (1) 死亡獣畜の処理 環境衛生班は、家畜の死亡が確認された場合は、印旛健康福祉センターの指導により、死亡した家畜等を処理する。 (2) 放浪動物への対応 環境衛生班は、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等が発生した場合は、印旛健康福祉センター、千葉県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 避難所へは、原則として大型動物や危険動物の同伴を禁止することとする。屋外等に飼育場所を設置した場合は、自己責任にて対応する。 避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、印旛健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 酒々井町 (千葉県) | <p>酒々井町地域防災計画 第11説清掃・廃棄物・環境対策 第4 動物対策</p> <p>2. 放浪動物への対応 経済環境班は、飼い主の被災等により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、印旛健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。</p> <p>3. ペット同行避難への対応 経済環境班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンドにペットのスペースを確保する。ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止(盲導犬等の介助犬は除く)し、ペットの飼養は所有者の自己責任で管理、給餌、排泄物の清掃を行うことを基本とする。県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。経済環境班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力するとともに、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、印旛健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。</p> |
| 栄町 (千葉県) | <p>栄町地域防災計画 東海地震対応計画 第5章警戒宣言発令に伴う対応措置 第9節その他の対策</p> <p>4 危険動物の逃走防止 県において「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」が制定されている。第2条において危険な動物として、20種類指定されている。飼養の許可及び調査、措置命令等の権限は知事にある。災害時において、施設から動物が逃走したとき、飼養者は直ちに知事、町長、警察等関係機関に通報する義務が課せられている。この通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、広報車により住民に注意を呼びかけ、危険な動物による人の生命身体又は財産に対する侵害を防止する。</p> <p>震災編 第3章災害応急対策計画 第6節医療救護・防疫活動計画</p> <p>4 動物対策 町及び印旛健康福祉センター(印旛保健所)、動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>風水害等編 第3章災害応急対策計画 第19節死体の捜索及び収容埋葬計画</p> <p>4 動物対策 町及び印旛健康福祉センター(印旛保健所)、動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。</p> |
| 成田市 (千葉県) | <p>成田市地域防災計画 震災対策編 第3章災害応急対策計画 第8節避難 第3避難所の運営</p> <p>6. ペットとの同行避難 学校教育班、避難所班は、ペットとの同行避難に対し「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保する。また、トラブル等が起きないよう建物内への同行の禁止、餌・ケージの確保や飼養は飼養者の責任とする等ルールを周知する。 なお、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>第13節防疫・清掃・廃棄物処理 第6動物対策</p> <p>1. 放浪動物への対応 印旛健康福祉センター(印旛保健所)及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養員、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>2. ペットへの対応 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。 防疫衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。</p> |
| 富里市 (千葉県) | <p>富里市地域防災計画 放浪動物への対応 飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、印旛健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。ペットへの対ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンド等へのペットスペースの設置や飼育ルールづくり等について準備する。 なお、原則として、ペットは建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任とする。 環境班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、印旛健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議し、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき千葉県動物救護本部及び動物救護センターが設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨の広報や相談等に対応する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 香取市 (千葉県) | <p>香取市地域防災計画第2編震災編第3節 避難収容計画 6 避難所の開設 (3) 避難所の運営 ア 避難所運営態勢 (ウ)なお、運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。</p> <p>香取市地域防災計画第2編震災編第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 3 動物対策 市は、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、香取健康福祉センター及び動物愛護センター等にこれら動物の救助及び保護を要請する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。</p> <p>香取市地域防災計画第3編風水害等編第3節 避難収容計画 6 避難所の開設 (3) 避難所の運営 ア 避難所運営態勢 (ウ)なお、運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。</p> <p>香取市地域防災計画第3編風水害等編第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 3 動物対策 市は、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、香取健康福祉センター及び動物愛護センター等にこれら動物の救助及び保護を要請する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。</p> |
| 多古町 (千葉県) | <p>多古町地域防災計画 ・第2編 地震編 第3章 災害応急対策計画 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 ・第3編 風水害等編 第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策</p> <p>健康福祉センター(保健所)及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。</p> |
| 銚子市 (千葉県) | <p>銚子市地域防災計画 第2編 地震・津波編 第2章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 第2 避難所の開設・運営計画 2 避難所生活環境の整備 (5) ペット同行避難者への対応 ペット同行避難者については、生活スペースとは別の場所にペット飼育スペースの確保に努め、飼育ルール等を整備する。 ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で飼養するようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。市は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。</p> |
| 旭市 (千葉県) | <p>旭市地域防災計画 地震・津波編 第2章 災害応急対策計画 第6節 避難対策 第3 避難所の運営 1 避難所運営体制 (1) 避難所運営 イ ペットの同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。 第11節 清掃・廃棄物・環境対策 第4 動物対策 1 死亡家畜の処理 市(食糧班)は、県(東部家畜保健衛生所)の指導により、死亡した家畜等を処理する。 2 放浪動物への対応 市(環境班)は、飼い主等の被災等により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、海匠健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講じる。 3 ペット同行避難への対応 市(環境班)は、ペット同行避難に備えて、避難所の敷地内にペットのスペースを確保する。 ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で飼養するようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。市は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。</p> <p>附編 東海地震に係る周辺対策としての対応計画 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第10節 その他の対策 第4 その他 2 危険な動物の逸走防止 県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 (1)家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。 (2)動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。</p> |
| 匝瑳市 (千葉県) | <p>匝瑳市地域防災計画 第2編 地震・津波対策編 第3章 災害応急対策計画 第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者及び警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずるよう要請する。</p> <p>第3編 地震・津波対策附編 第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第11節 その他対策 5 危険な動物の逸走防止 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第1条別表において、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下「特定動物」という。)が指定されている。なお飼養者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は下記のとおりである。 (1)動物が施設から逸走したときには、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置をとる。 (2)市は(1)の通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、防災行政無線及び広報車等により市民に注意を呼びかけ、危険な動物による市民の安全、身体又は財産に対する侵害を防止する。</p> <p>第4編 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第14節 保健衛生、防疫、廃棄物対策等 5 動物対策 特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者及び警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずるよう要請する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 東金市 (千葉県) | 東金市地域防災計画(風水害等対策編)第3章 第11節医療救護・防疫等活動計画 4. 動物対策 (2)放浪動物への対応 環境保全課は、山武健康福祉センター、動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、東金警察等との連携により必要な措置を講じる。 |
| 大網白里市 (千葉県) | 大網白里市地域防災計画 第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第14節 防疫対策 第2 動物対策 2 放浪動物への対応 地域づくり課は、山武健康福祉センター、動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等と連携して飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を救助、保護する。 危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 3 避難所におけるペットへの対策 避難者と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)については、避難所屋内への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置して飼養させることとする。また、飼養専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 なお、避難所利用者とのトラブルを防止するため、屋内への同行の禁止、餌・ケージの確保、飼養は使用者の責任とする等のルール作成に努めることとする。 |
| 九十九里町 (千葉県) | 九十九里町地域防災計画 放浪動物への対応 飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、山武健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して対応する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 ペットへの対応 ペット同行避難に備えて「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県 平成21年10月)を参考に、避難所グラウンド等にペットの収容スペースの準備、収容のルールづくり等を行う。なお、原則として、ペットは建物内への持ち込みは禁止し、飼養はペットの所有者の自己責任とする。 また、避難所での生活においてペット問題が生じた場合は、山武健康福祉センター及び社団法人千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議し、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき千葉県動物救護本部及び動物救護センターが設置される場合は、町有地を提供し、避難者への広報や相談などに対応する。 |
| 山武市 (千葉県) | 山武市地域防災計画 風水害等編 第3章 災害応急対策計画 第8節 医療救護・疫病等活動計画 震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・疫病等活動計画 環境保全班 6 動物対策 山武健康福祉センター、動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 震災編 附編 第10節 その他の対策 5 その他(危険な動物の逃走防止) 市は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 (1)危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。 (2)動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。 |
| 横芝光町 (千葉県) | 横芝光町地域防災計画 第2編地震・津波編 第2章 災害応急対策計画 第14節保健衛生、防疫、廃棄物等対策 第5動物対策 実施機関:環境防災部、山武健康福祉センター、動物愛護センター 町は、飼い主の被災により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、山武健康福祉センター、動物愛護センターと協力し、これら動物を救助及び保護する。 また、特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、その他防災関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 |
| 芝山町 (千葉県) | 芝山町地域防災計画 第6節避難体制の整備 第2避難所運営体制の整備 3 ペットの避難についての周知及び検討 町は、ペットの同行避難に備えて、避難生活時におけるペットの取り扱いについて、獣医師会や関係団体等との協力体制について検討する。 第11節障害物の除去、清掃・廃棄物処理等 第4動物対策 2 動物への対応 山武健康福祉センター、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄または逃亡した場合には、町、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救護及び保護する。また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 3ペット同行避難への対応 町は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンドにペットのスペースを確保する。また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。 |
| 長生村 (千葉県) | 長生村地域防災計画 風水害・事故 第1部 第3章 住民の安全確保 第9節 医療救護・防疫等活動計画 第5 動物対策 1 被災地域における動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、村は、県、県獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、動物保護に努める。 2 避難所における動物の適正な飼育 村は、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ①各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の確保等 ②避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡の調整 |
| 白子町 (千葉県) | 白子町地域防災計画 第2編 地域津波編 第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生・防疫。廃棄物等対策 第5 動物対策 町は、長生健康福祉センター及び動物愛護センター等と連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 また、特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-----------------------|---|
| <p>茂原市 (千葉県)</p> | <p>茂原市地域防災計画 第3章 震災応急対策計画 第2節 応急対策活動 第19 防疫・保健衛生 活動項目 3 ペット動物の保護対策 (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 経済環境対策部環境衛生班は、長生健康福祉センターと動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) ペット動物の保護 経済環境対策部環境衛生班は、長生健康福祉センターと獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> |
| <p>長南町 (千葉県)</p> | <p>長南町地域防災計画 第10節 清掃・障害物の除去 第4 動物対策 3. ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとし、グラウンド等の屋外に飼育スペースを確保し、屋根等の施設整備に努めるとともに、ペットとの同行避難のルールを作成する。 地域整備班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、長生健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。 なお、千葉県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施するが、町では、旧幼稚園用地等公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報するなど、必要な対応を行う。</p> |
| <p>勝浦市 (千葉県)</p> | <p>勝浦市地域防災計画 第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第8節 医療救護・防疫等活動計画 6 動物対策(生活支援班) 及び 第3編 風水害等編 第3章 災害応急対策計画 第10節 医療救護・防疫等活動計画 5 動物対策(生活支援班) (1) 被災地における動物の保護 夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物(ペット)が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 (2) 避難所における動物の保護 避難所を開設した場合、避難所管理者はペット同伴者の有無を確認し、適正な対応に努める。また、避難者のアレルギーの発症や衛生管理の観点から、一般の避難生活の場とは区別したスペースを確保する。 ペットの餌及び糞尿の処分等については、基本的に飼い主の責任で行う。 なお、夷隅健康福祉センターと協力して動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 地震・津波編附編「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第10節 救護救援・防疫対策 5 特定動物の逸走防止 市は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 (1) 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。 (2) 動物が施設から逸走したときは、同基準により、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講ずる。 (3) 市は、前項(2)の通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、防災行政無線及び広報車等により市民に注意を呼びかけ、危険な動物による市民の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する。</p> |
| <p>いすみ市 (千葉県)</p> | <p>いすみ市地域防災計画 ・第2編地震・津波編-3章災害応急対策計画-第3節地震・火災避難計画-5避難所の開設(5) ・第2編地震・津波編-3章災害応急対策計画-第4節津波避難計画 ・第2編地震・津波編-3章災害応急対策計画-第5節災害時要援護者等の安全確保対策 ・第3編風水害対策編-3章災害応急対策計画-第4節避難計画-5避難所の開設(5) ・第3編風水害対策編-3章災害応急対策計画-第5節災害時要援護者等の安全確保対策 (記載内容同じ) 市は、ペットとの同行避難に備え、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に策定する。避難所ごとの運営マニュアルについて、避難者間のトラブル防止のため、飼い主が責任を持ってペットの飼育を出来るよう、ルールを明確にするとともに、ペットの飼養場所を確保する。 ・第2編地震・津波編-3章災害応急対策計画-第13節保健衛生、防疫、廃棄物等対策-5動物対策(2) ・第3編風水害対策編-3章災害応急対策計画-第13節保健衛生、防疫、廃棄物等対策-5動物対策(2) (記載内容同じ) ペットの管理は、飼い主が責任を持って行うことが原則であるため、ペットと同行避難する際のルールを策定、飼い主への周知徹底をするとともに、飼い主が被災したために、遺棄されたり逃げ出したりした動物が発生した場合に備え、夷隅健康福祉センター(夷隅保健所)と連携しながら、(公社)千葉県獣医師会夷隅支部等の関係団体との協力体制を整える。</p> |
| <p>大多喜町 (千葉県)</p> | <p>大多喜町地域防災計画 震災編 第3章 震災応急対策計画 第6節 医療・防疫等活動計画 第6 動物対策 夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> |
| <p>御宿町 (千葉県)</p> | <p>御宿町地域防災計画本編 第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 6 動物対策 夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合には、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 町は、警戒宣言発令時において特定動物の飼養者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。なお、飼養者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は次のとおりである。 ① 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。 ② 動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。</p> |
| <p>館山市 (千葉県)</p> | <p>館山市地域防災計画 風水害等編 第3章 災害応急対策計画、第11節避難計画、5. 避難所等の開設、(2)避難所の運営 (ウ)市は、ペットとの同行避難に備えて、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 南房総市 (千葉県) | <p>南房総市地域防災計画 風水害等対策編 第2部災害応急対策計画 第8章医療救護・防疫等活動計画 第3節保健衛生対策計画 3. 動物対策 及び 震災対策編 第2部災害応急対策計画 第7章医療救護・防疫等活動計画 第3節保健衛生対策計画 3. 動物対策 安房健康福祉センター、県動物愛護センターは飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄され、または逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> |
| 鴨川市 (千葉県) | <p>鴨川市地域防災計画 第2編風水害等、第2章災害応急対策計画、第11節防疫・清掃計画 9.動物対策 (2)放浪動物への対応 市民福祉部は、安房健康福祉センター、動物愛護センター等と連携して、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的被害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3)ペットへの対応 避難時のペットの保護および飼養は、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。市民福祉部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び(社)千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。</p> |
| 木更津市 (千葉県) | <p>木更津市地域防災計画 第2編地震・津波編 第3章災害応急対策計画 第13節保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5動物対策 (木更津市地域防災計画 第3編風水害等編 第3章災害応急対策計画 第13節保健衛生、防疫、廃棄物対策 5動物対策)</p> <p>(1) 死亡獣畜の処理 廃棄物対策班は、獣畜の死亡が確認された場合は、農林水産班等と調整し、①家畜(主に畜産農業に係るもの)は南部家畜保健衛生所、②野生動物は君津地域振興事務所、①②を除くペット等動物は君津健康福祉センターの指導により、死亡した獣畜を処理する。 (2) 放浪動物への対応 生活環境班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとする。避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 生活環境班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。</p> |
| 君津市 (千葉県) | <p>君津市地域防災計画【震災編】-第3章 震災応急対策計画- 第10 節 環境衛生確保・障害物除去対策 - 第5 ペット等動物対策 君津市地域防災計画【風水害等編】-第3章 災害応急対策計画- 第11節 環境衛生確保・障害物除去対策 - 第5 ペット等動物対策 1 ペット対策 避難時のペットの保護及び飼育は、原則として動物の飼い主等管理者が行う。 ペットとの同行避難に備えて「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないように飼育ルールの作成に努める。 2 逃亡等動物対策 清掃班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置をとる。</p> |
| 富津市 (千葉県) | <p>富津市地域防災計画 第1編風水害等-第3章災害応急対策計画-第13節防疫計画-9項動物対策 第3編震災-第3章災害応急対策計画-第14節防疫計画-9項動物対策 君津健康福祉センター及び動物愛護センターと協力し、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合は、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> |
| 市原市 (千葉県) | <p>市原市地域防災計画 対策編 第3章災害応急計画 第6節地震・火災避難計画 第9避難所の開設 5.市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営マニュアル」に基づき、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないように努める。 第23節保健活動、防疫計画 第4動物対策 1.被災動物の保護 飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、千葉県市原健康福祉センター、動物愛護センターの行う救助及び保護活動にボランティアと連携し協力する。 2.危険動物による危害の防止 危険動物による人への危害を防止するため、飼育者、警察署その他関係機関に対し、必要な措置を要請する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 東京都 | <p>(抜粋) 東京都地域防災計画(震災編) 第2部 施策ごとの具体的な計画(災害予防・応急・復旧計画) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組<応急対策> 3 危険物等の応急措置による危険防止 3-4 危険動物の逸走時対策 (1)対策内容と役割分担 第8章 医療救護等対策 第5節 具体的な取組<予防対策> 1 初動医療体制の整備 1-4 防疫体制の整備 (1)対策内容と役割分担 (2)詳細な取組内容 第5節 具体的な取組<応急対策> 1 初動医療体制 1-4 保健衛生体制 (1)対策内容と役割分担 (2)業務手順 (3)詳細な取組内容 カ 被災動物の保護 第5節 具体的な取組内容<復旧対策> 1 防疫体制の確立 (1)対策内容と役割分担 (2)業務手順 (3)詳細な取組内容 ウ 被災動物の保護 第10章 避難者対策 第5節 具体的な取組<予防対策> 3 避難所の管理運営体制の整備等 (1)対策内容と役割分担 (2)詳細な取組内容 第5節 具体的な取組<応急対策> 3 動物救護 (1)対策内容と役割分担 (2)業務手順 (3)詳細な取組内容 ア 被災地域における動物の保護 イ 「動物保護班」「動物医療班」の編成 ウ 避難所における動物の適正な飼養</p> |
| 千代田区 (東京都) | <p>第3部 震災応急対策計画 第8章 医療救護等対策 第4節 動物愛護(地域保健担当) (1)被災地域における動物の保護 (2)避難所における動物の取扱い (3)公益社団法人東京都獣医師会との協定 (4)避難所におけるペット取扱い指針 (5)平素からの普及啓発</p> |
| 中央区 (東京都) | <p>(抜粋) 中央区地域防災計画 第3部 災害応急対策計画 第21編 防疫及び保健衛生計画 第2章 活動態勢 第1 区の活動態勢 5 動物管理班 (1)負傷動物等の保護管理 (2)飼い主が不明のペット類の保護管理 (3)危険動物等の保護管理または措置 (4)避難したペット類の適正飼育指導 (5)避難所における飼育場所の設定等指導 (6)動物の危害防止や保護受入情報の広報 災害時におけるペット等動物の保護は、衛生面及び危険防止の面を配慮した動物愛護の観点から、獣医師会、動物との共生推進員、動物保護団体及びボランティアの協力を得て行う。</p> |
| 港区 (東京都) | <p>第3部 災害応急対策計画 第8章 避難に関する計画 第4節 区民避難所(地域防災拠点)及び福祉避難所 第2 区民避難所(地域防災拠点) 7 区民避難所(地域防災拠点)における動物の適正な飼養 第11章 医療救護等の計画 第3節 防疫及び生活衛生活動計画 第3 生活衛生・動物 2 活動内容 (2)被災動物(ペット)の保護・管理・指導</p> |
| 新宿区 (東京都) | <p>新宿区地域防災計画 第2篇 第1部 第9章 避難者対策 第6節 具体的な取組(応急対策) 8 犬猫等動物の保護・取扱 -1 被災地域における動物の保護 -2 避難所における動物の取扱い</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-----------------------|--|
| <p>文京区 (東京都)</p> | <p>文京区地域防災計画 第2編 震災対策 第2部 震災応急・復旧対策計画 第9章 救援及び救護に関する計画 第8節 動物愛護(区・都福祉保健局) 第1 活動方針 第2 活動内容 1 被災地域における動物の保護 2 避難所における動物の適正な飼育</p> |
| <p>台東区 (東京都)</p> | <p>(抜粋) 東京都台東区地域防災計画(本編) 第2部 施策ごとの具体的な計画(予防・応急・復旧計画) 第3編 安全な都市づくりの実現 第5章 具体的な取組<応急対策> 3 危険物等の応急措置による危険防止 3-4 危険動物の逸走時対策 (1)対策内容と役割分担…各機関(警察・消防・都・区)の役割分担と対策内容 第6編 医療救護等対策 第5章 具体的な取組<予防対策> 1 初動医療体制の整備 (1)対策内容と役割分担 (2)取組内容 ④ 防疫体制の整備…都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制整備 第5章 具体的な取組<応急対策> 1 初動医療体制 1-5 保健衛生体制 (1)対策内容と役割分担…都・区の役割分担と対策内容 (2)業務手順 (3)取組内容 ⑥ 被災動物の保護…都、関係団体等への協力 第5章 具体的な取組内容<復旧対策> 1 防疫体制の確立 (1)対策内容と役割分担…「動物愛護管理班」の編成と「動物救援本部」との連携 (2)業務手順…「動物愛護管理班」の編成(監視員2名) ・避難所における動物の飼養状況の把握 ・動物の飼養場所の確保 ・動物の適正飼養の指導 (3)取組内容 ③ 被災動物の保護…「動物救援本部」が行う動物救護活動への協力 第9編 避難者対策 第5章 具体的な取組<予防対策> 3 避難所の管理運営体制の整備 (1)対策内容と役割分担 (2)取組内容 ④ 飼養動物の同行避難の体制整備と、都・関係団体が行う動物救護活動への協力体制の整備 第5章 具体的な取組<応急対策> 3 動物愛護管理 (1)対策内容と役割分担…都・区の役割分担と対策内容 (2)業務手順 ① 動物愛護管理及び動物衛生の確保 ② 動物愛護管理班 ア 動物愛護管理班の設置 イ 業務内容 ・負傷、放し飼いの被災動物に対し、都及び獣医師会への保護、救護要請 ・避難所における動物の飼養場所の確保(困難な場合は近接避難所等で確保) ・避難所等における動物の飼養状況の把握及び都や関係団体への情報提供 ・都が協働設置する「動物救援本部」が行う動物救護活動への協力</p> |
| <p>墨田区 (東京都)</p> | <p>墨田区地域防災計画本編 震災編(予防・応急・復旧対策) 第10章 避難者対策 第4節 動物救護 1 都や都獣医師会墨田支部との協力体制の確立 2 避難所における動物の適正な飼育 (1)同行避難動物の飼養場所の確保 (2)避難所に設置される動物救護所の運営 (3)避難所における動物の適正飼育の指導 (4)避難所等における動物の飼養状況の把握及び都や関係団体への情報提供 (5)重症動物の後方動物医療施設への搬送の要否の決定 3 動物収容用ケージの備蓄</p> |
| <p>江戸川区 (東京都)</p> | <p>(抜粋) 江戸川区地域防災計画 第4部 初動応急計画 その1【震災編】 第12章 衛生・清掃対策 第4節 動物救護 1 動物保護の体制 2 避難所における対応 (1)避難所での対応 (2)都の支援 3 危険動物の逸走対応</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 品川区 (東京都) | <p>品川区地域防災計画 第2部 災害予防計画 第7編 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3章 相互協力・派遣要請 第2節 具体的な取組 第2 公共的機関との協力 8 獣医師会との協力 第10編 避難者対策 第3章 避難所の管理運営体制の整備等 第2節 具体的な取組 第3 避難所における動物飼育対策 第3部 災害応急対策計画 第3編 安全なまちづくりの実現 第3章 危険物等の応急措置による危険防止 第2節 具体的な取組 第2 危険物輸送車両等の応急対策 4 危険動物の逸走時対策 第6編 医療救護等対策 第1章 初動医療体制 第2節 具体的な取組 第6 動物の保護対策 第10編 避難者対策 第3章 避難所の設置および運営 第2節 具体的な取組 第2 避難所の開設および管理・運営 11 避難所における動物の適正な飼養</p> |
| 目黒区 (東京都) | <p>目黒区地域防災計画(平成26年3月修正) 第2部 施策ごとの具体的計画 第3章 安全な都市づくりの実現 第3節 具体的な取組 【応急・復旧対策】 第8 危険物等の応急措置による危険防止 3 危険動物の逸走時対策 第7章 医療救護等対策 第3節 具体的な取組 【予防対策】 第2 防疫及び保健衛生体制等の整備 2 動物救護活動への協力体制の整備 【応急対策】 第2 防疫及び保健衛生体制 4 被災動物の保護 第9章 避難者対策 第3節 具体的な取組 【応急・復旧対策】 第2 地域避難所、補完避難所等の開設・運営 9 避難所における動物の適正な飼育</p> |
| 大田区 (東京都) | <p>(抜粋)大田区地域防災計画 ○医療救護・保健衛生等対策 第4節 動物の管理保護活動 1動物対策班 2関係機関との連携 (1)公益社団法人東京都獣医師会大田支部 (2)都 3避難所における動物の適正な飼養 4暫定的な収容施設の設置 5負傷動物の救護 6飼い主に対する指導・啓発等</p> |
| 世田谷区 (東京都) | <p>(抜粋) 第3部 震災応急対策計画 第10章 医療救護・衛生計画 第8節 保健衛生・防疫 5 動物救護 (1) 災害への備えの普及啓発 (2) 動物救護体制の整備 (3) 動物救護活動の実施 (4) 動物救護センターの設置 (5) 避難所での受け入れ</p> |
| 渋谷区 (東京都) | <p>第3部 災害応急対策計画 第12編 被災地区の応急対策 第5章 防疫・保健衛生 第5節 動物の保護 1 獣医師会・動物保護団体等の連携 2 避難所における動物飼育対策 (1) 飼主責任のもとでのペット同行避難の周知 (2) 避難所利用計画の見直し (3) 動物の飼主への意識啓発 (4) 犬猫へのマイクロチップ注入の促進 (5) 避難所における動物の適正飼養の指導等 (6) 動物の飼主への広報 3 動物救護所の設置 4 負傷又は放し飼い状態の被災動物等の保護・収容 5 危険動物の逸走時対策</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 中野区 (東京都) | 中野区地域防災計画 第3部、第2章、2防疫及び保健衛生 (8)動物の保護対策 ①関係団体との連携 ②避難所における動物飼育対策 ③飼育者におけるペットフード等の備蓄 |
| 杉並区 (東京都) | (抜粋) 第3部 震災応急対策計画 第10章 医療救護 第5節 動物救護 第1 負傷動物救護所の設置 第2 震災救援所における動物の飼育管理 1 飼育場所の確保と管理 2 関係機関への要請 3 飼い主責任の徹底 第3 飼い主の分からない動物の保護 |
| 豊島区 (東京都) | II 震災対策編 第2部 災害応急対策計画 第9章 医療救護 第8節 防疫及び保健衛生 第5 動物愛護 1. 飼い主責任の原則 2. 同行避難の原則 3. 救援センター等における動物の適正飼養 (1)動物の飼育場所、排泄場所の指定 (2)給餌、排泄消毒等のルール化 (3)感染症予防対策の実施 4. 負傷動物・飼い主のわからない動物の救護 5. 飼い主への意識啓発 |
| 北区 (東京都) | (抜粋) 東京都北区地域防災計画 第2編 施策ごとの具体的計画 第9部 避難者対策【応急対策】 3 動物救護 第1 基本方針 第2 被災動物の保護 |
| 荒川区 (東京都) | (抜粋) 荒川区地域防災計画 第18章 動物の取り扱い 第1節 獣医師会との連携 第2節 災害時の動物保護 第3節 動物救護センターの設置 第4節 ペットの避難 1 動物管理部会の設置 2 区の役割 3 飼い主の役割 |
| 板橋区 (東京都) | (抜粋) 板橋区地域防災計画 震災編(平成24年度修正) 第2部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 第2 応急対策 3 危険物等の応急措置による危険防止 (4) 危険動物の逸走時対策 ア 対策内容と役割分担 第8章 医療救護等対策 第5節 具体的な取組 第1 予防対策 1 初動医療体制の整備 (4) 防疫体制の整備 ア 対策内容と役割分担 イ 詳細な取組内容 第3 復旧対策 1 防疫体制の確立 (1) 対策内容と役割分担 (3) 詳細な取組内容 カ 被災動物の保護 第10章 避難者対策 第5節 具体的な取組 第1 予防対策 3 避難所の管理運営体制の整備 (1) 対策内容と役割分担 (2) 詳細な取組内容 カ 飼養動物の同行避難等の体制整備 第2 応急対策 3 動物救護 (1) 対策内容と役割分担 (2) 業務手順 (3) 詳細な取組内容 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 練馬区 (東京都) | (抜粋) 第3部 災害応急対策計画 第16章 第1節 飼い主責任の原則 1 飼い主の責務 2 「同行避難」について 第2節 動物の救護 1 災害により傷病を負った動物の救護 2 仮称「動物救護センター」の設置について |
| 足立区 (東京都) | 第3章 救出・医療救護 第3節 医療救護 第2 医療・救護情報の収集及び対応 (8)動物救護 ア. 被災地における動物の保護 イ. 避難所における動物の適正な飼育 |
| 葛飾区 (東京都) | (抜粋)第4節 第3 飼養動物への対応 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難場所や避難所施設等に避難してくることが予想される。 避難場所や避難所施設等の衛生管理、動物愛護等の観点から、これら動物の保護や適切な飼育に関し、東京都や地域の獣医師会等の関連団体、動物愛護ボランティア等との協力体制を確立する。 また、都と協力して以下の取り組みを行い、避難動物の適正飼育指導をする。 1 区内の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣 2 避難場所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 3 他区市への連絡調整及び要請 |
| 江戸川区 (東京都) | (抜粋) 江戸川区地域防災計画 第4部 初動応急計画 その1【震災編】 第12章 衛生・清掃対策 第4節 動物救護 1 動物保護の体制 2 避難所における対応 (1)避難所での対応 (2)都の支援 |
| 八王子市 (東京都) | (抜粋) 八王子市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害に強い体制づくり 第11節 備蓄体制の整備 3 各家庭・事業所等における備蓄の推進 第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等 第4節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 7 特定動物等の逸走時対策 第9章 避難対策 第2節 避難誘導 1 危険地域からの避難誘導 第13章 保健衛生・清掃活動 第1節 保健衛生活動 4 避難所の衛生管理 9 動物救護 |
| 立川市 (東京都) | (抜粋) 立川市地域防災計画 第3部 応急計画(地震対策編) 第10章 避難対策 第8節 飼育動物対策 (1)被災地域における動物の保護 (2)避難所における動物の適正な飼育 避難所での飼育動物管理の方針 |
| 武蔵野市 (東京都) | 武蔵野市地域防災計画 第2部 災害予防計画 第10章 避難者の多様なニーズに対応した支援の充実 第4節 災害時におけるペット対策 第1 市におけるペット対策の検討経緯 第2 飼い主の責務 第3 避難所等における適正なペットの受入体制の整備 第4 ペット同行避難マニュアル(仮称)の周知徹底 第5 動物の保護 第3部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策 第3節 避難者の多様なニーズに対応した支援 第3 災害時におけるペット対策 1 避難所における動物の適正な飼育 2 被災動物の保護 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 三鷹市 (東京都) | 震災編 第2部 災害予防・応急・復旧計画 第9章 避難対策 第5節 被災動物対策 第1 現状・目標・活動の流れ 第2 予防対策と応急対策の構成 第3 予防対策 1 災害に備えた市域動物対策 2 被災動物対策の推進 第4 応急対策 1 被災動物の適正管理 2 避難所における飼育 3 災害時における被災動物の保護体制 |
| 青梅市 (東京都) | 青梅市地域防災計画 第2部 震災編 第9章 避難者対策 第4節 応急対策 3 動物救護 3-1 動物愛護の活動方針 3-2 動物の飼養場所の確保 3-3 都・関係団体へ情報提供 |
| 府中市 (東京都) | 3 危険物等の応急措置 3-1 石油等危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 3-2 危険物輸送車両等の応急対策 3-3 危険動物の逸走時対策 1 初動医療体制の整備 1-1 情報連絡体制等の確保 1-2 医療救護体制の整備 1-3 負傷者等の搬送体制の整備 1-4 防疫・動物救護体制の整備 5 保健衛生体制 5-1 保健活動 5-2 こころのケア 5-3 在宅難病患者への対応 5-4 在宅人工呼吸器使用者への対応 5-5 透析患者等への対応 5-6 被災動物に係る対応 5-7 公衆浴場の確保 1 防疫体制の確立 1-1 防疫活動 1-2 防疫用資器材等の調達・備蓄 1-3 動物愛護 3 「避難所」の管理運営体制、施設環境の整備 3-1 管理運営体制の整備 |
| 昭島市 (東京都) | 第3部 震災応急・復旧対策計画 第7章 避難者対策 第3節 動物救護 (1)市の対応 ①被災地域における動物の保護 ②避難所における動物の適正な飼育 (2)都の対応 ①被災地域における動物の保護 ②避難所における動物の適正な飼育 |
| 調布市 (東京都) | (抜粋) 調布市地域防災計画 第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第8章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【応急対策】動物救護 |
| 町田市 (東京都) | 第2章 災害予防計画 第7節 避難体制の整備 環境整備 その他 避難施設(避難所)における飼育動物の管理について留意事項を周知 第3章 地震災害応急対策 第8節 危険物等対策 第6 危険動物逸走時の応急対策 危険動物逸走時における対策 第12節 避難対策 第7 飼育動物対策 1 逸走した動物の保護 2 避難施設(避難所)での飼育動物対策 第4章 風水害応急対策 第11節 危険物等対策 第6 危険動物逸走時の応急対策 危険動物逸走時における対策 第12節 避難対策 第9 飼育動物対策 1 逸走した動物の保護 2 避難施設(避難所)での飼育動物対策 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-----------------------|---|
| <p>小金井市 (東京都)</p> | <p>第3部 災害応急対策計画 第8章 医療救護等対策 第5節「保健衛生および動物愛護」 第7 動物愛護 1 被災地域における動物の保護 2 避難所における動物の適正な飼育</p> |
| <p>小平市 (東京都)</p> | <p>小平市地域防災計画 震災編 第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第3章 安全な都市づくりの実現 第3節 具体的な取組 《応急対応》 3. 危険物等の応急措置による危険防止 3-3. 危険動物の逸走時対策 第7章 医療救護対策 第3節 具体的な取組 《予防対策》 1. 初動医療体制の整備 1-4. 防疫体制の整備 《応急対策》 1. 初動医療体制の構築 1-4. 保健衛生体制の構築 《復旧対策》 1. 防疫体制の確立 1-1. 小平市及び関係機関の取組概要 第9章 避難者対策 第3節 具体的な取組 《予防対策》 3. 避難所の管理運営体制の整備等 3-1. 小平市が取り組む内容 《応急対策》 3. 動物救護 3-1. 小平市が取り組む内容 避難所での飼養動物管理の方針</p> |
| <p>日野市 (東京都)</p> | <p>震災編 第2部 予防・減災計画 第16章 ペット等対策 第1節 平常時の対策 1. 基本方針 2. 市の計画・実施内容 3. 関係機関の役割・対策 第3部 初動・応急・復旧計画 第8章 危険物等対策 第9節 危険動物逸走時の応急対策 第18章 ペット等対策 第1節 避難所におけるペットの対策 1. 指定避難所における動物の適正な飼養 (1) 受付 (2) 飼養の方法及び屋外での飼育 (3) その他 2. 飼い主の役割 第2節 被災動物の保護 1. 被災動物の保護</p> |
| <p>東村山市 (東京都)</p> | <p>東村山市地域防災計画 第1編 震災編 第3部災害応急・復旧対策計画 第5章 消防・危険物対策 第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 8 危険動物の逸走時対策 (1) 住民に対する避難の勧告又は指示、(2) 住民の避難誘導、(3) 避難所の開設、(4) 避難住民の保護、(5) 情報提供、 (6) 関係機関との連絡 第10章 医療救護等 第5節 保健衛生及び動物愛護 6 動物愛護 (1) 避難所における動物の適正な飼育 (2) 動物の保護</p> |
| <p>国分寺市 (東京都)</p> | <p>国分寺市地域防災計画(抜粋) 第3部 地震災害応急復旧対策計画 第8章 医療救護・保健衛生対策 第5節 動物愛護 ○ 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じるとともに、多くの動物が飼い主と避難所に避難することが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の適正な飼育に関し、都及び関係機関との協力体制を確立する。 ○ 市は、都獣医師会多摩東支部及び同支部国分寺地区防災担当部と災害時の動物救護活動についての協定を締結していることから、これらの団体や都獣医師会、動物関係団体等が設置する「動物救援本部」及び「動物保護班」「動物医療班」と連携して動物愛護対策を進める。</p> |
| <p>国立市 (東京都)</p> | <p>第3部 災害応急復旧計画 第1章 震災応急復旧計画 第9節 避難対策 第7 ペット対策 1. 逸走した動物の保護 2. 避難所でのペット対策</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 福生市 (東京都) | 第4節 動物愛護対策 1 被災地における動物保護 2 避難所における動物の適正な飼育 3 動物愛護の活動方針 |
| 狛江市 (東京都) | 第2部 災害予防・応急・復旧計画 第7章 医療救護等対策 <予防対策> 1-5 防疫体制の整備 <応急対策> 1-4 保健衛生体制 ■ 被災動物の保護 <復旧対策> 1 防疫体制の確立 ■ 被災動物の保護 第8章 避難者対策 <予防対策> 3 避難所の管理体制の整備等 ■ 多様な視点からの管理運営体制の確保 <応急対策> 6 動物救護対策 第11章 住民の生活の早期再建 <予防対策> 6 仮設住宅の供給 <復旧対策> 2 仮設住宅の供給 |
| 東大和市 (東京都) | 第3部 災害応急対策計画 第5章 消防・危険物対策 6. 特定動物(危険動物)実験動物等の逸走時対策 第10章 医療救護 7. 動物愛護 (1)被災地における動物の保護 (2)避難所における動物の適正な飼育 |
| 清瀬市 (東京都) | (抜粋) 清瀬市地域防災計画 第2部 施策ごとの具体的計画 第8章 避難所運営対策 3 動物救護 災害時には負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 東久留米市 (東京都) | <p>(抜粋) 東久留米市地域防災計画 第2部施策ごとの具体的計画 第3章具体的な取組(応急対策) 第3節危険物等の応急措置による危険防止 4危険動物逸走時の応急措置 ・危険動物の逸走の通報があった場合は、関係機関の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。</p> <p>第7章医療救護等対策 具体的な取組(応急対策) 第1節初動医療対策 4保健活動 (5)被災動物の保護 ア、被災地域における動物の保護等 イ、避難所における動物の適正な飼育</p> <p>第9章避難者対策 具体的な取組(応急対策) 第2節避難所の開設・管理運営 5動物愛護 ・開設した避難所に、同行避難動物の飼養場所をそれぞれの避難所施設に応じて確保する。</p> |
| 武蔵村山市 (東京都) | <p>(抜粋) 第3部第8章第5節 保健衛生及び動物愛護 6動物愛護 市は、動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関、獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。</p> <p>(1) 被災地域における動物の保護 市は、飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。</p> <p>(2) 避難所における動物の適正な飼育 市は、避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |
| 多摩市 (東京都) | <p>第2部 震災対策計画 第9章 避難者対策 <応急対策> 3 動物救護 1 対策内容と役割分担 2 詳細な取組内容</p> |
| 稲城市 (東京都) | <p>(抜粋) 第4節 7 動物愛護 (1)動物愛護の活動方針 (2)被災地域における動物の保護・収容 (3)避難所における動物の適正な飼育 (4)危険動物の逸走時の措置</p> |
| 羽村市 (東京都) | <p>羽村市地域防災計画 第2部 震災対策 第2章 避難者対策 第8章 医療救護等対策</p> |
| あきる野市 (東京都) | <p>あきる野市地域防災計画(平成25年9月修正) 第3編 災害応急対策計画 第11章 医療救護計画 第2節 保健衛生及び動物愛護 6 動物愛護</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 西東京市 (東京都) | <p>西東京市地域防災計画 第2部 地震災害編 第8章 避難者対策 第2節 避難施設・避難広場等 7. 動物救護</p> <p>災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。 市は、動物愛護の観点から、都・市獣医師会、ボランティア等と協力し、飼育動物の保護や避難施設への受け入れを行う。 ※ 飼育動物とは、飼育されている犬・猫等の小動物とする(「動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年政令第107号)」別表に規定する動物を除く)。 (1) 動物の保護【都、関係機関、廃棄物処理班】 都は、都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」を中心として、被災動物の保護等を行う。活動は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成して行い、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力による被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所(避難施設)での獣医療に携わる。また、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。 (2) 避難施設における動物の適正な飼養【廃棄物処理班、学校避難施設班、都】 市は、開設した避難施設の敷地内もしくは隣接地に同行避難動物の飼養場所を設置する。また、避難施設での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難施設で詳細を定める。廃棄物処理班は、市獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した飼育動物の適正管理・環境衛生についての必要な指導・助言を行う。 ア 避難施設の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 イ 飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 ウ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年政令第107号)の別表に定める特定動物は、避難施設への同伴はできないものとする。 エ 飼育場所は、居住スペースとは別とする。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)については別途配慮する。 オ 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、運営代表者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。</p> |
| 瑞穂町 (東京都) | <p>第2編 地震災害対策計画 第1部 災害応急対策計画 第10章 医療救護等対策 第4節 保健衛生及び動物愛護 第7 動物愛護 1 動物愛護の活動方針 危害防止と動物愛護の観点から、都に準じて必要な体制を確保し、都をはじめ獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、負傷または放し飼い状態の動物の保護を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 避難所責任者と協議し、都・動物愛護相談センター、獣医師会等関係団体と連携して、飼い主とともに避難した動物の飼養について適正飼養の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ①動物の飼養場所を確保する。 ②動物の飼養状況等を把握する。 ③都への資料提供・獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。 ④飼養者(避難者)へ、飼養動物の適正な自主管理について広報する。 ⑤避難所責任者へ、飼養者に対する指示事項を周知する。 <長期化した場合> ①都へ、飼養動物の保護施設への移送を要請する。 ②飼養者等による自主管理体制を確立する。</p> |
| 檜原村 (東京都) | <p>第3部 災害応急・復旧対策計画 第10章 医療救護計画 第2節 保健衛生及び動物愛護 (1)被災地域における動物の保護 (2)避難所における動物の適正な飼育</p> |
| 奥多摩町 (東京都) | <p>奥多摩町地域防災計画 第2部 災害応急対策計画 第16章 防疫・保健衛生 第6節 動物愛護 1. 被災地域における動物の保護 2. 避難所における動物の適正な飼育</p> |
| 大島町 (東京都) | <p>大島町地域防災計画 第3章 動物愛護 第1節 被災地域における動物の保護</p> |
| 新島村 (東京都) | <p>新島村地域防災計画(抜粋) 第10章 医療 第3節 保健活動 4 動物愛護 (1)被災地区における動物の保護 (2)避難所における動物の適正な飼育</p> |
| 八丈町 (東京都) | <p>八丈町地域防災計画(一部抜粋) 第3部 災害応急対策計画 第10章 医療救護 第5節 保健衛生 6 動物愛護 (1)被災地域における動物の保護 (2)避難所における動物の適正な飼育 (3)動物愛護の活動方針</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 神奈川県 | <p>神奈川県地域防災計画 ○第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第5節 避難対策 7 ペット対策 ・ 県は、飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ「災害時動物救護マニュアル」を見直すとともに、飼い主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。 ・ 市町村は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに位置づけます。</p> <p>○第4章 災害時の応急活動対策 第3節 避難対策 4 避難所の開設 ・ 必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めます。 8(4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 ・ 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。 9 ペット対策 ・ 県では、「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行います。</p> |
| 小田原市 (神奈川県) | <p>小田原市地域防災計画 第1編 地震災害対策計画 第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第5節 避難対策 第8 ペット対策 第1編 地震災害対策計画 第4章 災害時の応急活動対策 第3節 避難対策 第3 広域避難所の運営 3 ペット対策 第2編 風水害対策計画 第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第5節 避難対策 第10 ペット対策</p> |
| 箱根町 (神奈川県) | <p>箱根町地域防災計画 第19節 避難活動体制の整備</p> <p>第2-3 避難所の整備及び運営計画の策定 (5)ペット対策 飼い主が不明となったペット等について災害時の対応を検討すると共に、避難所におけるペットの扱いについて、生活スペースから離れたゲージでの飼育等のルールを避難所運営マニュアルに位置付ける。</p> |
| 湯河原町 (神奈川県) | <p>湯河原町地域防災計画 ○第3部 地震災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動事前対策 第5節 避難対策 10 ペット対策 町は、関係機関と協力して、飼い主に対し、ペットの名札等(犬は鑑札)の装着についての指導に努め、災害時にペットの保護ができるよう備えます。</p> <p>○第8部 東海地震事前対策計画 第3章 警戒宣言発令時対策 第19節 救援対策等 5 ペット対策 警戒宣言が発せられたときは、所有者がペットを自己管理し、所有するケージを自宅や避難所グラウンドなどに置き、給餌等も自己責任で行うことが基本ですが、 町は、自己管理が困難な所有者への支援として、獣医師会と連携して、ペットの保護をするための係留場所等の確保に努めます。</p> |
| 鎌倉市 (神奈川県) | <p>鎌倉市地域防災計画 第10章 第2節避難所(ミニ防災拠点)の開設と運営 第4避難所の運営 4ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各避難所運営委員会で決定した方針に基づいて実施します。各避難所に対応できなくなった場合、市は県獣医師会湘南支部等へ応援依頼します。また、飼養者不明ペットの取扱については、県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮説動物救護センターが受入れを行います。</p> <p>第6節ペット・動物の保護・収容 地震後、被災により放浪するペット・動物について市民から通報を受けた場合、市は、県動物保護センターに連絡し、保護収容を依頼します。保護したペット・動物については 飼い主への情報提供の観点から、避難所と連絡調整します。</p> |
| 逗子市 (神奈川県) | <p>逗子市地域防災計画 風水害等対策計画編 第2部 災害予防計画 第3章 避難体制の整備 12 ペット対策 市は、県作成の「災害時動物救護活動マニュアル」を参考にし、ペットに関する情報提供をし、活動を支援する。 また、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、衛生面に関する問題などから、ケージにおいて飼育するなど、可能な限り避難所運営マニュアルに位置付ける。</p> <p>逗子市地域防災計画 地震津波対策計画編 第3部 災害予防計画 第3章 避難対策 第11節 ペット対策 主管課:生活安全課 関係課:防災課 関係機関:県 1 県は、飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ「災害時動物救護マニュアル」を見直すとともに、飼い主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備える。 2 市は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。</p> |
| 葉山町 (神奈川県) | <p>町は、「災害時の動物救護に関する協定書」に基づき、締結済の湘南獣医師会に協力を仰ぎながら動物救護活動を行う。また、県が作成した「災害時動物救護活動マニュアル」を参考にし、ペットに関する情報提供を行なう。 ・避難所における飼育の原則…動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 ・ペットの把握…避難所運営委員会は、次にあげる事項を把握し、適正な管理を行なう。飼育者の氏名と住所、動物の種類と数、動物の特徴(性格、体格、毛色等)。 ・飼育場所の選定…避難所運営委員会は、避難所における飼育場所の指定を行なう。 ・物資等の情報提供…町は、必要に応じ、次に掲げる情報の提供を行なう。動物用物資(食料、生活必需品)、動物の負傷、病気に対する診断、治療、動物に関する相談(一時預かり、飼育相談等) ・保護施設等への受入調整…町は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行なう。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 座間市 (神奈川県) | 座間市地域防災計画第2編 災害対策編 第1章災害予防対策計画 第13節 ペットの保護対策 1 ペットの保護対策 (1) ペットの保護ができるよう動物愛護の観点に配慮する。 (2) ペットの保護に備えて、獣医師会などの関係団体と協力し、ペット対策マニュアルを作成する。 (3) ペットの飼い主に対するペット用防災用品の準備やしつけの必要性について、啓発活動を推進する。 (4) ペットが自己の所有であると明らかにするための識別器具等(首輪、名札、マイクロチップなど)の装着を推進する。 |
| 綾瀬市 (神奈川県) | 綾瀬市地域防災計画第3章 応急対策計画 第12節 防疫・清掃対策 (5)動物対策 救護対策部は、大和保健福祉事務所、神奈川県動物保護センターと連携して、自主防災組織及び避難所運営委員会に協力を求めて、地域内や避難所等における被災者の飼育動物について、次のような対策を行います。 1 動物の飼育状況等を把握する。 2 飼育者等による自主管理体制を確立する。 3 県への資料提供・獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。 4 飼育者(避難者)へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。 5 避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項を周知する。 6 避難所の開設が長期化した場合、県へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。 |
| 三浦市 (神奈川県) | 三浦市地域防災計画 ○第3章第4節「避難対策」 [課題] 大規模災害により飼い主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等の動物を保護、收容する等の対策が必要となります。 [取り組みの方向] 県及び関係団体と連携し、被災した犬猫等の救護に努めます。 [主な事業] 11 ペット対策 市は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所等で飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに位置付けます。 |
| 南足柄市 (神奈川県) | 南足柄市地域防災計画 第4章 地震災害応急対策計画 第9節 保健衛生、防疫等に関する活動 2 防疫対策 (4)動物対策 市民対策部は、獣医機関、動物愛護団体等と連携し、飼い主が被災した事により放置され、又は逃げ出した動物を保護するとともに、飼い主等への適切な引き渡しに努めます。危険動物が逃げ出した場合は、危険を防止するため飼育者、警察等と連携し、必要な措置を講じます。 |
| 中井町 (神奈川県) | 中井町地域防災計画 【避難対策】 飼い主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等の動物を保護、收容するため、災害時の対応について「災害時動物救護マニュアル」に沿い、事前に県や関係団体と調整する。町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題が生じることから、生活スペースから離れた場所でゲージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置付ける。 【避難所の設置運営】 町は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等で飼い主の判明している動物の救護を行う。 |
| 大井町 (神奈川県) | 大井町地域防災計画 第2編地震災害対策計画 第1部災害予防計画 第3章災害時応急活動事前対策 第12節防疫・保健衛生活動体制の整備 5.動物救護体制の整備 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等の関連機関と連携し救護体制を整備します。 第2編地震災害対策計画 第2部応急対策計画 第2章応急対策活動 第19節防疫・保健衛生活動 5.動物救護対策の整備 飼い主がわからない負傷又は放し飼い状態の動物若しくは、飼い主が飼養することが困難な動物を保護し、県の動物救護体制が整うまでの間、一時的に保管するとともに、飼い主とともに避難した動物の飼育について適切な指導等を行うなど、環境衛生の維持に努めます。 大井町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等 第2非難住民の誘導等 3避難住民の誘導 (10)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 |
| 松田町 (神奈川県) | 松田町地域防災計画 ○第3章災害時応急対策計画 21. 動物の管理・飼育対策(主管課 環境経済課) 災害時のペット、家畜及びその他町内で飼育される動物の管理・飼育、衛生の確保について定める。 1)飼育・管理、衛生の確保 災害後のペットその他の動物についての飼育・管理は、原則として飼主が責任を持って行うものとするが、飼主の死傷・行方不明、衛生、避難所における他の町民への影響等の支障がある場合は、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関と連携し救護体制を整備し、衛生面に十分配慮しつつ一時的に飼育・管理するものとする。 (1)避難所でのペット対策については、避難所生活における適正管理、衛生管理等に注意する。 (2)避難所内でのペットの管理について、協議し、ルールを定めるように努める。 (3)逸走したペットについては、保護に当たるとともに、逸走したペットの情報や飼い主からの相談等によって、飼い主への返却を進める。 (4)飼育困難な動物については、一時飼養所で一時的に専門機関での飼育を依頼する。 2)飼料の調達 上述のように一時飼育所で飼育する場合は、備蓄物資及び救援物資のなかから適量を調達し、動物の餌糧とするが、食糧が限られている場合には、食べ残し等を有効に活用し、これをもって餌糧に代えることとする。 |
| 山北町 (神奈川県) | 山北町地域防災計画 — 第2章災害予防計画 — 第2節災害時応急活動事前対策の充実 — (4)避難対策 — 9)動物救護対策 飼い主がわからない動物、若しくは、飼い主が飼育することが困難な動物を保護し県の動物救護体制が整うまでの間の一時的な保管や飼い主とともに避難した動物の適切な飼育指導等、環境衛生の維持に努める。 また、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所等でゲージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 開成町 (神奈川県) | <p>開成町地域防災計画 ○第2編地震災害対策編 第1部災害予防計画編 第9節避難対策 第10ペット対策(環境防災課環境担当) 飼い主が不明となったり、負傷した場合、広域避難所において飼育が困難になった犬や猫等の動物を保護、収容するため、災害時の対応について事前に県や関係団体と調整する。 また、飼い主が防災意識を高め、ペットのための災害に備えた準備を行うよう啓発を行う。</p> |
| 秦野市 (神奈川県) | <p>秦野市地域防災計画(地震編・風水害編)第3章 災害応急対策計画 第6節 避難計画・15 ペット対策 避難所におけるペットの扱いについては、秦野市獣医師会の協力のもと、ケージにおける飼育等適切な管理に向けたルールづくりを進めます。</p> |
| 伊勢原市 (神奈川県) | <p>○伊勢原市地域防災計画 第1章災害予防計画 第9節 避難体制の整備 10ペット対策</p> <p>市は、県による仮設動物救護センターが開設されるまでの間、(社)神奈川県獣医師会中央支部との災害時協定に基づき、小動物の応急救護活動等を行うため、その要請方法等について確認しておく。 また、市は、獣医師会と連携し、災害時のペット対策に関する周知及び啓発を行うとともに、平常時の避難所運営委員会において避難所でのペットの受入れについて、あらかじめ協議しておく。併せてペットの一時預かりの方案について検討する。</p> <p>○伊勢原市地域防災計画 第2章災害応急対策計画 第5節 避難・応急住宅対策の実施 3避難所の開設 (5)ペット対策</p> <p>市災害対策本部は、災害時協定に基づき、県災害時動物救護マニュアルに基づく県仮設動物救護センターが開設されるまでの間、負傷動物の応急救護、飼育動物の健康相談等を行う。 なお、避難所におけるペットの受入れについては、避難所運営委員会の決定方針に基づいて対応することとするが、補助犬(盲導犬、介助犬等)を利用する障害者等に対しては、可能な限り施設内で一緒に避難生活ができるよう配慮する。</p> <p>○伊勢原市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報の伝達・避難住民の誘導等 3避難住民の誘導</p> <p>市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)」を踏まえ、下記の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管された家庭動物等の保護等</p> |
| 平塚市 (神奈川県) | <p>平塚市地域防災計画—地震災害対策計画—(抜粋)</p> <p>第3章 平常時の対策 第5節 避難対策 <<課題>> (前半部省略)大規模災害により、飼主が不明となったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等の動物を保護、収容する等の対策が必要です。 <<今後の取組みの方向>> 3 ペット対策 飼主が不明となった、あるいは避難所に収容できない犬、猫等の動物を保護、収容できるように、関係団体と協定等について検討します。</p> <p>第4章 災害時の応急対策 第8節 避難対策 3 避難所の運営 (4) ペット対策 飼主とともに避難した家庭動物について、避難所における飼育場所については、避難所運営委員会で協議し、指定するなど適正な飼育環境の確保に努めます。</p> |
| 大磯町 (神奈川県) | <p>大磯町地域防災計画 ○風水害等災害対策編 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第4節 避難計画 第5項 ペット対策 「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき神奈川県獣医師会中央支部との連携を図るとともに、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。 第3章 災害時の応急活動対策 第6節 避難対策 第4項 避難所の運営 4. ペット対策 り災者が避難所に持ち込んだペットは、飼い主が責任を持って飼育することとするが、飼育場所等は、避難所運営委員会で協議し、適正な飼育環境の確保に努める。</p> <p>○地震災害対策編 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第4節 避難計画 第6項 ペット対策 「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき神奈川県獣医師会中央支部との連携を図るとともに、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。 第3章 災害時の応急活動対策 第4節 避難対策 第4項 避難所の運営 4. ペット対策 り災者が避難所に持ち込んだペットは、飼い主が責任を持って飼育することとするが、飼育場所等は、避難所運営委員会で協議し、適正な飼育環境の確保に努める。</p> |
| 二宮町 (神奈川県) | <p>二宮町地域防災計画 地震被害対策編 第3章 災害応急対策計画 3-5. 避難対策 (6)ペット対策 ○ 町は、ペットの保護及び避難所等の保健衛生面等を考慮しつつ、避難時及び避難所等におけるペットの取り扱いについての検討を行います。 風水害等被害対策編 第3章 災害応急対策計画 3-5. 避難対策 (6)ペット対策 ○ 町は、ペットの保護及び避難所等の保健衛生面等を考慮しつつ、避難時及び避難所等におけるペットの取り扱いについての検討を行います。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 茅ヶ崎市 (神奈川県) | <p>茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 第2章災害に強い組織・人づくり 第2節自己備蓄の推進 【取り組みの方向】 第1自己備蓄の推進 3その他主な非常時持出品 ペットを連れて避難生活においては、ケージやペットフード等を事前に準備する等、他の避難者に十分配慮する必要があります。 (5)ペットのいる家族 ア 名札(鑑札や注射済票のほかに飼い主の名前やペットの名前を記入した名札) イ 愛犬手帳 ウ 食器 エ ケージ オ リード カ ペットフード キ トイレ用品</p> <p>第4章平常時の対策 第6節避難対策 【課題】 ○避難所におけるペットに対する支援対策が必要です。 【取り組みの方向】 第6ペット対策 市は、飼い主不明となった犬、猫等の円滑な保護を図るため、飼い主に対し平常時から備えておくべきこと等を示したペットのための防災対策マニュアルを作成する等、普及・啓発を行い、災害時に備えます。 避難所におけるペットの扱いについては、衛生面等に関する問題から、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに位置づけることとします。</p> <p>第9節保健衛生、防疫、遺体の取り扱いに関する対策 【取り組みの方向】 第1保健衛生・防疫対策 6ペット対策 市は、ペットの防災対策として、飼い主に対し、ペットに首輪や名札、鑑札をつけるよう指導し、災害時にペットが放浪や混乱をしないよう周知を図ります。また、関係機関と連携し、ペットの対策の体制を整備します。</p> <p>第5章災害時の応急対策活動 第6節避難対策 第3避難所の設置 2避難所の運営 (7)避難所におけるペット対策 避難所におけるペットへの対応は、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題等から、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に、その対応を定めます。</p> <p>第8節保健衛生、防疫、遺体の取り扱いに関する活動 第1保健衛生・防疫活動 4死亡小動物の収集処理および所有者が不明もしくは負傷している犬猫の保護収容 (1)死亡小動物の収集・処理 災害によって死亡した小動物については、飼い主が責任をもって処理することを原則とします。ただし、飼い主が不明なもの、または防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できないものについては、市が行います。 (2)所有者が不明もしくは負傷している犬猫の保護収容 災害発生後、被災により所有者が不明もしくは負傷している犬猫を発見した場合、市は、県動物保護センターに連絡し、保護収容を依頼します。保護した犬猫については、避難所と連携し、飼い主等へ情報提供を実施します。</p> |
| 寒川町 (神奈川県) | <p>寒川町地域防災計画 ・第2編地震災害対策 第1部地震災害対策の計画 第3章災害時応急活動事前対策 第5節避難対策 8ペット対策 (1)町は、犬、猫等の保護ができるように、県及び関係団体の役割分担を明確にし、飼い主に対し、鑑札、名札、マイクロチップなどの装着の推進を図る。 (2)町は、飼い主不明となった犬、猫等の円滑な保護を図るため、飼い主に対し平常時から備えておくべきことを、防災訓練や防災講演会及び町主催のイベントなどを活用し、普及・啓発を行う。 ・第2編地震災害対策 第2部東海地震に係る事前対策(地震防災強化計画) 第3章警戒宣言発令時等対策 第20節救援対策等 5ペット対策 町は、警戒宣言が発せられた場合、犬・猫等の保護をするために係留場所の確保を図る。また、傷病犬・猫のための連絡体制の確保も図る。</p> |
| 藤沢市 (神奈川県) | <p>避難施設運営マニュアル(藤沢市) IV 避難施設の運営 避難施設の運営は、避難施設運営委員会の会長を中心に各班により運営を行い、各班をまとめるため班長を選出する。 7 衛生班 (6)避難施設内のペット対策(要援護者が必要とするほじょ犬は、除外する。) ア 犬、猫などは、室内に入れない。 イ 避難施設のペットの管理責任は、飼養者にあることを原則とする。 ウ 避難施設にペットを連れてきた避難者に対して窓口で届け出るよう呼びかけ、「様式17・避難施設ペット登録台帳」に記載する。 エ 大型動物や危険動物の避難施設への同伴は断る。 オ ペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールと共に飼育者および避難者へ周知徹底を図る。 カ ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|--|
| 新潟県 | <p>3 県の役割</p> <p>(1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。</p> <p>(2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>(3) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</p> <p>(4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。</p> <p>(5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。</p> <p>(6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。</p> <p>(7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>4 市町村の役割</p> <p>(1) 市町村は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</p> <p>(2) 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>(3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> <p>5 (公社)新潟県獣医師会の役割</p> <p>(1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。</p> <p>(2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請に備える。</p> <p>6 (一社)新潟県動物愛護協会の役割</p> <p>(1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。</p> <p>(2) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。</p> <p>7 動物救済本部の役割</p> <p>必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に支援を要請し、次の活動を行う。</p> <p>(1) ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市町村の災害対策本部に物資を提供する。</p> <p>(2) 動物の保護 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>(3) 相談窓口の開設 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。</p> <p>(5) 飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのため情報の収集と提供を行う。</p> <p>(6) 仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。</p> <p>(7) 被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。</p> <p>(8) ボランティア及び募金の受付・調整・運営 ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。</p> <p>8 組織体系 県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。 (体系図[略])</p> <p>9 業務体系 (体系図[略])</p> <p>10 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛玩動物対応窓口 ・動物同伴可能避難所の指定 ・動物同伴避難訓練の実施 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 胎内市 (新潟県) | <p>胎内市地域防災計画・第32節 愛玩動物の保護対策</p> <p>1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。新潟県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、胎内市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>2 飼い主の役割 (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>3 胎内市の役割 (1) 胎内市は、新潟県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> <p>4 新潟県の役割 (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、胎内市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等胎内市への支援を行う。 (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 (6) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。 (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>5 公益社団法人新潟県獣医師会の役割 (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の胎内市・新潟県からの要請に備える。</p> <p>6 (社)新潟県動物愛護協会の役割 (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2) 会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。</p> <p>7 動物救済本部の役割 必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。 (1) ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう胎内市災害対策本部に物資を提供する。 (2) 動物の保護 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 相談窓口の開設 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。 (4) 動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。 (5) 飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。 (6) 仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 (7) 被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 (8) ボランティア及び募金の受入・調整・運営 ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。</p> <p>8 組織体系 新潟県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。</p> |
| 聖籠町 (新潟県) | <p>聖籠町地域防災計画 震災対策編 第2章 災害応急対策 第28節 愛玩動物の保護対策 津波対策編 第2章 災害応急対策 第31節 愛玩動物の保護対策 風水害策編 第2章 災害応急対策 第33節 愛玩動物の保護対策</p> <p>第1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>第2 飼い主の役割 1 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 2 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>第3 町の役割 町は、飼い主及び被災動物の保護について、次のような活動を行う。 1 情報提供 町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供を行う。 2 動物同伴施設の設置 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 3 相談窓口の設置 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を生活環境課に設置する。 4 避難訓練時の配慮 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 阿賀野市 (新潟県) | <p>阿賀野市防災計画 一般対策編 第3章 災害応急対策 第31節 愛玩動物の保護対策</p> <p>1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>2 飼い主の役割</p> <p>(1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの摂取及び動物用非難用品の確保に努める。</p> <p>(2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</p> <p>(2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>(3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> |
| 五泉市 (新潟県) | <p>五泉市地域防災計画 風水害対策編 第6章 災害応急対策 第26節 愛玩動物の保護対策</p> <p>計画の方針(関係部課 環境保全課)</p> <p>災害時には、飼い主の不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>1 飼い主の役割</p> <p>(1) 愛玩動物の飼い主は、災害動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種、動物用非難用品の確保に努める。</p> <p>(2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>2 市の役割</p> <p>(1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況などの情報提供並びに活動を支援する。</p> <p>(2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>(3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> |
| 燕市 (新潟県) | <p>燕市防災計画 震災対策編 第3章 災害応急対策計画 第28節「愛玩動物対策計画」</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害発生時に、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、県と協働し、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県や関係機関と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>2 計画の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物救済本部の設置 ・ 避難所における配慮 ・ 避難訓練への配慮 <p>3 動物救済本部の設置</p> <p>県は、被災地における動物保護のため県獣医師会及び県動物愛護協会と「動物救済本部」を設置し、市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</p> <p>4 避難所における配慮</p> <p>避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>5 避難訓練への配慮</p> <p>災害を想定した避難訓練を行う場合には、愛玩動物の同伴にも配慮する。</p> |
| 田上町 (新潟県) | <p>田上町防災計画 風水害対策編 第3章 第30節「愛玩動物の保護対策」</p> <p>災害時において、飼い主の支援・被災動物の保護を行っていくためにどのような役割を果たす必要があるかを記載。</p> <p>以下、町の役割を一部抜粋</p> <p>2 町の役割</p> <p>(1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用の避難用品の確保に努める。</p> |
| 長岡市 (新潟県) | <p>長岡市地域防災計画—風水害・雪害対策編—平成25年度修正 第3章 災害応急対策 第15節 ペットの保護対策</p> <p><計画の目的></p> <p>災害時には、飼い主不明や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所等に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。</p> <p><達成目標></p> <p>市は、県および県獣医師会、県動物愛護協会等が設置する「動物救済本部」と協力し、避難所等・仮設住宅におけるペットに関する情報提供、並びに救済活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。また、住民と動物と一緒に避難できる避難施設を設置する。</p> |
| 見附市 (新潟県) | <p>見附市地域防災計画【風水害等対策編】【震災対策編】 第3章 第30節 愛玩動物の保護対策</p> <p>2 飼い主の役割</p> <p>(1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>(2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。</p> <p>(2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>(3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 小千谷市 (新潟県) | <p>小千谷市地域防災計画(震災・風水害対策編) 第3章 災害応急対応 第3節 愛玩動物の保護対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の支援及び被災動物の保護に対しての協力を行う。</p> <p>○基本方針</p> <p>各主体の責務</p> <p>ア 飼い主</p> <p>(ア) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>(イ) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期に渡り放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>イ 市</p> <p>(ア) 県の設置する「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。</p> <p>(イ) 避難所を設置するにあたり、必要に応じ動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。</p> <p>(ウ) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> <p>ウ 県</p> <p>(ア) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。</p> <p>(イ) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>(ウ) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</p> <p>(エ) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。</p> <p>(オ) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。</p> <p>(カ) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。</p> <p>(キ) 必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>エ 公益社団法人新潟県獣医師会</p> <p>(ア) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。</p> <p>(イ) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。</p> <p>オ 公益社団法人新潟県動物愛護協会</p> <p>県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。</p> <p>カ 動物救済本部</p> <p>(ア) ペットフード等支援物資の提供</p> <p>避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部物資を提供する。</p> <p>(イ) 動物の保護</p> <p>県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>(ウ) 相談窓口の開設</p> <p>被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。</p> <p>(エ) 動物の一時預かり</p> <p>被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。</p> <p>(オ) 飼い主探し</p> <p>被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主探しのための情報の収集と提供を行う。</p> <p>(カ) 仮設住宅での動物飼育支援</p> <p>仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。</p> <p>(キ) 被災動物の健康管理支援</p> <p>被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。</p> <p>(ク) ボランティア及び募金の受入・調整・運営ボライティア及び募金の受付と調整、運営を行う。</p> <p>2 組織体系</p> <p>県、県獣医師会、県動物愛護協会の三者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。</p> |
| 出雲崎町 (新潟県) | <p>出雲崎町地域防災計画(震災対策編 第32節)(風水対策編 第29節) 愛玩動物の保護対策</p> <p>計画の方針</p> <p>(1)基本方針</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの町民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。これらの動物の保護や適正な飼育に関し、中越動物保護管理センター、中越獣医師会と協力体制を確立し情報の共有化により、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>(2)降雪時の対応</p> <p>風雪と寒さ対策による被災動物の保護を行う。</p> |
| 魚沼市 (新潟県) | <p>魚沼市地域防災計画 <震災対策編> 第3章第28節「愛玩動物の保護対策」・魚沼市地域防災計画 <風水害対策編> 第3章第28節「愛玩動物の保護対策」</p> <p>○基本方針</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、動物愛護センター等県関係機関、県獣医師会、県動物愛護協会等関係機関に支援を要請するとともに協力体制を確立し、情報の共有化により、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>○降雪期の対応</p> <p>風雪と寒さ対策による被災動物の保護を行う。</p> |
| 南魚沼市 (新潟県) | <p>南魚沼市地域防災計画 第3章 災害応急対策 第7節 震災発生時における対応 4-4 愛玩動物の保護対策</p> <p>(1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</p> <p>(2) 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。</p> <p>(3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> |
| 湯沢町 (新潟県) | <p>湯沢町地域防災計画 第44節 愛玩動物の保護対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>震災時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。</p> <p>2 各段階における業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震後24時間以内……………相談窓口開設、動物の一時預かり ・ 地震後1週間以内…………… 動物救済本部の設置、飼い主探し ・ 地震後1ヶ月以内…………… 仮設住宅での動物飼育支援、被災動物の健康管理支援 ・ 浸水・暴風による被害発生中……………支援物資の提供、動物保護活動 ・ 避難勧告等解除…………… 相談窓口開設、動物の一時預かり ・ 事後1週間以内…………… 動物救済本部の設置、飼い主探し ・ 事後1ヶ月以内……………仮設住宅での動物飼育支援、被災動物の健康管理支援 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 上越市 (新潟県) | <p>上越市地域防災計画 地震対策編-第2章 災害応急対策計画-第12節愛玩動物の保護対策/津波災害対策編-第2章 災害応急対策計画-第12節愛玩動物の保護対策/自然災害対策編-第3章 災害応急対策計画-第14節愛玩動物の保護対策</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> |
| 妙高市 (新潟県) | <p>妙高市地域防災計画-第2編 風水害等共通対策編-第2章 災害応急対策-第28節 愛玩動物の保護対策</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> |
| 糸魚川 (新潟県) | <p>糸魚川市地域防災計画 震災対策編 第3章災害応急対策 第31節愛玩動物の保護対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 飼い主の責務</p> <p>ア 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>イ 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</p> <p>イ 指定避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>ウ 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。</p> <p>イ 危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>ウ 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</p> <p>エ 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。</p> <p>オ 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。</p> <p>カ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。</p> <p>キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。</p> <p>④ 公益社団法人新潟県獣医師会の責務</p> <p>ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。</p> <p>イ 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。</p> <p>⑤ 一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務</p> <p>ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。</p> <p>イ 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務</p> <p>必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。</p> <p>ア ペットフード等支援物資の提供</p> <p>避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。</p> <p>イ 動物の保護</p> <p>県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>ウ 相談窓口の開設</p> <p>被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。</p> <p>エ 動物の一時預かり</p> <p>被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行う。</p> <p>オ 飼い主さがし</p> <p>被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。</p> <p>カ 仮設住宅での動物飼育支援</p> <p>仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。</p> <p>キ 被災動物の健康管理支援</p> <p>被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。</p> <p>ク ボランティア及び募金の受付・調整・運営</p> <p>募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働して行う。</p> <p>2 組織体系</p> <p>県、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。</p> <p>津波災害対策編 第3章 災害応急対策 第31節 愛玩動物の保護対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。具体的な計画は、震災対策編 第3章「第31節 愛玩動物の保護対策」に準ずる。</p> <p>風水害対策編 第3章 災害応急対策 第32節 愛玩動物の保護対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。具体的な計画は、震災対策編 第3章「第31節 愛玩動物の保護対策」に準ずる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 富山県 | <p>『富山県地域防災計画』 防水害編 第3章 災害時応急対策 第9節 避難活動 第6 飼養動物の保護等 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 飼養されていた家庭動物の保護等 (1)被災地域における動物の保護及び収容 飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護ボランティア団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 (2)避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護ボランティア団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>2 危険動物の逸走対策 危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。</p> <p>地震・津波災害編 第3章 地震・津波応急対策 第8節 避難活動 第8 飼養動物の保護等 (内容は防水害編に同じ)</p> <p>雪害編 第3章 災害時応急対策 第10節 避難活動 第6 飼養動物の保護等 (内容は防水害編に同じ)</p> <p>『富山県国民保護計画』 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 3 避難の指示に際しての留意事項 (2)動物の保護等に関する配慮 県は、国が示した「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」(平成17年環境省自然環境局・農林水産省生産局作成)を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ①危険動物等の逸走対策 ②飼養等されていた家庭動物等の保護等</p> |
| 高岡市 (富山県) | <p>●高岡市地域防災計画 風水害・土砂災害・火災編 第2章災害時応急対策計画 第13節廃棄物・防疫対策 第4防疫・保健衛生 4飼養動物などの保護等 災害時には、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが予想される。このため、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずる。</p> <p>(1)被災地域における動物の保護及び収容 飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、生活環境部長は県及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 (2)避難施設における家庭動物の収容及び適正な飼養 生活環境部長は、飼い主とともに避難施設に避難した家庭動物について、避難施設の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難施設での収容を可能とするよう努める。 また、獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>●高岡市地域防災計画 震災編 第2章災害時応急対策計画 第12節廃棄物・防疫対策 第4防疫・保健衛生 4飼養動物などの保護等 風水害・土砂災害・火災編 第2章第13節「廃棄物・防疫対策」に準ずる。</p> <p>●高岡市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等 第2避難住民の誘導等 3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> <p>●高岡市避難所運営マニュアル 第2章【業務内容】 1初動期【発災直後～24時間】 (5)避難所の運営 ①避難者受け入れ ・犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止する。万一のトラブルや、アレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、様式10「ペット登録台帳」に登録したうえで屋外の所定のペット飼育場所を伝える。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 射水市 (富山県) | <p>射水市地域防災計画 第2編 地震・津波災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 保健衛生 射水市地域防災計画 第3編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 保健衛生(平成26年3月) 2 保健衛生指導[住民衛生班 健康班] (1)衛生活動 ウ 飼い犬の管理 市民環境部住民衛生班は、犬による人畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。 エ 家庭動物の保護 災害時には、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。</p> <p>射水市地域防災計画 第5編 原子力災害対策編 第3章 原子力災害応急対策 第2節 活動体制の確立(平成26年3月) 市民環境部住民衛生班の分掌事務(10)家庭動物等の保護に関すること。</p> <p>避難所開設・運営マニュアル 第3章 業務細則 7 衛生班の業務細則(平成23年3月)</p> <p>(4)ペット連れの避難者への対応 ①ペットの居住スペースへの持ち込みを禁止する。 ②衛生班は、ペット連れの避難者に対しては、文案3「ペットの飼育ルール」を説明するか、又はコピーを配布し、管理の徹底を図る。 ③ペットの飼育場所を、施設管理者のアドバイスのもと居住スペースから離れた場所に設置する。 ※ 盲導犬はペットではないので、別途動物アレルギー等の避難者がいないことが確認できた場合には、居住スペースへの同伴は認めるものとする。 ④ペット飼育者には、様式11「ペット登録台帳」へ記入してもらい管理する。 ⑤ペットの飼育は、ペットを持ち込んだ避難者自身が行うものとする。 ※ 大型動物や危険なペットを連れた避難者は同伴での入所を断らなければならない場合もある。 ⑥衛生班は、災害対策本部からペットを一時的に預かる施設や機関、ボランティア団体の情報を収集し、適宜ペット連れの避難者へ情報提供を行う。</p> |
| 小矢部市 (富山県) | <p>小矢部市地域防災計画 第2編 震災編 第2章 災害応急対策計画 第5節 避難の勧告・指示・避難所の開設等 第18項 家庭動物の保護等 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護の適正な飼養に関し、県及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。</p> |
| 黒部市 (富山県) | <p>黒部市地域防災計画 第3節 大規模地震対策計画 21避難所の運営 (4)ペット対策 避難所には、多くの住民が避難することから、居住スペースへのペットの持ち込みは禁止する。ただし、盲導犬や介助犬については、別途動物アレルギーの避難者がいないことが確認できれば居住スペースへの同伴を認める。避難者が避難所へのペットの持込を希望する場合には、施設管理者のアドバイスのもと、居住スペースから離れた場所に飼育場所を設置するよう努力するが、大型動物や危険なペットを連れた避難者については、同伴での入所を断らなければならないことも想定される。災害時には飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが予想されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、獣医師会をはじめ動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。</p> |
| 朝日町 (富山県) | <p>第2編震災対策 第2章応急対策 避難所におけるペット対策 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、町は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。</p> |
| 入善町 (富山県) | <p>入善町地域防災計画 第2編 風水害編 第2章 風水害応急対策 第9節 避難活動 5 飼養動物の保護等 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が想定される。町は飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずる。 (1) 飼養されていた家庭動物の保護及び収容 ア 被災地域における動物の保護等 飼い主の分からない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、県獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の収容に努める。 イ 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難した家庭動物の飼養については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするように努める。また県、動物愛護団体等と協力して、飼い主と共に避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)危険動物の逸走対策 危険動物が飼養施設から逸走した場合は、町は、県をはじめ、飼養者、警察その他関係機関と連携して状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。</p> <p>第12節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策 2 防疫・食品衛生対策 (2)保健衛生指導 (ウ) 飼い犬の管理 町は、犬による人及び家畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。 (エ) 家庭動物の保護 災害時には、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。</p> |
| 滑川市 (富山県) | <p>滑川市地域防災計画 地震・津波災害対策編 第2章 災害応急対策計画 2. 保健衛生指導 (1)衛生活動 ウ. 家庭動物の保護 災害時には、避難所に飼い主が動物を連れてくることや飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 砺波市 (富山県) | 砺波市地域防災計画 一般災害編 第3章 災害応急対策 第5節 避難計画 第2 避難所の設置・運営 6 避難所の運営・避難所従事者の執務要領 (11) 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。 |
| 南砺市 (富山県) | 南砺市地域防災計画 震災編 第2章 震災応急対策 第8節 避難活動 第6 飼養されていた家庭動物の保護等（住民生活班） 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずる。 1 被災地域における動物の保護及び収容 飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 また、市は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 |
| 石川県 | 石川県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動（健康福祉 部、市町）及び震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第24節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動（健康福祉 部、市町） 1 ペット動物の保護対策 (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 2 特定動物の逸走対策 県は、災害発生時には、飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、市町、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。 |
| 小松市 (石川県) | ○小松市地域防災計画 ・地震災害対策編(第2章地震災害応急対策計画 第25節その他の対策 第3危険動物の疾走対策及びペットの保護) ・津波災害対策編(第2章津波災害応急対策計画 第25節その他の対策 第3危険動物の疾走対策及びペットの保護) ・一般災害対策編(第2章災害応急対策計画 第29節その他の災害対策 第3危険動物の疾走対策及びペットの保護) ○危険動物の疾走対策及びペットの保護 ・危険動物の疾走対策 危険動物の飼養者は管理責任者として、地震の際に当該危険動物が逸走しないよう、日頃から十分管理するとともに、逸走した場合には、直ちに警察、消防等関係機関に通報を行うとともに速やかな捕獲等に努める。 ・ペットの保護及び管理 住民の飼養するペットについては、保護に努めるとともに、状況に応じ避難場所付近に一括管理できるような設備の確保に努める。 |
| 志賀町 (石川県) | ・志賀町地域防災計画 一般災害対応編 第29節 防疫、保健衛生活動 5 ペット動物の保護対策 ・ " " 地震災害対策編 第27節 " " ・ " " 津波災害対策編 第27節 " " (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努め、町はこれに協力する。 (2) ペット動物の保護 県は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講じ、町はこれに協力する。 |
| 津幡町 (石川県) | 津幡町地域防災計画本編 第3章風水害等応急対策計画 及び 第4章震災応急対策計画 第14節 衛生・清掃対策 第8動物の保護、収容 必要に応じて動物収容チームを設置し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 保護・収容した動物については、台帳を作成し公示する。 ○所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 ○犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。 ○危険な動物から人命を守る必要があるときは、処分を行う。 |
| 内灘町 (石川県) | 内灘町地域防災計画 第2編 地震災害対策編 第2章 地震災害応急対策計画 第27節 防疫、保健衛生活動 6 ペット動物の保護対策 第3編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第29節 防疫、保健衛生活動 6 ペット動物の保護対策 第4編 津波災害対策編 第2章 津波災害応急対策計画 第27節 防疫、保健衛生活動 6 ペット動物の保護対策 (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県が動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。 ア 飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) ペット動物の保護 県が獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。 ア 負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 能登町 (石川県) | <p>能登町地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 第30節 防疫、保健衛生活動<環境対策課・総合病院・健康福祉課・上下水道課> 8 ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 県が動物愛護ボランティア等と協力して行う次に関し、町は協力する。 ア 飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 県が獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して行う次に関し、町は協力する。 ア 負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。</p> |
| かほく市 (石川県) | <p>かほく市地域防災計画 第3編一般災害対策編 第27節防疫、保健衛生活動 4ペット動物の保護対策 4 ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、県や動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。</p> <p>かほく市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等 3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> |
| 宝達志水町 (石川県) | <p>宝達志水町地域防災計画 第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第27節防疫、保健衛生活動、健康管理活動(第3編地震災害対策編第2章地震災害応急対策計画、第4編津波災害対策編 第2章津波災害応急対策計画も同じ) 4 ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 町は、避難所を設置したときは、県、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 町は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 5 特定動物の逸走対策 町は、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、県、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。</p> |
| 加賀市 (石川県) | <p>加賀市地域防災計画 一般災害対策編 第3章災害応急対策計画 第29節 防疫、保健衛生活動 6 ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、市、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 県は、市、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護等に努めるとともに、広域的な観点から避難所でのペット動物の飼育状況の把握、資材の提供等について支援を行う。 7 特定動物の逸走対策 県は、災害発生時に飼養者に特定動物の逸走等の有無等について確認するとともに、逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼育者、市、警察その他関係機関、動物愛護団体等と連絡調整を図るなど必要な措置を講ずる。</p> |
| 野々市市 (石川県) | <p>野々市町国民保護計画 第2編 平素からの備えや予防 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> |
| 能美市 (石川県) | <p>「能美市国民保護計画」(第3編武力攻撃事態等への対応- 第5章避難等に関する措置-第2節避難住民の誘導等-3避難住民の誘導) (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> |
| 中能登町 (石川県) | <p>中能登町地域防災計画・一般災害対策編、地震対策編雪害対策編 ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 町は、県及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 町は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。</p> |
| 羽咋市 (石川県) | <p>羽咋市地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第27節 防疫、保険衛生活動 4 ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育。 市は、動物愛護ボランティア等と協力して、飼育者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼育者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペットの保護 市は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 穴水町 (石川県) | <p>〈穴水町地域防災計画〉 第3部災害対応計画 第2章風水害・土砂災害に係る災害対応計画 第2節発災時における災害応急対策活動 第16防疫・保健衛生</p> <p>3 ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 町は、県と動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 町は、県と獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。</p> |
| 輪島市 (石川県) | <p>輪島市地域防災計画 一般災害対策編 第3章一般災害応急対策計画 第28節防疫、保健衛生活動 輪島市地域防災計画 地震災害対策編 第3章地震災害応急対策計画 第27節防疫、保健衛生活動 輪島市地域防災計画 津波災害対策編 第3章地震災害応急対策計画 第27節防疫、保健衛生活動</p> <p>6 ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、避難所における同伴したペット動物の飼育に関し、県及び動物愛護ボランティア等と協力して飼養者に適切な飼育の指導を行い、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、県から避難所におけるペット動物の飼育に関し、必要な資材の提供等の支援を受ける。 7 特定動物の逸脱対策 特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、警察その他関係機関、動物関係団体等を連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。</p> |
| 七尾市 (石川県) | <p>七尾市地域防災計画 一般災害対策編 8ペット動物の保護対策 七尾市地域防災計画 地震災害対策編 7ペット動物の保護対策 七尾市地域防災計画 津波災害対策編 7ペット動物の保護対策</p> <p>(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、県、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) ペット動物の保護 市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、県は、広域的な観点から市における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。</p> <p>国民保護計画 第4章警報及び避難の指示等 第2避難住民の誘導等 3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮</p> <p>市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> |
| 福井県 | <p>福井県地域防災計画本編 第3章災害応急対策計画 第7 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主(所有者または占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は市町、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市町に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。</p> |
| 福井市 (福井県) | <p>福井市地域防災計画(一般災害対策編)第3章 災害応急対策計画第18節 防疫及び保健衛生計画6 被災動物等の保護及び収容 福井市地域防災計画(地震災害対策編)第3章 災害応急対策計画第18節 防疫及び保健衛生計画6 被災動物等の保護及び収容 福井市地域防災計画(津波災害対策編)第3章 災害応急対策計画第18節 防疫及び保健衛生計画6 被災動物等の保護及び収容 (内容同じ)</p> <p>飼い主のわからない動物や放し飼いの状態の動物が多数発生すると予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想されることから、保健センター等は、県(福井健康福祉センター)等と協力して次の諸活動を行う。 (1)一般動物(犬及び猫等)について ア 飼い主のわからない動物や放し飼いの状態の動物の把握を行う。 イ 動物愛護ボランティア等と連携して次の活動を指導支援する。 (ア)飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導 (イ)飼養困難な動物の一時保管 (ウ)負傷している動物の収容、治療、保管 (エ)放浪動物の保護 (オ)飼養されている動物に対する餌の配布 (カ)所有者及び里親探し並びに情報提供 (キ)その他動物に係る相談等 (2)特定動物(ワニ、クマ、サル等)について ア 特定動物の管理状況や脱出した動物の把握を行う。 イ 飼育者の了解に基づき、各警察署、災害対策本部と連携して適切な対応をとる。 ウ 飼育者が不明で、緊急性が認められる場合、各警察署、災害対策本部と連携して適切な対応をとる。</p> |
| 敦賀市 (福井県) | <p>敦賀市地域防災計画(一般災害対策編)第3章 災害応急対策計画 第9節 避難計画 第11 被災地域における動物の保護体制 敦賀市地域防災計画(津波災害対策編)第3章 災害応急対策計画 第9節 避難計画 第11 被災地域における動物の保護体制 敦賀市地域防災計画(地震災害対策編)第3章 災害応急対策計画 第9節 避難計画 第11 被災地域における動物の保護体制 (内容同じ)</p> <p>被災者が避難所に動物(ペット)を同行して避難した場合は、避難班は施設管理者と協議して屋外等に動物飼育場所を設置できるように努める。 ただし、動物の飼い主は避難所内の他の被災者トラブルにならないよう十分に注意して責任を持って管理するようにする。 なお、大型動物及び危険動物の場合は、避難所への同行を断ることとする。 また、県と協力して避難した動物の適正な飼育・保管及び動物由来の感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |
| 小浜市 (福井県) | <p>小浜市地域防災計画(原子力対策災害編)第3章緊急事態応急対策 第5節第2 避難等の防護対策の実施について(4) 小浜市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>小浜市地域防災計画(原子力対策災害編)第3章緊急事態応急対策 第5節第6 避難所等 (3) 小浜市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 大野市 (福井県) | 地域防災計画(一般災害応急対策計画)・・・第3章第8節第9 被災地域における動物の保護 動物の飼い主(所有者又は占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力して、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 |
| 勝山市 (福井県) | 地域防災計画(一般対策編)・・・第3章第6節第10 被災地域における動物の保護等 地域防災計画(震災対策編)・・・第3章第8節第10 被災地域における動物の保護等 (内容同じ) 動物の飼い主(所有者または占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県と協力してこれら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 |
| 鯖江市 (福井県) | 鯖江市地域防災計画(一般対策編)第3章第7節 第10 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主(所有者または占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 |
| あわら市 (福井県) | あわら市地域防災計画第2編一般対策編第2章災害応急対策計画 第7節避難計画 第8 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主(所有者又は占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 |
| 越前市 (福井県) | 越前市地域防災計画 第4章 災害応急対策計画 第3項 緊急活動第1節 避難計画(5)被災地域における動物の保護等 P161 動物の飼い主(所有者または占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難場所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は、県と連携し避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 |
| 坂井市 (福井県) | 坂井市地域防災計画第1編一般対策編 第3章 災害応急対策計画 第7 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主(所有者又は占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 |
| 南越前町 (福井県) | 南越前町地域防災計画 本編第3章第11節(3) 避難所運営に当たっての留意点⑤ペット対策 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 |
| 高浜町 (福井県) | 高浜町地域防災計画(一般災害対策計画編) 第3章 災害応急対策計画 第8 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主(所有者又は占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 又、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、避難した動物の適正な飼養・保管を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 |
| おおい町 (福井県) | 第3編 一般災害応急対策第2章 災害発生後の活動第13節 避難所の開設・管理7 ペットの適正飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育状況を把握し、避難所における飼育場所を指定するなど、適正な飼育状況を確保する。 |
| 若狭町 (福井県) | 地域防災計画 第3編 一般災害対策計画 第3 避難所の管理・運営の留意点(5)ペット対策 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 |
| 美浜町 (福井県) | 美浜町地域防災計画(一般対策計画)(9)愛玩動物への対応 愛玩動物を飼っている避難者にとって愛玩動物は、家族と同様であるが、他の避難者にとっては迷惑となる可能性が高い。そのため、可能な場合、愛玩動物の受け入れ可能な避難場所を設定する等、愛玩動物への対応に努める。 |
| 越前町 (福井県) | 越前町地域防災計画第3編一般災害対策計画第2章災害発生後の活動第13節 避難所の開設・運営計画 第4 被災地域における家庭動物の保護等 越前町地域防災計画第4編震災対策計画 第2章応急対応期の活動 第2節 避難所の開設・運営計画 第4 被災地域における家庭動物の保護等 動物の飼い主(所有者又は占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、保健衛生班は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これらの動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力し、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 |
| 永平寺町 (福井県) | 永平寺町地域防災計画 本編 3災害応急対策計画 ③被災地域における動物の保護 P208 災害時における動物の適正な飼育・保管を飼い主に求め、被災者が避難所に動物と同行避難した場合の動物愛護および環境衛生の維持に努める。 本町は、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これらの動物の保護・収容等を行う。 |
| 山梨県 | ・山梨県地域防災計画 第2編 一般災害編 第3章 災害応急対策 第11節 避難、救援対策 12被災動物等救護対策 「県、市町村及び動物愛護団体は、協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。」 (1)動物収容施設の設置 (2)放浪または飼育困難な動物の収容・一時保管 (3)飼料の調達及び配布 (4)動物に関する相談の実施 (5)動物伝染病等のまん延防止措置 (6)集団避難場所における飼育動物の適正管理 等 ・山梨県国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第2章県対策本部の設置等 1県対策本部の設置 別表1福祉保健部「被災時における動物愛護に関すること」 第4章警報及び避難の指示等 2避難の指示 (1)住民に対する避難の指示「動物の保護等に関する配慮」 県は、危険動物の逸走の有無や放置された家庭動物の状況を把握し、関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 長野県 | <p>(地域防災計画の一部改定 H26.2.28) 長野県地域防災計画 風水害対策編 第3章 災害応対策計画 第37節飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>第2 主な活動 被災地域における負傷又は放し飼いの状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。</p> <p>2 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。(健康福祉部) (イ) 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。(健康福祉部、農政部、警察本部) (ウ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。(健康福祉部、農政部) (エ) 県は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。(健康福祉部・農政部) (オ) 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置する。(健康福祉部) イ【市町村が実施する対策】 (ア) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 (ウ) ペットと同行避難について適切な体制整備に努める。 ウ【飼養動物の飼い主が実施する対策】 (ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び、動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。</p> |
| 岐阜県 | <p>岐阜県地域防災計画 ○一般対策計画 第3章 災害応急対策 第29節 愛玩動物等の救援 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>2 実施責任者 県・市町村 3 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。 ○地震対策計画 第3章 地震災害応急対策 第27節 愛玩動物等の救援 1 方針 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>2 実施責任者 県・市町村 3 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 羽島市 (岐阜県) | <p>羽島市地域防災計画(一般対策計画・災害応急対策) 第28節愛玩動物等の救援 【方針】 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 【実施担当部】 市民部 福祉部 【実施内容】 1 被災地域における動物の保護 市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2 動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3 特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市長村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 各務原市 (岐阜県) | <p>各務原市地域防災計画 第2章:救護・救助活動に関する事項 第8節:災害時における「環境・衛生」対策 第5:防疫・保健衛生対策 4:その他保健衛生対策 (4) 愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県健康福祉部(岐阜保健所)及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。なお、内容はおおむね以下をめやすとして行う。 ア 被災地域における動物の保護 県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等への協力 イ 動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設の用地の、避難所の隣接地への確保のための努力県及び関係団体等が行う飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼養の指導や、動物の愛護及び生活環境の保全への協力 ウ 特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる エ その他動物に関する相談の受付</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 岐南町 (岐阜県) | <p>岐南町地域防災計画 第3章 災害応急対策 第26節 愛玩動物等の救援</p> <p>1 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>2 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 町は、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物(ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県へ通報するとともに、飼養者、その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 笠松町 (岐阜県) | <p>笠松町地域防災計画 第15節 愛玩動物等の救援</p> <p>災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>1 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるとともに、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 本巣市 (岐阜県) | <p>○本巣市地域防災計画 第2部 一般対策編 第2章 災害応急対策 第3項 民生安定活動 第6節 保健衛生対策 IV 愛玩動物等の救護 愛玩動物等の保護、適正な飼育体制の確保、特定動物の脱走対策を行う。</p> <p>市民等 ・ 獣医師会及び動物愛護ボランティア等は市と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>行政 ・ 脱走した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ・ 市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・ 動物の適正な飼育体制を確保する。 1) 愛玩動物同伴可能な避難所の設置について 市は、各避難所を設置するにあたり、愛玩動物同伴可能な避難所の設置に努める。 2) 避難所での愛玩動物の把握について 市内の各避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握し、飼い主が適正に飼育できるよう努める。 3) 避難所での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 4) 特定動物(猛獣、ハ虫類等の動物)について 同伴での避難所生活は困難であることから、避難所以外の飼育施設に収容する。 ・ 特定動物が飼育施設から脱走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 瑞穂市 (岐阜県) | <p>○瑞穂市防災計画 一般対策編 第3章災害応急対策 第12項愛玩動物等の救護</p> <p>災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数発生すると同時に、多くの被災者が、愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>1 被災地域における動物の保護 市は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>2 動物の適正な飼育体制の確保 (1)愛玩動物同伴可能な避難所の設置 市は、避難所を設置するにあたり、愛玩動物同伴可能な避難所の設置に努める。 (2)避難所での愛玩動物の把握 市内各所の避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握し、避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるように努める。 (3)避難所等での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 (4)特定動物に(猛獣、ハ虫類等の動物)について 同伴で避難所生活は困難であることを判明し、避難所以外の飼育施設に収容する。 3 特定動物の逸走対策 特定動物が飼育施設から逸走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-----------------------|---|
| <p>北方町 (岐阜県)</p> | <p>北方町地域防災計画 ○一般対策計画 第30節愛玩動物等の救援 災害時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物)等が多数発生すると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>1被災地域における動物の保護 町は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>2動物の適正な飼育体制の確保 (1)愛玩動物同伴可能な避難所の設置 町は、避難所を設置するに当たり、テント等を備蓄し、愛玩動物同伴可能な避難所の設置に努める。 (2)避難所での愛玩動物の把握 町内の避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握し、避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。 (3)避難所等での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 (4)特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)について 同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の飼育施設に収容する。</p> <p>3特定動物の逸走対策 特定動物が飼育施設から逸走した場合に町は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる</p> |
| <p>大垣市 (岐阜県)</p> | <p>○大垣市地域防災計画 第2編 風水害・土砂災害対策 第1章 風水害・土砂災害応急対策 第29節 愛玩動物等の救援 1 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数発生すると同時に、多くの被災者が、愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>2 実施担当部 生活環境部 3 実施内容 (1)被災地域における動物の保護 環境衛生班は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (2)動物の適正な飼育体制の確保 環境衛生班及び避難所派遣職員は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、施設管理者及び避難所運営委員会と連携し、収容施設を設置するなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3)特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼育施設から逸走した場合に環境衛生班は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| <p>関ヶ原町 (岐阜県)</p> | <p>○関ヶ原町防災計画 第27節 愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数発生すると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>1 被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。</p> <p>2 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。</p> <p>3 特定動物の逸走対策 町は、特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。</p> |
| <p>神戸町 (岐阜県)</p> | <p>○神戸町地域防災計画 風水害・土砂災害等対策編 第3章第28節、地震対策編 第3章第29節 愛玩動物等の救援 〈方針〉 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数発生すると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、町は関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>〈実施内容〉 1 県への協力 町は、県が実施する被災地域における動物の保護、特定動物の逸走対策に協力する。</p> <p>2 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。</p> |
| <p>安八町 (岐阜県)</p> | <p>安八町防災計画 1.計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数発生すると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>2.被災地域における動物の保護 県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。</p> <p>3.動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。</p> <p>4.防疫措置の指示命令等 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、町は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| <p>池田町 (岐阜県)</p> | <p>○池田町地域防災計画 第3章 災害応急対策 第13節 8. 動物対策 町は保健所、動物愛護センターと協力し、飼い主の被災により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、獣医師及びボランティア等との連帯により、これらの動物を救助及び保護する。また、危険動物が施設から逃亡した場合は、飼養者、警察官その他関係機関との連帯のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 揖斐川町 (岐阜県) | <p>揖斐川町地域防災計画 第2編一般対策編—第2章 災害応急対策計画 第30節 愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>1 被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。</p> <p>2 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。</p> <p>3 特定動物の逸走対策 町は、特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。</p> <p>揖斐川町地域防災計画 第3編地震対策編—第2章地震 災害応急対策計画 第31節 愛玩動物等の救援 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 具体的な対策については、第2編第2章第30節「愛玩動物等の救援」に準ずる。</p> |
| 大野町 (岐阜県) | <p>大野町地域防災計画 災害対応マニュアル編 M3-10-15 愛玩動物対策 (業務内容) 獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主不明または負傷した愛玩動物を保護・収容・救助する。 避難所の隣接地に、愛玩動物の収容施設を設置する。 避難している愛玩動物について、適正な飼養を指導する。 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から脱走した場合、人への危害防止等必要な措置を講ずる。</p> |
| 関市 (岐阜県) | <p>○関市地域防災計画 災害警戒・対策編 第4章被災者救援 第6節愛玩動物等対策(市民環境部・教育部) 県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等関係団体と協力して、被災地における被災動物(愛玩動物)の保護収容などを行います。</p> <p>【被災地域における動物の保護】 被災地域に残された動物の保護を行います。</p> <p>【愛玩動物の適正な飼育体制の確保】 避難所における愛玩動物の飼育体制の確保を行います。</p> <p>【特定動物の逸走対策】 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼育施設から逸走した場合に必要な措置を講じます。</p> |
| 美濃加茂市 (岐阜県) | <p>○美濃加茂市地域防災計画-第3編災害応急対策-第1章第3項緊急活動-第18節 被災動物(ペット)等の対策</p> <p>(1)被災地域における動物の保護 環境課は、県支部(中濃保健所)、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した被災動物(ペット)の保護、収容、救護等を行います。</p> <p>(2)避難した動物の飼育 ア 飼い主は、避難した動物(ペット)を環境課が指定した場所で、自らの責任において飼育します。 イ 環境課は、飼い主とともに避難した動物(ペット)についての適正な飼育の指導を行います。</p> <p>(3)危険な動物の逸走対策 ハ虫類等危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、県支部(中濃保健所)、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を行います。</p> |
| 可児市 (岐阜県) | <p>○地域防災計画避難所運営マニュアル指針については昨年と同様(変更なし)</p> <p>○地域防災計画 地震編 第2章 事前対策 第6節 避難対策 市の公助 ペット同伴で避難する場合の対応マニュアルを整備する(災害時動物救護マニュアル) 第3章 災害応急・復旧対策 第2節 避難対策 自助 ペットの取扱いについては別途マニュアルによる(災害時動物救護マニュアル)</p> |
| 坂祝町 (岐阜県) | <p>○坂祝町地域防災計画 第Ⅱ編 一般災害対策 第2章 災害応急対策 第6節 被災者対策 第17項 愛玩動物等の救援</p> <p>1 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い指定緊急避難場所又は指定避難所に避難してくる。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>2 被災地域における動物の保護 町本部は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。</p> <p>3 動物の適正な飼養体制の確保 町本部は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 また、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。</p> <p>4 特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、町本部は、県、飼養者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 川辺町 (岐阜県) | <p>○川辺町地域防災計画 本編 災害警戒・対策編 第4章 災害者救援 第8節 愛護動物等対策 関係機関等と協力して、被災地における被災動物の保護収容等を行います。また、避難所における愛玩動物の飼育体制を確保します。</p> |
| 八百津町 (岐阜県) | <p>○八百津町地域防災計画 第3章地震災害応急対策第9節愛玩動物等の救助</p> <p>1 方針 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管せられている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>2 実施内容 (1)被災地域における動物の保護 町は、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。</p> <p>(2)動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 町は、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導など、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。</p> <p>(3)特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、町は、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 御嵩町 (岐阜県) | <p>御嵩町地域防災計画 ○一般対策編 第3章災害応急対策 第6節り災者対策 第20項愛玩動物等の救援 1 計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>2 被災地域における動物の保護 町及び県は、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。</p> <p>3 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 町は、県、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。</p> <p>○地震対策編 第3章地震災害応急対策 第3節民生安定活動 第12節愛玩動物等の救援 一般対策編第3章第6節第20項「愛玩動物等の救援」の定めるところによる。</p> |
| 土岐市 (岐阜県) | <p>土岐市地域防災計画 ○風水害等対策計画編 第3章 災害応急対策 第28節 愛玩動物等の救援 1 被災地域における動物の保護 2 動物の適正な飼養体制の確保 ○地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策 第28節 愛玩動物等の救援 1 被災地域における動物の保護 2 動物の適正な飼養体制の確保</p> |
| 中津川市 (岐阜県) | <p>中津川市地域防災計画 第1章第7節第15項 愛玩動物等の救援計画 災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所へ避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、県および関係団体と連携し、これらの動物の保護および飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>1 被災地における動物の保護 市は、県、獣医師会等、関係団体および動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救護に協力する。</p> <p>2 動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設の用地を、避難所の隣接地に確保するよう努める。また、県及び関係団体が行う、飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼養の指導や、動物の愛護および生活環境の保全に協力するものとする。</p> <p>3 特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、市は飼養者、県その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 恵那市 (岐阜県) | <p>恵那市地域防災計画 第3章第28節 愛玩動物の救援 1 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>2 実施責任者 市</p> <p>3 実施内容 (1)被災地域における動物の保護 獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2)動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物については、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 (3)特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、飼養者、関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 飛騨市 (岐阜県) | <p>○飛騨市防災計画(第2編 一般対策編)第2章 第31節 愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市は関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>1 被災地域における動物の保護 市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。</p> <p>2 動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めることとする。避難所を設置する市は、県及び関係団体等と協力して飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛玩及び生活環境の保全に努める。</p> <p>3 特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 白川村 (岐阜県) | <p>○白川村地域防災計画 第35節愛玩動物等の救助 災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>1 実施内容 (1)被災地域における動物の保護 村は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2)動物の適正な飼養体制の確保 村は、飼い主と共に避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 村は、県及び関係団体等と協力して、飼い主と共に避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3)特定動物の逸走対策 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、村は、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 下呂市 (岐阜県) | <p>下呂市地域防災計画 第2編 一般対策編(第2章) 第30節 愛玩動物等の救護 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。</p> <p>1 被災地域における動物の保護 市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。</p> <p>2 動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。</p> <p>3 特定動物の逸走対策 市は、特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 静岡県 | <p>・避難所のペット対策 避難所におけるペットの適正な飼育と、避難所の円滑な運営を図るため、「避難所のペット対策マニュアル」(平成8年度作成、平成20年度第2版作成)を市町の防災担当部局、自主防災組織等に約7,000部配布し、周知を図った。 これに基づき避難所の責任者は、飼育者を把握し飼育場所を指定するなどして、避難所の円滑な運営を行うこととしている。</p> <p>・「静岡県被災動物救護計画」への協力 (社)静岡県動物保護協会、(社)静岡県獣医師会が、平成18年4月に策定した「静岡県被災動物救護計画」について、市町の協力を得ながら被災動物救護センターの候補地の選定やボランティアの活動支援等の細部にわたり具体化が図られるよう協力する。</p> <p>・静岡県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難救出計画</p> <p>1 避難 避難所の安全管理 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮することとしている。</p> |
| 河津町 (静岡県) | <p>河津町国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等 1 避難の指示の通知・伝達 (12) 動物の保護等に関する配慮 町は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課)」に基づき、所要の措置を講ずるよう努める。</p> |
| 熱海市 (静岡県) | <p>熱海市地域防災計画一般対策編 第7節 避難救出計画 1 避難 避難所の安全管理 コ 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。</p> |
| 三島市 (静岡県) | <p>三島市地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第7節避難救出計画 9被災動物の救護 ○市及び県は、関係機関や県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正な飼育に努める。 被災動物の保護収容 負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。 指定避難所のペット対策 指定避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。</p> |
| 長泉町 (静岡県) | <p>町は、県等関係機関や県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正飼育に努める。</p> <p>○被災動物の保護収容・・・負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探しを行う。 ○避難所のペットの対策・・・避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。</p> |
| 函南町 (静岡県) | <p>函南町地域防災計画 一般対策編 第3章 災害応急対策計画 9 被災動物の救護 町等関係機関や県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正な飼育に努める。 (1)被災動物の保護収容 負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。 (2)避難所のペット対策 避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。</p> |
| 御殿場市 (静岡県) | <p>御殿場市地域防災計画 1 共通対策の巻 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難救出計画</p> <p>1 避難 避難所の安全管理 コ 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が管理できるよう配慮する。</p> <p>8 被災動物の救護 市は、県等関係機関や県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正な飼育に努める。 被災動物の保護収容 負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。 避難所のペット対策 避難所での注意事項、平常時において飼い主や避難所の管理者、責任者に通知する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-----------------------|--|
| <p>富士市 (静岡県)</p> | <p>富士市地域防災計画資料編 5-10 富士市被災動物救護計画 予想される東海地震等の大規模災害発生時の被災動物の救護を目的として、飼い主による動物管理の徹底の呼びかけと、富士市と獣医師会および関係機関の被災動物救護活動の手順について定める。なお、当該計画は、「静岡県被災動物救護計画」に基づきその手順等について補足するものである。</p> <p>1. 大規模震災等による被災動物の発生 阪神・淡路大地震規模の災害に見舞われた場合、(阪神での被災・収容動物の取扱実績から)富士市の畜犬登録数約16,800頭であるが、そのうち数百～千頭近い動物が被災し、100頭程度の飼い主不明の動物が発生すると見込まれる。 また、地区避難所が飽和状態にあるときや、高齢者の単身世帯等で飼い主による動物の保管ができなくなる状態が少なからず生じられる。</p> <p>2. 平常時の対策 飼い主は、日頃から人への危険防止やトラブル回避するため、正しい飼育方法・しつけを行なうこと。動物には必ず愛犬鑑札および名札を付け飼い主の氏名・連絡先等を明示すること。また、災害に備え動物用の餌／飲料水の備蓄、自身が被災した場合の動物の受入れ先(遠隔地に住む家族、知人等)を確保しておくこと。 市、保健所および獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業組合等は連携して市内の動物の動態状況の把握に努めるとともに、災害時を想定した飼い主による動物管理責任の徹底を呼びかける。</p> <p>3. 災害時の対応 飼い主は、被災時の混乱に乗じて動物が逃避しないよう努め、自宅において飼育管理する。被災により自宅での飼育が困難な場合、あらかじめ決めておいた受入れ先に搬送すること。 避難所の対応について 避難所への被災動物の受け入れについては、災害の規模や地域差、その他の状況を考慮して各避難所運営委員会が判断を行なう。飼い主は避難所運営委員会の指示に従い、他の被災者との円滑な共同生活のため動物の適正管理を行なう。 市の役割について 市は(一社)静岡県動物保護協会、獣医師会、保健所(県)、ボランティア、自治会等の関係機関の協力を得て被災動物の情報収集に努める。また、必要に応じて被災動物を保護・収容する被災動物救護センターを開設する。</p> <p>4. 被災動物救護センター(係留所)の業務 被災動物救護センターは狂犬病等の発生／蔓延の予防、動物による事故の防止、飼い主不明の動物をすみやかに返還することを目的とし、富士保健所動物保護管理所で収容しきれない行方不明犬、また被災により飼い主による管理ができない犬等を最大で1ヶ月間預かる。 行方不明動物については特徴等を救護センター及び避難所の掲示板に貼り出し、飼い主の引き取りを求めると同時に、飼育希望者を募り預かり期間を終了したものから引き渡しを行う。 被災により、やむをえず動物の預かりを依頼する飼い主は、動物の管理に関する誓約書を提出し、期間終了までに今後の飼育場所を確保し必ず引き取る。</p> <p>5. 被災動物救護ボランティアについて 災害発生直後、被災動物の救護等について行政職員では対応が困難である。そのため、委嘱動物保護管理指導員を中心とし各地区での動物の救護状況報告を行なうボランティアとして協力を求める。また、県被災動物救護計画に基づき登録されたボランティアの受入れを行い、災害発生時には被災動物の救護および地域の状況把握、また市内4箇所の救護センターの管理業務を交代して行なう。</p> <p>6. 救護センターへ収容されない被災動物への支援 被災動物の大多数は被災者とともに自宅または避難所等にいるため、各地区避難所指導者、救護ボランティアを通じて救護センターより餌等の供給を行なう。</p> |
| <p>富士宮市 (静岡県)</p> | <p>富士宮市地域防災計画一般対策編 第3章災害応急対策計画 第7節非難救出計画 2 避難 (4) 避難所の安全管理 コ. 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。</p> <p>避難所運営マニュアル 3 避難所の仕事 (20) ペット 災害が起こると人間と同様にペットも生活の場を失います。様々な人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、迷惑にならないよう注意する必要があります。 ● 避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止します。 ・ 多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。また、動物アレルギー の人がいる可能性を考慮すると、居室へのペットの持ち込みは禁止することが望まれます。 ● ペットは敷地内の屋外(余裕がある場合には屋内も可)にスペースを設け、その場で飼育します。 ・ ペットと避難所内で共同生活を行うためには、ペット専用のスペースを設ける必要があります。 ・ また、ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。 ● ペット飼育者に対して届け出を呼びかけ、飼育者名簿を作成します。 ・ 飼育者の氏名や動物の種類と特徴などを把握しておくとう便利です。</p> |
| <p>藤枝市 (静岡県)</p> | <p>藤枝市地域防災計画(H26年3月) 避難計画において次のように記載。</p> <p>18 被災動物の救護 市は、県や関係機関や県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正な飼育に努める。 (1) 被災動物の保護収容 負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。 (2) 避難所のペット対策 避難所での注意事項等について、飼い主や避難所の管理者、責任者への周知に努める。</p> |
| <p>吉田町 (静岡県)</p> | <p>吉田町地域防災計画 第1編共通対策編 第3章災害応急対策 第7節避難救出計画 8 被災動物の救護</p> <p>町は、県の協力の下、県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正な飼育に努める。</p> <p>被災動物の保護収容: 負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探しを行う。 避難所のペット対策: 避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者へ周知する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 愛知県 | <p>【愛知県地域防災計画 地震災害対策計画】 第3編 災害応急対策 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策—第2節 防疫・保健衛生対策 8 動物の保護 (1)県は、被災動物の保護および収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第10章 避難者・帰宅困難者対策—第2節 避難所の開設 4 避難所の運営 (10)避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>—風水害等災害対策計画—にも同様の主旨の記載があります。</p> |
| 津島市 (愛知県) | <p>津島市地域防災計画 (風水害等対策計画編) 3 災害応急対策 3-6 医療救護・防疫・保健衛生対策 3-6-2 防疫・保健衛生 3-6-2-7 動物の保護 (1)被災動物の保護及び収容は県が行う。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救援活動を支援する。 (地震災害対策計画編) 3 災害応急対策 3-8 医療救護・防疫・保健衛生対策 3-8-2 防疫・保健衛生 3-8-2-8 動物の保護 (1)被災動物の保護及び収容は県が行う。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救援活動を支援する。</p> |
| 碧南市 (愛知県) | <p>碧南市地域防災計画 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 1(9)動物の保護</p> <p>ア 市は、被災動物の保護については県に協力要請を行い、特定動物及び犬による危害を防止する。 イ 医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> |
| 豊川市 (愛知県) | <p>豊川市地域防災計画 (風水害等災害対策計画) 第3編 災害応急対策 第10章 避難者・帰宅困難者対策 第2節 避難所の開設 2 避難所の運営 (1)避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 第25章 住宅対策 第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 1 市における措置 イ 管理運営及び処分 (ア)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。</p> <p>(地震災害計画) 第3編 災害応急対策 第11章 避難者・帰宅困難者対策 第2節 避難所の開設 2 避難所の運営 (1)避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 第17章 住宅対策 第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 1 市における措置 ウ 管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。</p> |
| 常滑市 (愛知県) | <p>常滑市地域防災計画 第4編 災害応急対策—第6章 避難計画 第2節 避難所の設置 5 避難所の運営 (10) 避難者が避難所にペットをつれてきた場合には、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>常滑市地域防災計画 第4編 災害応急対策—第9章 防疫・保健衛生計画 第1 防疫及び保健衛生 7動物の保護 (1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救援活動を支援する。</p> <p>常滑市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処—第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 知多市 (愛知県) | <p>知多市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 <p>地域防災計画第1部 地震 第3編災害応急対策計画 第4章 避難収容活動 第2節 避難所計画 第5 愛がん動物収容対策 衛生班は、知多保健所及び動物保護管理センター知多支所と連携し、次の事項について獣医師及び動物愛護団体に協力を要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼養されている動物に対するえさの配布 2 負傷した動物の収容・治療 3 放浪動物の収容 4 飼養困難な動物の収容 5 動物に関する相談の実施等 <p>また、市は愛がん動物の情報交換の場として避難所の掲示板の一面を提供する。</p> |
| 知立市 (愛知県) | <p>知立市地域防災計画 第4編災害応急対策 第13章救援 第5節避難所の開設 第3避難所の運営 (11)避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難所へ周知・徹底すること。</p> |
| 日進市 (愛知県) | <p>日進市地域防災計画 第12章 第3節 2 避難所の運営 (9)避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p> |
| 清須市 (愛知県) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 記載なし ・国民保護計画 第3編—武力攻撃事態等への対処—第4章 警報及び避難の指示等 第2避難住民の誘導等 3避難住民の誘導 (12) 動物の保護等に関する配慮 <p>市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ以下の事項等について所要の措置を講ずるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等 |
| 北名古屋市 (愛知県) | <p>北名古屋市地域防災計画—風水害編—第4節 避難及び避難所の設置—2 実施内容—(7)避難所・現地連絡所の開設及び運営—エ 避難所の設置 (コ)避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p> <p>北名古屋市地域防災計画—地震編—第3章 災害応急対策計画—第12節 救援対策—6避難所の開設—(6)避難所の運営 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p> <p>北名古屋市地域防災計画—地震編—第3章 災害応急対策計画—第18節3死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理システム—(3)放浪犬猫の保護収容 地震後、被災により放浪する犬猫について、関係機関、関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する。また、必要に応じ関係団体に支援を行う。</p> |
| 岩倉市 (愛知県) | <p>岩倉市地域防災計画【風水害編】 第3章 災害応急対策計画 第6節 避難計画 5 避難所開設計画 (5) 避難所の運営 サ 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第15節 防疫計画 10 被災地域における動物の保護 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> <p>岩倉市地域防災計画【地震編】 第4章 災害応急対策計画 第16節 防疫・保健衛生計画 2 対策[大規模災害が発生した場合の対策] (5) 動物の保護 市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> |
| 東郷町 (愛知県) | <p>東郷町地域防災計画 第3編 災害応急 第10章 避難者・帰宅困難者対策 第3節 避難所の運営 5 避難所運営の留意事項</p> <p>(11) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難者ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p> |
| 飛鳥村 (愛知県) | <p>飛鳥村地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第13節防疫・保健衛生計画 第7 被災地域における動物の保護</p> <p>村は、被災動物を保護及び収容するとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 阿久比町 (愛知県) | <p>阿久比町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮</p> <p>町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等 |
| 東浦町 (愛知県) | <p>東浦町地域防災計画 (風水害等災害対策計画、地震災害対策計画) ※以下は風水害等災害対策計画から抜粋するが、地震災害対策計画にも同様の記述あり。</p> <p>風水害等災害対策計画 第3編 災害応急対策 第9章 避難者・帰宅困難者対策 第2節 避難所の開設 3 避難所の運営 (12)避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> |
| 南知多町 (愛知県) | <p>南知多町地域防災計画(地震災害対策計画、風水害対策計画) ※以下は風水害対策計画から抜粋するが、地震災害対策計画にも同様の記述あり。</p> <p>第3編 災害応急対策 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 6 動物の保護 「町は、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。」 第25章 住宅対策 第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 1 町における措置 「応急仮設住宅は、被災者に対する一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。」</p> |
| 武豊町 (愛知県) | <p>武豊町地域防災計画【地震防災対策計画】 第2編 災害応急対策 第2節 防疫・保険衛生 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 8 動物の保護 (1)県及び町は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> |
| 幸田町 (愛知県) | <p>幸田町地域防災計画 第3編災害応急対策 第7章医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節防疫・保健衛生 6. 動物の保護 被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> |
| 三重県 | <p>【三重県地域防災計画 地震・津波対策編】 第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策及び市町を対象とした対策 (6)ペット対策 県は、市町、(公社)三重県獣医師会等の関係団体等と飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。 ■市町が実施する対策 1 地域等を対象とした対策 (9)ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 ■県民が実施する対策 3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。 第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 第3項 対策 ■市町が実施する対策 5 避難所の開設及び運営 (4)避難所の運営及び管理 ⑧ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第5節 防疫・保健衛生 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 防疫活動の支援 (3)ペット対策 県と(公社)三重県獣医師会等の関係団体は、市町に対し、避難所における飼い主と同行避難したペットの受入に関する助言を行うとともに、放浪動物や負傷動物の救護を行う。 また、特定動物(クマ、ライオン等の国が定めた危険動物)が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県は、飼い主、関係機関等と連携し対応する。 ■市町が実施する対策 1 実施体制 (5)ペット対策 市町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 【市町地域防災計画記載検討項目】(5)ペット対策 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策 3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットともに同行避難を行う。また、市町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットのを適正に管理する。 第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3)応急仮設住宅の建設 また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。 ■市町が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3)応急仮設住宅の建設 またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。 【三重県地域防災計画 風水害等対策編】 第3章 災害応急対策計画 第29節 防疫・保健衛生活動 第2項 対策 ■県が実施する対策 3 愛玩動物対策 県は、市町と(社)三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整える。 ■市町が実施する対策 2 愛玩動物対策 市町は、自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を(社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。 【三重県新地震・津波対策行動計画 第5章行動計画(発災後対策)】 ■「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及 ペットの飼い主が平時時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について県民に啓発するため、「ペットの防災対策に関するガイドライン」を策定し、普及を図る。(目標項目)ガイドラインの策定 (目標 27年度末 策定完了)</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 四日市市 (三重県) | <p>四日市市地域防災計画—震災対策編—平成22年度修正(四日市市防災会議)第3部 災害応急対策/ 第3章 救助・救急、医療及び消火活動/第3節 医療活動/(4)後方支援活動 5)動物救護活動 ・健康部は、公益社団法人三重県獣医師会の協力のもと、飼い主から離れた動物の情報収集、情報提供を行い、環境部と共に危険動物の捕獲に努める。</p> <p>第5章 避難収容活動/第2節 避難所の開設・運営管理/(2)避難所の運営管理 2)市の救援 ・危機管理監及び環境部は、避難所におけるペット等の動物救護に努めるとともに、公益社団法人三重県獣医師会三洲支部に協力の要請を行う。</p> |
| 桑名市 (三重県) | <p>○「桑名市地域防災計画」-7章第6節 市は、自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。</p> <p>○「桑名市国民保護計画」-第3編 武力攻撃事態等への対処-第4章 警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導-3(9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、次の事項について、所要の措置を講じるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等</p> |
| 東員町 (三重県) | <p>東員町地域防災計画 第1編 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第27節 防疫・保健衛生活動 第10 愛玩動物対策 避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師、桑名保健所等の助言・協力を得て設置するよう検討するものとする。また、獣医師と協定を締結し、愛玩動物の収容体制を確立する。</p> |
| 鈴鹿市 (三重県) | <p>鈴鹿市地域防災計画 第2部 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節 防疫計画 第2項 対策(市民対策部)5 愛玩動物対策 避難所への愛護動物持ち込みに関し、獣医師等関係者の助言・協力を得て、その取扱いを検討するものとする。 鈴鹿市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等3 避難住民の誘導(総務管理部及び全対策部)(9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び、農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等について、所要の措置を講じるよう努める。</p> |
| 亀山市 (三重県) | <p>【亀山市地域防災計画 地震対策計画 第4章災害応急対策計画 第5節避難収容活動 8愛玩動物収容対策】 環境対策部は、鈴鹿保健所と連携し、次の事項について獣医師会及び動物愛護団体に協力を要請する。また、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じて情報を提供する。1 愛玩動物救護センターの設置 2 飼養されている動物に対するえさの配布 3 負傷した動物の収容・治療・保管 4 放浪動物の収容・保管 5 飼養困難な動物の一時保管 6 動物に対する相談の実施等 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切に対応する。市は愛玩動物の情報交換の場として避難所の掲示板の一面を提供する。</p> |
| 津市 (三重県) | <p>津市地域防災計画 【風水害対策編】第3編 災害応急対策計画 第19 節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 ○1 動物の保護(環境部) (1)災害発生により被害を受けた動物を、獣医師会等と協力して把握し保護します。 (2)獣医師会や民間団体と協力して、逸走した特定動物の人間への危害の発生を防止します。 2 愛玩動物への対策(環境部、市民部、各総合支所) 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。 基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、ペットの保護の方法は首輪等を使用し、避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。 3 動物の埋却・焼却の実施(環境部) (1)焼却 十分な薪、わら、石油等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に被覆します。 (2)埋却 埋却に十分な穴を掘り、死体の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆います。</p> <p>【震災対策編】第3編 災害応急対策計画 第18 節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 1 動物の保護(環境部) (1)災害発生により被害を受けた動物を、獣医師会等と協力して把握し保護します。 (2)獣医師会や民間団体と協力して、逸走した特定動物の人間への危害の発生を防止します。 2 愛玩動物への対策(環境部、市民部、各総合支所) 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。 基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、ペットの保護の方法は首輪等を使用し、避難者に迷惑がかからないよう、飼い主が管理します。 3 動物の埋却・焼却の実施(環境部) (1)焼却 十分な薪、わら、石油等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に被覆します。 (2)埋却 埋却に十分な穴を掘り、死体の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆います。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------------|---|
| <p>松阪市 (三重県)</p> | <p>松阪市地域防災計画 第3編震災編 第2章災害応急対策</p> <p>第6節 危険動物の逸走対策及びペットの保護</p> <p>※危険動物:「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」の第26条によって「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物」として政令で指定された爬虫類</p> <p>1.危険動物の逸走対策 危険動物の飼養者は管理責任者として、地震の際に当該危険動物が逸走しないよう、日頃から十分管理するとともに、逸走した場合には、直ちに警察、消防等関係機関に通報を行うとともに速やかな捕獲等に努める。</p> <p>2.ペットの保護及び管理 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。市は、県及び県獣医師会、県動物愛護協会等が設置する「動物救済本部」と協力し、避難所・仮設住宅のペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。また、住民と動物と一緒に避難できる避難施設を設置するよう努める。</p> <p>3.死亡ペットの収容及び埋火葬 (1)収容 ①収容場所は、松阪市篠田山斎場、松阪市嬉野斎場、松阪市飯南火葬場等を充てるものとし、写真撮影の上、特徴等を記録し、問い合わせに応じられる体制をとる。 ②収容後に飼い主が判明し、引取人があるときは、飼主等引取人に引渡すものとする。 ③飼主が判明しないもので、一定期間経過後引取人がないときは埋火葬を行う。 (2)埋火葬等 火葬の実施にあたっては、主として松阪市篠田山斎場、松阪市嬉野斎場、松阪市飯南火葬場等で行う。ただし、火葬場が被災により使用できない場合、または火葬場の火葬能力を上回る場合は、他機関の応援等を得て埋火葬等を実施する。</p> <p>4.各主体の責務 (1)飼い主の役割 ①ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 ②ペットの飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 (2)市の役割 ①市は、避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、飼い主不明動物一時収容所、及び社団法人三重県獣医師会松阪多気支部会員の保有する診療施設において、ペットの状況等の情報提供並びに動物救護活動を行う。 ②避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 ③避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 (3)社)三重県獣医師会松阪多気支部の役割 ①県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ②緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。 ア 動物救護所における被災動物の管理指導 イ 飼い主不明動物一時収容所における被災動物の管理及び飼養 ウ 負傷動物への医療処置 エ 負傷患畜の護送、動物病院への搬送の要否の決定 オ 被災動物に関する情報提供 カ 動物の死亡の確認 キ その他必要な応急業務</p> |
| <p>多気町 (三重県)</p> | <p>多気町地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第22節 防疫 保健衛生活動 4項 愛玩動物対策</p> <p>町は、獣医師等の助言・協力を得て、必要に応じて避難所の施設内又はその周辺施設に、愛玩動物の収容所の設置について検討する。その際、衛生面には十分配慮するものとする。</p> |
| <p>大台町 (三重県)</p> | <p>大台町地域防災計画 震災対策編 第17節 防疫計画</p> <p>第6 飼い犬の管理 犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。一方、獣医師等の助言、協力を得て、避難所に隣接した飼い犬等の収容所の設置を検討する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 伊勢市 (三重県) | <p>伊勢市地域防災計画</p> <p>I 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難対策活動 8 避難所の開設及び運営 (4) 運営管理 キ 愛玩動物の受け入れについては、小中学校において、犬、猫、小鳥の小動物に限り受け入れる。管理については、愛玩家の責任で行う。 第26節 防疫活動 8 愛玩動物対策 愛玩動物の救護所を公益社団法人三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。</p> <p>II 震災対策編 第4章 災害応急対策計画 第7節 避難対策活動 8 避難所の開設及び運営 (4) 運営管理 キ 愛玩動物の受け入れ 愛玩動物の受け入れについては、小中学校において、犬、猫、小鳥の小動物に限り受け入れる。管理については、愛玩家の責任で行う。 第19節 防疫、保健衛生活動 3 愛玩動物対策 愛玩動物の救護所を公益社団法人三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。</p> <p>伊勢市国民保護計画</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等</p> |
| 玉城町 (三重県) | <p>玉城町地域防災計画 第3章—第22節—防疫計画 第9 飼い犬の管理 犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。</p> |
| 度会町 (三重県) | <p>度会町地域防災計画 第3部 第3章 災害発生後の対策 第17節 防疫・保健衛生活動 4 愛玩動物対策 町は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を(社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努める。その際、衛生面には十分配慮するものとする。 第4部 第3章 応急復旧期の対策 第5節 防疫・保健衛生活動 4 愛玩動物対策 町は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を(社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努める。その際、衛生面には十分配慮するものとする。</p> |
| 志摩市 (三重県) | <p><志摩市国民保護計画> 第3編 武力攻撃事態等への対処—第4章 警報及び避難の指示等—第2 住民の誘導等—3. 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養等されていた家庭動物の保護収容等</p> <p><志摩市地域防災計画> 第3章 災害応急対策計画—第29節 防疫・保健衛生活動—第6 その他の保健衛生対策—5 被災動物対策 (1) 放浪動物対策 災害により飼育されていた犬、猫や家畜等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策については、県(健康福祉部)・伊勢保健福祉事務所、社団法人三重県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。 具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。 ア 放浪動物の保護収容 イ 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 ウ 負傷している動物の収容・治療 エ 飼育困難な動物の一時保管及び所有者、新たな飼育者探し オ その他動物に関する相談の受付 (2) 愛玩動物対策 市は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を社団法人三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努める。</p> |
| 鳥羽市 (三重県) | <p>鳥羽市地域防災計画 第18節 防疫・保健衛生計画 第2項 対策 3 愛がん動物対策 避難所に隣接して愛がん動物の収容を獣医師等助言・協力を得て設置するよう検討する。</p> <p>鳥羽市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 伊賀市 (三重県) | 伊賀市地域防災計画 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第28節 防疫・保健衛生活動 第3項 対策 7 愛玩動物対策 震災対策編 第4章 災害応急対策計画 第24節 防疫・保健衛生活動 第3項 対策 7 愛玩動物対策 市長は、市指定避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を(社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。 (根拠:(社)三重県獣医師会伊賀支部と災害時における動物救護活動に関する協定書をH24. 3. 1に締結) |
| 名張市 (三重県) | 名張市地域防災計画 地域防災計画編 — 第3章 災害応急対策計画 — 第8節 避難対策活動 — 第3項 対策 — 11. 避難所の開設及び運営 — (10)ペットに対する対策 近年、ペットは家族の一員として生活をともにしていることから、避難所での生活においてもその対策が必要となる。基本的に避難所では屋内にペットと同居して避難することは不可能であるため、避難所の屋外の一角にペットの避難場所を設ける。ペットの保護の方法は首輪、くさりを使用し、他の避難者に迷惑がからないよう、飼い主が責任を持って管理することとする。 名張市地域防災計画 地域防災計画編 — 第3章 災害応急対策計画 — 第27節 防疫・保健衛生活動 — 第3項 対策 — 6 愛玩動物対策 市は、自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。また「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、社団法人三重県獣医師会伊賀支部の協力を得て、迷子動物や放浪犬対策を実施する。 |
| 尾鷲市 (三重県) | <尾鷲市国民保護計画> 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等 |
| 紀北町 (三重県) | <紀北町地域防災計画> 愛玩動物対策 町は自らが設置する避難所に隣接して、小動物の救護所を社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。 |
| 熊野市 (三重県) | 熊野市地域防災計画 震災対策編 第4章 災害応急対策計画 第18節 防疫・保健衛生計画 第2項 対策—5 愛玩動物対策 避難所に隣接して愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。 |
| 紀宝町 (三重県) | 紀宝町防災計画 ①風水害対策編—第3章 災害応急対策計画 第28節 防疫・保健衛生活動 第2項 対策—4愛玩動物対策 町は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を(社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。 ※紀宝町防災計画 ②防災対策編—第4章 災害応急対策計画 第25節 防疫・保健衛生活動 第2項 対策—4愛玩動物対策にも同文記載。 |
| 滋賀県 | 滋賀県地域防災計画(震災対策編) 第3章 災害応急対策計画 第20 節危険物施設等応急対策計画 第8. 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策計画 滋賀県地域防災計画(風水害等対策編) 第3章 災害応急対策計画 第7節 防疫および保健衛生計画 第2 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策計画 1. 基本方針 災害時には、家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物(サル、ワニ等(動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1 条別表に掲げる動物))による人への危害を防止するための措置を講ずる必要がある。 また、災害時には、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらに係る問題が予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、市町および関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。 2. 応急対策 (1) 特定動物の逸走対策 県(生活衛生課および動物保護管理センター)は、特定動物の逸走および管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。 ア 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、現地へ出動する。 イ 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、各市町に広報協力を依頼する。 ウ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。 (2) 被災地域における動物の保護 県は、飼い主不明または負傷した犬およびねこの保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。 また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。 (3) 避難所における動物の適正な飼養 県は、避難所を設置する市町から要請があった場合は、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。 ア 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。 イ 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。 ウ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 草津市 (滋賀県) | <p>草津市地域防災計画 第6章 防疫および保健衛生計画 第2 計画内容 3 市の行う防疫活動の種別と方法 (8)愛玩動物の一時保管 災害の発生に伴う愛玩動物(犬、猫等)の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、市は、県生活衛生班動物保護管理センターや動物愛護団体と連携、協力して飼養困難な動物や放浪動物の一時的な保管等を実施する。</p> <p>第8章 危険物施設等応急対策計画 第4節 危険な動物等飼養施設等応急対策計画 第1 計画方針 飼養施設から逃走した危険動物(ワニ、トラ、クマ等)による危害を防止するため、あるいは、一時的に手放さなければならなくなった動物、飼い主不明となった迷子動物について、市は県生活衛生班や動物保護管理センター等の関係機関等と連携して応急的な措置を講ずる。</p> <p>第2 事業計画 (1)県本部(生活衛生班および動物保護管理センター)は、危険動物の逃走および管理状況の把握を行う。 (2)危険動物が逃走している場合に、県本部(生活衛生班および動物保護管理センター)から付近住民への周知について協力依頼があった場合、市本部は住民への広報等について協力する。</p> |
| 守山市 (滋賀県) | <p>守山市地域防災計画本編 第3章 災害応急対策計画(一般災害) 第16節 清掃・防疫等 第4 防疫・保健衛生 2. 防疫・保健衛生活動の実施</p> <p>(4)特定動物による危害防止及び愛玩動物救護 市は、災害時に逃走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼養者への必要な支援等を行う。</p> <p>ア. 特定動物の逃走対策 環境生活部長は、特定動物の逃走及び管理状況の把握を行い、逃走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。 ① 特定動物の逃走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、関係団体に出勤要請を行う。 ② 特定動物が逃走した場合は、付近住民に周知するとともに、県に広報協力を依頼する。 ③ 逃走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。</p> <p>イ. 被災地域における動物の保護 市は、飼い主不明または負傷した犬及びねこの保護及び収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。</p> <p>ウ. 避難所における動物の適正な飼養 市は、被災者とともに避難した動物が避難所で適切に飼養されるよう、県に指導及び助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。 ① 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。 ② 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。 ③ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。</p> |
| 栗東市 (滋賀県) | <p>栗東市地域防災計画 本編(風水害等・地震災害対策編) 第4章災害応急対策計画 第15節避難対策計画 第9.避難所の設置と運営 (7)避難所のペット対策 避難所における被災ペットとの共同生活においては、飼い主が責任を持って飼育することを原則とする(盲導犬、聴導犬、介助犬は別)。なお、具体的扱いは、「避難所運営マニュアル」で定める。</p> <p>栗東市地域防災計画 本編(風水害等・地震災害対策編) 第4章災害応急対策計画 第21節危険物施設等応急対策計画 第8.危険な動物等飼養施設等応急対策計画 1.基本方針 飼養施設から逃走した危険動物(ワニ、トラ、クマ等)による危害を防止するため、また、一時的に手放さなければならなくなった動物、飼い主不明となった迷子動物について、市は関係機関等と連携を密にして実態に即した応急的な措置を講ずる。</p> <p>2. 応急対策 ① 市は、県本部(生活衛生班動物保護管理センター)より、危険動物が逃走している旨の通知を受けた場合、付近住民に周知するための広報を行う。 ②市は、飼い主のわからない負傷または迷子動物等の保護については、県本部(生活衛生班動物保護管理センター)、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、一時保護施設の開設等を行い、動物の保護を図る。 【逃走した危険動物対策フロー】</p> |
| 野洲市 (滋賀県) | <p>野洲市地域防災計画 風水害等対策編 第3部 災害応急対策計画 第1章 防災組織整備計画 第3節 組織計画 5. 災害対策本部の設置 ■災害対策本部の編成及び任務分担 野洲市地域防災計画 震災対策編 第3部 災害応急対策計画 第1章 防災組織整備計画 第1節 組織計画 5. 災害対策本部の設置 ■災害対策本部の編成及び任務分担</p> <p>環境経済部 環境衛生班 環境衛生対策 5 被災動物の保護</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 甲賀市 (滋賀県) | <p>甲賀市地域防災計画 第3章 第5節 災害救助保護計画 第7 愛玩動物対策計画</p> <p>災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方について検討を行う。</p> <p>1.実施体制 災害対策本部市民環境部が統括し、産業経済部及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。</p> <p>2.愛玩動物の保護</p> <p>(1)一時預かり場所の確保 避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。</p> <p>(2)住居等に残されている愛玩動物への対応 動物愛護団体などに寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ、必要に応じ、保護、給餌等の対応を行う。</p> <p>(3)飼い主不明愛玩動物への対応 飼い主からはぐれた愛玩動物については、保護するとともに、飼い主が判明するよう努める。</p> <p>(4)ボランティアの活用 災害発生時には、効率的にボランティアのマンパワーを活用する。</p> <p>(5)負傷した愛玩動物の治療 被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合には、保護収容し応急処置を行う。</p> <p>(6)愛玩動物の相談窓口の設置 大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。</p> <p>3.被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方 被災者と愛玩動物が同行避難した際の避難所での専用収容スペースや避難所における適正飼育など、愛玩動物の受け入れに関する対策について、以下の検討を行う。</p> <p>(1)避難所での専用収容スペース (2)避難所における愛玩動物の適正飼育 (3)必要物資の調達</p> |
| 湖南市 (滋賀県) | <p>湖南市防災計画風水害対策編 第3編災害応急対策計画 第2章円滑な災害応急活動の展開 第8避難所運営に際しての留意点</p> <p>10. 愛玩動物の収容所を獣医等の助言、協力を得て設置するよう検討する。また、必要に応じて、県に対して次の事項を要請する。</p> <p>ア)愛玩動物に関する必要なものの提供 イ)一時保管の支援 ウ)被災者へ動物救護に関する情報提供</p> |
| 東近江市 (滋賀県) | <p>東近江市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第2章 災害時の応急活動 第12節 し尿・ごみ・がれき等の処理</p> <p>4 特定動物による危害防止及び愛玩動物救護に関する対策の実施</p> <p>(1)特定動物の逸走対策 災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物(サル・ワニ等)の逸走が市内において確認された場合、市本部は、県(生活衛生課)に連絡するとともに、県及び関係団体と連携し、特定動物による市民への危害防止、適切な避難誘導及び特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。</p> <p>(2)被災地域における動物の保護 市本部は、被災地域において、飼い主不明又は負傷した犬及び猫を発見した場合、県及び関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努めるものとする。</p> <p>(3)避難所における動物の適正な飼養 市本部は、避難所に被災者とともに愛玩動物が避難してきた場合、県に連絡するとともに、県に対し動物の適切な飼養に関する援助を要請する。</p> |
| 近江八幡市 (滋賀県) | <p>近江八幡市地域防災計画 第3編 災害応急対策編 第3章 災害時の応急活動計画 第10節 保健衛生及び防疫計画</p> <p>3 災害時食品衛生・環境衛生対策</p> <p>(2)県災害緊急衛生班は、所属長指揮のもとに次の活動を行う。 カ 放浪犬の収容等、動物による危害防止</p> <p>5 防疫活動</p> <p>(2)市本部が行う防疫活動の種別と方法。 ク 愛玩動物とともに避難した被災者に対する衛生上の配慮</p> |
| 日野町 (滋賀県) | <p>日野町地域防災計画 第3編災害応急対策計画 第4章救援・救護対策 第1節救急救助及び医療救護計画 第3防疫及び保険衛生計画</p> <p>6 飼育動物の保護及び収容対策</p> <p>(1)実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の飼育動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処する。</p> <p>(2)実施方法 ①放浪している動物を保護し、収容する。②負傷や病気の動物を治療し、収容する。③飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 ④飼養されている動物に餌を配布する。⑤動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 ⑥特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。⑦飼育動物に関する相談窓口を設置する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 竜王町 (滋賀県) | <p>■竜王町地域防災計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害に備えた「しくみ」づくり 第4節 避難体制の整備 第2 避難路・避難場所策定 3 避難所の整備 避難所とする施設は、町の施設に限らず、管内に所在する国や県等の公共施設、民間施設とし、指定する施設については、避難所の円滑な立ち上げができるよう仮設トイレやパーティション等の保管、非常用電源、防災行政無線端末の配備等に努めるとともに、施設管理者と鍵の保管や取扱いについて決めておく。また、町は施設管理者と協力し、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、ファックス、テレビの設置等、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。さらに、必要に応じ、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。なお、民間施設を避難所として指定する場合は、当該施設管理者と災害時応援協定や覚書を締結する。</p> <p>■竜王町地域防災計画 第3編 災害応急対策計画(風水害等対策編・震災対策編) 第9章 衛生環境等の対策 第2節 防疫および保健衛生 第1 防疫活動 2 防疫活動の種類と方法 (7) 避難所等の防疫指導等 避難場所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもと、町において防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて、衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て指導の徹底を期する。 また、町は自ら設置する避難場所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。</p> <p>■竜王町地域防災計画 第6編 原子力災害対策編 第2章 災害事前対策 第3節 災害応急体制の整備 第7 広域的な応援協力体制の拡充・強化 町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、愛玩動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所当に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に広域支援を担える体制の整備に向けて、県協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援期間の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・運送体制、後方支援等について必要な準備を整える。また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。なお、広域応援協定等の締結状況は第2編第2章第10節に示したとおりである。</p> |
| 彦根市 (滋賀県) | <p>○彦根市防災計画 第2編 一般対策編 第5部 事故災害対策 第7章 危険物等災害対策 第2節 災害緊急対策</p> <p>危険な動物等飼育施設の応急対策 逸そうした危険動物対策活動フロー</p> <p>○彦根市避難所運営マニュアル ペットと衛生管理</p> <p>① 原則として、避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは禁止する。ただし、盲導犬など除く。 ② 敷地内の屋外(余裕のある場合には、室内も可)にペット飼育場所を設け、その場所で飼育する。 ③ ペットを伴った避難者に対し、避難所ペット登録台帳への登録を徹底する。 ④ ペットの飼育ルールを作成し、ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が責任を負って。</p> |
| 愛荘町 (滋賀県) | <p>愛荘町地域防災計画(一般対策編) 第3部 災害応急対策計画 第10章 環境・保健衛生対策</p> <p>第7節 動物(犬、猫等)の管理</p> <p>1 実施責任 災害の発生にともなう動物(犬、猫等)の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとする。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、町が実施する。</p> <p>2 動物の保護収容等 災害後、被災動物の把握を行い、被災により放浪する犬、猫等について、関係機関、関係団体と協議し、保護収容するとともに、危険動物の逸走対策、危害防止、感染症予防対策等、必要な措置を行う。</p> <p>3 死亡した動物の処理 (1) 死亡した動物の処理は、その飼養者が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立するとともに、第3部第10章第2節「ごみ処理」により衛生的処理に努める。 処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 (2) 飼養者等の活動 ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については保健所長の許可を受ける。 イ 処理場所が確保できないときは、町へ協力を要請する。 ウ 処理方法および公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。</p> <p>4 住民の活動 (1) 負傷している動物の応急処置 (2) 放浪動物の一時保護および通報 (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (4) 危険動物の逸走対策 (5) ボランティアによる保護動物の管理 (6) その他行政への協力</p> |
| 多賀町 (滋賀県) | <p>多賀町地域防災計画 第3部 災害応急対策計画 第3章 各種災害の応急対策</p> <p>第2節 危険物施設等の応急対策 2 町、県、その他防災関係機関の対応 (11) 危険な動物等への応急対策 飼養施設から逃走した危険動物(ワニ、クマ等)および野犬による危害を防止するため、町本部は県本部(生活衛生班動物保護管理センター)と連携を密にし、逃走状態の把握を行う。 危険動物が逸走している場合、町および関係機関は県本部と協力して危険動物の捕獲および付近住民に対する広報活動を行う。</p> <p>同第14章 環境・保健衛生対策</p> <p>第4節 衛生・健康維持 4 活動内容 (10) 家庭動物等の保護 動物の愛護および避難町民の精神的安定を図る観点から、避難地域において飼養されていた家庭動物等の保管を避難所において行う場合は、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を講ずる。 (11) 危険動物の逸走 危険動物等による住民及び避難住民への危害を防止するため、適切な避難誘導および危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を講じる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 米原市 (滋賀県) | <p>米原市地域防災計画 第5 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策の実施</p> <p>1 特定動物の逸走対策 災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物(サル・ワニ等)の逸走が市内において確認された場合、市本部は、県(生活衛生課)に連絡するとともに、県および関係団体と連携し、特定動物による住民への危害防止、適切な避難誘導および特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。</p> <p>2 被災地域における動物の保護 市本部は、被災地域において、飼い主不明または負傷した犬および猫を発見した場合、県および関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努める。</p> <p>3 避難所における動物の適正な飼養 市本部は、避難所に被災者とともに愛玩動物が避難してきた場合、避難所における受入れに配慮するとともに、県に連絡し、動物の適切な飼養について援助を要請する。</p> <p>① 避難所等への愛玩動物に関する必要な物資の提供 ② 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管 ③ 被災者への動物救護に関する情報提供</p> |
| 長浜市 (滋賀県) | <p>長浜市地域防災計画 第1章 総則 第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 第2 防災関係機関の処理すべき任務又は業務の大綱 5 指定地方行政機関 [近畿地方環境事務所] (3) 飼育動物の保護等に係る支援</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 災害に強いシステムづくり 第8 避難体制の整備 4 避難所に求められる性能と管理運営 (1) 避難所に求められる性能 避難所は、安全性と一定の居住環境が必要であり、以下に示す基準や設備を確保する。なお、これらの条件を満たさないものについては、必要な整備を推進する。 タ 家庭で飼養している動物のためのスペースが確保されている</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第4節 応急対策期の活動 第4 社会秩序の維持 4 特定動物による危害防止及び愛玩動物救護等対策 (事務局)</p> <p>(1) 方針 市本部は、県及び関係機関と連携し、災害時における家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物(サル、ワニ等(動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条別表に掲げる動物))による人への危害を防止するための措置を講ずる。また、災害時には、飼い主不明又は負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらに係る問題が予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼養者への必要な支援等を行う。</p> <p>(2) 応急対策 ① 特定動物の逸走対策 県(生活衛生課および動物保護管理センター)は、特定動物の逸走および管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。 ア 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、現地へ出動する。 イ 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、各市町に広報協力を依頼する。 ウ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。 ② 被災地域における動物の保護 県は、飼い主不明または負傷した犬およびねこの保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。 また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。 ③ 避難所における動物の適正な飼養 県は、避難所を設置する市町から要請があった場合は、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。 ア 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。 イ 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。 ウ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。</p> <p>第5 環境、衛生応急対策 2 防疫及び保健衛生 (7) 生活衛生 ③ 危険な動物による危害防止 災害により逸走した危険動物による危害防止を図るため、以下の対策を実施する。 ア 県本部(生活衛生班動物保護管理センター)への情報の伝達 イ 付近住民に対する情報の周知 ウ 危険動物による危害を防止する対策を県、警察と連携して実施</p> <p>第5章 原子力災害対策計画 第2節 原子力災害事前対策 第7 災害応急体制の整備 8 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について予め調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整える。</p> <p>第5章 原子力災害対策計画 第2節 原子力災害事前対策 第8 避難収容活動体制の整備 9 避難場所・避難方法等の周知 市は、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法(自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>第5章 原子力災害対策計画 第3節 緊急事態応急対策 第4 屋内退避、避難収容等の防護活動 3 避難 (2) 住民への指示・伝達 コ 災害の実態に応じた飼い主による家庭動物との同行避難</p> <p>(10) 避難所における生活環境整備 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのマニキュアの確保に努める。 (15) 応急仮設住宅の建設 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 高島市 (滋賀県) | <p>高島市地域防災計画 地震災害対策編 第3章 災害応急対策編</p> <p>第20節 保健衛生および防疫対策 第4項 防疫対策 1. 防疫活動内容 (1)愛玩動物および家畜の保護および衛生管理 市は、県の協力を得て、避難者等が飼育する愛玩動物および家畜を一時的に保護し、収容する場所の確保に努めるとともに、当該場所の衛生管理に努める。</p> <p>第22節 危険物施設等の応急対策計画 第4項 危険な動物等に対する対策(産業循環政策部) 1. 基本方針 飼育されていた危険動物(ワニ、トラ、クマ等)が災害により逸走した場合における住民への危害防止を行うため、市は、県および関係機関との連携を密にして必要な措置を行う。 2. 平常時における備え (1)市は、県と協力して危険動物が飼育されている場所、所有者および飼育状況の把握に努める。 (2)市は、県および関係機関との連携および協力体制の構築に努める。 (3)市は、県と協力して逸走した動物の捕獲および保護に必要な資財等の確保に努める。 (4)市は、県に協力し、危険動物の逸走防止のため所有者に対して必要な指導を行う。 3. 応急対策 (1)市は、県および関係機関と連携し、情報の収集を行う。 (2)市は、住民に対して注意喚起の広報を行う。(第6節広報計画) (3)市は、県に協力して、動物の捕獲、保護に必要な措置を行う。 (4)市は、県との連携の基に、適切な避難誘導を行う。</p> <p>高島市地域防災計画 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画</p> <p>第6節 救急救助および医療救護計画 6. 保健衛生および防疫計画 (8)防疫活動 コ. 愛玩動物および家畜の保護および衛生管理 市(産業循環政策班)は、県の協力を得て、避難者等が飼育する愛玩動物および家畜を一時的に保護し、収容する場所の確保に努めるとともに、当該場所の衛生管理に努める。</p> <p>第18節 危険物施設等応急対策計画 6. 危険な動物等に対する対策(産業循環政策部) (1)基本方針 飼育されていた危険動物(ワニ、トラ、クマ等)が災害により逸走した場合における住民への危害防止を行うため、市は、県および関係機関との連携を密にして必要な措置を行う。 (2)平常時における備え ア. 市は、県と協力して危険動物が飼育されている場所、所有者および飼育状況の把握に努める。 イ. 市は、県および関係機関との連携および協力体制の構築に努める。 ウ. 市は、県と協力して逸走した動物の捕獲および保護に必要な資財等の確保に努める。 エ. 市は、県に協力し、危険動物の逸走防止のため所有者に対して必要な指導を行う。</p> <p>高島市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第5節 退避および避難計画 第4 避難所 3 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>第11節 災害時住宅対策 2 応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議のうえ建設する。 ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮し、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、円滑な入居の促進に努める。 また、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて、県に資機材の調達に関し要請する。</p> |
| 京都府 | <p>京都府地域防災計画震災対策計画編 第3編災害応急対策計画 第14章保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</p> <p>第4 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施期間 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対策するものとする。 2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)飼養されている動物に餌を配布する。 (5)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7)家庭動物に関する相談窓口を設置する。</p> |
| 大阪府 | <p>大阪府地域防災計画 第8章社会環境の確保 第1節保健衛生活動 第5動物保護等の実施</p> <p>府・市町村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市 町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 府は避難所を設置する市町村と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。 (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市町村等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 岸和田市 (大阪府) | <p>岸和田市地域防災計画 第2編 地震災害応急対策・復旧対策編 第4章 応急対策活動 第9節 廃棄物処理対策 第4 愛玩動物の収容対策 第3編 風水害等応急対策・復旧対策編 第4章 応急対策活動 第9節 廃棄物処理対策 第4 愛玩動物の収容対策 [共通] 災害で死亡放置された愛玩動物や、応急避難の際に放置された愛玩動物は、長期にわたって放置されることのないよう、関係機関との連携のもとに保護収容にあたる。</p> <p>1 死亡愛玩動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、市民福祉部 生活環境班が実施する。</p> <p>2 処理方法 市民福祉部生活環境班は、死亡動物発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法(昭和26 年法律第166 号)に基づく家畜防疫員の検査を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。処理の方法は、関係機関が協議のうえ定めた方法により焼却し、又は埋却する。</p> <p>3 放浪動物の保護収容 飼育されていた犬猫等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、府、動物愛護団体等の関係機関との連携のもとに保護収容等の対策にあたる。</p> <p>(1)被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>(2)動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> <p>(3)避難所における動物の適正な飼育 市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>ア 市は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 イ 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整。 ウ 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> |
| 吹田市 (大阪府) | <p>吹田市地域防災計画 地震災害応急対策・復旧対策 第1編 地震災害応急対策 第3章 応急復旧期の活動 第13節 廃棄物の処理 第4 死亡・放浪動物対策 風水害等応急対策・復旧対策 第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生時後の活動 第21節 廃棄物の処理 第4 死亡・放浪動物対策 [共通] 被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。</p> <p>1. 初期対応 死亡・放浪動物の発生状況を把握する。</p> <p>2. 死亡動物の処理 (1)処理責任者 災害によって死亡し、放置された犬猫等は、環境部清掃班が収集・処理を行う。</p> <p>(2)処理方法 ア 環境部清掃班は、死亡動物発見の連絡を受けた場合、直ちに収集する。環境部防疫班は、消毒その他の衛生処理を行う。 イ 環境部清掃班は、収集された死亡動物を、定めた方法に基づき焼却する。</p> <p>3. 放浪動物の対策 被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等については、大阪府吹田保健所、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して定めるが、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)放浪動物の保護収容 (2)避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 (3)負傷している動物の収容・治療 (4)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5)その他動物に関する相談の受付</p> |
| 貝塚市 (大阪府) | <p>貝塚市地域防災計画 [災害応急対策]第6章 避難収容/第2節 避難所の開設・運営 2 避難所の管理、運営の留意点 市は、避難者による自主的な避難所運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理及び運営に努める。 (9)家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮の徹底 [災害応急対策]第10章 社会環境の確保/第1節 保健衛生活動 第5 動物保護等の実施 市、大阪府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、警察及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> |
| 守口市 (大阪府) | <p>守口市地域防災計画 自然災害応急対策 第4章 避難収容 第2節 避難所の開設・運営 第1 避難所の開設 4 飼育ペット対策 避難所にはペットと一緒に避難できないため、ペットを飼育している人が避難を躊躇し、そのため被害にあってしまうことが想定される。ペットを飼っている人にとって は、ペットは家族同然であるため、ペット用仮設収容施設の設置に努める。 収容施設の運営は、ボランティア等が運営し、被災者の状況によっては、ペットの里親等を呼びかける。</p> <p>自然災害応急対策 第8章 社会環境の確保 第3節 遺体の処理、火葬等 第4 ペットの収容 市及び関係機関は、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、放浪動物の保護・収容及び死亡ペットの適切な収集・処理等を実施する。</p> <p>1 放浪動物の保護収容 飼育されていた犬猫等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、動物愛護団体等の関係機関との連携の下に、保護収容等の対策にあたる。</p> <p>2 死亡ペットの処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、クリーンセンターが関係機関と協力して行う。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------------------------|---|
| <p>茨木市 (大阪府)</p> | <p>茨木市地域防災計画 第3部 風水害等応急対策 第4章 避難対策 第1節 避難【運営の留意事項】動物飼養者の周辺への配慮の徹底 茨木市地域防災計画 第3部 第8章 環境衛生対策 第2節 防疫・保健衛生対策 3 被災動物(飼い犬等)の保護及び収容活動 動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。 (1) 飼い主とともに避難した犬等の適正飼育の指導をする。 (2) 避難所における飼育場所の指導をする。 (3) 飼養された動物に対する餌の配布をする。 (4) 所有者及び里親探しに関する情報提供をする。なお、収容等の体制が確保できない場合、大阪府等に協力を要請する 茨木市地域防災計画 第4部 地震災害応急対策 第4章 避難対策 第1節 避難【運営の留意事項】動物飼養者の周辺への配慮の徹底 茨木市地域防災計画 第4部 第8章 環境衛生対策 第2節 防疫・保健衛生対策 3 被災動物(飼い犬等)の保護及び収容活動 動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。 (1) 飼い主とともに避難した犬等の適正飼育の指導をする。 (2) 避難所における飼育場所の指導をする。 (3) 飼養された動物に対する餌の配布をする。 (4) 所有者及び里親探しに関する情報提供をする。なお、収容等の体制が確保できない場合、大阪府等に協力を要請する。</p> |
| <p>八尾市 (大阪府)</p> | <p>八尾市地域防災計画 第2部災害応急対策 災害復旧・復興対策 第11章保健衛生、遺体対応、清掃等の応急対策 第1節保健衛生活動 第4 動物保護等の実施 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、健康管理班は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 健康管理班は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。 健康管理班は、必要に応じて避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 健康管理班は、市内で受入れ等の調整ができない場合は、本部統括班を通じて、他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶ恐れがある時に府、警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> |
| <p>富田林市 (大阪府)</p> | <p>富田林市地域防災計画 地震災害応急対策・復旧復興対策編 第3章第9節第4 愛玩動物の収容 風水害等応急対策・復旧復興対策編 第4章第9節第4 愛玩動物の収容 市及び関係機関は、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、放浪動物の保護・収容及び死亡愛玩動物の適切な収集・処理等を実施する。 1 放浪動物の保護収容 市民人権部・産業環境部は、飼育されていた犬猫等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、動物愛護団体等の関係機関との連携のもとに、保護収容等の対策にあたる。 2 死亡愛玩動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、市民人権部が関係機関と協力して行う。</p> |
| <p>寝屋川市 (大阪府)</p> | <p>○寝屋川市地域防災計画 動物保護等の実施 市、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1) 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 (2) 避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア. 市は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。 イ. 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 ウ. 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 (3) 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、寝屋川警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> |
| <p>河内長野市 (大阪府)</p> | <p>河内長野市地域防災計画 第3編 災害応急対策編 第15章 廃棄物処理と保健衛生 3.動物の保護を行う 市及び関係機関は被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。また、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。</p> |
| | <p>大東市地域防災計画 地震災害応急対策・復旧対策 第1編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の対策活動 第4節 保健衛生活動 第4 動物保護などの実施 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1) 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 (2) 避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (3) 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 大東市 (大阪府) | <p>大東市地域防災計画 風水害等応急対策・復旧対策 第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第14節 保健衛生活動 第4 動物保護などの実施 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>(1)被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>(2)避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物感染予防法上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(3)動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> <p>大東市国民保護計画 第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 第5節 保健福祉・衛生 第7 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地域公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。</p> |
| 和泉市 (大阪府) | <p>和泉市災害時避難所運営指針 第5 居住組、各活動班の役割 9 衛生班の役割 (6) ペットに関すること 災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失う。さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する。また、ペット飼育者届出を促し、飼育者名簿を作成しておくことも必要である。原則として、避難所の居室部分へのペットの持込は禁止する。敷地内の屋外(余裕のある場合には、室内も可)にスペースを設け、その場で飼育する。ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って行う。</p> |
| 柏原市 (大阪府) | <p>柏原市地域防災計画 第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第4節 保健衛生活動 第4 動物保護等の実施 第5編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第15節 保健衛生活動 第4 動物保護等の実施 [共通] 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 府は避難所を設置する市と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1)府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。 (2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 (3)他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> <p>第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第13節 廃棄物の処理 第4 死亡・放浪動物対策 第5編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第21節 廃棄物の処理 第4 死亡・放浪動物対策 [共通] 民生対策部環境班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。</p> <p>1 初期対応 死亡・放浪動物の発生状況を把握する。</p> <p>2 死亡動物の処理 (1)死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。 (2)収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。</p> <p>3 放浪動物の対策 被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)放浪動物の保護収容 (2)避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 (3)負傷している動物の収容・治療 (4)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5)その他動物に関する相談の受付</p> |
| 門真市 (大阪府) | <p>門真市地域防災計画 地震災害応急・復旧・復興対策 第1編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第12節 廃棄物の処理 第4 死亡獣畜及び放浪動物対策 風水害等応急・復旧・復興対策 第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第19節 廃棄物の処理 第4 死亡獣畜及び放浪動物対策 [共通] 1 初期対応 死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。</p> <p>2 死亡獣畜の処理 (1)処理責任者 災害によって死亡し、放置された犬猫等は、環境事業部清掃班が収集・処理を行う。 (2)処理方法 ア 環境事業部清掃班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、衛生処理を行う。 イ 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。</p> <p>3 放浪動物の対策 地震発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)放浪動物の保護収容 (2)避難所で飼育されている動物に対するえさの配布 (3)負傷している動物の収容・治療 (4)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5)その他動物に関する相談の受付</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 高石市 (大阪府) | <p>高石市地域防災計画 災害応急対策 地震編 第2章 応急復旧期の活動 第4節 保健衛生活動 第5 動物保護等の実施 災害応急対策 風水害編 第2章 災害発生後の活動 第16節 保健衛生活動 第5 動物保護等の実施</p> <p>市、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア 市は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 イ 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 ウ 他府県市町村との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> |
| 泉南市 (大阪府) | <p>泉南市地域防災計画 風水害等対策編 第3章 風水害等応急対策計画 第11節 環境衛生に関する計画 第2 清掃計画 5 へい獣処理 地震災害対策編 第3章 震災応急対策計画 第11節 環境衛生に関する計画 第2 清掃計画 5 へい獣処理 〔共通〕 (1)移動しうるもの 適当な場所に集め、焼却等の方法で処理する。(2)移動し難いもの 当該場所で個々に処理する。</p> |
| 四條畷市 (大阪府) | <p>四條畷市地域防災計画 第1編 地震災害応急対策 第3章 応急対策活動 第13節 廃棄物の処理 第4 死亡獣畜及び放浪動物対策</p> <p>《実施担当》(防災組織名) 生活支援対策部(環境整備班)、関係機関</p> <p>《対策の体系》 死亡獣畜及び放浪動物対策 1初期対応 2死亡獣畜の処理 3放浪動物の対策</p> <p>《対策の展開》 1 初期対応 死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。</p> <p>2 死亡獣畜の処理 (1)処理責任者 災害発生によって死亡し、放置された犬猫等は、生活支援対策部環境整備班が収集・処理を行う。 (2)処理方法 ア 生活支援対策部環境整備班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、速やかに収集する。 イ 収集された死亡獣畜は、定められた方法に基づき処理する。</p> <p>3 放浪動物の対策 災害発生後、被災によって飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね次のめやすとして行う。 (1)放浪動物の保護収容 (2)避難所で飼育されている動物に対するえさの配布 (3)負傷している動物の収容・治療 (4)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5)その他動物に関する相談の受付</p> |
| 大阪狭山市 (大阪府) | <p>大阪狭山市地域防災計画 第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第7節 農作物等応急対策 第4 畜産応急対策 災害時において、家畜の感染症発生には特に警戒を行ない、感染症の予防と、まん延防止のため、応急対策として次の措置を講じ、家畜被害の未然防止に努める。</p> <p>1 家畜感染症の防止 (1) 家畜関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行なう。 (2) 感染症の発生した場合には、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき府南部家畜保健衛生所長が必要な感染症防疫対策を実施する。</p> <p>2 一般疾病対策 治療をようする一般疾病の発生に際しては、獣医師会に対し治療を要請するとともに、一般疾病の治療に必要な薬品等を府に斡旋を要請する。</p> <p>3 資料対策 災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求めるものとする。</p> <p>第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第10節 廃棄物の処理 第5 死亡獣畜処理 第5編 風水害等応急対策 第25節 廃棄物の処理 第5 死亡獣畜処理 〔共通〕 家畜の死亡が感染症の場合は、府南部家畜保健衛生所長とそれ以外の場合は富田林保健所等と協議の上、支障のないところで埋却又は焼却するものとする。</p> |
| 豊能町 (大阪府) | <p>豊能町地域防災計画 1地震災害応急対策・復旧対策P192より 2風水害応急対策・事故災害対策応急対策・風水害当復旧、復興対策P104より 上記12の両方のページに下記内容で同じ内容が記載されています。</p> <p>第4 死亡・放浪動物対策 建設水道対策部環境課は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。</p> <p>1 初期対応 死亡・放浪動物の発生状況を把握する。 2 死亡動物の処理 (1)死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。 (2)収集された死亡動物は、定められた方法に基づき焼却する。</p> <p>3 放浪動物の対策 被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次の目安として行う。 (1)放浪動物の保護収容 (2)避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 (3)負傷している動物の収容・治療 (4)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5)その他動物に関する相談の受付</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 田尻町 (大阪府) | <p>田尻町地域防災計画</p> <p>第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第2節 避難所の開設・運営 第2 避難所の管理・運営 第4編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第13節 避難所の開設・運営 第2 避難所の管理・運営</p> <p>[共通] 避難所の運営管理体制について下記のとおり定める。</p> <p>4. 避難所の運営、管理の留意点 避難者の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の運営、管理にあたる。 (8) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底</p> <p>第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第4節 保健衛生活動 第3 動物保護等の実施 大阪府・本町及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、大阪府は本町、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 大阪府は避難所を設置する本町と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 大阪府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、本町との連絡調整及び支援を行う。 (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに大阪府、警察、本町等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> <p>第4編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第15節 保健衛生活動 第3 動物保護等の実施 本町、大阪府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、大阪府は本町、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 本町は大阪府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 大阪府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、本町との連絡調整及び支援を行う。 (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに本町、大阪府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> |
| 岬町 (大阪府) | <p>岬町地域防災計画</p> <p>第3編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策 第1部 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第9節 農林関係応急対策(地域振興班) 第4編 風水害等応急対策及び復旧・復興対策 第1部 風水害等応急対策 第2章 災害発生後の活動 第11節 農業関係応急対策(地域振興班)</p> <p>[共通] 第4 動物取扱い対策 本町は大阪府、農業協同組合並びに岬公園等と協力し、被災動物の集中管理場の確保を図り、飼料の調達及び配分に係わる応急対策に努める。また、動物の伝染病予防上必要な措置(衛生及び死体の処理を含む)を講じる。</p> |
| 千早赤阪村 (大阪府) | <p>千早赤阪村地域防災計画 第3部 風水害応急対策計画 第2章 災害発生後の活動 第15節 保健衛生活動 第3 動物愛護等の実施</p> <p>第3 動物愛護等の実施 村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 村は大阪府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物間あるいは動物と人との感染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 村は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府から支援を受ける。 (2) 避難所から動物愛護施設への動物の受入れ等について調整。</p> <p>3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに村、大阪府、富田林警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 兵庫県 | <p>兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)第3編災害応急対策計画 第3章円滑な災害応急活動の展開 第10節愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>第1 趣旨 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施することとする。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1)動物救援本部は、次の次項を実施することとする。 1飼養されている動物に対する餌の配布 2負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 3放浪動物の収容・保管・譲渡 4飼養困難な動物の一時保管・譲渡 5動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6動物に関する相談の実施 等</p> <p>(2)県は、次の事項について動物救援本部を支援することとする。 1被災動物救護体制の整備 2犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 3動物の応急保護収容施設設置のための調整 等</p> <p>(3)市町は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供することとする。</p> <p>(4)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。</p> <p>兵庫県避難所管理運営指針 第2章一般避難所編 2-15 愛玩動物対策</p> <p>国内で愛玩動物として飼われている犬や猫は、2,100万匹を越えるといわれる。最近では、コンパニオンアニマル(伴侶動物)と呼び替えられる場合もあるように、「人生の伴侶」として心の支えとする人が増えている。こうしたなか、愛玩動物との同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所に愛玩動物を連れてくることが予想される。このため、同行避難が行われることを前提に、愛玩動物の避難対策について、各市町及び避難所単位で方向性を示しておく必要がある。なお、身体障害者補助犬については、愛玩動物とは捉えず、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえて取り扱う。</p> <p>【留意点】</p> <p>1 避難所における愛玩動物の飼育・管理は、飼育者が全責任を負うことが基本であり、飼育場所の清掃等の作業は飼育者が共同で行う自主管理体制を原則とする。</p> <p>2 避難所への愛玩動物の受入れには、鳴き声や臭気等の迷惑、糞尿や動物由来感染症等の衛生面での問題への対応に留意する必要がある。</p> <p>3 一方で飼育者本人はもちろん、愛玩動物を適切に飼育することにより、他の避難者にとっても癒しの存在になるなどの効用があることについても留意する必要がある。</p> <p>4 多くの被災者が避難する体育館や教室内の愛玩動物の飼育は、動物を苦手とする人や動物アレルギーの問題等があり困難である。同行避難があった場合には、避難所では人の居住場所と動物の飼育場所を完全に分離し、動物はケージ内・繋ぎとめにより飼育する、あるいは、ペット可の居住区域とペット不可の居住区域を分離するなどの対応をとることが望ましい。</p> <p>5 飼育者の届出をもとに、次の項目を把握する必要がある。(略)</p> <p>6 次の内容を織り込んだ飼育ルールを作り、飼育者にチラシ等で周知するなど徹底を図る必要がある。(略)</p> <p>7 災害に備えて愛玩動物のために事前に準備しておくべきものやしつけとマナーの大切さ等を広報しておく必要がある。(略)</p> |
| 芦屋市 (兵庫県) | <p>芦屋市地域防災計画 第3部災害応急対策計画 第6章避難収容活動 第2節避難所計画 第7節愛玩動物の収容対策</p> <p>災害で被災放置された愛玩動物の収容対策や飼い主と共に避難所へ避難してきた愛玩動物について定める。</p> |
| 伊丹市 (兵庫県) | <p>伊丹市地域防災計画 第2編 震災対策計画 第2章 災害応急対策計画 第2.1章 初動対応期(人命安全確保期) 第20節 収容避難所の開設・運営</p> <p>1. 収容避難所の運営及び体制</p> <p>1.4 収容避難所運営の職務内容</p> <p>(3)収容避難所の安全管理</p> <p>⑧ 必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> |
| 豊岡市 (兵庫県) | <p>豊岡市地域防災計画 第3章 風水害応急対策計画第10款 愛玩動物の収容対策</p> <p>1 市 衛生部は、関係団体が設置する動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。</p> <p>2 獣医師会及び動物愛護団体 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策に努める。</p> <p>(1)飼養されている動物に対する餌の配布 (2)負傷した動物の収容・治療・保管 (3)放浪動物の収容・保管 (4)飼養困難な動物の一時保管 (5)動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6)動物に関する相談の実施等</p> <p>3 愛玩動物の所有者 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> |
| 加古川市 (兵庫県) | <p>加古川市国民保護計画 第3編(武力攻撃事態等への対処) 第4章(警報及び避難の指示等)第2節(避難住民の誘導等) 3(避難住民の誘導)</p> <p>市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、実施する者の安全の確保に十分に配慮して、可能な範囲で関係機関及び県と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努める。</p> <p>①危険動物等の逸走対策 ②要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> |
| 西脇市 (兵庫県) | <p>西脇市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画(風水害対策編) 第9節愛玩動物の収容対策 第4編 災害応急対策計画(震災対策編) 第9節愛玩動物の収容対策</p> <p>1 動物救援本部 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救護本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策に努める。</p> <p>(1)飼養されている動物に対する餌の配布 (2)負傷した動物の収容・治療・保管 (3)放浪動物の収容・保管 (4)飼養困難な動物の一時保管 (5)動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6)動物に関する相談の実施等</p> <p>市(福祉生活部)は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。</p> <p>2 愛玩動物の所有者 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>市(福祉生活部)は、広報紙、避難所等でこれらの広報を行う。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 宝塚市 (兵庫県) | <p>宝塚市地域防災計画 第2編地震対策計画編 第1部災害応急対策計画 第4章 被災者救援及び生活再建に関する対策 第5節 災害時における環境・衛生対策 第3 感染症対策・保健衛生対策 4 その他の保健衛生対策 (4) 被災動物の保護收容 震災により飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら動物の保護收容等の対策については、県(健康福祉部)・県動物愛護センター、獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。</p> <p>ア 放浪動物の保護收容 イ 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 ウ 負傷している動物の收容・治療 エ 飼育困難な動物の一時保管並びに所有者、新たな飼育者探し オ その他動物に関する相談の受付</p> |
| 三木市 (兵庫県) | <p>三木市地域防災計画 三木市避難所開設・運営計画 ペット対策 ペットは飼い主にとっては家族の一員であり、避難住民が避難所へペットを連れてくるのが考えられる。避難所におけるペットの取扱いについては以下の事項を基本とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ペットの居住スペースへの持ち込みを禁止する。 2) ペットの飼育場所を居住スペースから離れた場所に設置。 3) ペットの飼育はペットを持ち込んだ避難者自身が行うものとする。 4) 盲導犬及び身体障がい者補助犬は、ペットとは捉えず、動物アレルギー等の避難者がいないことを確認して居住スペースへの同伴を認める。 |
| 川西市 (兵庫県) | <p>川西市地域防災計画 第3款愛玩動物の收容対策 被災し、放浪する犬猫等をはじめ避難所における愛玩動物の状況を獣医師会及び動物愛護団体などによる動物救護本部や動物愛護センターへ必要に応じ情報提供を行う。</p> |
| 三田市 (兵庫県) | <p>三田市地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第9節被災地の応急対策 第4防疫及び保健衛生 8愛玩動物の受入対策 市は、獣医師会及び動物愛護団体が連携・協力して設置する動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況など必要に応じ情報を提供する。</p> |
| 篠山市 (兵庫県) | <p>篠山市地域防災計画 風水害等対策計画 第3部 災害応急対策計画 第4章 人命の救助及び二次災害対策の実施 第8節 感染症対策及び保健衛生対策 第3 家畜防疫等 3 愛玩動物の收容対策 獣医師会及び動物愛護団体が連携・協力し検討の指導・助言をもとに設置する動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況など必要に応じ情報を提供する。なお、動物救援本部が設置されない場合には、丹波県民局丹波健康福祉事務所に協力要請を行う。</p> |
| 丹波市 (兵庫県) | <p>丹波市地域防災計画 風水害等対策 第3編災害応急対策計画 第10節愛玩動物の收容対策の実施 1. 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、定められた愛玩動物の收容対策を実施する。 2. 市(環境防疫班)は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。 3. 愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> |
| 南あわじ市 (兵庫県) | <p>南あわじ市地域防災計画風水害等対策編 第3編災害応急対策計画 第3章災害応急活動の展開 第19節愛玩動物の收容対策実施、南あわじ市地域防災計画地震対策編 第3編災害応急対策計画 第3章災害応急活動の展開 第17節愛玩動物の收容対策の実施 獣医師会等と連携協力して動物救援に関する窓口を設け、県等の指導・助言のもと、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 飼養されている動物に対する餌の配布 (2) 負傷した動物の收容・治療・保管 (3) 放浪動物の收容・保管 (4) 飼養困難な動物の一時保管 (5) 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供 (6) 愛玩動物に関する相談の実施等 (7) 被災動物救援体制の整備 (8) 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 (9) 動物の応急保護收容施設設置のための調整等 (10) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 |
| 朝来市 (兵庫県) | <p>朝来市地域防災計画<<風水害対策等計画>> 第11節 愛玩動物の收容対策の実施 第1 動物救援対策本部の設置 生活・福祉班、総務・生活班は、被害状況により必要と判断したときは、但馬開業獣医師会等と連携・協力して動物救援本部を設置する。 第2 愛玩動物情報等の提供 生活・福祉班、総務・生活班は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 第3 愛玩動物対策の実施 (1) 動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の收容対策を実施する。 ① 飼養されている動物に対する餌の配布 ② 負傷した動物の收容・治療・保管 ③ 放浪動物の收容・保管 ④ 飼養困難な動物の一時保管 ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集、提供 ⑥ 動物に関する相談の実施等 (2) 生活・福祉班、総務・生活班は、次の事項について動物救援本部を支援する。 ① 被災動物救援体制の整備 ② 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 ③ 動物の応急保護收容施設設置のための調整等 (3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-----------------------|---|
| <p>淡路市 (兵庫県)</p> | <p>淡路市地域防災計画 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 円滑な災害応急活動の展開 第10 愛玩動物の収容対策の実施 実施担当「福祉・救護班」 関係機関「淡路市獣医師会」</p> <p>(1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 飼養されている動物に対する餌の配布 ② 負傷した動物の収容・治療・保管 ③ 放浪動物の収容・保管 ④ 飼養困難な動物の一時保管 ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥ 動物に関する相談の実施等 <p>(2) 市(福祉・救護班)は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。</p> <p>(3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>淡路市地域防災計画 地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 円滑な災害応急活動の展開 第10 愛玩動物の収容対策の実施 実施担当「福祉・救護班」 関係機関「淡路市獣医師会」</p> <p>(1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 飼養されている動物に対する餌の配布 ② 負傷した動物の収容・治療・保管 ③ 放浪動物の収容・保管 ④ 飼養困難な動物の一時保管 ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥ 動物に関する相談の実施等 <p>(2) 市(福祉・救護班)は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。</p> <p>(3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> |
| <p>加東市 (兵庫県)</p> | <p>加東市地域防災計画【風水害等対策編】第3編災害応急対策計画 第3章円滑な災害応急活動の展開 第9節愛玩動物の収容対策 【震災対策編】第3編災害応急対策計画 第3章円滑な災害応急活動の展開 第9節愛玩動物の収容対策</p> <p>災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うための対策について定める。</p> <p>1 動物救援本部</p> <p>(1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施するものとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の一時保管・治療・保管 ③放浪動物の一時保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥動物に関する相談の実施等 <p>(2) 市は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。</p> <p>(3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めるものとする。</p> <p>2 死亡動物の処理 (略)</p> <p>3 放浪犬猫の処理</p> <p>災害により放浪することとなった犬猫について、関係機関、関係団体等と協議し、保護収容又は、関係団体等を支援する。</p> |
| <p>猪名川町 (兵庫県)</p> | <p>猪名川町地域防災計画 地震災害対策計画編 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 救援・救護活動等の実施 第13款 愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>第1 趣旨 地震災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。</p> <p>第2 内容 猪名川町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第4節第14款第2に準じる。</p> <p>猪名川町地域防災計画 風水害等対策編 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 救援・救護活動等の実施 第14款 愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>第1 趣旨 災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。</p> <p>第2 内容 獣医師会並びに動物愛護団体等と連携協力して動物の救援本部を設置し、指導、助言のもと愛玩動物の収容対策を実施するものとする。</p> |
| <p>稲美町 (兵庫県)</p> | <p>稲美町地域防災計画 第3部(災害応急対策計画) 第7章(避難対策) 第6節(愛玩動物の収容対策)</p> <p>獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救護本部を設置し、県、町等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。</p> <p>1)動物救護本部は、次の事項を実施する。</p> <p>ア. 飼養されている動物に対する餌の配布</p> <p>イ. 負傷した動物の収容・治療・保管</p> <p>ウ. 放浪動物の収容・保管</p> <p>エ. 飼養困難な動物の一時保管</p> <p>オ. 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供</p> <p>カ. 動物に関する相談の実施等</p> <p>2)町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供する。</p> <p>3)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> |
| <p>播磨町 (兵庫県)</p> | <p>播磨町地域防災計画 第2部 災害応急・復旧・復興計画 第2章 いのちを守る 第2節 避難対策を行う</p> <p>8. 愛玩動物の収容を支援する 8-1. 動物救護本部に情報提供を行う</p> <p>獣医師会及び動物愛護団体「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救護本部を設置し、県、町等の指導・助言のもと愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることになっている。町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥動物に関する相談の実施等 <p>職員災害対応マニュアル</p> <p>8. 避難所等、被災者の生活対策5/6</p> <p>IV 応急～復旧(3日～1週間後)</p> <p>8-30. ペット等の受入れに関する相談窓口を設置する。また、ペット等の一時預かり場所を確保する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 奈良県 | <p>奈良県地域防災計画 水害・土砂災害等編第3章第23節第4・地震編第3章第29節第4 愛玩動物の收容対策等</p> <p>1 特定動物の逸走対策 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。 (1)飼養者への指示 特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。 (2)飼養者が対応困難な場合の措置 特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。</p> <p>2 放浪犬猫の保護收容 県は、被災により放浪する犬猫について、市町村、関係機関・団体等と協力して保護收容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護收容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護收容対策を講じる。</p> <p>3 飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護收容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。</p> |
| 和歌山県 | <p>和歌山県地域防災計画基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第6章 保健衛生計画 第6節動物救護活動支援計画 及び 和歌山県地域防災計画地震・津波災害対策計画編 第4編 災害応急対策計画 第6章 保健衛生計画 第6節 動物保護管理計画</p> <p>1 計画方針 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物にかかる問題も想定されるため、県は、被災者支援の一環として「災害時動物救護本部」を設置し、県獣医師会、動物愛護団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。</p> <p>2 計画内容 (1)避難所等における被災した動物の飼養者への支援 県は、市町村と連携し、市町村が避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 ア 避難所での動物の飼養状況の把握 イ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ 動物愛護ボランティアの派遣 エ 飼養困難な動物の一時保管(必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置) オ 動物の所有者や里親さがしのための情報の収集・提供 カ ペット動物に関する相談の実施等 キ 動物に関する寄付金の管理・配分 ク 県外からの受援体制の確保 (2)被災地域における飼養者不明の動物の保護 県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 ア 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引き取り イ 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等</p> |
| 海南市 (和歌山県) | <p>海南市地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 <動物対策> ① 死亡獣畜の処理 環境班は、県、海南保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。 ② 放浪動物への対応 環境班は、県、海南保健所等と連携して、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 ③ ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。環境班は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。動物救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 紀美野町 (和歌山県) | <p>紀美野町避難所運営マニュアル(H23.3) 避難所内の仕事 保健・衛生の仕事 6 ペット 内に記載</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止 施設に余裕がある場合は、施設管理者と相談の上運営本部会議で検討 ・敷地内にペットスペースを設定 鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた避難所の隅などの屋外に飼育場を確保 ・ペットの管理は飼い主が実施 飼い主が全責任をもって管理し、ペット飼育管理簿を作成 ・他の支援団体等への要請 県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、町を経由して支援を要請することを検討 |
| 日高町 (和歌山県) | <p>日高町地域防災計画 第4編風水害等応急対策計画 第19章保健衛生計画 第3節取組内容 7動物救護支援計画</p> <p>災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物に係る問題が予想されるため、町は動物愛護の観点から、県と連携を図り、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等に努める。</p> |
| 日高川町 (和歌山県) | <p>日高川町地域防災計画 第3編風水害等応急対策計画 第22節保健衛生計画 6動物救護活動支援計画</p> <p>災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、町は、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動を支援する。</p> |
| 田辺市 (和歌山県) | <p>田辺市地域防災計画（一般対策編）第3編 災害応急対策計画</p> <p>第8節 死亡獣畜及び放浪犬猫対策</p> <p>第1 死亡獣畜の処理</p> <p>1 処理責任者</p> <p>災害によって死亡した獣畜は、占有者が処理することを原則とする。ただし、占有者が占有の意思を放棄した死亡獣畜で自らの資力でこれを処理できない場合は、市が収集・処理を行う。</p> <p>2 処理方法</p> <p>死亡獣畜発見者から連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜にあっては、家畜伝染病予防法に基づき検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。死亡獣畜は直ちに収集し、次に掲げる関係機関と協議の上、定められた方法により焼却又は埋却する。</p> <p>(1) 犬猫等の場合・・・田辺保健所</p> <p>(2) 家畜の場合・・・紀南家畜保健衛生所、田辺保健所</p> <p>第2 放浪動物の保護収容</p> <p>1 保護収容対策</p> <p>災害後、被災により、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、県環境生活部、県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね以下を目安として行う。</p> <p>(1) 放浪動物の保護収容</p> <p>(2) 避難施設で飼育されている動物に対する餌の配布</p> <p>(3) 負傷している動物の収容・治療</p> <p>(4) 飼育困難な動物の一時保管及び所有者の捜索又は新たな飼育者の募集</p> <p>(5) その他動物に対する相談の受付</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 鳥取県 | <p>第1節目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ペット 愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。</p> <p>(2) 特定動物 ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。</p> <p>第2節危険動物等の管理対策</p> <p>1 実施責任 被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の收容等は、県が行う。</p> <p>2 特定動物の実態把握 県は、被災地において飼育されていることを把握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。</p> <p>3 危険な動物の收容 県は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>4 收容施設の確保 東部生活環境事務所及び中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、收容することができない場合は、県が仮設收容施設を設置し、これに対処する。</p> <p>第3節ペットの管理対策</p> <p>1 実施責任 被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うものとする。 県は、市町村、獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。</p> <p>2 ペットの管理指導 県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市町村は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。</p> <p>3 ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、收容するものとする。 收容後の犬猫の取り扱い等は、平時の取り扱いに準じて行う。</p> <p>4 收容施設の確保 引き取ったペットは東部生活環境事務所及び中西部の各総合事務所の犬管理所に收容するが、收容能力を超える場合は、県が仮設收容施設を設置し、これに対処する。</p> <p>5 避難に伴うペット対策 避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。 (1) 市町村は、当該避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。 (2) 避難所へのペットの同伴ができないため飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる等必要性が認められる場合には、県は必要に応じて市町村に協力を要請して仮設收容施設を整備する。 また県生活環境部は、動物愛護団体やボランティア等の支援を受けられるよう、環境省所管の動物愛護関連3団体(日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会)及び日本獣医師会により構成される緊急災害時動物救援本部事務局(日本動物愛護協会事務局内)に対し、応援要請を行う。 また、第10部第2章「ボランティアとの協働」により支援を受けるための手配等を行う。</p> <p>(3) 県生活環境部は、緊急災害時動物救援本部の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当る。</p> <p>(4) 県生活環境部は、緊急災害時動物救援本部の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。 また、使用済みの衛生処理袋については、市町村に処理を依頼する。</p> <p>6 その他 業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。(各々の業者自らが対応することを原則とする。)</p> |
| 鳥取市 (鳥取県) | <p>鳥取市地域防災計画(平成23年度修正)</p> <p>【震災対策編】第3章__災害応急対策計画 第5 避難所等の開設・運営 避難所の開設は、災害応急対策として市長(本部長)若しくは、必要に応じて支所長が実施するものであるが、災害救助法の適用される災害にあっては、知事の補助機関として実施する。避難所の開設管理等は、福祉保健部避難所班及び文教部管理班が担当する。</p> <p>1 避難所の開設 (5) ペットの同伴 避難所にペットを同伴することを希望する避難者があった場合、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災会等が受入れの可否について協議を行うものとする。避難所へのペットの同伴ができないため飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる等、必要に応じて県に仮設收容施設を整備等の対応を要請する。</p> <p>【風水害等対策編】第3章__災害応急対策計画 第5 避難所等の開設・運営 避難所の開設は、災害応急対策として市長(本部長)若しくは、必要に応じて支所長が実施するものであるが、災害救助法の適用される災害にあっては、知事の補助機関として実施する。避難所の開設管理等は、福祉保健部避難所班及び文教部管理班が担当する。</p> <p>1 避難所の開設 (5) ペットの同伴 避難所にペットを同伴することを希望する避難者があった場合、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災会等が受入れの可否について協議を行うものとする。避難所へのペットの同伴ができないため飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる等、必要に応じて県に仮設收容施設を整備等の対応を要請する。</p> |
| 若桜町 (鳥取県) | <p>若桜町地域防災計画 一般対策編 第3章応急対策計画 第5動物の管理 1 避難所でのペットの受け入れ体制の整備</p> <p>(1) 実施責任者 ア 死亡獣畜の処理は所有者が町の許可を受けて行います。 イ 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは町が実施します。</p> <p>(2) 処理の方法 ア 移動し得るものは適当な場所に集め、埋設、償却などの方法で処理します。 イ 移動し得ないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理します。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 八頭町 (鳥取県) | <p>八頭町地域防災計画 〔共通対策編〕 第3部 災害応急対策計画 第21章 防疫計画 第5節 飼い犬等の管理対策</p> <p>1 実施機関 被災地における飼い犬等の管理指導は、原則として県が行うものとし、町対策本部(衛生班)は、県が行う管理指導について協力するものとします。</p> <p>2 飼い犬等の管理指導等 (1) 県における業務 県は、放浪犬等の收容、飼養を行うとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導することにより、犬による人畜への被害発生を防止を図るものとします。</p> <p>(2) 町における業務 町対策本部(衛生班)は、放浪犬等の飼い主が不明の場合には、県と協力して、町報及びホームページにより飼い主探しのための広報活動を実施するものとします。</p> <p>3 收容施設の確保 放浪犬等の收容施設は、県の犬管理所を使用しますが、收容することができない場合は、県が仮設收容施設を設置し、これに対処するものとします。</p> <p>4 避難に伴う愛玩動物(ペット)対策 町対策本部(厚生班)は、避難勧告等により避難を余儀なくされた場合における愛玩動物(ペット)の取扱いについては、概ね次のとおり実施するものとします。</p> <p>(1) 町対策本部(厚生班)は、盲導犬以外の動物については、避難所への同伴を許可しないものとします。</p> <p>(2) 町対策本部(衛生班)は、避難所への同伴を許可できない動物についての受入体制を整備するため、県に対し、仮設收容施設の整備を要請するものとします。</p> <p>(3) 町対策本部(衛生班)は、仮設收容施設の整備が完了するまでの間、公共施設等で一時收容を行うとともに、ボランティア団体等の協力の下、收容動物の飼養を行うものとします。なお、ボランティア団体等の確保等については、「第11章 民間団体、ボランティア等活用計画」に定めるところによるものとします。</p> <p>(4) 收容動物の飼養に必要な物資の確保については、「第13章 衣料生活必需物資供給計画」に準じて行うものとします。</p> <p>(5) 使用済みの衛生処理袋については、町対策本部(衛生班)が処理するものとします。</p> <p>なお、処理方法等については、「第19章 清掃及び死亡獣畜処理計画」に定めるところによるものとします。</p> |
| 倉吉市 (鳥取県) | <p>第21章 動物の管理計画 第1節 目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とします。 本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) ペット 愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及び爬虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいいます。</p> <p>(2) 特定動物 ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいいます。</p> <p>第2節 危険動物等の管理体制 1 実施機関 被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の收容等は、県が行います。 2 特定動物の実態把握 県は、被災地において飼育されていることを把握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとします。 3 危険な動物の收容 県は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生を防止のために必要な措置を講じるものとします。 4 收容施設の確保 中部総合事務所の犬管理所を使用するが、收容することができない場合は、県が仮設收容施設を設置し、これに対処します。</p> <p>第3節 ペットの管理対策 1 実施機関 被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うこととします。 2 ペットの管理指導 (1) 県における業務 県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法を指導することにより、人畜への被害発生を防止を図るものとします。 (2) 市における業務 市対策本部(清掃班)は、飼い主が不明の場合には、県と協力して、市報及びホームページ等により飼い主探しのための広報活動を実施するものとします。 3 ペットの引き取り 本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) ペット 愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及び爬虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいいます。</p> <p>(2) 特定動物 ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいいます。</p> <p>【第3編 災害応急対策計画】応-117 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫お譲渡する等、新たに飼養者を見出すことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、收容するものとします。收容後の犬猫の取扱いは、平時の取扱いに準じて行います。</p> <p>4 收容施設の確保 引き取ったペットは、中部総合事務所の犬管理所に收容するが、能力を超える場合は、県が仮設收容施設を設置し、これに対処するものとします。</p> <p>5 避難に伴うペット対策 市対策本部(避難班・避難支援班)は、避難所へ避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次のとおり実施するものとします。</p> <p>(1) 市対策本部(避難班・避難支援班)は、当該避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努めるものとします。</p> <p>(2) 市対策本部(清掃班)は、避難所へペットの同伴ができないため飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる等必要性が認められる場合は、県は必要に応じて動物についての受入体制を整備するため、県に対し、仮設收容施設の整備を要請するものとします。</p> <p>(3) 市対策本部(清掃班)は、仮設收容施設の整備が完了するまでの間、公共施設等で一時收容を行うとともに、ボランティア団体等の協力の下、收容動物の飼養を行うものとします。</p> <p>なお、ボランティア団体等の確保等については、「第30章 ボランティアとの協働計画」に定めるところによるものとします。</p> <p>(4) 收容動物の飼養に必要な物資の確保については、「第15章 生活関連物資供給計画」に準じて行うものとします。</p> <p>第4節 死亡獣畜の処理 災害時における死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとします。</p> <p>(1) 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が市の許可を受けて行うこととします。</p> <p>(2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、市対策本部(清掃班)が実施するものとします。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|--|
| 湯梨浜町 (鳥取県) | <p>湯梨浜町地域防災計画【震災対策編】</p> <p>第48節 動物の管理 (民生対策部)</p> <p>1. 目的 この計画は、地震災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 ペット:愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びひば虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。 特定動物:ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。</p> <p>2. 危険動物等の管理対策 (1)特定動物の実態把握 町は、特定動物や危険な逸走動物による人の生命、身体又は財産を侵害を防止するため、県と協力のもと、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。 (2)危険な動物の収容 被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。 (3)収容施設の確保 中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。</p> <p>3. ペットの管理対策 (1)ペットの管理指導 町は、県と協力のもと、飼い主に対しペットの管理方法を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 (2)動物の引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 (3)収容施設の確保 中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 (4)避難に伴うペット対策 避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、おおむね次により行う。 ア 町は、当該避難所へのペット同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。 イ 避難所へのペットの同伴ができない場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。 ウ 町は、県、取扱い業者等からペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。 (5)その他 業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。(各々の業者自らが対応することを原則とする。)</p> |
| 琴浦町 (鳥取県) | <p>琴浦町地域防災計画(計画編) 第3章災害応急対策計画 第15節防疫計画 第9項飼い犬の管理(民生対策部)</p> <p>犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬等を収容するとともに飼い主に対し犬の管理方法を指導する。</p> |
| 米子市 (鳥取県) | <p>米子市地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第8節避難収容計画</p> <p>15避難所の開設及び運営 (4)コ 市は、避難所へのペット同伴が可能と判断した場合には、受け入れ体制を整備する。ただし、避難所へのペット同伴ができないため、飼い主との同伴が困難なペットが生じる等必要性が認められる場合には、県は必要に応じて市に協力を要請して仮設収容施設を整備する。</p> <p>米子市地域防災計画(原子力災害対策編) 第3章緊急事態応急対策 第4節避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1(7)市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 2(3)・・・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> |
| 伯耆町 (鳥取県) | <p>伯耆町地域防災計画 風水害等対策編第3章第39節 動物の管理</p> <p>1 目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 ペット:愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びひば虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。 特定動物:ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。</p> <p>2 危険動物等の管理対策 (1)特定動物の実態把握 町は、特定動物や危険な逸走動物による人の生命、身体又は財産を侵害を防止するため、県と協力のもと、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。 (2)危険な動物の収容 被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。 (3)収容施設の確保 西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。</p> <p>3 ペットの管理対策 (1)ペットの管理指導 町は、県と協力のもと、飼い主に対しペットの管理方法を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 (2)動物の引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 (3)収容施設の確保 西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 (4)避難に伴うペット対策 避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、おおむね次により行う。 ア 町は、当該避難所へのペット同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。 イ 避難所へのペットの同伴ができない場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。 ウ 町は、県、取扱い業者等からペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。 (5)その他 業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。(各々の業者自らが対応することを原則とする。)</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 日南町 (鳥取県) | <p>危険動物の逸走時対策については、県、警察、消防が以下のとおり対応措置を実施することとされています。</p> <p>県(生活環境部)</p> <p>1 情報の収集並びに国及び市町村等との連絡調整等</p> <p>2 情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連絡調整(生活環境部・農林水産部)</p> <p>県(生活環境部・農林水産部)</p> <p>1 動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導</p> <p>2 逸走特定動物等の捕獲等必要な措置</p> <p>警察本部 1 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警職法)</p> <p>西部消防局 1 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送</p> |
| 鳥根県 | <p>鳥根県地域防災計画</p> <p>○風水害対策編</p> <p>第2編 風水害対策計画 第1章 風水害予防計画 第17節 防疫・保健衛生体制の整備 第5 動物愛護管理体制の整備</p> <p>○震災編</p> <p>第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第17節 防疫・保健衛生体制の整備 第5 動物愛護管理体制の整備</p> <p>第3編 津波災害対策計画 第1章 津波災害予防計画 第9節 防疫・保健衛生、廃棄物処理体制の整備 第3 動物愛護管理体制の整備</p> <p>◆実施機関 県(健康福祉部薬事衛生課)、市町村</p> <p>災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。</p> <p>市町村は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。</p> <p>○風水害対策編</p> <p>第2編 風水害対策計画 第2章 風水害応急対策計画 第24節 防疫・保健衛生、環境衛生対策 第7 動物愛護管理対策</p> <p>○震災編</p> <p>第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第23節 防疫及び保健衛生、環境衛生対策 第7 動物愛護管理対策</p> <p>◆実施機関 県(健康福祉部薬事衛生課)、市町村</p> <p>災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。</p> <p>市町村は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。</p> <p>(1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。</p> <p>(2) 県は、市町村等の要請に応じて、飼育活動の餌の調達を行う。ただし、被災市町村において実施できないときは、県が協力して実施する。</p> <p>(3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。</p> <p>(4) 市町村は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼養の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。</p> |
| 松江市 (鳥根県) | <p>松江市地域防災計画</p> <p>○風水害対策編</p> <p>第2章 風水害予防計画 第10節 医療、防疫・保健衛生体制の整備 5 動物愛護管理体制の整備</p> <p>○震災対策編</p> <p>第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第11節 医療、防疫・保健衛生体制の整備 5 動物愛護管理体制の整備</p> <p>第3編 津波災害対策計画 第1章 津波災害予防計画 第6節 医療、防疫・保健衛生体制の整備 5 動物愛護管理体制の整備</p> <p>家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭の避難用品の確保や同行避難が行えるよう普及啓発に努める。</p> <p>○風水害対策編</p> <p>第3章 風水害応急対策計画 第24節 防疫・保健衛生、環境衛生対策 6 動物愛護管理対策</p> <p>○震災対策編</p> <p>第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第24節 防疫・保健衛生、環境衛生対策 6 動物愛護管理対策</p> <p>第3編 津波災害対策計画 第2章 津波災害応急対策計画 第18節 防疫・保健衛生、環境衛生対策 6 動物愛護管理対策</p> <p>(1) 被災地域における動物の保護</p> <p>県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物愛護の観点から、災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼いの状態の動物等の保護を行う。</p> <p>(2) 避難所における動物の適正な飼育</p> <p>県及び県獣医師会との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。主な実施内容は次のとおり。</p> <p>ア 動物を伴った被災者の状況把握(飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等)</p> <p>イ 避難所における飼育場所の指定</p> <p>ウ 動物の食料・生活必需品等の提供</p> <p>エ 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに一時預け、飼育等に関する相談</p> |
| 出雲市 (鳥根県) | <p>出雲市地域防災計画</p> <p>第3章 災害応急対策に関する計画 第11節 防疫及び清掃計画 第3 愛玩動物等の収容対策</p> <p>◆災害対策本部(環境・衛生班)、出雲保健所</p> <p>獣医及び動物愛護団体等が連携・協力して活動する動物救援対策に対し、避難所における愛玩動物の状況などを必要に応じて情報提供する。</p> <p>なお、動物救済対策については具体的な活動がなされていない場合は、保健所に対して協力要請を行う。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 大田市 (島根県) | <p>大田市地域防災計画 ○風水害等災害対策編 第1章 災害予防計画 第16節 防疫・保健衛生体制の整備 5 動物愛護管理体制の整備 ○地震災害対策編 第1章 災害予防計画 第19節 防疫・保健衛生体制の整備 5 動物愛護管理体制の整備 ○津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第9節 防疫・保健衛生、ごみ・し尿等の処理体制の整備 3 動物愛護管理体制の整備</p> <p>災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。</p> <p>○風水害等災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第28節 防疫・保健衛生・環境衛生対策計画 ○地震災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第28節 防疫・保健衛生・環境衛生対策計画</p> <p>10. 飼い犬管理対策 飼い犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員と協力し、放浪犬等を收容するとともに飼い主に対し犬の管理方法を指導する。</p> <p>11. 動物救護対策 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1) 飼い主のわからない負傷動物や放浪動物を発見した場合は、保健所に連絡する。 (2) 避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、飼育動物の餌が不足するときは、県に対し調達を依頼する。</p> |
| 安来市 (島根県) | <p>安来市地域防災計画 ○第Ⅱ部 風水害等対策編 第1章 風水害等予防計画 第14節 防疫・保健衛生体制の整備 第4 動物愛護管理体制の整備</p> <p>災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の收容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。</p> <p>○第Ⅱ部 風水害等対策編 第2章 風水害等応急対策計画 第25節 防疫・保健、環境衛生対策 第5 動物愛護管理対策 ○第Ⅳ部 震災対策編 第2章 震災応急対策計画 第23節 防疫・保健、環境衛生対策 第5 動物愛護管理対策</p> <p>災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。</p> <p>○第Ⅳ部 震災対策編 第1章 震災予防計画 第13節 防疫・保健衛生体制の整備 第Ⅱ部第1章第14節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照</p> |
| 奥出雲町 (島根県) | <p>奥出雲町地域防災計画 第6 動物愛護管理対策</p> <p>被災地においては、負傷動物や放浪動物が多数生じるとともに、避難所に飼い主とともに多数の動物が避難することが想定されるため、動物の愛護と住民の安全確保の観点から、町関係機関及び関係団体と協力して対応を行う。 (1) 町は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かり施設を確保する。 (2) 町は、避難住民等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。但し、町において実施できないときは、県が協力して実施する。 (3) 町は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 (4) 町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |
| 飯南町 (島根県) | <p>飯南町地域防災計画 動物愛護管理対策</p> <p>被災地においては、負傷動物や放浪動物が生じるとともに、避難所に飼い主とともに多数の動物が避難することが想定されるため、動物の愛護と住民の安全確保の観点から、町は関係団体と協力して対応を行う。 (1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。 (2) 県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。 (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 (4) 町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 美郷町 (島根県) | <p>美郷町地域防災計画 ○第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第16節 防疫・保健衛生体制の整備 4 動物愛護管理体制の整備 ○第3編 震災対策編 第1章 震災予防計画 第16節 防疫・保健衛生体制の整備 4 動物愛護管理体制の整備</p> <p>災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。</p> <p>○第2編 風水害対策編 第2章 風水害応急対策計画 第25節 防疫・保健衛生活動 4 動物愛護管理対策 ○第3編 震災対策編 第2章 震災応急対策計画 第25節 防疫・保健衛生活動 4 動物愛護管理対策</p> <p>災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行なう。 (2) 県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行なう。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。 (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行なう。 (4) 町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |
| 邑南町 (島根県) | <p>邑南町地域防災計画 ○風水害対策編 第2章 風水害等予防計画 第16節 防疫・保健衛生体制の整備 5 家庭動物等への対策 ○震災編 第2章 震災予防計画 第17節 防疫・保健衛生体制の整備 5 家庭動物等への対策</p> <p>家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。</p> <p>○風水害対策編 第3章 風水害等応急対策計画 第23節 防疫・保健衛生、環境衛生対策 第4. 動物愛護管理対策 ○震災編 第3章 震災応急対策計画 第22節 防疫及び保健衛生 4 動物愛護管理対策</p> <p>災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行なう。 (2) 県は、市町村等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行なう。ただし、被災市町村において実施できないときは、県が協力して実施する。 (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行なう。 (4) 町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |
| 津和野町 (島根県) | <p>津和野町地域防災計画 ○震災編 第3章 震災応急対策計画 第7節 避難活動 第6. 避難の方法 【実施内容】8. 被災地域における動物の保護等 ○風水害等対策編 第3章 風水害等応急対策計画 第7節 避難活動 第5. 避難の誘導等 【実施内容】1. 地域における避難誘導等 ③その他避難誘導に当たっての留意事項 ウ. 被災地域における動物の保護等</p> <p>動物の飼い主(所有者又は占有者をいう。以下同じ。)は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。</p> |
| 隠岐の島町 (島根県) | <p>隠岐の島町地域防災計画 ○風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第22節 防疫・保健衛生・環境衛生計画</p> <p>10. 飼い犬管理対策 飼い犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員と協力し、放浪犬等を収容するとともに飼い主に対し犬の管理方法を指導する。</p> <p>11. 動物救護対策 (1) 飼い主のわからない負傷動物や放浪動物を発見した場合は、保健所に連絡する。 (2) 避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、飼育動物の餌が不足するときは、県に対し調達は依頼する。</p> <p>○震災対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節 防疫・保健衛生計画 風水害等対策編に準ずる</p> |
| 西ノ島町 (島根県) | <p>西ノ島町地域防災計画 Ⅱ震災編(地震災害対策計画) 第2章 予防計画 第16節 防疫・保健衛生体制の整備 5 動物愛護管理体制の整備</p> <p>家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 知夫村 (島根県) | <p>知夫村地域防災計画 I 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 その他の災害応急対策計画 第4 動物保護管理対策</p> <p>災害時には、飼育動物の放浪・逸走又は負傷疾病が多数発生すると同時に、避難所における愛玩動物同伴による問題も予想される。このため、村は関係機関及び関係団体と連携を図りながら、これら飼養動物の保護・収容や避難所における適正な飼養に関し、動物愛護管理及び環境衛生の維持について必要な措置を講じる。</p> <p>1. 村が実施する計画 (1) 関係機関等と協力して被災地における飼い主不明の動物の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。</p> <p>2. 飼養動物の飼い主が実施する計画 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、災害発生等においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。</p> <p>II 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第2節 応急活動計画 第6 その他</p> <p>下記の事項についての応急対策は、基本計画第3章第2節及び第3節にそれぞれに定めるところに準じて実施すものとする。 ・ ・</p> <p>7. 動物保護管理対策</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|--|
| 岡山県 | <p>岡山県地域防災計画 (風水害等対策編) 第2編 災害予防計画 第6章 防災活動の環境整備 第2節 防災意識の普及 3 実施内容 (1)防災教育 ア 住民に対する防災協力 (イ)3日分以上の食料、(略)、避難準備情報の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第4章 罹災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置 (6)避難所の安全管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。(略)なお、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>第9節 防疫・保健衛生 3 実施内容 (1)防疫 ケ 動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。</p> <p>第11節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 (4)応急仮設住宅の運営管理 市町村は、各応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。(略)また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> <p>(地震・津波災害対策編) 第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 防災知識の普及啓発計画 (2)家庭・地域における普及対策 イ 県及び市町村は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、3日分以上の食料、(略)飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p> <p>第9項 津波災害予防計画 第1 津波に係る防災知識の普及 ④家庭内での備蓄等 ・3日分以上の食料、(略)、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え(危機管理) 第5項 避難及び避難所の設置・運営管理 (2)避難所の施設設備の整備 市町村は、(略)必要に応じて家庭動物の受け入れに配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>第3章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 (6)家庭動物等動物の保護 〔県(保健福祉部)〕 県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、(公社)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また、危険動物の収容は、届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。 〔市町村〕 市町村は、県と連携を図りながら、家庭動物等動物の保護に努める。</p> <p>第4項 避難所及び避難所の設置・運営計画 (3)生活環境への配慮 〔市町村〕 避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次ような措置を講じる。 (略) ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。</p> <p>第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 イ災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (ア)建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として当該市町村長が行う。(略)また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</p> <p>(原子力災害等対策編) 第2章 原子力災害事前対策 第9節 避難収容活動体制の整備 5 避難所等・避難方法等の周知 県は、鏡野町に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難方法(バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。</p> <p>第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (4)県は、鏡野町と連携し、避難者が家庭動物と同行避難した際の措置について留意するものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 広島県 | <p>広島県地域防災計画 (基本編) 第2章災害予防計画 第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画 7 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してることが予想される。 県及び市町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 第3章災害応急対策計画 第8節避難生活及び情報提供活動 第1項 避難計画 4(7)必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3項 住宅応急対策計画 4(5)必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。</p> <p>(震災対策編・地震災害対策計画) 第3章災害応急対策計画 第8節避難生活及び情報提供活動 第1項 避難対策計画 3 避難所の開設 (4)避難所の管理運営 キ 必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3項 住宅応急対策計画 4 応急仮設住宅の建設及び供与の方法 (5)応急仮設住宅の管理 …必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。</p> <p>(震災対策編・津波災害対策計画) 第3章災害応急対策計画 第8節避難生活及び情報提供活動 第1項 避難計画 4(7)必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3項 住宅応急対策計画 4 応急仮設住宅の建設及び供与の方法 (5)応急仮設住宅の管理 …必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。</p> |
| 呉市 (広島県) | <p>呉市防災計画 基本編 第20節動物と保護体制の整備 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、広島県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、広島県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 (3) 県、他の市町への連絡調整及び協力要請 3 動物愛護の活動方針 (1) 広島県獣医師会等関係団体が中心となり、被災動物の保護、救護を行う。 (2) 市は、広島県獣医師会等関係団体を支援する立場から、情報の提供、動物の保護及び医療の援助活動への応援並びに活動の拠点としての場の提供を行う。 (3) 動物の保護及び動物医療に従事する者は、被災市民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。</p> |
| 廿日市市 (広島県) | <p>廿日市市地域防災計画<一般対策編> 平成26年 第2章 災害予防計画 第9節 避難体制整備計画 第6 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定緊急避難場所・指定避難所等に避難してることが予想される。 動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。</p> |
| 府中町 (広島県) | <p>府中町地域防災計画 第2章 7 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。</p> |
| 海田町 (広島県) | <p>海田町地域防災計画(基本・風水害対策編) 第2章災害予防計画 第6節避難体制の整備 第8動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主と共に避難場所等に避難してることが予想される。 県及び町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。</p> |
| 熊野町 (広島県) | <p>地域防災計画(基本編) 第2章 7 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。</p> |
| 坂町 (広島県) | <p>坂町地域防災計画 第2章災害予防計画 第7節円滑な避難体制の確保等に関する計画 第7動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所等に避難してることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 安芸高田市 (広島県) | 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 |
| 安芸太田町 (広島県) | 安芸太田町地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 第9節災害応急救助計画 3避難 (9)避難所の管理運営 力 必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 安芸太田町地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 第9節災害応急救助計画 8住宅応急対策 (4)応急仮設住宅の建設及び供与の方法 オ 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、町長が行うものとする。ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事自ら実施する。 なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。 |
| 北広島町 (広島県) | 北広島町地域防災計画 第4節 円滑な避難体制の確保等に関する計画 第8 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 |
| 江田島市 (広島県) | 江田島市地域防災計画 基本編 第2章 災害予防計画 第6節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画 第8 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 |
| 東広島市 (広島県) | 東広島市地域防災計画 第2章 災害予防計画 第9 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 |
| 三原市 (広島県) | 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 |
| 世羅町 (広島県) | 世羅町地域防災計画(基本編) 第2章第7節 円滑な避難体制の確保等に関する計画 7 動物愛護管理に関する計画 世羅町地域防災計画(地震対策編) 第2章第6節 円滑な避難体制の確保等に関する計画 5 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬・猫や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制を整備する。 |
| 山口県 | 山口県地域防災計画 <本編>第3編災害応急対策計画 第11章保健衛生・動物愛護管理計画 第4節動物愛護管理計画 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。 被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要がある。 【県(生活衛生課)】 第1項 特定動物の逸走防止等 災害時には、逸走した特定動物により、人の生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれがある。 このため、特定動物の逸走防止等を図り、人への危害の防止を徹底する。 第2項 被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。 このため、市町、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 <震災対策編>第3編災害応急対策計画 第10章保健衛生・動物愛護管理計画 第4節動物愛護管理計画(※本編と同様の記載) |
| 岩国市 (山口県) | 岩国市地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 第7章 避難計画 第6 避難場所における動物の適正な飼育 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、危険動物の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等の所要の措置を講ずるよう努める。 |
| 防府市 (山口県) | 防府市避難所開設・運営マニュアル 【9】ペット対策 犬・猫等のペットは、鳴き声・臭い・アレルギー等の問題から、居住スペースには入れないようにする。ただし、身体障害者補助犬法に規定される盲導犬等の補助犬は除く。 ペットについては飼育場所を確保し、飼育者及び他の避難者へ周知する。 なお、ペットのえさやふんの始末等の世話は、飼育者自ら行ってもらうこと。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 徳島県 | <p>「徳島県地域防災計画」 共通災害対策編 第3章災害応急対策 第19節動物救済対策</p> <p>第1 方針 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施責任者 り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救済対策については、動物救援本部を設置し、実施する。 動物救援本部(県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課、公益社団法人徳島県獣医師会) ↓ 活動団体(動物愛護団体、ボランティア等)</p> <p>2 実施方法 「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。 (1)飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2)動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3)仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4)危険動物(人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物)については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5)市町村と連携し、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進する。</p> |
| 香川県 | <p>香川県地域防災計画(一般対策編) 第2章 災害予防計画 第29節 愛玩動物の保護計画</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。</p> <p>主な実施機関 県(生活衛生課、保健福祉事務所、畜産課)、市町、香川県獣医師会動物愛護団体</p> <p>1 愛玩動物避難・逸走防止対策(飼い主の役割) 動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるようにワクチンの接種及び動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。 また、災害時の逸走動物が所有者のもとに帰ることができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養対策 県は、避難所を設置する市町と協力して、飼い主とともに避難してきた動物(以下「愛玩動物」という。)の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対する動物援護の情報提供、被災動物の保護体制等を整備する。 市町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するよう努める。 また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対する相互理解を深めるよう努める。</p> <p>3 被災動物愛護活動 県は、香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。 また、県は、市町、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。</p> |
| 丸亀市 (香川県) | <p>丸亀市地域防災計画(一般対策編)第29節愛玩動物の保護計画</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、関係機関や県獣医師会及び県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。</p> <p>1 愛玩動物避難、逸走防止対策(飼い主の役割) 動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるようにワクチンの接種及び動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。 また、災害時の逸走動物が所有者のもとに帰ることができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養対策 市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するよう努める。また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対する相互理解を深めるよう努める。</p> <p>3 飼養動物(犬、猫等)の管理(環境課、クリーン課、農林水産課)</p> <p>(1)放浪動物の保護収容等 災害後、被災地域等における飼養動物について、関係機関、関係団体と協議し、放浪する飼養動物の保護収容並びに避難所等における飼養動物の適正な飼養対策、動物伝染病予防措置、危険動物の遁走対策等を実施する。 また、放浪動物による咬傷事故、危害防止の啓発を行う。</p> <p>(2)死亡した動物の処理 死亡した動物の処理は、その所有者又は占有者等が行うが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。</p> <p>(3)住民の活動 ア 自らの飼養動物に対する適正管理の継続 イ 負傷している動物の応急処置 ウ 放浪動物の一時保護及び通報 エ ボランティア獣医師による負傷動物の治療 オ ボランティアによる保護動物の管理 カ その他行政への協力</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 坂出市 (香川県) | <p>坂出市地域防災計画(一般対策編) 第29節 愛玩動物の保護計画</p> <p>災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。県は、動物愛護、動物由来感染症および環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼育管理や保護収容、治療等に関して、市町等関係機関や香川県獣医師会、県動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援および被災動物の救護活動体制を整備する。</p> <p>1 愛玩動物避難・逸走防止対策(飼い主の役割) 動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるように名札等の装着、ワクチンの接種および動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。 また、災害時の逸走動物が所有者のもとに帰ることができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。</p> <p>2 特定動物対策(けんこう課) 特定動物(危険な動物)の飼い主は、災害時に直ちに当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 県は、災害時に特定動物に関する情報の収集や発信を実施し、関係機関等と連携しながら、当該動物に係る危害発生の防止体制を整備する。</p> <p>3 避難所における動物の適正飼養対策(けんこう課) 市は、県に協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない、または動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するよう努める。 また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対する相互理解を深めるよう努める。</p> <p>4 被災動物救護活動(けんこう課) 県は、香川県獣医師会、関係機関および動物愛護団体等と協力して被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 また、県は、市(けんこう課)を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集および情報提供体制を整備する。</p> |
| 観音寺市 (香川県) | <p>第28節 愛玩動物の保護計画</p> <p>第1 主旨 災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。市は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療に関して、香川県及び各関係機関、香川県獣医師会、動物愛護団体と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を確立することを定める。</p> <p>第2 愛玩動物避難対策(飼い主の役割) 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。</p> <p>第3 特定動物対策 特定動物(危険な動物)の飼い主は、災害時に直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。</p> <p>第4 避難所における動物の適正飼養対策</p> <p>1 行政の役割 市は、香川県と協力し、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導・助言を行い、環境衛生の維持に努める。 避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>2 飼い主の役割 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が苦手な避難者へ配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。</p> <p>第5 被災動物救護活動 市は、香川県とともに、市民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。</p> |
| さぬき市 (香川県) | <p>さぬき市地域防災計画(一般対策編) 第29節 愛玩動物の保護計画</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難同伴してくることが予想される。 市及び県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。</p> <p>1 愛玩動物避難対策(飼い主の役割) 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養対策 市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼養の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対し、保護動物に係る情報提供を行う。 市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。</p> <p>3 被災動物救護活動 県は、香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。 また、市は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制及び保護動物に係る情報提供体制を整備する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 東かがわ市 (香川県) | <p>東かがわ市地域防災計画（一般対策編）第29節 愛玩動物の保護計画</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼養している市民が動物を伴い避難所に避難同伴してくることが予想される。</p> <p>市及び県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。</p> <p>1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養対策 市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼養の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災市民に対し、保護動物に係る情報提供を行う。 市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。</p> <p>3 被災動物救護活動 県は、香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。 また、市は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制及び保護動物に係る情報提供体制を整備する。</p> |
| 三豊市 (香川県) | <p>三豊市地域防災計画（一般対策編）第28節 愛玩動物の保護計画</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>市および県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。</p> <p>1 愛玩動物避難・逸走防止対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるように名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、災害時の逸走動物が所有者のもとに帰ることができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養対策 市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物（以下「愛玩動物」という。）の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対する動物援護の情報提供、被災動物の保護体制を整備する。 市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するよう努める。 また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対しての相互理解を深めるよう努める。</p> <p>3 被災動物愛護活動 県は、香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。 また、市は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。</p> |
| 土庄町 (香川県) | <p>土庄町地域防災計画（平成24年修正）</p> <p>一般対策編 第24節 愛玩動物の保護計画 (健康増進課・住民環境課)</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県をはじめ、各市町等関係機関、県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。</p> <p>第1 愛玩動物避難・逸走防止対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるようにするため、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。</p> <p>第2 避難所における動物の適正飼養対策 町は県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼養の指導、助言を行い、動物の愛護及び避難所の環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対し、保護動物に係る情報提供を行なう。また町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 三木町 (香川県) | <p>三木町地域防災計画(一般対策編) 第27節 愛玩動物の保護計画</p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。</p> <p>1 愛玩動物避難・逸走防止対策(飼い主の役目) 動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるようにワクチンの接種及び動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。 また、災害時の逸走動物が所有者のもとに帰ることができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示(個別識別)を実施するよう努める。</p> <p>2 避難所における動物の適正飼養対策 町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物(以下「愛玩動物」という。)の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対する動物援護の情報提供、被災動物の保護体制を整備する。 町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するよう努める。 また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対する相互理解を深めるよう努める。</p> <p>3 被災動物愛護活動 県は、香川獣医師会、動物愛護団体が行う被災動物の保護、救援に協力する。 また、町は、県、香川獣医師会、動物愛護団体と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。</p> |
| 愛媛県 | <p>○愛媛県地域防災計画(風水害等対策編) 第2編 災害予防対策 第3章 県民の防災対策 2-3-1 県民の果たすべき役割 1 平常時の実施事項 (6)飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておく。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。)また、動物飼養者には飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておく。</p> <p>第8章 避難対策 2-8-1 避難場所及び避難所の指定 市町は、住民の命・身体の安全を確保するため、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市町地域防災計画に定める。 市町が県管理都市公園を避難場所、避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。 また、市町はこれらの避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。 なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。</p> <p>2-8-5 市町等の避難計画 4 避難所運営マニュアルの策定 市町は、避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努める。 また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。</p> <p>第3編 災害応急対策 第6章 避難活動 3-6-4 避難所の設置及び避難生活 2 市町の活動 (4)避難所の運営 ク 市町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|--|
| 愛媛県 | <p>第22章 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、県、市町及び県民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。</p> <p>3-22-1 県の活動 (1)被災動物の広域的な把握 (2)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (3)所有者及び里親探しの情報提供 (4)市町等関係機関との連絡調整 (5)被災動物救護センターの設置 (6)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼 (8)災害死した動物の処理 (9)動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布 (10)ボランティアの確保、把握 (11)その他動物に関する相談等</p> <p>3-22-2 市町の活動 (1)被災動物の把握 (2)飼養されている動物に対する餌の配布 (3)危険動物の逸走対策 (4)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (5)被災動物救護センターの設置場所のあわせん (6)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)災害死した動物の処理 (8)その他動物に関する相談等</p> <p>3-22-3 住民及び民間の活動 (1)被災動物の一時保護、応急処置、通報。 (2)ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3)危険動物の逸走対策 (4)ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営 (5)その他行政への協力</p> <p>3-22-4 死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)及び家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、県及び市町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。</p> <p>1 県の活動 (1)市町から要請があったときは、埋却及び焼却処理の処分方法を指導する。 (2)市町からの要請があったときは、死亡した獣畜及び家きんの処理について近隣市町及び近隣県へ協力を依頼する。 (3)保健所長は、飼養者等から申請があったときは、処理場所が公衆衛生上適当かどうかを判断し、埋却及び焼却処理の許可(家きんの処理について、許可は不要)を与え、処理方法及び公衆衛生上必要な措置について指導する。</p> <p>2 市町の活動 (1)飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 (2)処理場所の確保について市町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。</p> <p>3 飼養者等の活動 (1)処理場所を確保し、獣畜の処理については、保健所長の許可を受ける。 (2)処理場所を確保できないときは、市町へ協力を要請する。 (3)処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、市町の指導を受け、適正に処理する。</p> <p>第23章 応急住宅対策 2-23-2 市町の活動 7 応急住宅の運営管理 各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</p> <p>○愛媛県地域防災計画(地震災害対策編) 第2編 第3章 2-3-1 県民の果たすべき役割 1 平常時の実施事項 (8)(風水害等対策編と同じ) 第13章 県民生活の確保 2-13-1 避難計画の作成 1 避難場所及び避難所の指定 (風水害等対策編と同じ) 5 避難所運営マニュアルの策定 (風水害等対策編と同じ) 第3編 災害応急対策 第4章 避難活動 3-4-7 避難所の設置及び避難生活 2 市町の活動 (4)避難所の運営 ク(風水害等対策編と同じ) 第8章 地域への救援活動 3-8-11 災害時における動物(犬、猫等)の管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町、県民等による協力体制を確立する。 1 県の活動 (風水害等対策編と同じ) 2 市町の活動 (1)～(3)、(5)～(8)(風水害等対策編と同じ) (4)被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保 3 住民及び民間の活動 (風水害等対策編と同じ) 3-8-12 死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)及び家きんの処理 (風水害等対策編と同じ) 3-8-13 応急仮設住宅の確保等 3 市町の活動 (7)応急住宅の運営管理 (風水害等対策編と同じ)</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|--|
| 愛媛県 | <p>○愛媛県地域防災計画(津波災害対策編) 第2編 第3章 2-3-1 県民の果たすべき役割 県民は、津波から自らを守る(自助)とともにお互い助け合う(共助)という意識のもとに、平常時及び津波発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。 (6)(風水害等対策編と同じ) 第9章 津波避難体制の整備 2-9-3 避難場所等の指定及び周知等 1 避難場所及び避難所の指定 市町は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難場所について、必要な数、規模の施設数をあらかじめ指定・整備し、市町地域防災計画に定めておく。 また、市町が県管理都市公園を避難場所、避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。 なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズに違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難場所の設置も検討する。 第3編 災害応急対策 第5章 避難活動 3-5-7 避難所の設置及び避難生活 2 市町の活動 (4) 避難所の運営 ク(風水害等対策編と同じ) 第9章 地域への救援活動 3-9-11 災害時における動物(犬、猫等)の管理 (地震災害対策編と同じ) 3-9-12 死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)及び家きんの処理 (地震災害対策編と同じ)</p> |
| 四国中央市 (愛媛県) | <p>四国中央市地域防災計画 第2編 風水害等対策編 第2章 災害応急対策計画 第20節 動物の管理計画 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 1 被災動物に対する対策 (1)被災動物の把握 (2)飼養される動物に対する餌の配布 (3)危険動物の逸走対策 (4)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (5)動物救援センターの設置 (6)被災動物による咬傷事故、危害防止の啓発 (7)災害死した動物の処理 (8)その他動物に関する相談等 2 死亡した獣畜及び家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処置は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市及び県は協力体制を確立し、衛生的処置に努める。 (1)飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 (2)処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。</p> |
| 新居浜市 (愛媛県) | <p>新居浜市地域防災計画 第2部 応急対策計画 第10章 環境、保健衛生対策 第7節 災害時における動物の管理 1 犬、猫等愛がん動物の応急対策 災害時の動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものであるが、市は、県等と協力して動物の保護及び危害防止に努める。 (1)動物の保護及び危害防止 環境衛生班長は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。 ア 被災動物の把握を行う。 イ 負傷している動物の一時収容、応急処置、保管を行う。必要に応じ、獣医師に対する負傷動物治療の協力依頼を県に要請する。 ウ 飼養困難な動物や放浪動物の一時保護を行う。一時保護のための動物救援センターについては、県に設置場所の斡旋を依頼し、動物救援センターを開設する。なお、県等と協力し、所有者及び里親探しの情報提供を行い、動物救援センターの早期解消に努める。 エ 県と協力して、放浪動物によるこう傷事故、危害防止の啓発を行う。 オ 災害時における危険動物の逸走防止対策を行う。 カ その他動物に係わる相談等の受付を行う。 (2)市民及び民間の活動 ア 被災動物の一時保護、応急措置及び通報を行う。 イ ボランティア獣医師は、負傷動物の治療を行う。 ウ ボランティアは、動物管理センターの管理等の協力を行う。</p> |
| 西条市 (愛媛県) | <p>西条市地域防災計画 風水害等対策編-第3章災害応急対策-第21節動物の管理 1災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処置に努める。 第1 市、県、住民の活動 1災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は県又は住民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。 第2 死亡獣畜・家きんの処理 1災害の発生に伴って死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市は県と協力体制を確立し、衛生的処置に努める。 1 市の活動 (1)飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 (2)処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 2 飼養者等の活動 (1)処理場所を確保し、獣畜の処理については、西条保健所長の許可を受ける。 (2)処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。 (3)処理方法及び公衆衛生上必要な措置について西条保健所、市の指導を受け、適正に処理する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 今治市 (愛媛県) | <p>今治市地域防災計画 第3部災害応急対策計画 第13章 環境保健衛生対策 第7節 災害時における動物の管理 1 犬、猫等愛がん動物の応急対策 災害時の動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものを基本とする。</p> <p>(1)動物の保護及び危害防止 環境衛生班長は、動物関係団体、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。 ア 被災動物の把握を行う。 イ 飼養されている動物に対する餌の配布を行う。 ウ 危険動物の逸走対策を行う。 エ 必要に応じて、被災動物の一時収容、応急措置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保を図る。 オ 動物関係団体等により動物救護センターが設置された場合は、その情報を被災者に提供し、動物の一時収容、負傷等の応急処置、保管をすよう呼びかける。 また、動物救護センター設置のため公用地を提供する。 カ 県と協力して、放浪動物による咬傷事故、危険防止の啓発を行う。 キ その他動物に係わる相談等の受付を行う。</p> <p>(2)市民及び民間の活動 ア ケージでの保護、給餌等、所有する動物の自己管理を行う。 イ 負傷している動物の応急措置を行う。 ウ 放浪動物の一時保護及び通報を行う。 エ ボランティア獣医師は、負傷動物の治療を行う。 オ ボランティアは、動物救護センターの管理等の協力をを行う。</p> |
| 上島町 (愛媛県) | <p>上島町地域防災計画 第3章災害応急対策 第21節動物の管理 ○災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。</p> <p>1、町、県、住民の活動 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町は県又は住民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。</p> <p>(町の活動内容) (1)被災動物の把握 (2)飼養されている動物に対する餌の配布 (3)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (4)動物救護センターの設置 (5)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (6)災害死した動物の処理 (7)その他動物に関する相談等</p> <p>(県の活動内容) (1)被災動物の広域的な把握 (2)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (3)所有者及び里親探しの情報提供 (4)市町等関係機関との連絡調整 (5)動物救護センターの設置場所の斡旋 (6)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)愛媛県獣医師会への不詳動物治療の依頼 (8)災害死した動物の処理 (9)動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布 (10)ボランティアの確保、把握 (11)その他動物に関する相談等</p> <p>(住民・民間) (1)被災動物の一時保護、応急措置、通報 (2)ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3)危険動物の逸走対策 (4)ボランティアによる動物救護センターの管理、運営 (5)その他行政への協力</p> <p>第3節ペットの管理対策 1 実施責任 被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うものとする。 県は、市町村、獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。</p> <p>2 ペットの管理指導 県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市町村は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。</p> <p>3 ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。 収容後の犬猫の取り扱い、は、平時の取り扱いに準じて行う。</p> <p>4 収容施設の確保 引き取ったペットは東部生活環境事務所及び中西部の各総合事務所の犬管理所に収容するが、収容能力を超える場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。</p> <p>5 避難に伴うペット対策 避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。 (1)市町村は、当該避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。 (2)避難所へのペットの同伴ができないため飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる等必要性が認められる場合には、県は必要に応じて市町村に協力を要請して仮設収容施設を整備する。 また県生活環境部は、動物愛護団体やボランティア等の支援を受けられるよう、環境省所管の動物愛護関連3団体(日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会)及び日本獣医師会により構成される緊急災害時動物救援本部事務局(日本動物愛護協会事務局内)に対し、応援要請を行う。 また、第10部第2章「ボランティアとの協働」により支援を受けるための手配等を行う。 (3)県生活環境部は、緊急災害時動物救援本部の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当る。 (4)県生活環境部は、緊急災害時動物救援本部の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。 また、使用済みの衛生処理袋については、市町村に処理を依頼する。</p> <p>6 その他 業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。(各々の業者自らが対応することを原則とする。)</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 伊予市 (愛媛県) | <p>伊予市 地域防災計画 第23章 動物の管理</p> <p>1 市の活動 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、県、市及び市民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 (1) 被災動物の把握 (2) 飼養されている動物に対する餌の配布 (3) 危険動物の逸走対策 (4) 被災動物の一時収容、応急処置、保管 (5) 動物救援センターの設置 (6) 被災動物によるこう傷事故、危険防止の啓発 (7) 災害死した動物の処理 (8) その他動物に関する相談等</p> <p>2 住民及び民間の活動 (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報 (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3) 危険動物の逸走対策 (4) ボランティアによる動物救援センターの管理、運営 (5) その他行政への協力</p> <p>3 死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)及び家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、県及び市町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。</p> <p>1 市の活動 (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民への協力を依頼する。 (2) 処理場所の確保について市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。</p> <p>2 飼養者等の活動 (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、保健所長の許可を受ける。 (2) 処理場所を確保できないときは、市への協力を要請する。 (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、市の指導を受け、適正に処理する。</p> |
| 東温市 (愛媛県) | <p>東温市 地域防災計画 風水害等対策編 第23節 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な管理を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。</p> <p>第1 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、県及び住民と協力して次の措置を実施する。</p> <p>1 市の活動 (1) 被災動物の把握 (2) 飼養されている動物に対する餌の配布 (3) 危険動物の逸走対策 (4) 被災動物の一時収容、応急処置及び保管 (5) 動物救援センターの設置 (6) 被災動物によるこう傷事故及び危害防止の啓発 (7) 災害死した動物の処理 (8) その他動物に関する相談等</p> <p>2 住民及び民間の活動 (1) 被災動物の一時保護、応急処置及び通報 (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3) 危険動物の逸走対策 (4) ボランティアによる動物救援センターの管理及び運営 (5) その他行政への協力</p> <p>第2 死亡獣畜・家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合、市は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。</p> <p>1 市の活動 (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 (2) 処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。</p> <p>2 飼養者等の活動 (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、中予保健所長の許可を受ける。 (2) 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。 (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について中予保健所及び市の指導を受け、適正に処理する。 〔東温市防災〕</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------|---|
| 久万高原町 (愛媛県) | <p>久万高原町 地域防災計画 第23章 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な管理を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。</p> <p>第1 町の活動 災害の発生に伴う動物の適正な使用及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町は、県及び住民と協力して動物の保護及び危害防止に努めるため、次のような措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災動物の把握 2 飼養されている動物に対する餌の配布 3 危険動物の逸走防止対策の実施 4 被災動物の一時収容、応急処置、保管 5 動物救援センターの設置 6 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 7 災害死した動物の処理 8 その他動物に関する相談等 <p>第2 死亡獣畜・家さんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)及び家さんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 (2) 処理場所の確保について、町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 2 飼養者等の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、県中予保健所長の許可を受ける。 (2) 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。 <p>処理方法及び公衆衛生上必要な措置について県中予保健所長、町の指導を受け、適正に処理する。</p> |
| 松前町 (愛媛県) | <p>松前町 地域防災計画 第2編 風水害等災害応急対策 第21章 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、県、町及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。</p> <p>第1節 町の活動</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災動物の把握 (2) 飼養されている動物に対する餌の配布 (3) 危険動物の逸走対策 (4) 被災動物の一時収容、応急処置、保管 (5) 動物救済センターの設置 (6) 被災動物による公傷事故、危害防止の啓発 (7) 災害死した動物の処理 (8) その他動物に関する相談等 <p>第2節 住民及び民間の活動</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報 (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3) 危険動物の逸走対策 (4) ボランティアによる動物救援センターの管理、運営 (5) その他行政への協力 <p>第3節 死亡した動物の処理 災害の発生に伴って死亡した動物の処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、県及び市町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1 町の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 (2) 処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 第2 飼養者等の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 砥部町 (愛媛県) | <p>砥部町 地域防災計画 第2編 風水害等対策編 第2章 風水害等災害応急対策 第19節 防疫・保健衛生活動 第3 災害時における動物の管理 災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、その動物の所有者又は占有者はもちろんのこと、町、住民、県等による協力体制を確立する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被災動物の把握 (2)飼育されている動物に対するえさの配布 (3)負傷している動物の一時収容、応急処置、保管 (4)飼育困難な動物や放浪動物の一時保護 (5)臨時拘留所の設置 (6)放浪動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)災害死した動物の処理 (8)危険動物の逸走対策 (9)その他動物にかかわる相談等 <p>第3編 震災対策編 第2章 地震災害応急対策 第16節 防疫・保健衛生活動 第3 災害時における動物の管理 災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、その動物の所有者又は占有者はもちろんのこと、町、住民、県等による協力体制を確立する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被災動物の把握 (2)飼育されている動物に対するえさの配布 (3)負傷している動物の一時収容、応急処置、保管 (4)飼育困難な動物や放浪動物の一時保護 (5)臨時拘留所の設置 (6)放浪動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)災害死した動物の処理 (8)危険動物の逸走対策 (9)その他動物にかかわる相談等 |
| 八幡浜市 (愛媛県) | <p>八幡浜市地域防災計画 風水害等対策編第22章 動物管理活動 大規模災害が発生した場合における動物の飼養及び保管を適正に行い、関係機関等の協力により、動物の保護及び危害防止を図るものとする。</p> <p>第1節 活動内容 1 市の活動 災害発生時の動物の飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものとするが、被災放置された動物の収容にあたり、市は県等と協力して、適切な対応を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被災動物の把握 (2)飼養されている動物への餌の配付 (3)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (4)飼育困難な動物の一時保護 (5)危険動物の逸走対策 (6)放浪動物による被害防止の啓発 (7)災害死した動物の処理 (8)その他動物に係る相談等 <p>2 市民の活動 (1)被災動物の応急処置 (2)放浪動物の一時保護及び通報 (3)ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (4)危険動物の逸走対策 (5)その他行政への協力</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------------|--|
| <p>大洲市 (愛媛県)</p> | <p>大洲市地域防災計画 風水害等対策編 第3章災害応急対策 第23節動物の管理</p> <p>災害の発生に伴う動物(犬・猫等)の保護及び危害防止を、関係機関等の協力により、次のとおり実施する。</p> <p>1 放浪動物の保護収容 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものとするが、所有者、占有者の被災等により放浪する犬、猫等については、関係機関、関係団体と協議し、保護収容する。 また、放浪動物による咬傷事故、危害防止の啓発を行う。</p> <p>2 死亡した動物の処理 死亡した動物の処理は、その所有者又は占有者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。</p> <p>(1)市の活動 ア 飼養者等から要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 イ 処理場所の確保については市では対応できないときは、県に協力を要請する。</p> <p>(2)飼養者等の活動 ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については保健所長の許可を受ける。 イ 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。 ウ 処理方法及び公衆上必要な措置について保健所、市の指導を受け、適正に処理する。</p> <p>3 活動内容 (1)市の活動 ア 被災動物の把握 イ 飼養されている動物に対する餌の配布 ウ 危険動物の逸走対策 エ 被災動物の一時収容、応急処置、保管 オ 動物救援センターの設置 カ 被災動物による咬傷事故、危害防止の啓発 キ 災害死した動物の処理 ク その他動物に係る相談等</p> <p>(2)市民の活動 ア 負傷動物の応急処置 イ 放浪動物の一時保護及び通報 ウ ボランティア獣医師による負傷動物の治療 エ 危険動物の逸走対策 オ ボランティアによる臨時抑留所の管理 カ その他行政への協力</p> <p>(3)飼養者等の活動 ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、保健所長の許可を受ける。 イ 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。 ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、市の指導を受け、適正に処理する。</p> |
| <p>西予市 (愛媛県)</p> | <p>西予市地域防災計画(風水害等対策編) 第3編 災害応急対策計画 第22章 災害時における動物の管理</p> <p>災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。</p> <p>1 市、県、住民の活動 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。</p> <p>(1)市の活動 ア 被災動物の把握 イ 飼養されている動物へのエサの配布 ウ 危険動物の逸走対策 エ 被災動物の一時収容、応急処置、保管 オ 動物救援センターの設置 カ 被災動物による咬傷事故、危害防止の啓発 キ 災害死した動物の処理 ク その他動物に係る相談等</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|----------------------|--|
| <p>内子町 (愛媛県)</p> | <p>内子町地域防災計画 風水害等対策編 第3章災害応急対策 第21節 動物の管理</p> <p>災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。</p> <p>1 町、県、住民の活動</p> <p>災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町は県又は住民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。</p> <p>町</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)被災動物の把握 (2)飼養されている動物に対する餌の配布 (3)危険動物の逸走対策 (4)被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保 (5)動物救援センターの設置 (6)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)災害死した動物の処理 (8)その他動物に関する相談等 <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)被災動物の広域的な把握 (2)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (3)所有者及び里親捜しの情報提供 (4)市町等関係機関との連絡調整 (5)動物救援センターの設置場所の斡旋 (6)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼 (8)災害死した動物の処理 (9)動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布 (10)ボランティアの確保、把握 (11)その他動物に関する相談等 <p>住民・民間</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)被災動物の一時収容、応急処置、通報 (2)ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3)危険動物の逸走対策 (4)ボランティアによる動物救援センターの管理、運営 (5)その他行政への協力 |
| <p>伊方町 (愛媛県)</p> | <p>伊方町防災計画 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節 動物管理に関する計画</p> <p>災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。</p> <p>1 町、県、住民の活動</p> <p>災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものとするが、町は県又は住民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。</p> <p>●町の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災動物の把握 ・飼養されている動物に対する餌の配布 ・危険動物の逸走対策 ・被災動物の一時収容、応急処置、保管 ・動物救護センターの設置 ・被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 ・災害死した動物の処理 ・その他動物に関する相談等 |
| <p>鬼北町 (愛媛県)</p> | <p>鬼北町地域防災計画 本編 第19章 動物管理に関する計画</p> <p>災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管については、その飼養者等が行うものとするが、町は協力して動物の保護及び危害防止に努めるものとする。</p> <p>1 動物保護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)衛生部(環境衛生課)が主体となり、被災動物の把握を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災動物の把握 イ 飼養されている動物に対する餌の配布 ウ 被災動物の一時収容、応急処置、保管 エ 危険動物の逸走対策 オ 動物救援センターの設置 カ 動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 キ 災害死した動物の処理 ク その他動物に関わる相談等 (2)住民及び民間の活動 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災動物の一時保護、応急処置、通報 イ ボランティア獣医師による負傷動物の治療 ウ 危険動物の逸走対策 エ ボランティアによる動物救援センターの管理、運営 オ その他行政への協力 <p>2 死亡した獣畜の処理</p> <p>災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きん等の処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は協力体制を確立し、衛生的処理に努めるものとする。</p> <p>(1)町の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 飼養者等からの要請があったときは、衛生部(環境衛生課)、農林部(産業課)が処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 イ 処理場所の確保について町のみで対応できないときは、宇和島保健所に協力を要請する。 <p>(2)飼養者等の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、宇和島保健所長の許可を受ける。 イ 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。 ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置については、宇和島保健所、衛生部(環境衛生課)等の指導を受け、適正に処理する。 <p>(注意)本計画の作成が平成19年2月のため衛生部が「環境衛生課」となっているが、H26.4.1現在は「環境保全課」と課名変更している。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 高知県 | <p>「高知県地域防災計画」(一般対策編)第3編 災害応急対策 第1章 災害時応急活動 第13節 地域への救援活動 (震災対策編)第3編 災害応急対策 第1章 災害時応急活動 第11節 地域への救援活動</p> <p>犬、猫、特定動物等の保護及び管理 1 実施責任者 県、市町村、住民及び民間団体 2 実施内容 ○災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。</p> <p>(1)県の活動 ○広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設します。 ○逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。</p> <p>(2)市町村の活動 ○地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。</p> <p>(3)住民及び民間団体の活動 ○獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。</p> <p>「高知県国民保護計画」第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 2 避難の指示</p> <p>動物の保護等に関する配慮 県は、国(環境省、農林水産省等)が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとします。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼育等されていた家庭動物等の保護収容等</p> |
| 室戸市 (高知県) | <p>室戸市地域防災計画 一般対策編 第19節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市、住民等による協力体制を確立する。</p> <p>1 市の活動 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。</p> <p>2 住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。</p> |
| 安芸市 (高知県) | <p>安芸市地域防災計画 第3章 災害応急対策</p> <p>第19章 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立する。</p> <p>1 市の活動 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。</p> <p>2 住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。</p> |
| 北川村 (高知県) | <p>北川村地域防災計画 第11節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理</p> <p>1. 村の活動 ○地域に於ける被害動物相談とともに災害死した動物の処理をおこなう。 2. 住民及び民間団体の活動 ○獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対し餌を配布する。</p> |
| 香南市 (高知県) | <p>香南市地域防災計画 第8章 生活救援活動 第8節 愛玩動物の保護と管理 犬、猫など愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。</p> <p>1 愛玩動物との同行避難の支援 犬、猫など、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるように、隔離スペース、飼育用ゲージ等の確保に努める。</p> <p>2 放浪動物の保護・収容 環境対策部は、市民への危害を及ぼすおそれのある動物が放浪している場合、中央東福祉保健所などと連携しながら、保護・収容を行う。</p> <p>3 死亡動物の処理 災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明、または所有者が被災により自力で処理できない場合は、環境対策部が、関係機関と協力して処理する。</p> |
| 土佐市 (高知県) | <p>土佐市地域防災計画 震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第11節 地域への救援活動 第8節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理</p> <p>1 実施責任者 実施責任者は、市、県、市民及び民間団体とする。</p> <p>2 実施内容 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、市、県、市民等による協力体制を確立する。</p> <p>(1)市の活動 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を実施</p> <p>(1)市民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。</p> |
| いの町 (高知県) | <p>いの町地域防災計画 一般対策編 第3章 災害応急対策計画 第24節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 地震等の緊急災害時においては、人命救助が最優先であるが、動物の保護及び動物による人への危害防止の観点から、危険動物の逸走防止、被災動物の捕獲収容及び餌の確保等の救護措置を行う。</p> <p>1 担当 環境部</p> <p>2 実施内容 (1) 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、住民、民間団体と協力し、動物の保護を行う。 (2) 町は、県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める (3) 町は、地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 (4) 住民及び民間団体は獣医師会等による負傷動物の治療、飼い主、里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 佐川町 (高知県) | <p>佐川町地域防災計画 第1編 共通編 第2部 災害予防計画 第3章 住民生活の確保 第1節 避難体制の整備 7 愛玩動物との同行避難体制の整備 東日本大震災では、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、動物が苦手な避難者や、アレルギーを有する避難者との共同生活において、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。 このような状況に陥ることがないよう、町は、同行避難を前提とした避難所体制を整備するとともに、飼い主に対する啓発を行い、災害時における飼い主の安心と動物の安全を確保するものとする。</p> <p>(1) ペットとの同行避難の支援 町は、犬や猫などのペットと同行避難した者が、動物と一緒に避難生活を送ることができるよう、あらかじめペットと避難できる避難所を指定しておくとともに、同行避難における留意点などを住民に周知する。</p> <p>(2) 飼い主の役割 ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡 先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努めるものとする。</p> |
| 佐川町 (高知県) | <p>佐川町地域防災計画 第2編 風水害対策編 第1部 風水害応急対策計画 第8章 生活救助活動 第8節 犬、猫、特定動物の保護及び管理 1 愛玩動物との同行避難の支援 町は、犬や猫などの愛玩動物と同行避難した者が、動物と一緒に避難生活ができるよう、避難所における飼育スペース等の確保、調整に努める。</p> <p>2 放浪動物の保護・収容 住民への危害を及ぼす恐れのある特定動物が逸走、放浪している場合、中央西福祉保健所などと連携し、保護・収容等を行い危害の発生防止に努める。</p> <p>3 死亡動物の処理 災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、町が関係機関と協力して処理する。</p> |
| 越知町 (高知県) | <p>越知町地域防災計画 一般対策編 第14節被災地域への救援活動 第9犬・猫・家畜などの保護及び管理</p> <p>1 実施責任者 実施責任者は、町、県、住民及び民間団体とする。</p> <p>2 実施内容 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応する為、町、県、住民などによる協力体制を確立する。</p> <p>(1) 県の活動 広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設</p> <p>(2) 町の活動 ア 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を実施 イ 環境上支障のない場所で、焼却及び地下へ埋葬</p> <p>(3) 住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して、餌を配布する。</p> |
| 津野町 (高知県) | <p>津野町地域防災計画(一般対策編) 第3章 災害対策計画 第16節 行方不明者・遺体の捜索、処理及び埋葬計画 4. 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等による協力体制を確立します。 また、地区における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。</p> |
| 福岡県 | <p>福岡県地域防災計画 ・風水害対策編 第3編災害応急対策計画 第15節 保健衛生、防疫、環境対策計画 第1保健衛生(保健医療介護部・保健福祉環境事務所、市町村) 4 愛玩動物の収容対策の実施(保健衛生課、市町村、関係団体) 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体と協力し、愛護動物の収容対策を以下のように行う。</p> <p>(1)被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。</p> <p>(2)避難所における動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>ア 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資料の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ウ 他県、他市町村への連絡調整及び要請</p> <p>・震災対策編 第3編災害応急対策計画 第11節 保健衛生、防疫、環境対策 内容は風水害対策編と同じ</p> |
| 大牟田市 (福岡県) | <p>本市の地域防災計画 第7節 動物対策 第1項 動物対策 2 ペット等への対応 市は、飼主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。3 避難・保護動物への対応 市は大牟田市獣医師会の医療救護チームと連携して、同行避難した動物による避難所の生活環境の悪化を防止するため、適正飼養の指導を行う。又、獣医師会、動物介護ボランティア等の協力により、避難・保護した動物の治療や一時保管を行う。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 直方市 (福岡県) | <p>直方市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画 第17節 保健衛生、防疫、環境対策計画</p> <p>被災地域における感染症の予防、環境悪化の防止ため、迅速かつ確かな防疫活動を行い衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談等を行い心身の安定を図ることを目的とする。</p> <p>愛護動物の救護等の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。 また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逃走対策、動物伝染病予防等衛生管理が必要になると考えられる。 市は、動物愛護及び被災者支援の観点から、愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県が下記により行う愛護動物の救護に協力するとともに、実施する。</p> <p>(1) 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育にかかわる負担の軽減を図るためには、迅速かつ広範に対応が求められることから、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力し、愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談に実施等</p> <p>(2) 避難所における愛護動物の適正な飼育の指導等 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア 愛護動物のみの避難施設を設けて、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、県からの動物飼育のための資材の提供、獣医師の派遣等の支援を受け適切に実施する。 イ 市の救護・飼育能力等を超える愛護動物については、県へ応援要請を行う。</p> <p>(3) 飼養動物、危険動物等の管理 県、市、飼養動物等を飼養する者は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逃走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(4) 県は、県及び県内の関係機関で愛護動物の救護の実施が困難な場合、他県等関係機関との連絡調整及び応援要請を行う。</p> |
| 柳川市 (福岡県) | <p>第3章 風水害応急 第14節 防疫・清掃活動 第7 動物の保護、収容 2 愛玩動物への対応</p> <p>大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を行う。</p> <p>(1) 被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な処置を講ずる。</p> <p>(2) 避難所における動物の適正な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>■ 県の愛玩動物支援 ○ 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援 ○ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ○ 他県、他市町村への連絡調整及び要請</p> |
| 筑後市 (福岡県) | <p>避難所設置マニュアル 3-2-12 避難所のペット対策</p> <p>① 避難所のペットの管理責任は、飼養者にあることを原則とする。 ② 避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届け出るよう呼びかけ、[様式12]「避難所ペット登録台帳」に記載する。 ③ 大型動物や危険動物は、避難所への同伴は断ることとする。 ④ ペットの飼育場所(廊下・踊り場・屋外)を決定し、[様式13]のペットの飼育ルールと共に、避難者へ通知、徹底を図る。</p> |
| 行橋市 (福岡県) | <p>行橋市地域防災計画 第三編一般災害応急対策計画 第2章第15節保健衛生・防疫対策計画 第1項保健衛生対策 3. 愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難場所における動物同伴者等への感情的な問題も生じることが予想される。市は、動物愛護と感染症防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のとおり行なう。</p> <p>(1) 被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物等の保護 (2) 避難所における動物の適切な飼育 1) 避難所での飼育状況の把握、資材の提供等 2) 保護施設への動物の受け入れ、譲渡等の調整 3) 他県市等との調整</p> |
| 中間市 (福岡県) | <p>中間市地域防災計 (第3章 第20節 防疫、清掃、食品衛生監視計画) 3章20節-6 第3項 保健衛生対策 4 家畜等処理方法 保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として死亡獣畜取扱場で処分し、やむを得ない場合は、環境衛生上支障のない方法で処理する。 5 愛護動物の保護・収容 衛生救護班は、必要に応じて保健福祉環境事務所、獣医師会等の関係機関と協力して放浪動物の保護及び危険動物の収用に努めるものとする。また、避難所等において、飼い主と同行した動物の飼育について、保健福祉環境事務所等の関係機関と協力し、適正な飼育の指導等を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と動物の飼育環境の維持に努める。</p> |
| 筑紫野市 (福岡県) | <p>筑紫野市地域防災計画 一般災害対策編-第3章第20節防疫、清掃、食品衛生監視計画-第2項清掃対策 7. 愛玩動物への対応 避難者が連れてくる愛玩動物に対して、愛玩動物と避難所で共同生活を行うため敷地内の屋外に専用スペースを設ける ア. 避難所の居室部分には、原則として愛玩動物の持ち込みは禁止とする。 イ. 持ち込んだ飼い主と協議し、愛玩動物の特性を考慮して専用スペースを設置する。 ウ. 愛玩動物の飼育及び愛玩動物の飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 春日市 (福岡県) | <p>春日市地域防災計画 3編災害応急対策計画 10章生活救護対策 4節ペット対策[衛生部、避難所管理部、獣医師会]</p> <p>災害により避難者とその他の被災者による適正飼育が困難になったペットを保護するとともに、避難所における動物との共生について検討を行う。</p> <p>1 実施体制 衛生部又は環境課が統括し、各部及び獣医師会並びに動物愛護団体等の協力を得て行う。</p> <p>2 ペットの保護 (1)一時預かり場所の確保 避難等により飼い主による飼育が困難となったペットの一時預かり場所の確保を支援する。 (2)負傷動物の治療 被災地域に飼い主不明の負傷動物がいる場合には衛生部又は環境課で保護收容し、獣医師会に依頼し応急処置を実施する。 (3)動物の相談窓口の設置 大規模災害発生に伴うペットの健康等の問い合わせに対応するため、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。</p> <p>3 避難所における動物との共生 避難所において、被災者と同行避難した動物の処遇について、避難所運営組織、飼い主等で検討を行い、ペットとの共生を図る。</p> |
| 宗像市 (福岡県) | <p>宗像市地域防災計画 第3章 風水害応急対策計画 第7 動物の保護、收容 1 死亡獣畜の処理 市民対策班、産業班は、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。</p> <p>2 放浪動物への対応 市民対策班は、保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。保護・收容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。 なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。</p> <p>3 愛護動物への対応 飼い主とともに避難した愛護動物の飼育については、県と協力して避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。</p> <p>■愛護動物への対応 ○ 負傷した愛護動物の收容・治療・保管 ○ 飼い主不明の愛護動物の收容・保管 ○ 飼養困難な愛護動物の一時保管 ○ 愛護動物に関する相談の実施 ○ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 (飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)</p> |
| 古賀市 (福岡県) | <p>古賀市地域防災計画(風水害対策編)第3編 災害応急対策計画一第2章 災害応急対策活動一第14節 保健衛生、防疫、環境対策計画一第1 保健衛生及び 古賀市地域防災計画(震災対策編)第3編 災害応急対策計画一第2章 災害応急対策活動一第11節 保健衛生、防疫、環境対策計画一第1 保健衛生</p> <p>2 愛玩動物の收容対策の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の收容対策を以下のように行う。</p> <p>(1)被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。</p> <p>(2)避難所における動物の適切な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |
| 福津市 (福岡県) | <p>福津市地域防災計画 第3章 風水害応急 第14 節 防疫・清掃活動 第7 動物の保護、收容 1 死亡獣畜の処理 生活環境班は、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。</p> <p>2 愛玩動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 生活環境班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の收容対策を行う。</p> <p>(1)被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。</p> <p>(2)避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>■県の愛玩動物支援 ○ 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援 ○ 避難場所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ○ 他県、他市町村への連絡調整及び要請</p> |
| 宮若市 (福岡県) | <p>宮若市地域防災計画 第3編災害応急対策計画 第2章災害応急対策活動 第14節保健衛生、防疫、環境対策計画 第1保健衛生</p> <p>2 愛玩動物の收容対策の実施 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の收容対策を以下のように行う。</p> <p>(1)被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。</p> <p>(2)避難所における動物の適切な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|---------------|---|
| 朝倉市 (福岡県) | <p>朝倉市地域防災計画【風水害対策編】第2編災害応急対策計画 第2章災害応急対策活動 第14節保健衛生、防疫、環境対策計画 【災害対策編】第2編災害応急対策計画 第2章災害応急対策活動 第11節保健衛生、防疫、環境対策計画</p> <p>第1 保健衛生 2 愛玩動物の収容対策の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のように行う。</p> <p>(1)被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。</p> <p>(2)避難所における動物の適切な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |
| 糸島市 (福岡県) | <p>糸島市地域防災計画 第3章 風水害応急対策計画 第14節 防疫・清掃活動 第7 動物の保護、収容 2 愛護動物の救護の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に行き添うことで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。</p> <p>生活環境は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、糸島保健福祉事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護等を行う。</p> <p>(1)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、糸島保健福祉事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物等の保護等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ○ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ○ 飼養困難な愛護動物の一時保管 ○ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 ○ 愛護動物に関する相談の実施 等 <p>(2)避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。</p> <p>■県の愛護動物支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援 ○ 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ○ 他県等の連絡調整及び応援要請 |
| 那珂川町 (福岡県) | <p>那珂川町地域防災計画 第14節 衛生・清掃対策 第1 避難所等の保健衛生</p> <p>6.動物の保護・収容 必要に応じて動物収容チームを編成し放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 ・犬猫等の死体は、適切に処理する。 ・危険な動物から人命を守る必要がある時は、処分を行う。 |
| 志免町 (福岡県) | <p>志免町地域防災計画(風水害編・震災編) 第12節 防疫・清掃 5. 動物対策 (1)死亡獣畜の処理 衛生班は、粕屋保健福祉事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。 処理できない場合は、粕屋保健福祉事務所の指導により適切な措置をとる。</p> <p>(2)放浪動物への対応 衛生班は、粕屋保健福祉事務所と連携して、飼い主の被災により放棄又は逃げ出したペット等を保護する。 危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。</p> |
| 新宮町 (福岡県) | <p>新宮町地域防災計画 震災対策編 第3部 災害応急対策計画 第25章 保健衛生、防疫、環境対策計画 第1節 保健衛生 第4項 愛玩動物の収容対策の実施 風水害対策編 第3部 災害応急対策計画 第26章 保健衛生、防疫、環境対策計画 第1節 保健衛生 第4項 愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のように行う。</p> <p>1 被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、粕屋保健福祉事務所、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適切な飼育 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |
| 久山町 (福岡県) | <p>久山町地域防災計画 ・第6章災害応急対策計画 第11節防疫 第4動物対策 飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、獣医師会等の関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 粕屋町 (福岡県) | <p>粕屋町地域防災計画 2 愛護動物の救護の実施【町(防災土木部・防災福祉部)、関係団体】 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるおそれがある。愛護動物を避難所へ同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。町は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。</p> <p>(1) 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。 このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼育困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談の実施 等</p> <p>(2) 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 町は、県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び県への資材の提供、獣医師の派遣等の要請 イ 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整</p> |
| 芦屋町 (福岡県) | <p>芦屋町地域防災計画 第3章 風水害応急対策計画 第8 動物の保護、収容 1 死亡獣畜の処理 環境住宅班及び地域づくり班は、保健所の指導により、死亡した家畜、野禽等を適切に処理する。死亡した動物の処理に当たっては、宗像・遠賀保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で処理する。</p> <p>2 動物の保護・収容放浪動物への対応 環境住宅班及び地域づくり班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護・収容する。保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。</p> <p>■愛護動物の保護・収容に関する事項 ○ 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ○ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ○ 飼養困難な愛護動物の一時保管 ○ 愛護動物に関する相談の実施 ○ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 (飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)</p> |
| 水巻町 (福岡県) | <p>水巻町地域防災計画 第14節 防疫・清掃活動 第8 動物の保護、収容 1 死亡獣畜の処理 環境班は、保健福祉環境事務所の指導により、建設班と連携し、死亡した家畜、野禽等を適切に処理する。処理ができないときは、死亡した動物の処理に当たっては、保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として火葬場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で処理する。</p> <p>2 動物の保護・収容、放浪動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。環境班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の保護・収容対策を行う。また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。</p> <p>(1) 被災地における愛護動物の保護 飼い主のわからない負傷または逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。</p> <p>■愛護動物の保護・収容に関する事項 ○ 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ○ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ○ 飼養困難な愛護動物の一時保管 ○ 愛護動物に関する相談の実施 ○ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 (飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)</p> <p>(2) 避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |
| 遠賀町 (福岡県) | <p>遠賀町地域防災計画 第14 節 防疫・清掃活動 7 動物等への対応 1 死亡した動物の処理 宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導により、死亡した動物等を処理する。処理ができないときは、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導により適正な措置を行う。 2 放浪動物への対応 宗像・遠賀保健福祉環境事務所や、福岡県獣医師会等と連携し、放浪している動物等を保護・収容する。なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-----------------------|--|
| <p>広川町 (福岡県)</p> | <p>第3章 風水害等応急対策計画 第22節 衛生・清掃対策 1 避難所等の保健衛生 (6) 動物の保護・収容 環境整備班は、必要に応じて動物収容チームを設置し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。 ○ 所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 ○ 犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。 ○ 危険な動物から人命を守る必要がある時は、処分を行う。</p> |
| <p>苅田町 (福岡県)</p> | <p>苅田町地域防災計画 Ⅲ編 一般災害応急対策計画 第2章第15節保健衛生・防疫対策計画 第1項保健衛生対策 第3愛玩動物の収容対策の実施 大規模な災害発生に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への感情的な問題も生じることが予想される。 医療防疫班は動物愛護と感染症防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関して、県、獣医師会等関係団体および動物愛護団体等と協力しつつ愛玩動物の収容対策を次のように行う。 1. 被災地における愛玩動物の保護 飼い主不明の負傷動物または放し飼い状態にある動物等の保護については、迅速かつ広域的対応が求められることから、医療防疫班は総合指令班と連携し県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力しつつ愛玩動物の保護を行う。 2. 避難所における動物の適正な飼育 町災害対策本部は飼い主と一緒に避難した動物飼育について、適正な飼育指導等を行うとともに、次に示す事項について県の協力を得て、動物愛護および避難所の衛生環境の維持に努める。 (1) 地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握および資料提供、獣医師の派遣等 (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れおよび譲渡等の調整 (3) 他県、他市町村への連絡調整および要請</p> |
| <p>みやこ町 (福岡県)</p> | <p>みやこ町地域防災計画 第2章 第15節保健衛生・防疫対策計画 第3 愛玩動物の収容対策の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じる事が予想される。環境班は動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体と協力し、愛玩動物の収容対策を以下の様に行う。①被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。②避難所における動物の適正な飼育 町は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導を行うとともに、以下に示す事項について県の協力を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。(1)各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握、及び資料の提供、獣医師の派遣等 (2) 避難所からの保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3) 他県、他市町村への連絡調整及び要請</p> |
| <p>吉富町 (福岡県)</p> | <p>吉富町地域防災計画(動物の保護、収容) 県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。また、県及び動物愛護ボランティア等と協力して、次のような愛護動物の保護等を行う。 ○負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ○飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ○飼養困難な愛護動物の一時保管 ○愛護動物に関する相談の実施 ○愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集・提供 放浪する愛護動物への対応は保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。</p> |
| <p>佐賀県</p> | <p>○佐賀県地域防災計画 第2編風水害対策 第3章災害応急対策計画 第34節病害虫防除、動物の管理等計画 第3項家庭動物等の保護等 県及び市町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 ○佐賀県地域防災計画 第3編地震・津波災害対策 第2章地震災害対策 第2節災害応急対策計画 第34項動物の管理、飼料の確保等計画 第2家庭動物等の保護等 県及び市町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。</p> |
| <p>唐津市 (佐賀県)</p> | <p>唐津市地域防災計画 第2編 風水害対策 第3章 災害応急対策計画 第30節 病害虫防除、動物の管理等計画 第3項 ペット等の保護等 市は、県及び県獣医師会との連携を密にし、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、一時的な保護や里親探し等の措置を講じる。 第3編 震災対策 第3章 災害応急対策計画 第30節 動物の管理、飼料の確保等計画 第3項 ペット等の保護等 市は、県及び県獣医師会との連携を密にし、地震災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、一時的な保護や里親探し等の措置を講じる。</p> |
| <p>鳥栖市 (佐賀県)</p> | <p>鳥栖市地域防災計画 第3編 災害予防・減災計画 第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり 第16節 災害時の環境・衛生対策 第3 被災地の防疫活動 5 動物の保護・収容 環境班は、放置されたペット等について鳥栖保健福祉事務所と協力して一時的な保護の措置を講じる。 ・所有者不明の動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 ・犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-----------------------|--|
| <p>多久市 (佐賀県)</p> | <p>1:多久市地域防災計画 第2編:風水害対策 第3章:災害応急対策計画 第34節病虫害防除、動物の管理等計画 2:多久市地域防災計画 第3編:地震対策 第3章:災害応急対策計画 第34節:動物の管理、飼料の確保等計画</p> <p>1:第2項 家庭動物等の保護等 2:第3項 ペット等の保護等</p> <p>県及び市は、風水害による被災の為、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。</p> |
| <p>伊万里市 (佐賀県)</p> | <p>伊万里市地域防災計画において、次のとおり規定している。</p> <p>①風水害対策編（第24節 家畜等の管理対策計画） 4. 家庭動物等の保護等 風水害による被災のため、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会の協力を受け、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。</p> <p>②地震・津波災害対策編（第24節 家畜等の管理対策計画） 4. 家庭動物等の保護等 地震による被災のため、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会の協力を受け、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。</p> <p>③原子力災害対策編（第16節 家畜等の管理対策計画） 4. 家庭動物等の保護等 原子力災害による被災のため、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会の協力を受け、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。</p> |
| <p>武雄市 (佐賀県)</p> | <p>『武雄市地域防災計画』第36節病虫害防除、動物の管理等計画</p> <p>第3項 ペット等の保護等 市及び県は、災害発生による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。</p> |
| <p>小城市 (佐賀県)</p> | <p>小城市地域防災計画 第2編 風水害対策 第3章 災害応急対策計画 第34節 病虫害防除、動物の管理等計画</p> <p>第3項 家庭動物等の保護等 市及び県は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。</p> |
| <p>嬉野市 (佐賀県)</p> | <p>嬉野市地域防災計画 第2編 第3章 災害応急対策計画 第33節 病虫害防除、動物の管理等計画</p> <p>第3項 ペット等の保護等 市及び県は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。</p> |
| <p>上峰町 (佐賀県)</p> | <p>上峰町地域防災計画(風水害対策編) 第3章災害応急対策計画 第34節 病虫害防除、動物の管理等計画 第3 ペット等の保護等 町は、被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。</p> <p>第33節 動物の管理、飼料の確保等計画 風水害等対策編第3章第34節「病虫害防除、動物の管理等計画」を準用する。</p> |
| <p>玄海町 (佐賀県)</p> | <p>玄海町地域防災計画 第2編 第3章 第34節 第3項 ペット等の保護 町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。</p> <p>第3編 第2章 第1節 第34項 第2 ペット等の保護 町は、地震災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。</p> |
| <p>有田町 (佐賀県)</p> | <p>有田町地域防災計画 第2編風水害対策編 第3章災害応急対策計画 第34節農林応急対策、動物の管理等計画 第4項ペット等の保護等</p> <p>町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、県及び佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。</p> |
| <p>太良町 (佐賀県)</p> | <p>太良町防災計画 第29節 病虫害防除、動物の管理等計画 第3項 ペット等の保護等</p> <p>町は、災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新しい飼い主への譲渡等の措置を講じる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|---|
| 長崎県 | <p>長崎県地域防災計画震災対策編 第3章地域災害応急対策 第13節医療・保健に係る対策</p> <p>9. 動物対策 (1) 犬・猫等の愛玩動物の保護対策 県及び市町は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、以下のような対策を行う。 なお、飼い主は避難の際にはできる限り犬・猫等の愛玩動物を同行避難することとし、県は、避難所を設置する市町と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所又は避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努める。</p> <p>○ 放置された犬・猫等への給餌 ○ 放置された犬・猫等の保護収容 ○ 保護収容施設の設置 ○ 保護管理動物の疾病予防及び治療 ○ 保護施設への犬・猫等の受入れ・譲渡等の調整</p> |
| 熊本県 | <p>熊本県地域防災計画 第2章 災害予防計画 第14節 防災知識普及計画 4. 一般住民に対する防災知識の普及の内容 (2) 災害予防及び応急措置の概要 災害の未然防止若しくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に周知徹底するよう努めるものとする。前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。 ⑬ 家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備</p> <p>第2章 災害予防計画 第16節 避難収容計画 10. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 県は、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第12節 避難収容対策計画 5. 避難所の開設及び収容 (7) 避難所の管理運営 コ 市町村は、家庭動物との同行避難に備えて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第20節 住宅応急対策計画 6. 応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第26節 保健衛生計画 3. 健康管理 (3) 被災動物対策 ① 県は、各保健所において、災害によって負傷した動物(犬、猫等)の収容に努めるものとする。 ② 県は、各保健所において、収容した動物の一時保管に努めるものとする。</p> |
| 合志市 (熊本県) | <p>合志市地域防災計画書 第3章 災害応急対策計画 第17節 住宅応急対策計画 5. 応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> |
| 宇土市 (熊本県) | <p>宇土市地域防災計画 第1部 一般災害対策編 第7節 防災知識普及計画 2 普及内容 (2) 災害予防及び応急措置の概要 災害の未然防止若しくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及徹底によって、十分対応できる事項については、予想されるそれぞれの災害発生時期前に普及徹底するよう努めるものとする。 前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。 ⑬ 家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備</p> |
| 大分県 | <p>大分県地域防災計画 地震・津波対策編 第3章災害応急対策 第4章被災者の保護・救護のための活動 第14節被災動物対策</p> <p>大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、地区対策本部保健所班は市町村、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。</p> <p>2 避難所における動物の保護 被災者救済部避難所対策班及び地区対策本部保健所班は、避難所を設置する市町村と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3) 他自治体との連絡調整及び要請</p> <p>3 被災動物救護対策指針 県は、「1被災地域における動物の保護」及び「2避難所における動物の保護」を実施するため、「大分県被災動物救護対策指針」を別に定める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|--------------|--|
| 宮崎県 | <p>宮崎県地域防災計画 第2編 第3章震災応急対策計画 第9節 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動 第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施</p> <p>3愛護動物の救護の実施 (1)愛護動物の飼育場所の設置 【市町村】 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市町村は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)被災地における愛護動物の保護等 【県・市町村】 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談の実施等 (3)避難所における愛護動物の適切な指導等 【県】 県は、避難所を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 イ 避難所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整</p> |
| 宮崎県 (日南市) | <p>日南市防災計画本編 第2章災害応急対策計画 第13節保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動</p> <p>第3 愛護動物の救援の実施 1 愛護動物の飼育場所の設置 市は、被災地の避難所に愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化を防止する。 なお、避難所等における愛護動物の飼育について適切な指導等を行う。</p> <p>2 被災地における愛護動物の保護等 市は、県が実施する負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担軽減への対応について、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等とともに協力する。</p> |
| 鹿児島県 | <p>○鹿児島県地域防災計画 第3部災害応急対策 第3章事態安定期の応急対策 第7節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。</p> <p>第1 飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。</p> <p>第2 避難場所における適正飼養 避難所等において、動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。</p> <p>第3 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。</p> <p>○災害時動物救護マニュアル 県防災計画等に基づき、災害緊急時において想定される、市町村や関係団体との連携・協力体制整備等の動物救護活動の具体的内容を記載。</p> <p>○鹿児島県国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等 第2節避難の指示等 第2避難の指示 (8)動物の保護等に関する配慮 県は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 1危険動物等の逸走対策 2家庭動物等の保護収容及び所有者等への支援</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------------|---|
| <p>沖縄県</p> | <p>沖縄県地域防災計画「第2編 地震・津波編」、「第2章 災害応急対策計画」、「第20節」(感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画)</p> <p>5 犬等及び危険動物の保護・収容計画(環境生活部、市町村)</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>ア 犬及び負傷動物対策</p> <p>県及び市町村は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物(犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物)の保護及び収容を行うものとする。</p> <p>イ 危険動物対策</p> <p>県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。</p> <p>(2) 収容及び管理</p> <p>ア 犬及び負傷動物対策</p> <p>地震・津波編 第2章 災害応急対策計画</p> <p>地震・津波-96</p> <p>県は、市町村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。</p> <p>イ 危険動物対策</p> <p>県は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、市町村、警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。</p> <p>(3) 保護・収容動物の公示</p> <p>県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。</p> <p>(4) 動物の処分</p> <p>ア 県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。</p> <p>イ 県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。</p> <p>6 ペットへの対応(環境生活部、市町村)</p> <p>災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び市町村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。</p> <p>(1) 動物救済本部の設置</p> <p>ア 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。</p> <p>イ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。</p> <p>(2) 避難所での取扱い</p> <p>市町村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。</p> |
| <p>札幌市</p> | <p>札幌市地域防災計画(地震災害対策編)</p> <p>第2章災害予防計画 第9節 医療・衛生・環境の体制づくり</p> <p>第2 防疫・衛生活動等の体制整備</p> <p>地震災害の場合、建物の倒壊などによって多数の死者が発生すると予想されるため、遺体の火葬などにあらかじめ広域的な協力体制が必要となる。また断水・停電・浸水などにより衛生条件が悪化するため、食中毒、害虫の発生等に対しても注意を要する。一方、被災した家畜や飼い主が不明となったペットなどの逸走動物に対する保護対策も必要である。札幌市では、これらの災害時の防疫・衛生活動を迅速に行えるように、事前対策を実施する。</p> <p>4 死亡動物対策 市営の死亡獣畜取扱場は、動物管理センター福移支所の1か所のみである。当該施設の処理能力を超える死亡動物が発生した場合には、近隣市町村の死亡獣畜取扱場、民間のペット霊園等に協力を要請する。</p> <p>5 逸走動物等の対策</p> <p>犬舎等の確保を推進し、また、逸走動物等の保護対策に備えて「北海道獣医師会石狩支部」「札幌市小動物獣医師会」等の関係団体と連絡体制を強化する。</p> <p>第3章災害予防計画 第14節 防疫・清掃・環境対策</p> <p>第7 動物対策</p> <p>災害時には、飼い主の被災、避難場所への収容不能、飼育施設の破損等により逸走動物等や負傷動物が多数発生する。逸走犬等の避難場所進入、咬傷事故、感染症の予防等と動物愛護の観点から、一時的な保護、治療等を実施する。また、飼い主らの問い合わせにも対応するよう収容施設等についての広報を実施する。一方、災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣畜処理場に運搬・処理する。</p> |
| <p>仙台市</p> | <p>仙台市地域防災計画(地震・津波災害対策編・平成26年4月)</p> <p>第1章自助・共助第6節避難所を主体的に運営する</p> <p>3.避難所運営委員会の活動【市民(避難者)・地域団体等】(2)避難所運営で行う主な活動</p> <p>サ ペット飼育管理の指導(衛生班)</p> <p>ペット連れの避難者については、ペット飼育場所を設置して受け入れる。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるように指導し、避難者間のトラブル防止に努める。</p> <p>第2章公助第10節医療救護・保健・防疫計画</p> <p>1 実施機関及び担当業務</p> <p>健康福祉部:被災動物の保護、管理に関すること</p> <p>14 被災動物の保護・収容(健康福祉部)</p> <p>(1) 被災地域における被災動物への対応</p> <p>健康福祉部は、仙台市獣医師会や市民ボランティア等と連携を図り、被災動物の保護・収容をはじめ、獣医療支援、飼育支援、関係機関との調整等の支援事業を実施する。</p> <p>(2) 同行避難したペットへの対応</p> <p>健康福祉部は、同行したペットに対して、区本部等と連絡を取りながら、仙台市獣医師会や市民ボランティア等と連携して、避難所や応急仮設住宅に受け入れられるよう、助言や適正飼育に関する指導を必要に応じて行う。</p> <p>(3) 被災地域における特定動物への対応</p> <p>健康福祉部は、大規模災害時に人の生命や財産に重大な危害を及ぼすおそれのある特定動物の確認を行い、逸走した特定動物を飼い主が対処しきれない場合は、飼い主、行政、獣医師会や警察署等が連携して、緊急時の迅速な対応と被害の防止に努める。</p> <p>第2章公助第12節避難所運営計画</p> <p>3.避難所運営【関係各部、区本部】(5) 避難所運営委員会の活動イ避難所運営で行う主な活動</p> <p>① ペット飼育管理の指導(衛生班)</p> <p>ペット連れの避難者については、ペット飼育場所を設置して受け入れる。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるように指導し、避難者間のトラブル防止に努める。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-------|--|
| さいたま市 | <p>さいたま市地域防災計画(震災対策編) 第1部震災応急対策計画 第7章救援救護活動 第7 災害時における動物の保護</p> <p>1 災害時の動物保護体制 災害時には、被災場所に放置されたままの動物、飼い主の不明な動物や放し飼い状態の動物が多数発生することが予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所・指定避難場所に避難してくることが予想される。 災害時の動物保護については、保健福祉部動物愛護班が主体となり、動物保護活動を実施するが、動物保護活動を円滑に実施するために、必要に応じて埼玉県獣医師会さいたま支部に協力を要請するものとする。</p> <p>2 災害時の動物保護活動 災害時には、被災場所に放置されたままの動物、飼い主の不明な動物や放し飼い状態の動物が多数発生することが予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため動物保護活動を行う。</p> <p>(1) 災害時の動物保護活動の内容 ア 特定動物への対応 イ 放し飼い犬等の収容 ウ 被災場所に放置された負傷動物の保護 エ 被災場所に放置された飼養動物への対応 オ 避難所に飼い主とともに避難した動物への対応</p> <p>3 避難場所・指定避難所における動物の適正な飼養 動物愛護班は、避難場所・指定避難場所の動物飼養施設における動物の適正飼養及び環境衛生の維持に対し、必要な指導を行う。 なお、飼い主とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)に関しては、避難所の円滑な運営を図るため、飼い主から住所、氏名、動物の種類及び数を届け出てもらい、避難場所班長は避難場所運営委員会の環境班長に報告する。 避難した動物の取り扱いについて、避難場所・指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難場所・指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物の飼い主が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物の飼い主が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。</p> |
| 千葉市 | <p>千葉市防災計画[共通編] 第2章災害予防計画 第10節 第6 動物救護体制の整備</p> <p>第6 動物救護体制の整備 【保健福祉局、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等】 市は、県、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等と協議し、被災ペットへの救護活動や市内に逸走した動物への対応を的確に行うための体制整備に努める。</p> <p>1 動物救護体制の整備 市は、大規模災害時には動物救護担当を設置し、県、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等と協議し、動物救護体制の整備に努める。</p> <p>2 必要な物資の確保 動物用器材、ペットフード等を関係団体と連携し、整備に努める。</p> |
| 横浜市 | <p>横浜市防災計画震災対策編 動物の保護収容</p> <p>(1)被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防及び動物による咬傷事故の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される被災動物救護組織(現在関係機関・団体と協議中)との連携により次の活動を行う。 動物の保護収容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼い主不明動物の保護収容 2 負傷動物の保護、治療、一時保管 3 継続飼育が困難な動物の一時保管 4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡 5 地域防災拠点等におけるペットの適正飼育についての助言 6 その他、動物に係る相談、助言等 <p>(2)区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合等には「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するよう助言する。</p> <p>(3)許可した特定動物(ニホンザル、ワニガメ、イヌワシなど)の状況を確認し、適切な対応を行う。</p> <p>(4)災害時の動物救援体制(詳細省略)</p> |
| 川崎市 | <p>川崎市地域防災計画震災対策編 第4部応急対策計画第2節 環境・食品衛生対策等</p> <p>4 災害時の動物救護対策</p> <p>(1)川崎市動物救援本部の設置 健康福祉局長は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部(以下「市動物救援本部」という。)を設置する。 災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。</p> <p>(2)動物救護センター等の設置 健康福祉局長は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療 ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談 ・ 被災動物の健康相談等 <p>(3)避難所における動物の適正飼養 健康福祉局長は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。区長は、避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。</p> <p>(4)逸走した犬の捕獲収容 健康福祉局長は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。</p> <p>(5)特定動物対策 健康福祉局長は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。 特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|--|
| 相模原市 | <p>相模原市地域防災計画「地震災害対策計画編 第11章防疫・衛生 8動物対策」及び「風水害等対策計画編 第11章防疫・衛生 8動物対策」(内容は同じ)</p> <p>(1)放浪動物等への措置 健康福祉局は、獣医機関、動物愛護団体等と連携し、飼主の被災により放置された又は逃げ出した動物を保護するとともに、速やかな飼主等への引渡しに努める。 危険動物が逃げた場合は、危害を防止するため、飼育者、警察等と連携し、必要な措置を講じる。</p> <p>(2)ペットへの措置 避難時のペットの保護及び飼育は、所有者が行うこととし、避難所内へのペットの持ち込みは原則として禁止する。 避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び動物関連団体等と取り扱いについて協議し、ペット救護所等が設置される場合は、公共用地を提供する等の支援を行う。</p> |
| 新潟市 | <p>新潟市地域防災計画 第3部災害応急対策計画 第2章震災応急対策計画 第15節愛玩動物保護対策計画及び第3章風水害応急対策計画 第16節愛玩動物保護計画</p> <p>(1)避難所を設置するに当たり、愛玩動物同伴可能な避難所の設置および周知に努める。 (2)避難所において適正な飼育が出来るよう市内各所の避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の把握に努める。 (3)避難所等での飼育補助 ア・飼育用品等の飼育物品を確保する。 イ・避難所での飼育状況を把握し、必要に応じて獣医師かいに獣医師の派遣を要請する ウ・避難所に おいて愛玩動物が適正に飼育されるよう支援する。 エ・避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等について、県を通じて調整を依頼する。 (4)避難所で愛玩動物を適正に飼育する為、あるいは環境衛生を維持する為に、相談窓口を設置する。 その他の対策 (1)住民が被災したため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明の動物を保護し、関係施設にあずかる。 (2)被災の為飼えなくなった動物や飼い主が不明の動物を引き取ってくれる新たな飼い主を探すための情報の収集と提供を行う。 (3)仮設住宅で適正に動物が飼育出来るよう支援を行う。 (4)被災動物間の感染症の発生や拡大を防止する為、被災動物の健康管理に十分な配慮をする。</p> |
| 静岡市 | <p>静岡市地域防災計画 地震対策編 第2編平常時対策 第4章地震・津波災害予防対策の推進 第12節生活の確保</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保 (2)市民が実施すべき事項 オ 犬の登録、狂犬病予防接種を行うとともに、鑑札及び予防接種済標を首輪に装着しておくこと カ 避難生活に備え、犬・猫等のしつけをしておくこと 4 清掃、環境保全、防疫及び保健衛生活動 (1)市が実施すべき事項 ケ 被災動物の保護等、救助活動の計画を作成する。※ (2)市民が実施すべき事項 イ ペット動物の飼育に必要な餌及び水を確保し、逃亡を防ぐ処置を講じておく。</p> <p>第5編災害応急対策 第10章地域への救援活動 第14節防疫活動 1 市 (9)必要に応じて被災動物の保護収容及び避難所でのペット動物の飼育指導を行う。</p> <p>※平成24年度に、「静岡市、静岡市獣医師会、一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部、公益社団法人日本愛玩動物協会」で災害時の動物救護活動に関する協定書を締結し、静岡市被災動物救護計画を策定した。 ※平成25年度に、地域自主防災避難訓練において、清水区内の小学校でペット動物の同行避難訓練を実施した。</p> |
| 浜松市 | <p>浜松市被災した家庭動物の救護要領 第1 基本方針 社団法人静岡県動物保護協会が制定した「静岡県被災動物救護計画(平成18年4月1日制定。以下、「救護計画」という。)」の市該当部分をもって、本市の被災動物救護計画とし、災害発生時は、救護計画に規定された必要な支援活動を行うものとする。 第2 分担計画 救護計画の「概要」の「5 被災動物救護計画の分担表」の「市町」部分については、別表のとおり取り扱うものとする。</p> |
| 名古屋市 | <p>名古屋市地域防災計画(抜粋) 共通編 第2章 災害予防計画 第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 第1 防災意識の啓発 3 市民・企業に対する防災教育及び広報 (3) 広報 ア 平常時の心得に関する事項 (サ) ペットのために非常食の準備、移動用の容器等避難に必要な準備を行うこと。</p> <p>地震災害対策計画編 第1章 災害応急対策計画 第14節 医療救護・保健衛生 【保健衛生】 第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護 健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健所班との連携により、震災時における逃走動物(犬、特定動物)による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護も行う。 1 震災発生時における特定動物の飼養状況の監視 2 逃走動物の把握及び市民への危険防止 3 逃走動物の捕獲・保護及びその措置について飼主及び関係機関との協議決定 4 飼主不明の負傷動物の保護・収容及びその情報管理</p> <p>第5 関係機関との連絡及び協力要請 本部長は、健康福祉部長から応援要請を受けた場合は、感染症対策支援の協力及び逃走動物の捕獲・保護の出動要請を関係機関に要請する。 1 感染症予防関係 感染症予防活動において、必要な場合は厚生労働省、愛知県、自衛隊等への防疫支援の協力要請を行う。 2 逃走動物関係 逃走動物からの危害防止活動において必要な場合は、愛知県警察又は東山動物園へ出動要請を行う。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|---|
| 京都市 | <p>京都市地域防災計画 震災対策編 第2章 災害予防対策 第3部 災害応急対策への備え 第15節 防疫・保健衛生活動体制の整備 3 家畜・ペットへの対応体制 (1) 家畜伝染病の予防体制の整備(産業観光局) 産業観光局は、関係機関と連携して、震災後を想定した家畜伝染病の予防対策等の実施体制を整備する。 (2) 被災ペット動物等への対応体制の整備(保健福祉局) 保健福祉局は、ペット動物の飼い主の被災や避難により放置されるおそれのあるペット動物について、獣医師会や動物愛護協会、ボランティア等と連携した保護収容対策の検討を行う。また、危険動物については、所有者の有無を調べるとともに、関係機関と連携を取り保護収容対策を検討する。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第15節 防疫活動・保健衛生活動計画 15.6被災家畜(動物)等への措置を行う (1)家畜伝染病と被災家畜の措置(産業観光局) 15.6.1 被害の実情に応じた防疫対策措置をとるよう指導する(産業観光部)産業観光部は、必要に応じ、関係機関と連携して畜産業者等に対し、予防注射の励行を始め、被害の実情に応じた防疫措置をとるよう指導する。 (2)ペット等の保護収容 15.6.2 ペット等の保護収容を依頼する(保健福祉部) 保健福祉部は、被災地における飼育動物の保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に要請して被災動物の保護収容等の対応を実施する。また、危険動物については、所有者の有無を調べるとともに、区役所、警察、消防署と連携をとり、保護収容等の対策を実施する。 (3)動物園における危険動物の逸走措置 15.6.3 動物園における危険動物等の逸走措置を行う(文化市民部)危険動物が逸走した場合は、すみやかに脱出動物の捕獲等を行い、動物の保護及び動物による人への危害防止のため、必要な措置を行う。</p> |
| 大阪市 | <p>大阪市地域防災計画<震災対策編> 第3部 災害応急対策計画 17 防疫・保健衛生計画 17-3 動物保護等の実施</p> <p>健康部は、関係機関・団体と、相互に連携し、次の応急対策を実施する。 (1)被災地域における愛護動物の保護・収容 (2)避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導 (3)動物による人等への危害防止</p> |
| 堺市 | <p>堺市地域防災計画 災害応急対策 地震編 第2章 応急復旧期の活動 第4節 保健衛生活動(健康福祉局) 風水害編 第2章 災害発生後の活動 第15節 保健衛生活動(健康福祉局)第6 動物保護等の実施</p> <p>市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。</p> <p>2 指定避難所における動物の適正な飼育 市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、警察及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> |
| 神戸市 | <p>神戸市地域防災計画 地震対策編 応急対応計画 第11章 廃棄物処理計画 11-5 死亡獣畜及び放浪犬猫の収集 処理システム</p> <p>3. 放浪犬猫の保護収容 地震後、被災により放浪する犬猫について、保健福祉部は関係機関、関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する。また、必要に応じて関係団体に支援を行う。</p> |
| 岡山市 | <p>岡山市地域防災計画【地震・津波災害対策編】 第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救助計画 2対策 (6) 家庭動物等動物の保護</p> <p>県、市は連携を図りながら、犬・猫等の一般の家庭動物の保護、収容について、情報収集を行うとともに、(公益社団法人)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また、特定危険動物の収容については、届け出施設や動物園等と連携し対応するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。</p> <p>岡山市地域防災計画【風水害対策編】 第5章り災者の救助保護 第9節防疫・保健衛生 7 家庭動物等動物の保護</p> <p>県、市は連携を図りながら、犬、猫等の一般の家庭動物の保護、収容について、情報収集を行うとともに、(公益社団法人)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また、特定動物の収容については、届け出施設や動物園等と連携し対応するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|---|
| 広島市 | <p>広島市地域防災計画－震災対策編－ 第14節 防疫及び保健衛生対策</p> <p>地震災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、感染症のまん延防止、被災者の健康管理、食品等の衛生の確保、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。</p> <p>第4 特定動物の監視《健康福祉局動物管理センター》 市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監視活動の範囲 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生時における特定動物の飼養状況の監視 (2) 逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報 (3) 逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定 2 監視班の編成 動物管理センターは、特定動物の監視班を編成する。 3 その他 特定動物からの危険防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。 なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。 <p>第5 愛護動物の保護管理《健康福祉局動物管理センター》 動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。</p> |
| 北九州市 | <p>北九州市地域防災計画(災害対策編) 平成24年3月27日修正 第3章 災害応急対策計画 第20節 避難者の受入れ対応</p> <p>第4 災害発生時における愛玩動物(ペット)対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛玩動物の取扱い(原則) <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生時における愛玩動物(以下、「ペット」という。)の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「福岡県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 (2) 避難所へのペットの同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止とする。 ただし、身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49条)第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。 2 保健福祉部及び区対策部の対応 保健福祉部及び区対策部は、災害発生時におけるペットの飼い主への支援を、衛生状況、被災状況等を考慮しながら、以下により実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ペットの避難所への収容(大規模災害発生時) 区対策部等は、避難者の収容完了後、避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、避難所施設へのペット収容の可否について、検討を行う。 避難所へペットを収容する場合、保健福祉部(動物愛護センター)は、必要に応じて、北九州市獣医師会に協力を要請する。 (2) ペットの支援情報提供(2-(1)以外の災害時) ペットの管理は、1-(1)のとおり、飼い主による管理を原則とするが、保健福祉部(動物愛護センター)は、北九州市獣医師会の協力を得て、関係部署に支援情報の提供を行う。 |
| 福岡市 | <p>福岡市地域防災計画 【震災対策編】第3章災害応急対策計画 第10節生活救援対策 第4愛玩動物対策 【風水害対策編】第3章災害応急対策計画 第9節生活救援対策 第4愛玩動物対策 【原子力災害対策編】第3章緊急事態応急対策 第6節屋内退避、避難収容等の防護活動 第5愛玩動物対策</p> <p>災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方について検討を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施体制 災害対策本部保健福祉部が統括し、各部及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。 2 愛玩動物の保護 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一時預かり場所の確保 避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。 (2) 住居等に残されている愛玩動物への対応 動物愛護団体などに寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ、必要に応じ、保護、給餌等の対応を行う。 (3) 飼い主不明愛玩動物への対応 飼い主からはぐれた愛玩動物については、保護するとともに、飼い主が判明するよう努める。 (4) ボランティアの活用 災害発生時には、効率的にボランティアのマンパワーを活用する。 (5) 負傷した愛玩動物の治療 被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合には、保護収容し応急処置を行う。 (6) 愛玩動物の相談窓口の設置 大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。 3 被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方 被災者と愛玩動物が同行避難できる避難所や避難所における適正飼育など、愛玩動物の受け入れに関する対策について、以下の検討を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 同行できる避難所 (2) 避難所における愛玩動物の適正飼育 (3) 必要物資の調達 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|--|
| 熊本市 | <p>熊本市地域防災計画 風水害編 第3章 災害応急対策計画 *第23節 動物救護対策</p> <p>○災害時における愛玩動物対策 第1項 愛玩動物の取扱い (1)災害発生時における愛玩動物取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 (2)避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会、動物愛護センター等により検討を行う。なお、身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49号)第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき収容可とする。</p> <p>第2項 実施体制 動物愛護センター所長が総括する熊本市愛玩動物災害対策係(動物対策係)を設置し、被災動物救援センターの設置、関係機関への救援資材確保の調整、獣医師の派遣要請などの連絡調整を行うとともに、熊本県獣医師会熊本市支部、熊本市動物愛護推進協議会等の協力を得て被災動物の救援活動を行う。</p> <p>第3項 被災動物の救援活動 ①一時預かり場所の確保 避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所の確保を支援する。 ②負傷動物の治療 被災地域に所有者不明の負傷動物がいる場合には、動物愛護センターが保護収容し、熊本県獣医師会熊本市支部等の協力を得て応急処置を実施する。 ③動物の相談窓口の設置 大規模災害発生に伴う不明・保護動物等の情報提供等の問合せ、飼い主への被災動物の適正飼育啓発等に似対応するために、熊本市動物愛護推進協議会等の協力を得て相談窓口を設置する。 ④特定動物の逸走等の対応 災害発生時、飼養管理者に対し飼養施設の不備及び特定動物の逸走等の確認を行い、特定動物が逸走した場合、警察等に通報するとともに、危害防止のため必要な措置を行う。</p> |
| 旭川市 | <p>旭川市地域防災計画 第4章震災応急対策計画 第12節防疫・清掃 第5放浪動物対策 1 放浪動物への対応 第4保健所班は、飼い主が不明なペット、逸走家畜等を保護し、旭川市動物愛護センターあにまある等に収容する。不足する場合は、新規に保護施設を設置する。</p> |
| 函館市 | <p>函館市地域防災計画 基本・地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節 愛玩動物の収容対策 市(保健衛生対策部)は、災害で被災放置された愛玩動物の収容対策について、函館獣医師会および動物愛護団体と連携・協力して動物救援本部を設置し、道の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施することとする。</p> |
| 青森市 | <p>青森市地域防災計画 青森市災害対策本部別業務分担に、保健班の役割として「放置動物対策に関すること」を規定。 調査内容は、放置動物の確認及び対応。 具体的には、青森県と協議しながら対策することとしている。</p> |
| 盛岡市 | <p>盛岡市防災計画本編 第3章災害応急対策計画 第16節:医療・保健計画 9 愛玩動物等の救護対策 市本部長は、県と協同で、被災した愛玩動物等の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 (1)被災地における動物の保護 ア 被災地の巡回や、住民から協力を得る等により、被災地の残された動物の把握を行う。 イ 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 ウ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 (2)避難場所における愛玩動物の適正な飼養管理 飼い主とともに避難した愛玩動物について、避難場所の管理者等や関係機関の協力を得ながら動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア 愛玩動物を伴った被災者の把握及びとりまとめ イ 適正飼育の推進 (ア)各避難所における愛玩動物の飼育場所についての必要な助言を実施する。 (イ)適正な飼育方法についての指導及び助言を実施する。 ウ 飼育補助対策 (ア)ペットフードやペット飼育用品等の支援物資を配布する。 (イ)動物の病気に関する相談や措置について、獣医師会等に依頼を行う。 (ウ)飼育困難となった愛玩動物の譲渡や一時預かりについて、関係団体と連携し、個人からの支援の申し入れの調整や受付を行う。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|---|
| 秋田市 | <p>秋田市地域防災計画 第1編地震災害対策編 第3章災害応急対策計画 第21節動物の救護</p> <p><計画の方針> 災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性があり、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全のために、飼い主がペットと同行避難することが重要である。 市は、大規模災害時において、県、関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護および管理の観点から、飼い主の支援および被災動物の保護に努める。</p> <p><各段階における活動の内容> 発災からの時間 経過活動の内容</p> <p>1時間以内 3時間以内 6時間以内 12時間以内 収容施設の確保、食料等物資の確保 24時間以内 72時間(3日)以内 関係機関等との協力体制の確立、動物救護活動、相談窓口の設置、動物感染症の予防措置 1週間以内 飼い主捜しの実施</p> <p><実施担当> 対策項目 課所室等 関係機関</p> <p>1 特定動物・愛護動物の対策 保健衛生班、動物園班 2 避難所の愛護動物の管理 市民生活班、保健衛生班</p> <p>【1 特定動物・愛護動物の対策】 (1) 飼い主の役割 大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保した上でペットを連れて避難する。避難所によりペットの受け入れが不可の場合は、ペット受け入れ可の避難所への避難指示に従う。 また、日ごろからペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種および動物用避難用品の確保に努める。 (2) 実施機関の役割 緊急時の対応として、担当班等は、県や関係各機関の協力を得ながら実施する。 (3) 実施の方法 ア 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。 イ 被災動物の収容施設を確保する。 ウ 被災動物の食料を確保する。 エ 動物感染症の予防措置および負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 オ 動物園においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の構造を強化するとともに平常時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講じる。</p> <p>【2 避難所の愛護動物の管理】 (1) 避難所での対応 市は、大規模災害時、同行避難ができることと指定した避難所において、同行避難したペットのためのスペースの確保に努める。 原則的には、動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。 なお、大規模災害時以外は、避難所への愛護動物の持ち込みは原則禁止する。 (2) 避難所での管理 避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。 飼育用スペースの管理運営担当者は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、被災者および在宅被災者が所有する愛護動物について、「愛護動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。</p> |
| 郡山市 | <p>郡山市地域防災計画 第6節 避難救出計画 6 避難場所 (4) 避難場所の開設及び運営等 ⑥ 愛護動物について</p> <p>災害時における愛護動物の飼育、放浪防止等の管理については飼い主の責任において行い、市の指定した愛護動物の収容避難場所へ同行避難を行う。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|---|
| いわき市 | <p>いわき市地域防災計画地震・津波災害対策編 第3章災害応急対策 第9節避難対策 12 避難所の運営 ① ペット対策 市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、飼い主とともに避難したペットについて、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難所での飼育の原則:ペットの飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 ペットの把握:避難所運営委員会は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 飼育者の氏名と住所 ペットの種類と数 ペットの特徴(性別・体格・毛色等) <p>飼育場所の指定:避難所運営委員会は、避難所における飼育場所の指定を行う。 物資等の提供:市は、必要に応じ、次の支援等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 民間事業者との協定により確保したペット用物資の配布(食料品、日用品) ペットの負傷や病気に対する診断、治療を獣医師会へ支援要請 ペットに関する相談(一時預かり、飼育相談等) <p>保護施設等への受入調整:市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から動物シェルターなど保護施設へのペット受入等の調整を行う。</p> <p>第13節ペットの保護対策 1 計画の目的 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。</p> <p>2 各段階における業務の内容 発災から12 時間以内:ペット用物資の提供の呼び掛け及び受入準備、ペットの一時預かり先の情報収集 発災から24 時間以内:被災状況や避難状況等の情報収集 発災から72 時間(3 日)以内:動物保護活動、相談窓口開設、ペットの一時預かり、避難所への獣医師やボランティア派遣の協力依頼 発災から1週間以内:動物救護本部の設置、飼い主探し、ボランティア、義援金募集の呼びかけ 発災から1箇月以内:仮設住宅でのペット飼育支援、被災動物の健康管理支援や譲渡支援</p> <p>3 各主体の責務 (1) 飼い主の役割 ア ペットの飼い主は、災害発生時にペットを同伴して避難できるよう、日ごろからゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、ペット用ゲージなど避難用品の確保に努める。 イ ペットの飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合でも長期にわたり放置することのないよう努める。 (2) 市の役割 ア 災対保健福祉部は、動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、県動物愛護ボランティア会等と協力して「福島県動物救護本部」を設置、または市独自の動物救護本部を設置し、避難所等におけるペットの健康管理、新たな飼い主探しの支援など救護本部の取組みを行う。 イ 地区本部避難所班は、避難所の設置にあたって避難所運営委員会と協議し、ペット同伴の避難者を受け入れるためのスペースを確保するなど住民がペットと一緒に避難することができるよう配慮に努める。 ウ 災対保健福祉部は、危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 エ 災対保健福祉部は、福島県獣医師会やボランティアの協力のもと、ペットの一時預かり所を開設する。 オ 災対保健福祉部は、獣医師会の協力のもと、避難所においてペットが適正に飼育されるよう指導を行うほか、ペットの診断や治療、飼育相談等を実施する。 カ 災対保健福祉部は、避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。 キ 災対保健福祉部は、災対財政部物資調達班や災対商工観光部商工労政班と連携し、協定を締結した民間流通事業者からペット用のえさや医薬品、衛生用品などを調達し、飼い主や動物救護本部等に提供する。</p> <p>(3) 福島県動物救護本部の役割 ① ペットや被災動物の保護、健康管理及び飼育管理に関する支援 ② ペットや被災動物の飼い主探し及び支援 ③ 災害ボランティアの募集及び受入 ④ その他被災動物の救護のために必要な事業</p> <p>4 業務の内容 市は、福島県動物救護本部や緊急災害時動物救援本部(公益財団法人日本動物愛護協会内に設置)の協力のもと、次の活動を行う。</p> <p>(1) ペットフード等支援物資の提供 災対財政部物資調達班と連携して避難したペット用の餌や医薬品、飼育用品等の確保に協力する。</p> <p>(2) 動物の保護 負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>(3) 相談窓口の開設 避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。</p> <p>(4) ペット等一時預かり所の運営 被災のため一時的に飼えなくなったペットや迷子動物を確保するため、ペット等一時預かり所を開設・運営するほか、民間等の一時預かり所の情報収集・提供に努める。</p> <p>(5) 飼い主探し 被災のため飼えなくなったペットや飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主探しのための情報の収集と提供を行う。</p> <p>(6) 仮設住宅でのペット飼育支援 仮設住宅で適正にペットが飼育できるよう支援を行う。</p> <p>(7) 被災動物の健康管理支援 獣医師会の協力のもと、被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。</p> <p>(8) ボランティア及び募金の受入・調整・運営 ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。</p> <p>(9) 広報 災対保健福祉部は、災対行政経営部広報班と連携し、ペットの一時預かり所の開設やえさや医薬品等の供給、新たな飼い主探しの情報等について市民に周知を行う。</p> |
| 宇都宮市 | <p>宇都宮市地域防災計画 第2章第17節第3動物の保護管理対策</p> <p>飼い主不明の動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く)、放し飼い状態の動物及び負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。 衛生班は、動物愛護の観点から、これらの動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、関係機関と連携し、次の諸活動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災地における動物の被災状況等の把握 動物の被災状況等を把握し、状況に応じた対応を行う。 避難所における動物の適正飼育の指導 (1) 動物の負傷状況等の情報収集を行う。 (2) 飼い主不明の動物に関する情報収集及び提供を行う。 (3) 飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導を行う。 関係機関との協力体制 1及び2を実施するにあたっては、栃木県及び(公社)栃木県獣医師会等と連携して実施する。 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|---|
| 前橋市 | <p>【前橋市地域防災計画 第2、3章 応急復旧期の対策活動 第3節 避難所の開設・管理 2. 避難所の管理・運営等 (4) 避難所の管理・運営】</p> <p>④ 家庭動物対策</p> <p>管理責任者は、避難所の生活環境や避難者の嗜好の違いに留意して、避難者の家庭動物のためのスペース確保に努める。</p> <p>【前橋市地域防災計画 第2、3章 応急復旧期の対策活動 第18節動物愛護】</p> <p>災害時には、負傷動物や逸走状態の動物が多数生じる一方、多くのペットが飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や飼育に関し、必要な措置を講じる。</p> <p>＜実施担当機関＞</p> <p>市担当部 健康部(衛生防疫班)、環境部(廃棄物班)</p> <p>関係機関 ボランティア</p> <p>＜対策の体系＞</p> <p>動物愛護</p> <p>1. ペット対策</p> <p>2. 放浪動物への対応</p> <p>3. 死亡動物への対応</p> <p>＜対策の展開＞</p> <p>1. ペット対策</p> <p>(1) 動物救護本部の設置</p> <p>健康部衛生防疫班は、前橋市保健所内に「動物救護本部」を設置し、被災した動物に対して、次の事項を実施する。</p> <p>① 飼養されている動物に対する餌の配布</p> <p>② 負傷した動物の収容・治療・保管</p> <p>③ 放浪動物の収容・保管</p> <p>④ 飼養困難な動物の一時保管</p> <p>⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供</p> <p>⑥ 動物に関する相談の実施等</p> <p>(2) 飼養者への対応</p> <p>ペットの保護及び飼養は、原則として飼養者が行うものとする。</p> <p>また、避難所における生活場所へのペットの持ち込みも原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう指導する。</p> <p>2. 放浪動物への対応</p> <p>健康部衛生防疫班は、飼い主の被災により放置又は逃げ出した動物が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。</p> <p>また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、県動物救護本部、警察等との連携により必要な措置を講じる。</p> <p>3. 死亡動物への対応</p> <p>死亡したペットの処理は、原則として飼養者が行うものとする。</p> <p>また、飼養者の判明しない死亡動物が放置されている場合は、環境部廃棄物班は必要な措置をとる。</p> <p>【前橋市国民保護計画 第4章警報及び避難の指示等 第2 避難住民等の誘導等 3 非難住民等の誘導】</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮</p> <p>市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、県や当該地域を管轄する獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力して、所要の措置を講ずるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|--|
| 高崎市 | <p>高崎市地域防災計画 第3章・地震災害応急対策計画 第14節・その他の災害応急対策 第7・動物愛護</p> <p>[芳伸・目標] ・災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として避難所における誠克場所へのペットの持ち込みは禁止とする。 ・動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。 ◎市担当部:保健医療部、農政部、支所部 ○関係機関:西部農業事務所家畜保健衛生課、高崎地区獣医師会</p> <p>1. ペット対策</p> <p>(1)動物救護本部の設置 市は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の修洋泰作を実施する。 ① 飼養されている動物に対する餌の配布 ② 負傷した動物の収容・治療・保管 ③ 放浪動物の収容・保管 ④ 飼養困難な動物の一時保管 ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥ 動物に関する相談の実施等</p> <p>(2)避難所における広報 避難所二いける生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。</p> <p>(3)他の動物救護本部との連携 県又は他市の動物救護本部と次の連携を行う。 ア 被災動物救護体制の整備 イ 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 ウ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 エ 被災者のペットの状況についての情報提供</p> <p>(4)ペット救護所開設の支援 県、獣医師会及び動物愛吾関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。</p> <p>(5)飼養者の対応 ペットの保護および飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>2 放浪動物への対応 市は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡したペット等が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署との連携により必要な措置を講ずる。</p> <p>3 死亡動物への対応 市は、死亡した愛玩動物等が放置されている場合は、必要な措置をとる。 また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し西部農業事務所家畜保健衛生課の指導により適正な処理を行う。</p> |
| 川越市 | <p>川越市地域防災計画 第3章応急対策 第3節救援期における災害応急対策活動 第4防疫及び保健衛生 4.3動物愛護【衛生班】</p> <p>災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。本市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。</p> <p>(1)被災地域における動物の保護 本市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、埼玉県、獣医師会、その他関係機関等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。</p> <p>(2)避難所等における動物の適正な飼養 本市は、獣医師会などと協力して、避難所や仮設住宅等における動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(3)情報の交換 本市は、埼玉県や獣医師会、及び次に説明する動物救援本部と連携して、以下の情報を収集、提供する。 ・市内各所の被害及び避難所での動物飼養状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所、応急仮設住宅等から動物保護施設への動物の受け入れ希望 ・埼玉県及び他市町村への連絡調整及び応援要請状況 なお、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体が連携して設置する動物救援本部が実施する事項は次のとおりである。 ・動物保護施設の設置 ・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 ・飼養困難動物の一時保管 ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 ・動物に関する相談の実施等</p> <p>(4)その他 「衛生班」は、「動物の愛護及び管理に関する法律」に指定する特定動物(危険な動物)が逸走した場合、動物園及び警察等の協力を得て収容、管理する。</p> |
| 船橋市 | <p>船橋市地域防災計画 第2部地震災害対策編 第1章予防計画 第6節防疫・衛生、保健体制の整備</p> <p>3. 放浪ペット・家畜の保護・収容体制の整備 被災によって放浪するペットや家畜等の保護・収容対策について、関係機関と協議を行い、保護・収容施設の確保や協定締結など、事前に体制づくりを行う。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|-------------|--|
| <p>柏市</p> | <p>震災編第3章 応急対策計画第5節 被災者生活を支援する 4 動物対策 活動目標 72時間以内 ◆避難所における動物の適正飼育の指導を実施 1週間以内 ◆関係機関に応援を依頼</p> <p>活動方針 緊急災害時においては人命救助が優先であるが、動物の保護及び動物による人への危害防止の観点から、市(保健所)は、危険動物の逸走防止、被災動物の捕獲収容及び餌の確保等の救護措置が、関係機関等の連携のもとに計画的に実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育 原則としてペットは避難所の建物内での飼育はできないが、飼い主とともに動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>■各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 ■避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ■他区市への連絡調整及び要請</p> |
| <p>横須賀市</p> | <p>横須賀市地域防災計画 地震災害対策計画編 第3部災害応急対策計画 第8章保健衛生・防疫対策 第5節ペット対策</p> <p>1 動物の保護 健康対策部は、被災現場に放置されたままの動物や飼い主の不明な動物が多数発生することが予想されることから、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、適切な動物の保護を行う。 なお、ペットの震災時避難所での扱いについては避難所運営委員会の判断による。</p> <p>2 避難所における適正な飼育 震災時避難所においては、獣医師会等関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育、環境衛生に対する指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>避難所における飼育の原則 ○運営委員会は、避難所での多種多様な価値観を持つ人の共同生活を円滑に実施するため、人とペットの居住区の区分けなど管理方針を作成する。 ○飼い主は、他の被災者の理解のもと、給餌、排泄物の清掃等の全責任を持つことを原則とする。</p> <p>ペットの把握 運営委員会は、避難所でのペットの適正管理を図るため、次に挙げる事項を飼い主から届け出てもらおう。 ○飼育者の氏名と住所 ○動物の種類と数 ○動物の特徴(性別・体格・毛色 等)</p> <p>飼育場所の指定 運営委員会は、避難所では様々な価値観を持つ人、アレルギー体質を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、避難所における適切な飼育場所の指定を行う。</p> <p>物資等の提供 傾向対策部は、必要に応じ次に挙げる提供を行う。 ○動物用物資の配布(食料、生活必需品) ○動物の負傷や病気になる診断、治療 ○動物に関する相談(一時預かり、飼育相談 等)</p> <p>保護施設等への受入調整 健康対策部は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整を行う。</p> |
| <p>富山市</p> | <p>富山市地域防災計画 第2編風水害対策編 第2章災害応急対策計画 第26節保健衛生 2保健衛生指導 (1)衛生活動 ウ 飼い犬の管理:犬による人畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。 エ 家庭動物の保護:災害時には、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。</p> |
| <p>金沢市</p> | <p>金沢市地域防災計画 第1編震災対策計画および第2編風水害等災害対策計画 第3章 災害応急対応計画 第17節 防疫・保健衛生活動 8 災害時における動物保護、特定動物の逸走対策 ア 保健所は、市、獣医師会、動物愛護団体等と連携して被災動物保護対策室を設置する。 イ 保護活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主探し、その他必要な措置を実施する。 ウ 特定動物の逸走等の有無を確認し、逸走時には所轄警察署等と連携し、必要な措置を実施する。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|---|
| 長野市 | <p>長野市地域防災計画 1第3章 震災対策計画 第8節 避難収容活動 第4 避難所の運営 2.避難所の運営 5. 飼養動物への対応 飼養動物(以下「ペット」という。)を連れての避難の場合、避難建物内へのペットの持込みは禁止する。グラウンドや屋根のあるテラス等の屋外にペット専用スペースを指定し、避難所のルールに従い、所有者の責任で管理を行う。 なお、盲導犬・介助犬・聴導犬はペットにはあたらないため、避難建物内への同伴を禁止するものではないが、犬が苦手な避難者もいることを考慮し、災害時要援護者として配慮を行う。 2 第3章 震災対策計画 第35節 飼養動物の保護対策 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第1 所有者不明の飼養動物への対応 保健所部生活衛生班は、飼い主の被災により遺棄された又は逃げ出した飼養動物等を保護する。特定動物(ライオン・ゾウ等)が逃げ出した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 第2 飼養動物への対応 避難時の飼養動物(以下「ペット」という。)の保護及び飼育は、原則として動物の飼い主が行い、避難所では市としてペットの飼育は行わない。保健所部生活衛生班は、避難者がペットを同行してきた場合は、屋外にペット専用スペースが指定され、飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び、動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づき、自己責任においてペットを管理すること、避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行うことを広報する。避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペットの問題が生じた場合は、県及び獣医師会等と取扱いについて協議する。獣医師会及び関係団体等がペット救護所等を設置し、ペットの受入れ等を行う場合は、動物救護所のための公共用地の提供等や避難者への周知に協力する。 第3 死亡獣畜への対応 保健所部生活衛生班は、死亡獣畜が周辺環境を汚染することなく適正に処理されるよう、措置を講ずる。 第4 動物園の特定動物への対応 長野市茶臼山動物園及び城山分園が被災し、特定動物が逃げ出した場合の対応は、長野市茶臼山動物園非常事態の予防及び活動要綱等によるものとする。</p> |
| 岐阜市 | <p>岐阜市地域防災計画 (一般対策計画)第3章 災害応急対策 第28節 愛玩動物等の救援 (地震対策計画)第3章 地震災害応急対策 第30節 愛玩動物等の救援</p> <p>【実施担当部】 1 健康部(保健所) 2 都市防災部 (方針) 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物)等が多数発生すると同時に、多くの被災者が、愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 (実施内容) 1 岐阜市被災動物救援計画 市は、「岐阜市被災動物救援計画」に基づき、生活衛生班により被災動物救援体制の構築を図るとともに、岐阜県被災動物救援本部等と連携して、必要な対策を講ずる。 2 被災地域における動物の保護 市は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 3 動物の適正な飼育体制の確保 (1) 愛玩動物同行可能な避難所の設置 市は、避難所を設置するにあたり、テント等を備蓄し、愛玩動物同行可能な避難所の設置に努める。 (2) 避難所での愛玩動物の把握 市内各所の避難所において、飼い主と共に避難してきた愛玩動物を把握し、避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。 (3) 避難所等での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 (4) 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)について 同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の飼育施設に収容する。 4 特定動物の逸走対策 特定動物が飼育施設から逸走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。</p> |
| 豊橋市 | <p>○豊橋市地域防災計画 -風水害等災害対策計画-(平成26年2月修正) 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第3節 防疫・保健衛生 8 動物の保護 (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する 10 その他保健衛生 (2) 特定動物による危害の防止 保健所及び総合動植物公園は、飼養施設の倒壊等により特定動物が逃走した場合には、緊急捕獲体制をとるとともに、警察署等に対して協力を要請することにより、特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。 (3) 被災犬等の保護収容及び犬等による危害の防止 保健所は、関係機関、関係団体等の協力を得て、被災犬等の保護及び収容を行うとともに、犬及び特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。</p> <p>○豊橋市地域防災計画 -地震災害対策計画-(平成26年2月修正) 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第3節 防疫・保健衛生 8 動物の保護 (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する 10 その他保健衛生 (2) 特定動物による危害の防止 保健所、総合動植物公園は、飼養施設の倒壊等により特定動物が逃走した場合には、緊急捕獲体制をとるとともに、警察署等に対して協力を要請することにより、特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。 (3) 被災犬等の保護収容及び犬等による危害の防止 保健所は、関係機関、関係団体等の協力を得て、被災犬等の保護及び収容を行うとともに、犬及び特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。</p> |
| 豊田市 | <p>(災害対策本部事務分掌の中で、災害時のペットに関することを明示し、行動マニュアルの中で、活動内容について記載している)</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|--|
| 岡崎市 | <p>岡崎市地域防災計画 第3編震災応急対策計画 第5章被災者生活支援 第3節避難生活の確保、健康管理</p> <p>第2避難所の開設、運営 2避難所の運営体制の整備</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>コ 避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、飼育者や他の避難者に対して避難所での飼育ルールの周知・徹底を図る。</p> <p>第3健康及び衛生管理</p> <p>2 衛生管理</p> <p>(4) 動物の保護</p> <p>市は、被災し、逃走している動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> |
| 大津市 | <p>大津市地域防災計画 震災対策編 第3章災害応急対策計画 第8節防疫、保健衛生、遺体対応に関する活動 第2動物収容保護活動</p> <p>大津市地域防災計画 風水害等対策編 第3章災害応急対策計画 第9節防疫、保健衛生、遺体対応に関する活動 第2動物収容保護活動</p> <p>大規模地震発生時には、負傷している動物や飼い主からはぐれた動物が多数発生することや、また、飼養施設から逸走した特定動物(サル、ワニ等「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第2条に規定する動物)が市街地周辺で徘徊し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれが想定される。このことから、動物愛護及び危害防止の観点から次の活動を行う。</p> <p>(1) 被災動物の保護及び犬による危害防止</p> <p>大津市動物愛護センターは、犬等の被災動物の保護及び収容並びに負傷動物の一時治療を行うとともに、犬による咬傷事故等の危害発生防止のため、野犬等(滋賀県動物の保護および管理に関する条例第2条第5号に規定する犬)の捕獲を行う。</p> <p>(2) 一時保管の支援</p> <p>大津市動物愛護センターは、関係団体による被災者の所有犬等の一時保管を支援する。</p> <p>(3) 特定動物による危害防止</p> <p>大津市動物愛護センターは、特定動物の管理状況の把握を行い、逃走等の事態が生じた場合は、当該動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、捕獲のため現地へ出動する。また、付近住民に周知するとともに、警察関係機関に捕獲の協力を要請する。</p> <p>(4) 避難所における動物の適正な飼養</p> <p>市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、避難所運営マニュアルに基づく適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> |
| 高槻市 | <p>高槻市地域防災計画本編 第4節保健衛生活動 第5動物保護等の実施</p> <p>市は、大阪府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の収容保護</p> <p>飼い主のわからない負傷動物や逃走状態の動物の保護については、迅速かつ広範囲な対応が求められることから、市は、大阪府、市獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容を行う。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼養</p> <p>市は、大阪府、市獣医師会等関係団体と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1) 避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について大阪府、市獣医師会等関係団体と連絡調整を行う。</p> <p>(2) 他府県市町との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害の防止</p> <p>動物が徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶ恐れがあるときに、大阪府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p> |
| 豊中市 | <p>豊中市地域防災計画 第3編災害応急対策計画 第1部地震災害応急対策計画 第3章初期期の応急活動 第3節応急避難 第3避難所の開設・運営</p> <p>(8) 愛玩動物の収容対策</p> <p>ア 大阪府と連携し、相談・保護等について獣医師会及び動物愛護団体に要請する。</p> <p>イ 避難所での愛玩動物の飼育については、避難者が相互に話し合い運営することとする。</p> <p>ウ 愛玩動物の所有者は、飼育困難等の事情により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>第4章応急対策活動 第2節住宅応急対策 3 応急仮設住宅の供与</p> <p>(5) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>市と大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と大阪府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</p> |
| 東大阪市 | <p>東大阪市地域防災計画 第3編地震災害対策編 第2章応急復旧活動期 第8節防疫、保健衛生活動 第3被災動物(犬・猫)の保護及び収容</p> <p>災害時においては、飼い主のわからない犬や放し飼いの犬等が多数発生することが予想されることから、次の活動を行う。</p> <p>1. 飼い主のわからない犬や放し飼い状態の犬等の把握</p> <p>2. 東大阪市獣医師会、ボランティア等と連携し、活動の支援指導をする。</p> <p>(1) 飼い主とともに避難した飼い犬、飼い猫の適正飼養の指導</p> <p>(2) 避難所における飼養場所の指導</p> <p>(3) 飼養された動物に対する餌の配布</p> <p>(4) 所有者及び譲渡に関する情報提供</p> <p>3. 収容等の体制の確保ができない場合、大阪府等に協力を要請する。</p> <p>第4編風水害対策編 第2章災害発生後の活動 第17節防疫、保健衛生活動 第3被災動物(犬・猫)の保護及び収容 に同上の記載あり</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|---|
| 枚方市 | <p>平成25年度は「枚方市地域防災計画」(本編)平成21年3月枚方市防災会議の一部、地震災害応急対策・復旧復興対策編 応急対策活動 第9節 廃棄物処理対策 第4 愛玩動物の収容【実施担当】環境保全部 環境衛生課【基本的な考え方】市及び関係機関は、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、放浪動物の保護・収容及び死亡愛玩動物の適切な収集・処理等を実施する。【対策の展開】</p> <p>1 放浪動物の保護収容 環境保全部は、飼育されていた犬猫等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、府、動物愛護団体等の関係機関との連携のもとに、保護収容等の対策にあたる。 (1)被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府住医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 (2)動物等による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等ノ関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然の防止する。</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼養 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)市は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 (2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整。 (3)他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 死亡愛玩動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、環境事業部が関係機関と協力して行う。</p> <p>平成26年度より中核市に移行したことに伴い、実施担当は健康部 枚方市保健所 保健衛生課となり、現在、健康部において災害対策マニュアルを作成中である。</p> |
| 姫路市 | <p>姫路市地域防災計画 第4節 愛玩動物の収容対策の実施 震災で被災放置された愛玩動物の収容対策について定める。</p> <p>1 実施責任機関 被災者支援班は、獣医師会等との連携を図る。</p> <p>2 動物救護センターの設置 (1)被災者支援班は、被害状況により必要と判断した場合は、獣医師会等と連携協力して動物救護センターを設置する。 (2)獣医師会等は、被災者支援班等の指導のもと愛護動物の収容対策を実施する。</p> <p>3 愛玩動物情報等の提供 被災者支援班は、動物救護センターに対し、避難所等における愛玩動物の情報等、必要に応じ情報を提供する。</p> <p>4 愛玩動物の対策の実施 (1)動物救護センターに対し、避難所等における愛玩動物の情報等、必要に応じ情報を提供する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物の所有者や里親探しのための情報収集、提供 ⑥愛玩動物に関する相談の実施等 (2)被災者支援班は、次の事項について動物救護センターを支援する。 ①被災動物救護体制の整備 ②犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 ③動物の応急保護収容施設設置のための調整等 (3)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> |
| 西宮市 | <p>地域防災計画 3編災害応急対策計画 21章廃棄物対策・保健衛生対策の実施 3節防疫・保健衛生対策の実施</p> <p>4. ペットの保護を実施する (1)被災地域における動物の保護 動物愛護の観点から、県や獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。</p> <p>(2)避難所での適正な飼育 県及び獣医師会との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行う等、主に以下の点を留意し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ① 動物を伴った被災者の状況把握(飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等) ② 避難所における飼育場所の指定 ③ 動物の食糧・生活必需品等の提供 ④ 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに一時預け、飼育等に関する相談</p> |
| 奈良市 | <p>奈良市地域防災計画(平成24年度修正) 第3章 災害応急対策計画 第8節 環境衛生に関する計画 第3項 愛がん動物の収容計画</p> <p>1 実施担当者 愛がん動物の収容対策の実施は、保健班とする。 2 放浪犬猫の保護収容 災害後、被災により放浪する犬猫について、県及び関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。また、必要に応じ関係団体に支援を行う。 3 愛がん動物飼育者の責務 愛がん動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>奈良市地域防災計画(平成24年度修正) 第4章 地震災害応急対策計画 第7節 環境衛生に関する計画 第4項 愛がん動物の収容計画 「第3章第8節第3項愛がん動物の収容計画」に準ずる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|---|
| 和歌山市 | <p>和歌山市地域防災計画(平成23年10月)</p> <p>和歌山市地域防災計画災害対策編 5編災害対策共通 7節保健衛生 第5愛玩動物収容対策等</p> <p>災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うため、県下の獣医師会や動物関係団体が設置する「動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動を支援する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、獣医師会や動物関係団体と協力し、動物の保護に努める。</p> <p>2 避難所における適正な飼育と情報提供 飼い主とともに避難した動物の飼育については、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報を提供する。</p> <p>3 収容対策 動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。 (1)飼養されている動物への餌の配布 (2)負傷した動物の収容・治療・保管 (3)放浪動物の収容・保管 (4)飼養困難な動物の一時保管 (5)動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6)動物に関する相談等の実施</p> |
| 倉敷市 | <p>平成24年度倉敷市地域防災計画・倉敷市水防計画</p> <p>第3編 地震・津波災害対策 第2章地震・津波予防計画 第2節 地震・津波に対するまちづくり 第2 公共施設等災害予防 3 避難所</p> <p>(1)避難所の施設設備の整備 市は、多数の被災者が長期間にわたり避難所で生活することを想定し、避難場所予定施設において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、通信機器、換気、照明など必要な施設設備を検討するとともに、女性専用の物干し場、更衣室。授乳室の設置など女性や子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備に努める。 また、必要に応じて家庭動物の受入に配慮するものとする。なお、緊急の際の避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておく。 さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> |
| 福山市 | <p>福山市地域防災計画(基本編) 第2章災害予防計画 第5節円滑な避難体制の確保に関する計画 8動物愛護管理に関する計画</p> <p>災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連絡を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係わる体制の整備に努める。</p> <p>福山市地域防災計画(震災対策編) 第1章総則 第7節減災目標 5戦略の体系 (3)発災時の対応と復興に向けた準備 ア発災時の対応とくらしの復興 定性的目標 ・特定動物や被災動物への対応</p> |
| 下関市 | <p>下関市地域防災計画</p> <p>第2編 災害予防計画 第17節 防疫・保健衛生体制の整備</p> <p>1 目的 災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、被害の状況によっては、避難生活が長期にわたるため、感染症等の疾病が発生するおそれがあり、これを防止するための防疫・保健衛生・健康管理体制を整備する。 また、大規模災害により死者が多数発生した場合による遺体処理体制を整備する。</p> <p>2 目標 (4)多数の被災動物が発生した場合の保護、収容等の体制を確立する。</p> <p>3 方策 3.4被災動物対策の整備(保健部) 被災動物の保護、収容等の対策について、平時から関係機関・関係団体と協議し、その体制整備に努める。</p> <p>第3編 災害応急対策計画(風水害等対策) 第2章 応急対策活動 第18節 防疫及び保健衛生 3 被災動物対策 被災動物の保護及び収容等について、関係機関、関係団体と協議の上、適切に対応する。</p> <p>第4編 災害応急対策計画(震災対策) 第2章 応急対策活動 第19節 防疫及び保健衛生 3 被災動物対策 被災動物の保護及び収容等について、関係機関、関係団体と協議の上、適切に対応する。</p> |
| 高松市 | <p>高松市地域防災計画 一般対策編 第2章 災害予防計画 第13節 危険物等災害予防計画 第6 特定動物(危険な動物)の飼養・保管施設の安全化対策 特定動物(危険な動物)の飼養施設の定期的な立入調査を行い、飼養状況を把握するとともに、飼養者に対し、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平常時から事故防止のため、定期点検等の実施や逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じておくよう指導する。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第14節 避難計画 第7 避難所の開設および運営 1 避難所の開設 ・被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。</p> <p>震災対策編 第2章 災害予防計画 第7節 危険物等災害予防計画 第6 特定動物(危険な動物)の飼養・保管施設の安全化対策 特定動物(危険な動物)の飼養施設の定期的な立入調査を行い、飼養状況を把握するとともに、飼養者に対し、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平常時から事故防止のため、定期点検等の実施や逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じておくよう指導する。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第15節 避難計画 第7 避難所の開設および運営 ・被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|---|
| 松山市 | <p>松山市地域防災計画(風水害等対策編、震災対策編) 第3章 災害応急対策 第9節 生活救援活動 第7 動物(犬、猫等)の管理</p> <p>災害の発生に伴う動物(犬、猫等)の保護及び人への危害防止等の対策は、原則として飼養者等が行う。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、次のとおり実施する。</p> <p>1 動物の保護収容等 災害後、被災動物の把握を行い、被災により放浪する犬、猫等について、関係機関、関係団体と協議し、保護収容するとともに、危険動物の逸走対策、危害防止、伝染病予防対策等、必要な措置を行う。</p> <p>3 住民の活動 (1) 負傷している動物の応急処置 (2) 放浪動物の一時保護及び通報 (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (4) 危険動物の逸走対策 (5) ボランティアによる保護動物の管理 (6) その他行政への協力</p> <p>その他、「松山市避難所運営マニュアル」3-2-(21)における「避難所のペット対策」「生活救援マニュアル」VI「動物(犬、猫等)の管理」等が定められております。</p> |
| 高知市 | <p>高知市地域防災計画 震災対策編 第3章 災害予防対策 第7節 援助・要請体制の整備 2-2 連携体制の推進 【保健衛生施設・体制の整備】 ・ペット等負傷動物の治療、保護等について獣医師会、民間団体等との連携体制を整備。</p> <p>第14節 保健衛生施設・体制の整備 2-4 愛護動物・家畜等対策の整備 ・獣医師会、民間団体等と連携し、愛護動物等負傷動物の治療、保護等についての体制を整備する。</p> <p>第4章 災害応急対策 第11節 感染症予防・保健衛生活動 2-4 愛護動物・家畜等対策の実施 ・獣医師会への応援要請及び民間団体等に協力依頼し、愛護動物等負傷動物の治療・保護等を実施する。</p> |
| 久留米市 | <p>久留米市地域防災計画 防疫・清掃(事故対策編 第12節、地震対策編 第12節、風水害対策編 第13節) 第5 動物対策 1 死亡獣畜の処理 農林業被害対策班及び衛生建設産業班は、医療救護班の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。処理ができない場合は、医療救護班の指導により、清掃班と連携して適切な措置をとる。</p> <p>2 愛玩動物への対応 医療救護班は、清掃班、農林業被害対策班及び衛生建設産業班と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。特に危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携して必要な措置を講ずる。</p> <p>3 避難・保護動物への対応 医療救護班は、同行避難した動物による避難所の生活環境の悪化を防止するため、適正飼養の指導を行う。 また、獣医師会、動物介護ボランティア(専門ボランティア)等の協力により、避難・保護した動物の治療や一時保管を行なう。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|--|
| 大分市 | <p>震災対策 第35節 愛玩動物保護対策計画 (保健医療部) 大規模災害時において市は、被災した愛玩動物を保護し、又避難所等で飼い主が適正に飼育できるよう支援するなど、被災愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>1 被災地域における愛玩動物の保護 被災地域において飼い主不明や負傷の愛玩動物が多く発生することが予想されるため、市は、県、大分県獣医師会及び関係機関等との協力体制を迅速に確立して、次の措置を行う。 (1)被災地域における愛玩動物の情報収集 被災地域において負傷若しくは飼い主が不明などにより、被災地域に残された愛玩動物の情報収集に努める。 (2)被災地域での愛玩動物の保護 被災地域の住民からの情報提供等で保護が必要な愛玩動物については、収容施設などで保護をする。</p> <p>2 避難所における愛玩動物の飼育指導 市は飼い主が避難所において愛玩動物を適正に飼育できるよう、県、大分県獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、次の通り愛玩動物の飼育の指導にあたる。 (1)避難所において、その代表者等に対して、愛玩動物の飼育体制についての助言を行う。 (2)避難所での愛玩動物の飼育状況の把握と救援物資の配布指導を行う。 (3)避難所から動物管理所などの保護施設への受け入れと譲渡等の調整を行う。</p> <p>3 その他の対策 (1)飼い主探し 被災のため飼い主が不明又は飼えなくなった愛玩動物を、引き取ってくれる飼い主を探すための情報の収集と市のホームページなどを利用してその提供を行う。 (2)動物取扱業者の状況把握 登録を受けている動物取扱業者のうち、多数の動物を飼養している施設について、保管状況を速やかに把握する。 (3)特定動物飼養施設の状況把握 被災地域で許可している特定動物の飼養状況の把握を行い、必要に応じて捕獲に協力する。</p> <p>風水害対策 第41節 愛玩動物保護対策計画 (保健医療部) 大規模災害時において市は、被災した愛玩動物を保護し、又避難所等で飼い主が適正に飼育できるよう支援するなど、被災愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>1 被災地域における愛玩動物の保護 被災地域において飼い主不明や負傷の愛玩動物が多く発生することが予想されるため、市は、県、大分県獣医師会及び関係機関等との協力体制を迅速に確立して、次の措置を行う。 (1)被災地域における愛玩動物の情報収集 被災地域において負傷若しくは飼い主が不明などにより、被災地域に残された愛玩動物の情報収集に努める。 (2)被災地域での愛玩動物の保護 被災地域の住民からの情報提供等で保護が必要な愛玩動物については、収容施設などで保護をする。</p> <p>2 避難所における愛玩動物の飼育指導 市は飼い主が避難所において愛玩動物を適正に飼育できるよう、県、大分県獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、次の通り愛玩動物の飼育の指導にあたる。 (1)避難所において、その代表者等に対して、愛玩動物の飼育体制についての助言を行う。 (2)避難所での愛玩動物の飼育状況の把握と救援物資の配布指導を行う。 (3)避難所から動物管理所などの保護施設への受け入れと譲渡等の調整を行う。</p> <p>3 その他の対策 (1)飼い主探し 被災のため飼い主が不明又は飼えなくなった愛玩動物を、引き取ってくれる飼い主を探すための情報の収集と市のホームページなどを利用してその提供を行う。 (2)動物取扱業者の状況把握 登録を受けている動物取扱業者のうち、多数の動物を飼養している施設について、保管状況を速やかに把握する。 (3)特定動物飼養施設の状況把握 被災地域で許可している特定動物の飼養状況の把握を行い、必要に応じて捕獲に協力する。</p> |
| 宮崎市 | <p>宮崎市地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 第22節 防疫・保健衛生、清掃、衛生、被災動物対策計画 第4項被災動物対策</p> <p>1. 被災地域における動物の保護 災害時には、負傷した動物および飼い主不明の動物など保護が必要な動物が生じることが予想されるので被災動物の保護や適正飼育のための必要な措置を行う。 1)被災動物救護所の設置と運営 2)被災動物の収容および治療 3)避難場所での動物飼育状況の把握 4)避難場所での動物の適正飼養の推進 5)被災動物の所有者への返還及び返還のできない動物の譲渡推進</p> |
| 鹿児島市 | <p>鹿児島市地域防災計画 第3章 災害応急対策 第15節 動物保護対策計画</p> <p>本計画は、被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し、必要な措置を行うものである。</p> <p>1. 実施責任者 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養の指導及び危険な動物の逸走対策については、市長が行うものとする。担当は、保健所班及び平川動物公園班とする。</p> <p>2. 飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、鹿児島市獣医公衆衛生協会、動物愛護団体動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。</p> <p>3. 避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力し、獣医師の派遣等を行う。</p> <p>4. 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他の関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。</p> |

| 自治体名 | 記載状況 |
|------|--|
| 那覇市 | <p>那覇市地域防災計画 風水害等編 第2章 災害応急対策計画 第17節 災害時の環境・衛生対策 第3 被災地の防疫活動</p> <p>6 動物の保護・収容</p> <p>放浪動物及び所有者不明の負傷動物の保護並びに危険動物の収容を行い、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。</p> <p>放浪動物の処置方法</p> <p>(1)所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。</p> <p>(2)犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。</p> <p>(3)危険な動物から人命を守る必要があるときは、処分を行う。</p> |